

法務総合研究所

研究部報告

50

無差別殺傷事犯に関する研究

2013

法務総合研究所

はしがき

法務総合研究所研究部報告50号は、「無差別殺傷事犯の研究」と題し、無差別殺傷事犯とこれを行った犯罪者の実態を調査した結果をとりまとめて報告する。

人の生命は何よりも守られるべきものであり、これを違法に奪う殺人は、犯罪の中でも特に重大なものの一つである。そして、殺人の中でも、明確な動機もなく全く面識のない相手の生命を奪う無差別殺傷事件は、被害者・その遺族にとって到底許し難い犯罪である上、地域社会をも震かんさせるものである。無差別殺傷事件は、必ずしも最近になって突如として見られるようになったものではなく、昔から発生していたものではあるが、昨今においては、ときとして相次いで発生することがあり、社会的な不安要因ともなる。これらのことから、無差別殺傷事犯を可能な限り予防し、また、これらの事犯を行った者を適切に処遇することは、刑事政策において大きな意義を有しているというべきであろう。

そこで、法務総合研究所では、無差別殺傷事件について、刑事事件記録、刑事施設の記録、保護観察所の記録等に基づいて、これらの犯行を行った者の属性、犯行内容、動機、犯行の背景等の実態、さらに、捜査、裁判から受刑、仮釈放後の保護観察までの処遇の実情を調査した上、これらの事犯者の特性、類型別の特徴、処遇上の問題点等を分析することにより、無差別殺傷事犯の実態を明らかにし、その効果的な防止策と適正な処遇を図るための基礎的資料として提供することを試みた。

本報告書が、無差別殺傷事犯の実態を解明する一助となり、その効果的な防止策及び社会復帰に向けた処遇策を検討・実施する上で何らかの役割を果たすことができれば幸いである。

最後に、今回の調査を実施する上で、多大な御理解と御協力をいただいた検察庁、刑事施設、保護観察所を始めとする法務省関係機関、各種の団体、貴重な御意見、御示唆をいただいた研究者、専門家の方々に心から謝意を表する次第である。

平成25年3月

法務総合研究所長

酒井邦彦

要 旨 紹 介

研究の目的・手法

本研究は、無差別殺傷事犯の防止と無差別殺傷事犯者に対する適切な処遇の在り方を検討するために、各事犯者の特徴、それぞれの無差別殺傷事件に至る動機、原因、背景と犯行内容の特徴、その処遇上の特性等を明らかにすることを目的としている。

調査対象の無差別殺傷事件は「分かりにくい動機に基づき、それまでに殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対して、殺意をもって危害を加えた事件」をいう。無差別殺傷事件については、統計的な把握、系統立った報告がないため、法務総合研究所では、全国の検察庁に照会して無差別殺傷事件に該当し得る可能性がある事件について広く回答を求め、回答のあった事件について判決書等を精査して無差別殺傷事件に該当するか否かを判断した。調査対象事件は、平成12年3月末日から22年3月末日までの間に裁判が確定した無差別殺傷事件であって、同事件の裁判が確定したことにより対象者が刑事施設に入所したものである。調査対象者は52人であった。

調査対象事件について、検察庁から判決書、刑事事件記録を取り寄せて内容を調査するとともに、調査対象者が入所した刑事施設において処遇記録等に基づく調査を、仮釈放後に保護観察に付された者について保護観察所の事件記録に基づく調査を行った。

調査対象の抽出方法と対象数の問題によって統計処理上の限界があることを踏まえつつ、その分析を行った。

無差別殺傷事犯の特徴

無差別殺傷事犯者の多くは男性であり、その年齢層は一般的な殺人事犯者に比べて低い者が多い。犯行時において、友人との交友関係、異性関係、家族関係等は劣悪である者がほとんどである。また、安定した職業を得ていた者は少なく、低収入にとどまる者が多い一方で、居住状況でも不安定な者が相当の割合でいる。全般的に、社会的に孤立して困窮型の生活を送っていた者が多いと評価できる。

無差別殺傷事犯者には、何らかの精神障害等、特にパーソナリティ障害の診断を受けた者が多いが、犯行時に入通院して治療を受けていた者は少ない。前科を有する者は約半数であり、その罪名としては粗暴犯が多い。また、犯行前に問題行動がある者がほとんどであるが、その内容としては自殺企図が多く、特に前科のない者で多く自殺企図歴が認められる。また、犯行前に医師等に犯行に関する内的衝動を相談するなどの行為を行っていた者もいる。

無差別殺傷事犯の動機としては、自己の境遇に対する不満から犯行に及ぶもの、特定の者に対する不満から無関係の第三者に対する犯行に及ぶもの、自殺できないことから死刑を意図したり、自殺へ

の踏ん切りをつけるために犯行に及ぶもの、社会生活への行き詰まりから刑務所へ逃避しようと犯行に及ぶもの、殺人に対する興味・欲求を満たすため犯行に及ぶものの五つの類型が認められた。これらの複数の種類の動機が併存している者もあり、特に、自己の境遇に対する不満によるもの、特定の者に対する不満によるものでは、これらの不満が直接に犯行に結び付くものと、これらの不満に基づいて、自殺や刑務所への逃避を考えるなど他の種類の動機が派生するものが認められた。事例数としては、自己の境遇に対する不満によるものが最も多く、次いで特定の者に対する不満であった。

無差別殺傷事犯は全て単独犯であり、共犯者はいない。無差別殺傷事犯者も何らかの理由によって被害者を選定している者が多く、特に、女性、子ども、高齢者が弱者だからという理由で選定されている場合が多い。そのほか、怨恨相手等の投影・代替として選定する場合もある。

受刑歴を有する者では、刑事施設出所後1年未満に無差別殺傷事件に及んだ者が多く、出所後の問題も存在していることがうかがえる。

無差別殺傷事犯者の処遇

無差別殺傷事犯者については、刑事施設内で、被害者・遺族への慰謝が処遇目標とされることが多く、特別改善指導として「被害者の視点を取り入れた教育」が最も多く行われている。精神障害等の診断を受ける者、性格傾向・対人関係の問題がある者が多く、治療等を行うほか、その他にも処遇上の配慮が必要な者が多い。

無差別殺傷事犯者は反則行為によって懲罰を受ける者が多く、しかも、反則行為・懲罰回数が多数回にわたる者も多数である。このような反則行為が頻発する者は前科を有する事犯者で多い。他方、対人関係上の問題から怠役する逃避型の反則行為者も存在する。

出所時には、精神保健福祉法26条に基づく通報がなされる場合が多いが、入院措置に至らない者も多数いる。出所時の引受けについて、家族からも引受けを拒否される者が多く、社会復帰に関して困難な問題がある。

無差別殺傷事犯者の中には、刑事施設内で再犯に及んだり、出所後に再犯に及ぶ者がおり、これらの再犯者は前科のある者が多い。

まとめ

無差別殺傷事犯者は、全ての者が共通の特徴を備えているわけではなく、また、発生件数を踏まえても、無差別殺傷事犯のみに焦点を当てた予防策を講じることには問題があろう。しかしながら、無差別殺傷事犯者は幾つかの類型に分けることが可能であるし、また、幾つかの特徴に基づいて検討される対策（発生を低減させるための施策）は、刑事政策上、社会経済政策上の施策との共通点を有しており、実行可能なものがあると考えられる。

そして、そのような対策の中には、まず、前科のある者、特に粗暴犯により受刑する者の処遇の充実が挙げられる。粗暴犯等の罪名で受刑する者に対して、リスクアセスメントツール等を用いて、粗暴性向、精神障害等の問題性を正確に測定・把握し、その問題性の程度と内容に応じた処遇を進めることが重要であろう。また、これらの者に対して、矯正施設、更生保護機関、さらに社会内の医療・福祉等の関係機関との間で必要な情報を共有し、連携して、出所後の問題に対応し、対象者を支援していく枠組みを充実、強化していく必要がある。その他の対策としては、社会的孤立を防ぐための「出番」と「居場所」を作るために行われている各種施策、精神障害等に関する各種啓発活動及び自殺防止対策は、無差別殺傷事犯の防止としても意義を有していると考えられる。また、各種の問題行動等に対応するためのガイドラインの作成・配布も有用であろう。

無差別殺傷事犯者の処遇としては、刑事施設において、事案の性質・内容を踏まえた適切な特別改善指導の実施が必要である。そして、対象者の有する精神障害等に対する適切な処遇が求められるところ、そのためには、刑事裁判における鑑定書等を処遇に有効に活用すること、専門性のある職員、医師等による対象者の刑事施設入所後の精神状況の定期的な把握、複数の関連部署職員から構成されるチーム処遇の実施、パーソナリティ障害等に対する処遇・治療方法の開発が重要なポイントとなる。また、対象者の社会復帰を支援するためには、刑事施設における指導・教育の充実、対象者の問題性を踏まえた出所後の受け皿の確保、関係機関との多機関連携を充実させるためのモデル構築・情報の共有、満期釈放者に対する支援策の充実が鍵となる。さらに、無差別殺傷事犯者の特質を職員に正しく理解させるための研修・教育も重要である。

最後になるが、本研究には調査対象の抽出方法と対象数に基因する限界があり、より確定的な結論を得るためには更なる研究が必要であると思われる。

研究部長 関 隆 男

無差別殺傷事犯に関する研究

総括研究官	野 下 智 之
総括研究官	寺 村 堅 志
研 究 官	櫛 山 昇
研 究 官	守 谷 哲 毅
研 究 官 補	石 川 ゆかり
研 究 官 補	重 山 智 保
法務省大臣官房秘書課長（前総括研究官）	名 取 俊 也
名古屋保護観察所次長（前 研 究 官）	岸 規 子
黒羽刑務所主任矯正処遇官（前研究官補）	中 林 保 雄

「無差別殺傷事犯に関する研究会」参加者

筑波大学 人間系長	宮 本 信 也
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 部長	岡 田 幸 之
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 室長	安 藤 久美子
府中刑務所 医務部長	奥 村 雄 介

目 次

第1章 研究の趣旨	1
第1節 研究の目的	1
第2節 「通り魔事件」	2
第3節 無差別殺傷事件の研究の手法	3
第4節 報告書の構成	4
第2章 殺人事件の動向	6
第1節 殺人事件の発生状況	6
第2節 殺人事件の捜査・裁判	17
第3節 殺人事犯者の矯正の動向	23
第4節 殺人事犯者の更生保護の動向	34
第3章 無差別殺傷事犯の実態	39
第1節 調査対象者の基本属性	39
第2節 犯行の状況	52
第3節 犯行の背景要因，犯行経緯・動機等	75
第4章 無差別殺傷事犯者の処遇	93
第1節 捜査・裁判	93
第2節 矯正	96
第3節 更生保護	117
第4節 再犯の状況	122
第5章 無差別殺傷事犯の類型別の検討	127
第1節 前科別の類型	127
第2節 犯行形態別の類型	132
第3節 犯行動機別の類型	137
第6章 無差別殺傷事犯に関する研究会の概要	147
第7章 外国における危険な犯罪者の研究と処遇	154
第1節 米国における危険な殺人犯の研究	154
第2節 英国における危険な犯罪者の処遇	159
第8章 まとめ	178
第1節 無差別殺傷事犯の特徴	178

第2節	無差別殺傷事犯の防止と無差別殺傷事犯者の処遇……………	181
第3節	おわりに……………	187

第1章 研究の趣旨

第1節 研究の目的

殺人は、最も尊重されるべき人の生命を奪う犯罪であり、被害者の人生を剥奪するのみならず、その遺族にも深刻なダメージを与えるものであって、その結果は最も重大である。このように最も重大な犯罪と言ってよい殺人の事犯者をいかに処遇するかは、刑事政策上における重要な主題の一つである。

殺人の多くは、面識のある被害者に対して行われ、加害者と被害者の間での人間関係の悪化等の問題があつて敢行されることが多い。殺人とは、極めて重大な行為であり、いやしくも人が他人に対し殺意を抱くということは、たとえ未必的なものであろうとも、それ自体が例外的な事態であつて、そこにはそれ相応の理由があるのが本来の姿であると理解されている（刑事事実認定一裁判例の総合的な研究一（上）12頁参照）。すなわち、殺意を抱くに当たっては、それなりの動機があるのが通常である。

ところが、「通り魔事件」等の言葉に代表されるように、加害者と関係のない被害者に対して、理不尽な動機に基づく無差別殺傷事件が、件数は多くはないものの、毎年発生して、社会に対して不安を与えてきた。特に、平成20年には、そのような無差別殺人が相次いで発生し、社会を震かんさせた。

たとえいかなる動機にせよ、他人の生命を不法に奪うことは、厳に非難されるべきことであるが、明確な動機もなく、あるいは、一般的な感覚からは理解困難な動機に基づいて無関係の第三者の生命を奪うことは、一般的な殺人以上に強く非難される。何の落ち度もない被害者が、極めて理不尽な理由によって生命を断たれるものであり、当該被害者・遺族にとって到底許し難い犯行であるばかりか、市民一般にも底知れぬ不気味さを覚えさせ、自分もこのような事件に巻き込まれるのではないかという強い不安感を抱かせる。その意味で、無差別殺傷事件は、いわゆる体感治安にも負の大きな影響を与えるものである。

このような無差別殺傷事件を起こした者については、これまで精神科医等による研究や分析も行われているが、それらの研究者が入手できるデータは、臨床精神医学的なものが主なものであり、また、幾つかの症例に基づいた事例研究的なものが多いように思われる。もちろん、無差別殺傷事件は、その性質上、犯人の特異な性格・思考方法や複雑な特殊事情を背景とするものが多く、すぐれて個別的な特質を持っており、また、件数も限られていることから、必ずしも統計的な分析になじむものとは言い難い。しかしながら、無差別殺傷事件は、社会の耳目を集め、極めて人々の関心が高いものであるにもかかわらず、信頼し得るデータに基づいて、その実態、実情の全体像が明らかにされることは少なかったことを考えると、可能な限り多くの無差別殺傷事件を対象とし、実証的な調査に基づきその実態を明らかにすることは、治安対策としても、また、社会のいたずらな不安を除去す

る意味でも意味があると考え。特に、無差別殺傷事犯の防止と無差別殺傷事犯者に対する適切な処遇の在り方を検討するためには、無差別殺傷事犯に至る動機、背景及び原因並びに犯行の準備及び犯行遂行上の特性、無差別殺傷事犯者の就学・就労、交友・家族関係、前科関係等の属性、無差別殺傷事犯者の処遇上の特性等のデータを可能な限り収集することが重要である。その上で、幾つかの観点から類型化を試みながら、無差別殺傷事犯又は無差別殺傷事犯者の特徴を探求することを目的として、本研究を行うこととした。

第2節 「通り魔事件」

無差別殺傷事件に類似した概念として、警察庁では「通り魔事件」という概念を用いている。警察庁では、昭和56年6月、「人の自由に通行できる場所において、確たる動機がなく、通りすがりに不特定の者に対し、凶器を使用するなどして殺傷等の危害（殺人、傷害、暴行及びいわゆる晴れ着魔などの器物損壊等）を加える事件」を通り魔事件と定義し、各都道府県警察から報告を受けて、その実態を分析している（通り魔事件の状況につき、昭和57年版犯罪白書参照）。

例えば、科学警察研究所においては、1996年1月から2003年3月までに警察庁に報告された通り魔事件のうち、器物損壊を除く殺人、傷害、暴行事件について、警察における捜査記録に基づいてデータ収集を行って、検討を加えている（渡邊和美「通り魔事件の犯人像」、科学警察研究所犯罪行動科学部長渡辺昭一編「捜査心理学」北大路書房）。そこでは、加害者と被害者が無関係であって、被害者との関係で加害者を特定し難いという特性から、加害者の特徴をプロフィールするという目的に基づき、米国司法省連邦捜査局（FBI）における複数の被害者のいる殺人事件の分類（大量殺人、スプリー殺人、連続殺人）を参考にしながら、通り魔事件の加害者を単発犯、スプリー犯（FBIの分類による大量殺人とスプリー殺人の区別が困難であるとして、これらを同一の類型として扱っている。）、連続犯の三つに分類した上で、年齢、学歴、職業、居住、精神疾患、犯罪歴、矯正施設入所歴、犯行動機、土地鑑等の観点で、それぞれの特徴を見ている。^{（注1）}

注1 同研究は、スプリー犯（24時間以内に複数の被害者を攻撃する者と定義）について、加害者像が最も明確とし、その特徴として、「攻撃衝動が強いが、一時期の衝動であって、連続犯のように長時間持続する類のものではない」、「職業は無職か、あっても土木作業員かパート等」、「親と同居し、親に依存して生活している場合が多い」、「普段おとなしい者が妄想で暴れるという弱者型で、犯罪歴はないか、あっても軽微なもの、ないしはかなり古い犯罪歴」などとしている。また、単発犯について、「何らかの精神障害に罹患していることが多く」、「職業は無職が多く」、「独居か親と同居していることが多い」、「凶悪犯や粗暴犯などの犯罪歴を持つ者も多く、普段からトラブルメーカーで、粗暴型が主であり」、「イライラが犯行の動機となる」が、「一部に弱者型も存在し」、「刑務所志願が動機であった」としている。また、連続犯の特徴として、年齢が「他の類型と比べて若い」、職業は「さまざま」で「無職者はむしろ少ない」、「犯行前に精神科への入・通院歴のある者は1名のみである」が、「犯行後の精神鑑定等では、何らかの精神疾患に罹患していると診断されるものがほとんど」、「粗暴型がほぼ半数で、10名中の6名が性的な目的で女性を狙っている」としている。

第3節 無差別殺傷事件の研究の手法

本研究において、無差別殺傷事件は「分かりにくい動機に基づき、それまでに殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対して、殺意をもって危害を加えた事件」をいう。

本研究は、捜査の一手段としての加害者の特徴のプロファイルを主目的としたものではなく、無差別殺傷事犯の予防や無差別殺傷事犯者の処遇の在り方を検討するためのものであることから、通り魔事件とは定義を異にしている。

すなわち、前記のとおり、本来であれば、それ相応の理由に基づいて殺意を抱くのが通常であるにもかかわらず、通常人の感覚からは殺意を抱くことが分かりにくい動機に基づいて殺意を抱いて殺害行為に出る点に、無差別殺傷事件の最も重要な特質があると考えられ、さらには、そのような動機に着目して、その動機の形成過程、背景・要因を探ることで、無差別殺傷事犯の予防や、その事犯者の処遇に適した調査・研究を行い得ると考えられる。このような観点からすれば、殺意を抱いた犯行、すなわち、殺人（殺人未遂を含む。）である点が無差別殺傷事件の重要な要素となることから、傷害・暴行は調査対象に含めないこととした。場所及び凶器の要素は、このような観点からは特に要件として必要ではないため、無差別殺傷事件の要件から除外した。

被害者と加害者の関係は、通常は、無関係の第三者であることが多いが、たまたま既知の被害者に対して加害者が「分かりにくい」動機に基づいて殺害行為に及ぶ場合は、前記の観点からは無差別殺傷事件として調査の対象とすべきであると考えられる。そこで、本来的に殺意を抱くような対立・敵対関係でなかった被害者に対する殺害行為を含めることとした。その結果、上記のとおり、無差別殺傷事件は、「分かりにくい動機に基づき、それまでに殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対して、殺意をもって危害を加えた事件」と定義される。

このような無差別殺傷事件は、統計的に把握されることもなく、系統立った報告の対象ともならないため、網羅的に研究対象とすることはできない。そのため、法務総合研究所では、全国の検察庁に無差別殺傷事件に該当し得る可能性のある事件について広く照会して回答を得た上、回答のあった事件について判決書及び刑事事件記録を取り寄せて内容を検討し、無差別殺傷事件であるか否かを判断した。

調査対象事件は、平成12年3月末日から22年3月末日までの間に裁判が確定した無差別殺傷事件であって、裁判が確定して対象者が刑事施設に入所したものである。調査対象者は、52人である。調査対象事件の概略については、巻末資料「調査対象事件一覧」で紹介しているとおりである。

本研究では、調査対象事件について、検察庁から取り寄せた刑事事件記録に基づく調査を行うとともに、調査対象者が入所した刑事施設における処遇記録に基づく調査、仮釈放

後に保護観察に付されたものについて保護観察所の事件記録に基づく調査を行い、調査対象者・調査対象事件に関するデータを収集した。

なお、調査対象事件である無差別殺傷事件に関する選定・抽出方法の限界及び数量的限界から、必ずしも統計的な処理を行うことはできない。したがって、本研究においては、その問題点を踏まえつつ、必要な範囲において各種の比較を行っているが、これらは必ずしも無差別殺傷事件一般に関する解釈を意味するものではない。

第4節 報告書の構成

1 各種統計による殺人事件に関する動向の分析

無差別殺傷事件の実態や無差別殺傷事犯者の処遇の実情を適切に分析し、理解するためには、一般的な殺人事件の実態、殺人犯の処遇の実情を把握しておくことが必要である。このような観点から、警察庁の統計、検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報、保護統計年報等を基に、殺人事件の発生状況、殺人事件に関する捜査、起訴、裁判の状況、殺人による受刑者に関する処遇の状況、殺人による保護観察対象者に関する処遇の状況等について、調査・分析を行った。

2 無差別殺傷事件の実態調査

調査対象となる無差別殺傷事件について、上記の方法により得た調査結果に基づいて、その調査対象者の基本的な属性、事件の時間的、場所的特徴、犯行の動機、被害者及び犯行手法の特徴等について明らかにするとともに、無差別殺傷事件に至った背景・要因等の分析を行った。

3 無差別殺傷事犯者の処遇の実態調査

調査対象の無差別殺傷事犯者について、捜査における特徴、裁判での量刑、裁判期間等の特徴、刑事施設における処遇の方針・指導、受刑態度等の処遇の実情、保護観察における社会復帰に向けた処遇の実情を明らかにするとともに、再犯状況を調査した。

4 外国における調査

米国司法省連邦捜査局が公表した報告書に基づいて、学校内銃乱射事件、連続殺人事件に関する知見を紹介するとともに、無差別殺傷事犯の予防及び無差別殺傷事犯者の処遇の在り方を検討するために、英国において、危険な犯罪者に対する評価の在り方、情報共有の枠組み、処遇の手法等を調査した。

5 研究会

調査対象の無差別殺傷事犯者の特徴, 対策の在り方等について専門的知見を求めるため, 精神医学等の専門家から構成される研究会を開催し, 得られたデータに基づいて, 無差別殺傷事犯者の特徴の有無, その趣旨等に関し, 意見を聴取するとともに, 無差別殺傷事犯を予防し, また, 無差別殺傷事犯者を適切に処遇するための方策についての提言を求めた。

6 まとめ

以上を受けて, 調査結果を取りまとめるとともに, 無差別殺傷事犯を抑止するための方策, それらの事犯者の処遇の在り方についての考察を行った。

第2章 殺人事件の動向

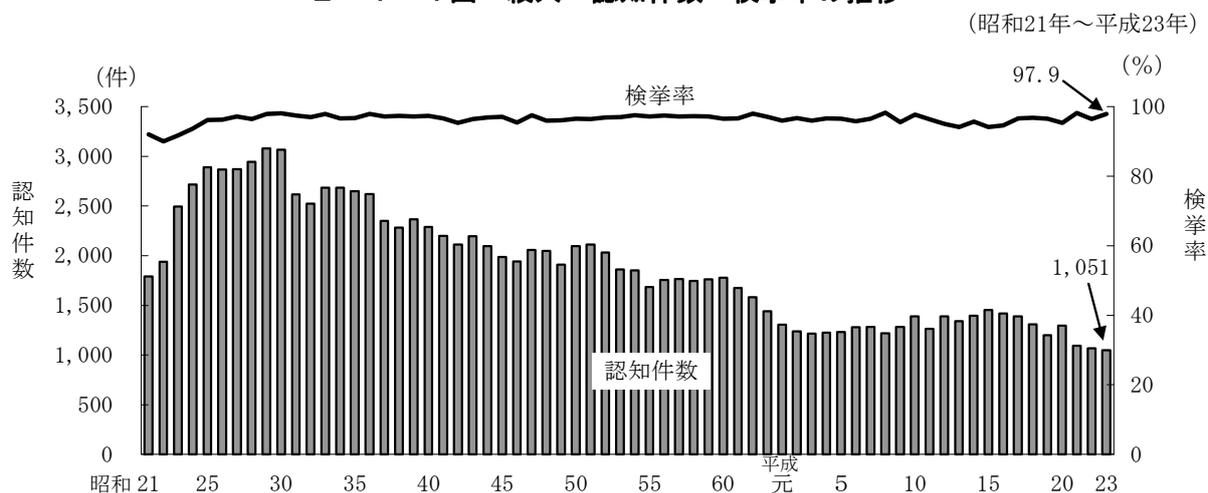
本章では、統計資料等に基づいて殺人事件の動向と処遇の概要を見る。本研究の調査分析の対象は、無差別殺傷事犯であるが、その前提として、我が国における殺人事件の動向と、殺人の事犯者に対する処遇を概観しておくことは有意義であり、無差別殺傷事犯の特徴を把握する手がかりとなると考えられる。

第1節 殺人事件の発生状況

戦後の殺人事件の認知件数と検挙率の推移を見ると、**2-1-1図**のとおりである。認知件数は、昭和29年の3,081件がピークであり、その後、平成元年頃まで、緩やかに減少傾向を示した。さらに、その後は、20年まで約1,200件～1,450件とおおむね横ばいの状態が続き、21年以降は、やや件数が減少し、1,000件～1,100件の殺人事件の発生が認知されている。刑法犯、一般刑法犯の認知件数が、平成8年から毎年戦後最多を更新し、14年にピークを迎え、それぞれ平成元年の約1.6倍、約1.7倍となった後、いずれも15年から減少に転じ、平成元年と同水準以下に戻った（平成24年版犯罪白書第1編第1章第1節参照）のと異なり、平成元年以降の殺人事件の発生状況は特に大きな変動がない。

検挙率は、戦後一貫して安定して高水準であり、90.0%～98.3%の間で推移している。

2-1-1図 殺人 認知件数・検挙率の推移

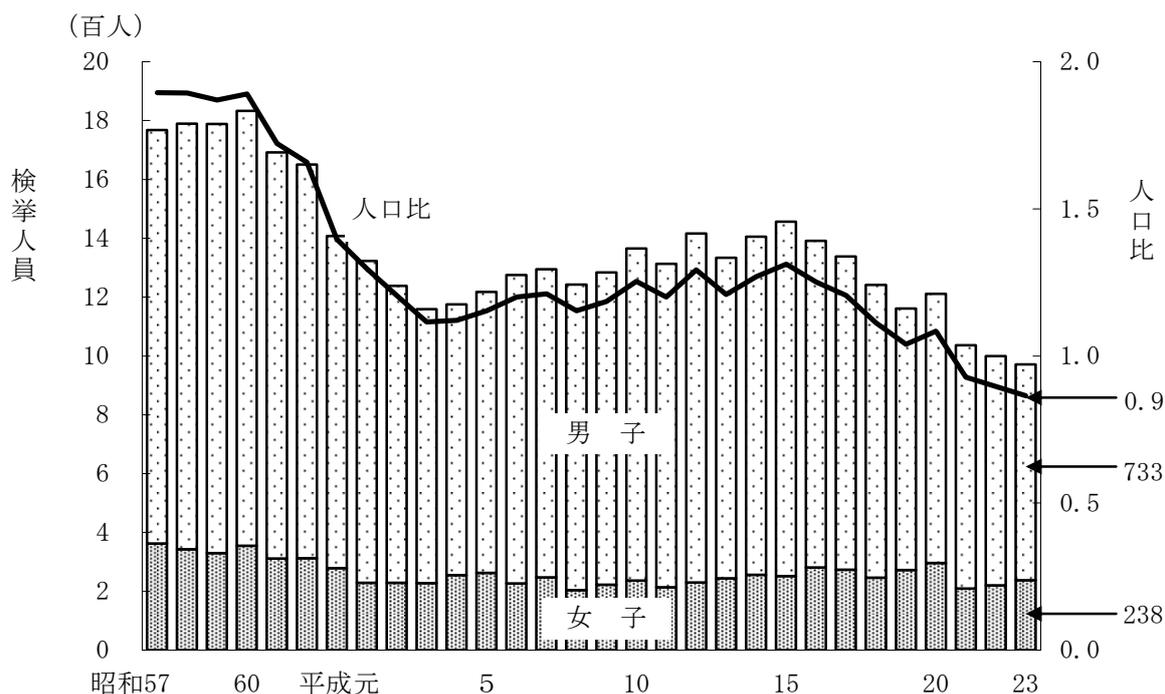


注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

2-1-2図は、殺人による検挙人員について、男女別の人員及び人口比（人口10万人当たりの検挙人員）の推移を見たものである。人口比は、昭和60年以降低下し、平成元年以降は1.0付近で推移している。また、男女別では、男子が多いものの、女子の比率も平成23年において24.5%に及んでいる。

2-1-2図 殺人 検挙人員（男女別）・人口比の推移

(昭和57年～平成23年)

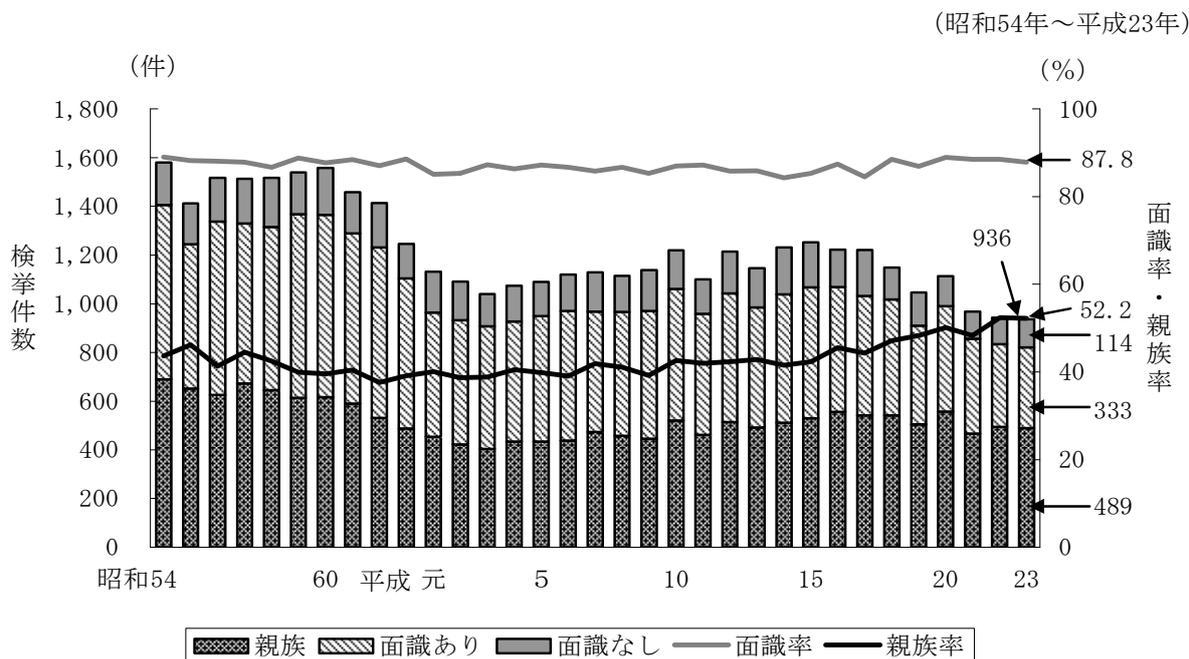


注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、14歳以上の人口10万人当たりの殺人検挙人員である。

2-1-3図は、昭和54年以降の殺人について、被疑者と被害者の関係別の検挙件数並びに親族率（検挙件数に占める被害者が被疑者の親族である事件の比率）及び面識率（検挙件数に占める被害者が被疑者の親族又は親族以外の面識者である事件の比率）の推移を見たものである。昭和54年から平成15年までは、ほとんどの年で親族以外の面識者に対する事件が親族に対する事件よりも多かったが、16年以降は逆転し、親族に対する事件が最も多くなっている。

親族率は、平成16年から上昇傾向にある（23年は52.2%）。面識率は、昭和54年以降のほとんどの年で80%台後半であり、おおむね横ばいで、非常に高い水準で推移している。逆に言えば、検挙件数に占める面識のない相手に対する殺人事件の比率は10%強と低い水準である。

2-1-3 図 殺人 被疑者と被害者との関係別検挙件数・面識率・親族率の推移

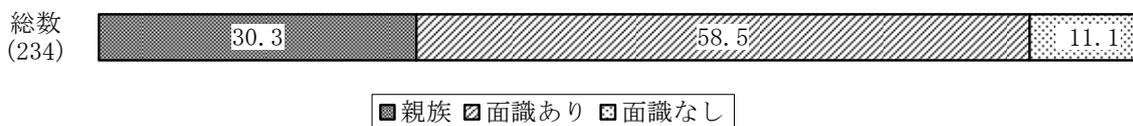


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 殺人予備を除く。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 5 「面識あり」は、友人・知人、職場関係者、交際相手等の面識者をいい、親族を含まない。
 6 「面識率」は、検挙件数に占める被害者が被疑者の親族又は親族以外の面識者である事件の比率である。
 7 「親族率」は、検挙件数に占める被害者が被疑者の親族である事件の比率である。

このように、面識のない相手に対する殺人事件の比率が低いのは、動機とも関連していると考えられる。平成22年版犯罪白書において、殺人等の重大事犯者について特別調査（以下、「平成22年調査」という。）を行ったが、2-1-4 図は、同調査における殺人の調査対象者について、主たる被害者（犯行による被害が最も大きい被害者をいう。）との関係別の構成比と、その関係別に主たる犯行動機を見たものである（なお、同調査における対象者は、平成12年上半期（1～6月）に刑事施設を出所した者であり、それらの者が行った殺人事件は、それよりも相当期間前に発生したものであるから、近年の殺人事件とは被疑者と被害者の関係別の件数に差異がある。）。その結果、殺人事件の動機として多いのは、憤まん・激情、報復・怨恨、暴力団の勢力争い等、痴情・異性関係トラブル、介護・養育疲れであったが、それらのいずれの動機においても、面識のない相手に対する事件は最も少なかった。親族、面識のある相手との関係における問題が殺人の動機を抱く契機・原因となることが多く、面識のない相手に対して殺人事件の動機を有するに至ることは比較的少ないと考えられる。

2-1-4図 殺人 主たる被害者との関係と動機(平成22年版犯罪白書特別調査)

① 主たる被害者との関係別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 殺人予備及び被害者が不詳の場合を除く。
 3 「面識あり」は、友人・知人、職場関係者、交際相手等の面識者をいい、親族を含まない。
 4 ()内は、実人員である。

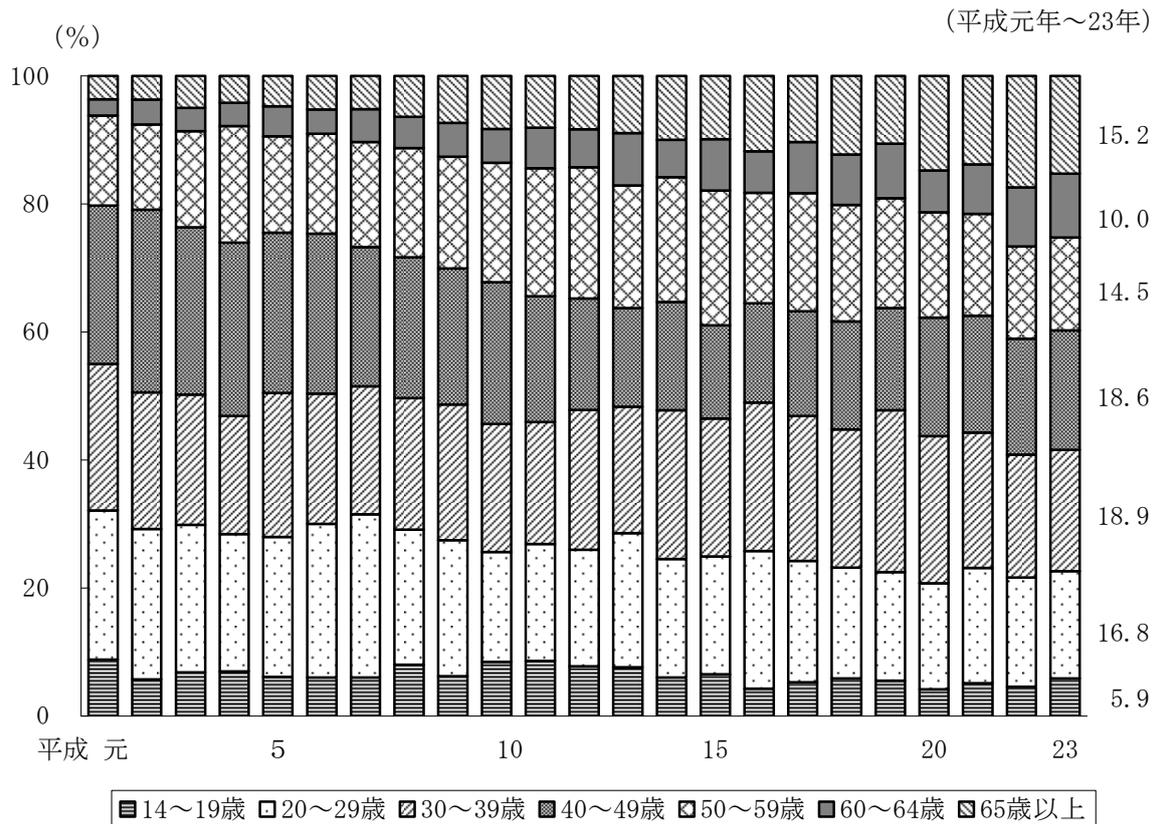
② 主たる動機・被害者との関係別人員

区分	総数	主たる被害者との関係			
		親族	面識あり	面識なし	不詳
憤まん・激情	100	23	61	14	2
報復・怨恨	27	8	19	-	-
痴情・異性関係トラブル	22	5	17	-	-
利欲目的	8	1	5	2	-
暴力団の勢力争い等	24	-	18	4	2
検挙逃れ・口封じ	6	-	2	4	-
介護・養育疲れ	19	19	-	-	-
心中企図	5	5	-	-	-
虐待・折かん	3	2	1	-	-
被害者の暴力等に対抗	11	3	8	-	-
その他	13	5	6	2	-
総数	238	71	137	26	4

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「暴力団の勢力争い等」は、暴力団内のトラブル及び暴走族間(内)のトラブル等を含む。
 3 「その他」は、本人に直接の動機がなく共犯者に従属して犯行に及んだもの、被害者の囑託、動機不明等を含む。
 4 「面識あり」は、友人・知人、職場関係者、交際相手等の面識者をいい、親族を含まない。

2-1-5図は、平成元年以降の殺人の検挙人員の年齢層別構成比の推移を見たものである。近年、65歳以上の高齢者の検挙人員の構成比が上昇している。また、一般刑法犯と比べて、殺人の検挙人員の特徴として、少年（14～19歳）の構成比が小さく、30～49歳の区分の構成比が大きいことが挙げられる（なお、一般刑法犯における年齢層別検挙人員の推移について、平成24年版犯罪白書1-1-1-5図参照）。

2-1-5図 殺人 検挙人員の年齢層別構成比の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。

2-1-6表は、殺人の検挙事件について、動機・原因別構成比の上位10位を見たものである。平成10年、15年、20年、23年のいずれにおいても、憤怒、怨恨が上位2位を占め、両方で約半数となる。これに対し、介護・看病疲れ、子育ての悩みといった家族間の問題が20年において上位10位に登場しているが^(注2)、それとともに、動機不明と異常めいてい・精神障害等を併せた構成比が最近上昇しており、23年においては10.4%に及んでいる。

2-1-6表 殺人（検挙事件）の動機・原因

(平成10年、15年、20年、23年)

順位	平成10年		平成15年		平成20年		平成23年		
	動機・原因	構成比	動機・原因	構成比	動機・原因	構成比	動機・原因	構成比	
1	憤怒	41.5%	憤怒	44.4%	憤怒	41.9%	憤怒	43.4%	
2	怨恨	17.7%	怨恨	16.2%	怨恨	17.9%	怨恨	15.8%	
3	痴情	7.0%	痴情	5.0%	痴情	4.8%	同率	動機不明	5.7%
4	異常めいてい・精神障害等	5.7%	異常めいてい・精神障害等	4.5%	異常めいてい・精神障害等	4.6%		介護・看病疲れ	5.7%
5	生活困窮	2.7%	その他の利欲	2.7%	介護・看病疲れ	4.3%	同率	異常めいてい・精神障害等	4.7%
6	動機不明	2.3%	動機不明	2.7%	生活困窮	4.1%		子育ての悩み	3.2%
7	その他の利欲	2.0%	生活困窮	2.6%	動機不明	3.0%	同率	痴情	3.2%
8	服従迎合	1.4%	服従迎合	2.2%	子育ての悩み	2.8%		生活困窮	2.8%
9	債務返済	1.2%	債務返済	1.9%	その他の利欲	2.1%	その他の利欲	1.2%	
10	自己顕示	1.1%	同率	保険金目当て	1.7%	債務返済	0.8%	性的欲求	0.9%
			自己顕示	1.7%					

注 1 警察庁の統計による。

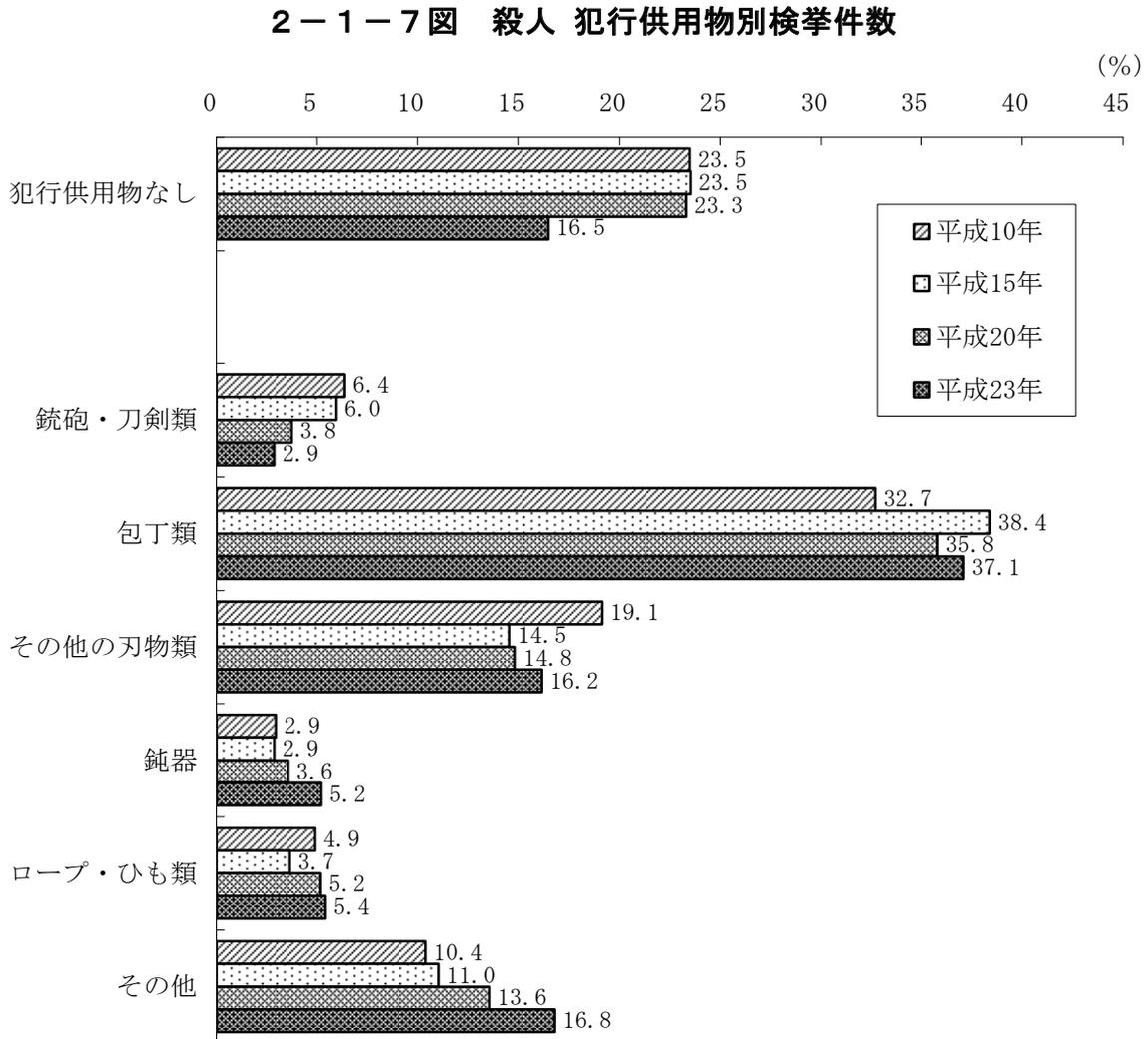
2 「異常めいてい」は、アルコールの影響により極度の興奮又は錯乱が見られる状態にあることをいう。

3 「介護・看病疲れ」及び「子育ての悩み」は、平成20年から追加された。

4 各年ごとに構成比の高い動機の順に第10位までを掲載している。

注2 「介護・看病疲れ」と「子育ての悩み」は、平成19年から統計項目に取り入れられたものであり、それ以前においては「その他」に含まれていた。

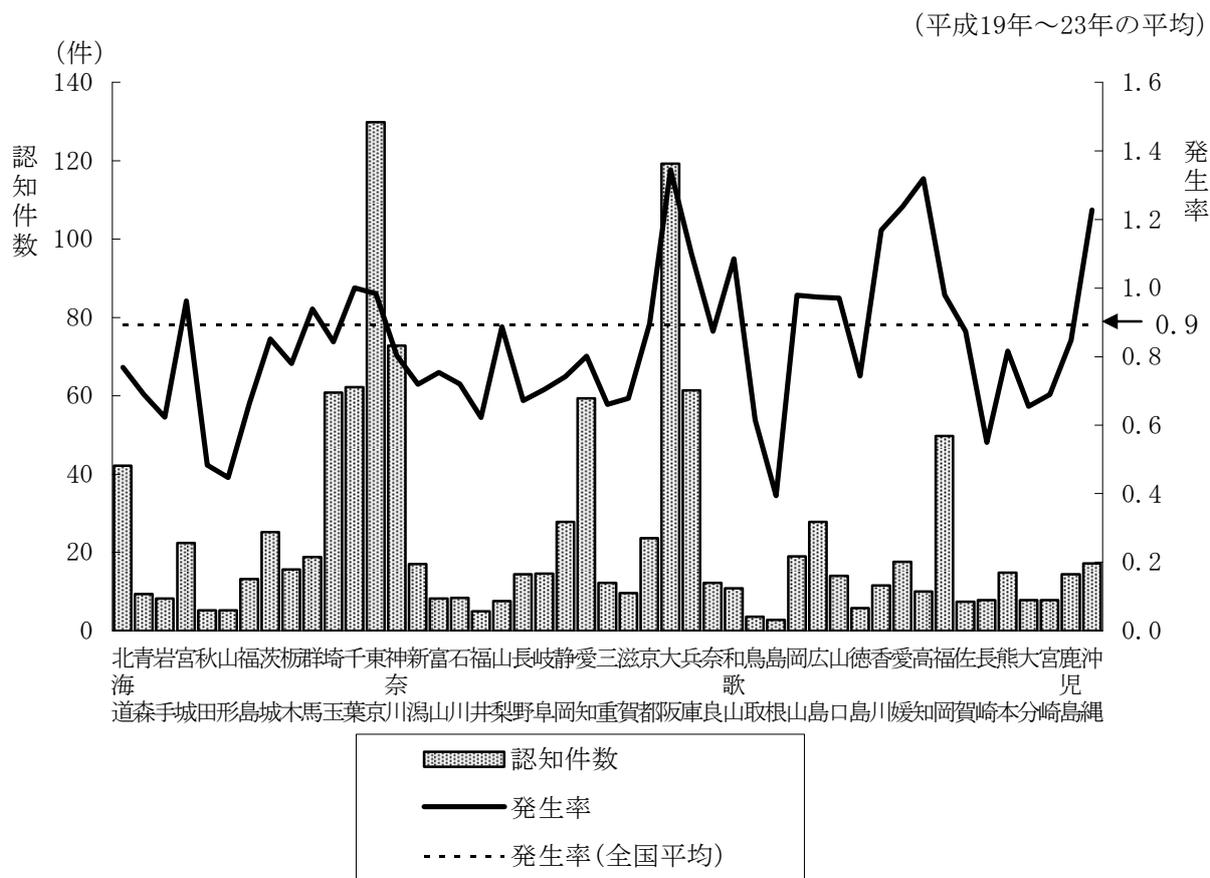
2-1-7図は、殺人について、犯行供用物別の検挙件数を見たものである。平成10年、15年、20年、23年のいずれの年においても、包丁類、その他の刃物類の構成比が高く、その両方で約半数を占めている。



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 各年の殺人検挙件数に占める各犯行供用物使用件数の比率である。
 3 一つの事件で数種類の供用物が使用されている場合は、それぞれの供用物（2種類を限度とする。）に計上している。
 4 「銃砲・刀剣類」は、模造及び模擬を含む。
 5 「鈍器」は、バール、ハンマー及び鉄器・こん棒類である。ただし、平成10年及び15年は、バール及びハンマーを含まない。
 6 「ロープ・ひも類」は、ガムテープを含む。
 7 「その他」は、毒劇物、火薬類、危険物等である。

2-1-8図は、平成19年から23年までの都道府県別の殺人事件の発生状況を見たものである。同期間の認知件数の平均を見ると、東京都及び大阪府が多い。この2府都は人口が多いため、殺人事件の発生率（人口10万人当たりの殺人事件の認知件数）で見ると、大阪府については発生率も高いが、高知県も同程度に高い。そのほか、発生率が1.0を超えている県は、千葉県、兵庫県、和歌山県、香川県、愛媛県、沖縄県であり、人口が少ない県においても、発生率が高い県が散見される。

2-1-8図 殺人 都道府県別発生状況（認知件数・発生率）



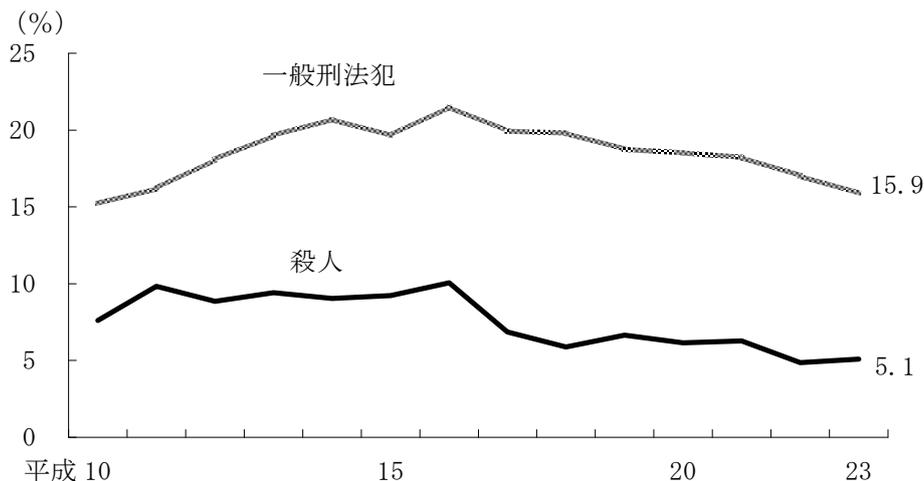
注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 発生率は、人口10万人（平成23年）当たりの認知件数(19年から23年の平均値)の比率である。

2-1-9図は、平成10年以降の一般刑法犯及び殺人における共犯率の推移を見たものである。

一般刑法犯の共犯率は15.2%~21.5%の間で推移しているが、殺人の共犯率は、一般刑法犯に比べると低く、4.9%~10.0%の間で推移している。

2-1-9図 殺人・一般刑法犯の共犯率の推移

(平成10年~23年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「共犯率」は、検挙件数に占める共犯による事件数の比率である。

2-1-10図は、平成10年以降の殺人における再犯者率、有職者率、暴力団構成員等率を見たものである。

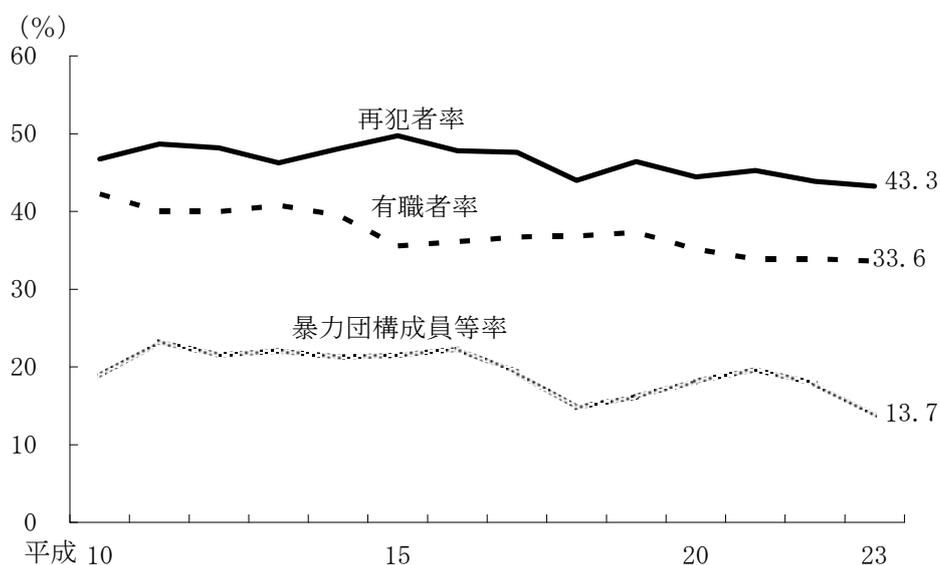
再犯者率は、43.3%～49.7%の間で推移しており、殺人で検挙される者のうち約4割から5割の者が、以前に刑法犯又は道路交通法を除く特別法犯により検挙された経歴がある。

有職者率は、33.6%～42.2%の間で推移しており、殺人で検挙される者のうち約3割から4割の者が、犯行時に職業に就いている。

暴力団構成員等率は、13.7%～23.2%の間で推移しており、殺人で検挙される者のうち、暴力団構成員等である者は1割強から2割強である。

2-1-10図 殺人 再犯者率・有職者率・暴力団構成員等率の推移

(平成10年～23年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、前に刑法犯又は道路交通法違反を除く特別法犯により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいい、「再犯者率」は、検挙人員に占める再犯者の比率である。

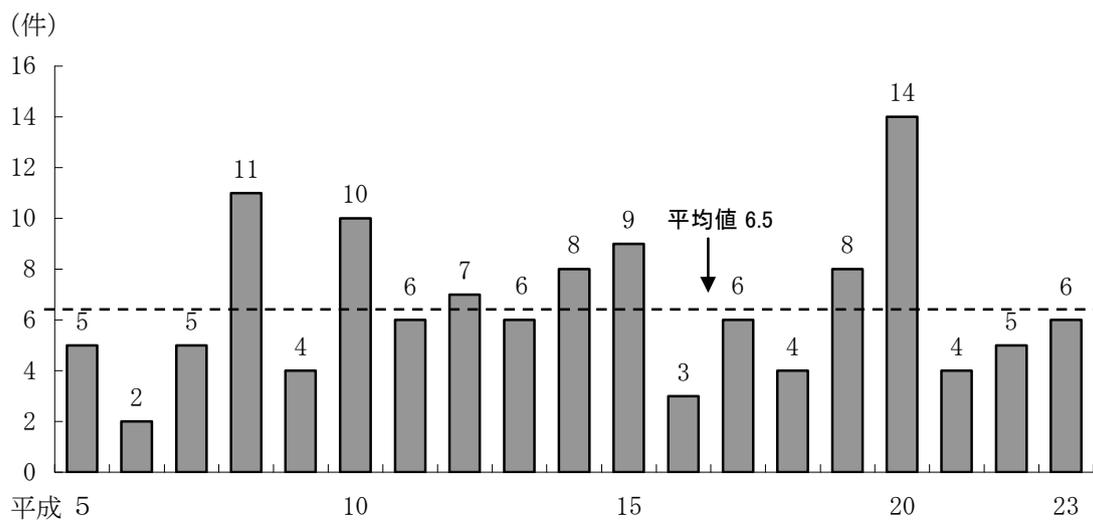
3 「有職者率」は、検挙人員に占める有職者の比率である。

4 「暴力団構成員等」は、暴力団の構成員及び準構成員をいい、「暴力団構成員等率」は、検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

2-1-11図は、平成5年以降の通り魔殺人事件（人の自由に出入りできる場所において、確たる動機がなく通りすがりに、不特定の者を、凶器を使用するなどして殺害する事件をいい、未遂を含む。）の認知件数の推移を見たものである。最少が6年の2件であり、最多が20年の14件である。増減に関する明確な傾向はなく、年による変動が大きい。

2-1-11図 通り魔殺人事件の認知件数の推移

(平成5年～23年)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「通り魔殺人事件」は、人の自由に出入りできる場所において、確たる動機がなく通りすがりに、不特定の者を、凶器を使用するなどして殺害する事件をいい、未遂を含む。

第2節 殺人事件の捜査・裁判

本節では、殺人事犯者に対する捜査から裁判に至るまでの処遇（取扱い）の状況について、平成10年以降の推移を見る。

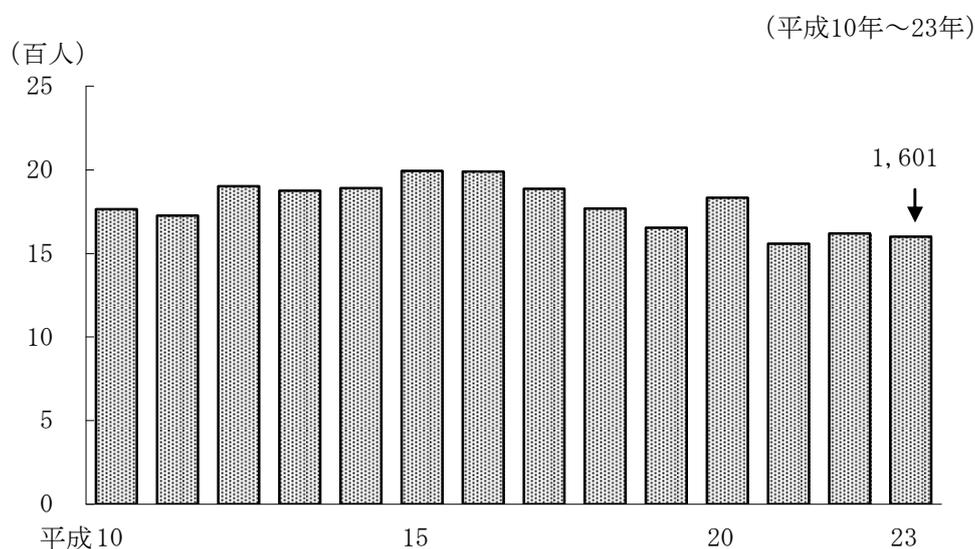
なお、平成16年法律第156号による刑法改正（平成17年1月1日施行）により、有期の懲役の法定刑の上限が15年から20年に引き上げられるとともに、殺人についての法定刑の下限が懲役3年から5年に引き上げられた。また、平成22年法律第26号により、刑法及び刑事訴訟法が改正され、公訴時効の対象から殺人が除外され、刑の時効の対象から死刑が除外されるとともに、懲役の刑の時効の期間が延長された。

1 捜査・起訴

2-2-1図は、平成10年以降の検察庁における殺人による新規受理人員の推移を見たものである。

平成10年以降緩やかに増加し、15年に1,993人とピークを迎えた後、緩やかに減少している。10年以降の累計で少年の比率は4.5%であり、少年に限った推移を見ると、10年から23年にかけて約半数余りに減少している。

2-2-1図 殺人 検察庁新規受理人員の推移

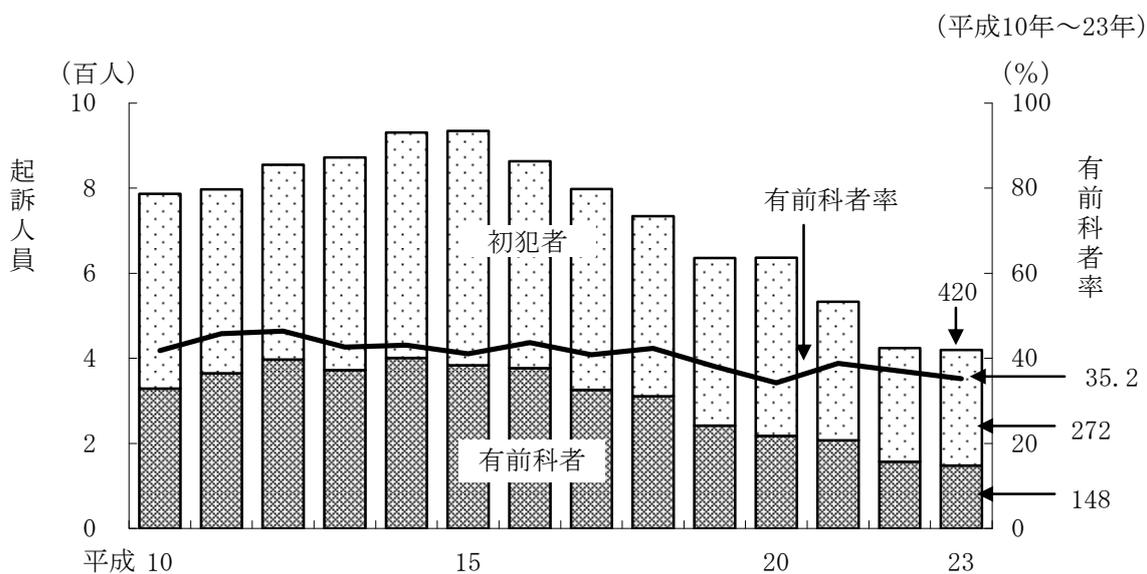


注 検察統計年報による。

初犯者、有前科者（初犯者とは「罰金以上の刑に係る前科を有しない者」をいい、有前科者とは「罰金以上の刑に係る前科を有する者」をいう。）の別に、平成10年以降の殺人による起訴人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者人員の比率をいう。）の推移を見ると、**2-2-2図**のとおりである。

殺人による起訴人員は、平成10年以降緩やかに増加し、15年に935人となったが、その後減少しており、23年は420人と15年の半数未満となった。有前科者率は、23年において35.2%であり、一般刑法犯全体（23年の一般刑法犯起訴人員における有前科者率は52.1%である。平成24年版犯罪白書4-6-2-1表参照）に比べて低い。10年以降の有前科者率の推移を見ると、一般刑法犯では、おおむね横ばいであるのに対し、殺人では、緩やかな低下傾向がうかがえる。

2-2-2図 殺人 起訴人員（初犯者・有前科者別）・有前科者率の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
 3 「初犯者」は、罰金以上の刑に係る前科を有しない者をいい、「有前科者」は罰金以上の刑に係る前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者人員の比率である。

2-2-3図は、平成23年における殺人による起訴人員の年齢層別構成比を見たものである。

少年の比率が低いほか、特に年齢層による大きな偏りはなく、いずれの年齢層においても起訴されている。

2-2-3図 殺人 起訴人員の年齢層別構成比

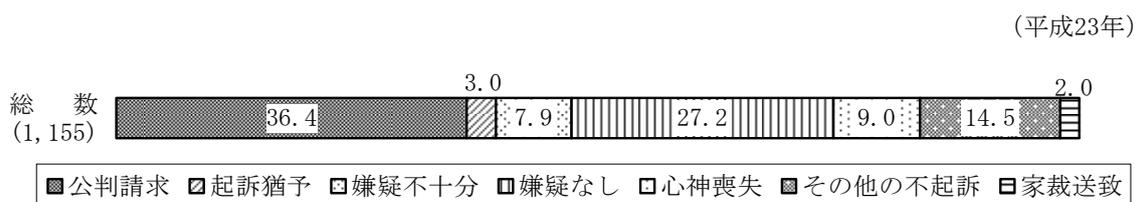


- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

2-2-4図は、平成23年における検察庁の殺人による終局処理人員の処理区分別構成比を見たものである。

公判請求の構成比が最も高く、起訴猶予の構成比は低い。また、心神喪失の構成比が9.0%であり、精神の障害により事物の理非善悪を弁識する能力又は弁識に従って行動する能力が欠如していたと判断された殺人の被疑者が1割に近い割合で存在している。

2-2-4図 殺人 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比



- 注 検察統計年報による。

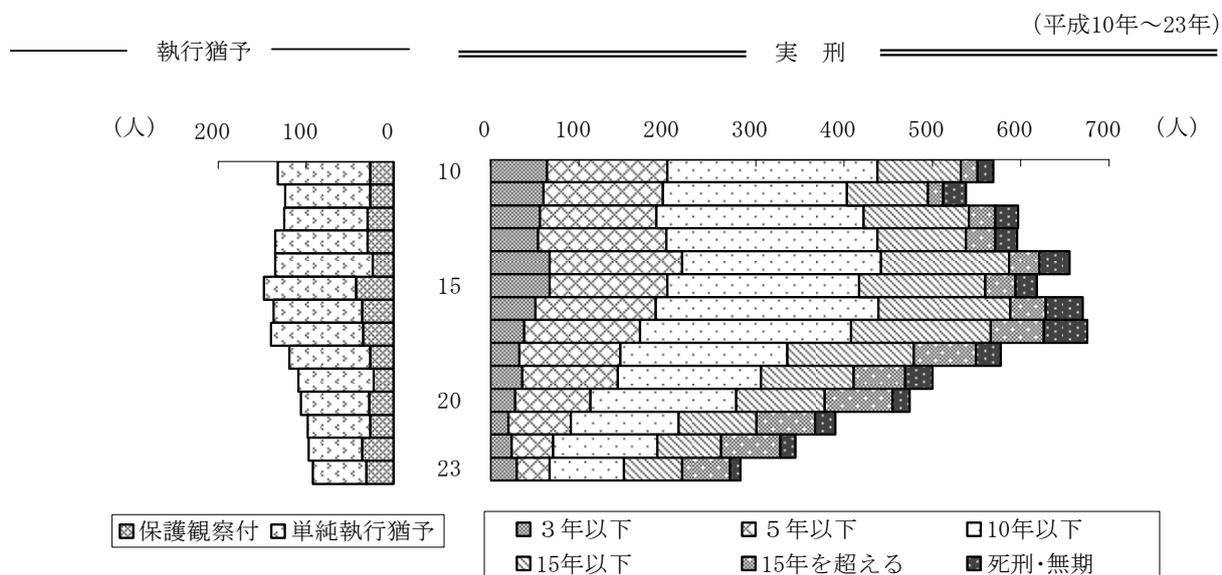
2 裁判

2-2-5図は、平成10年以降の通常第一審における殺人の有罪人員とその科刑状況を見たものである。

有罪人員は、平成10年の701人から緩やかに増加傾向を示し、17年に815人となった後、減少しており、23年は375人であった（なお、殺人（殺人予備を除く。）については、21年5月21日以降、裁判員制度が開始されており、必要的な公判前整理手続が行われている。）。

死刑・無期の言渡しを受けた人員は、平成10年の18人から増加して、17年に49人となったが、その後減少して、23年は12人となった。15年以上の有期懲役の言渡しを受けた人員は、10年の19人から大きく増加し、18年に70人となったが、その後やや減少し、23年は54人であった。

2-2-5図 殺人 通常第一審における科刑状況の推移

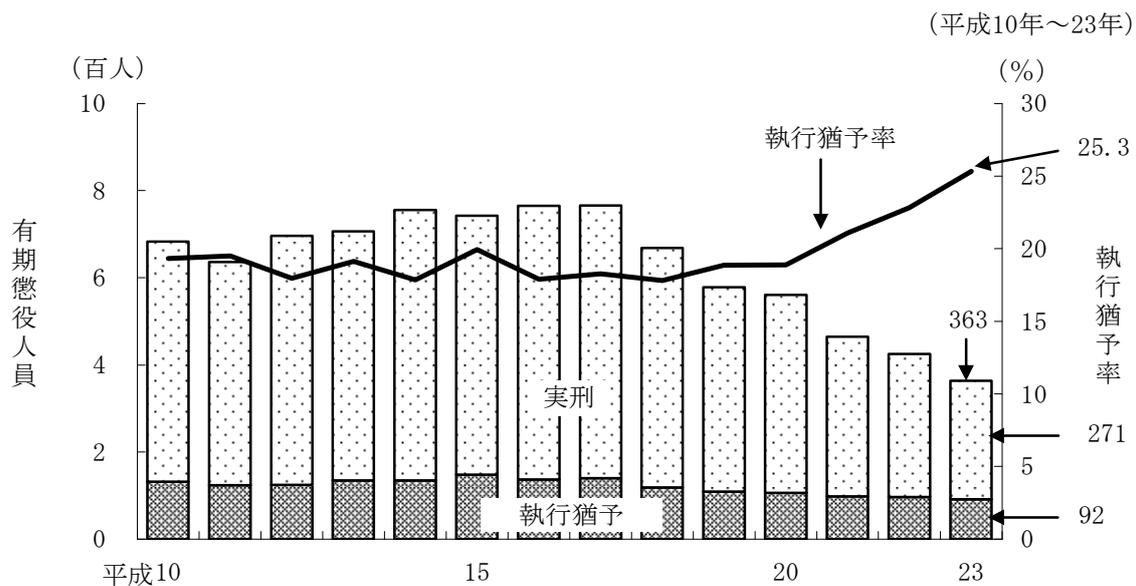


- 注 1 司法統計年報による。
 2 罰金、拘留及び科料を除く。
 3 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

2-2-6図は、平成10年以降の通常第一審における殺人で有期懲役の刑の言渡しを受けた者について、実刑、執行猶予別の人員と執行猶予率（有期の懲役刑の言渡しを受けた人員に占めるその執行が猶予された者の比率）を見たものである。

平成18年以降、実刑の人員が減少し、執行猶予率が上昇している。23年における執行猶予率は、25.3%である（全罪名では58.2%、平成24年版犯罪白書2-3-2-1表参照）。

2-2-6図 殺人 有期懲役人員（実刑・執行猶予別）・執行猶予率の推移

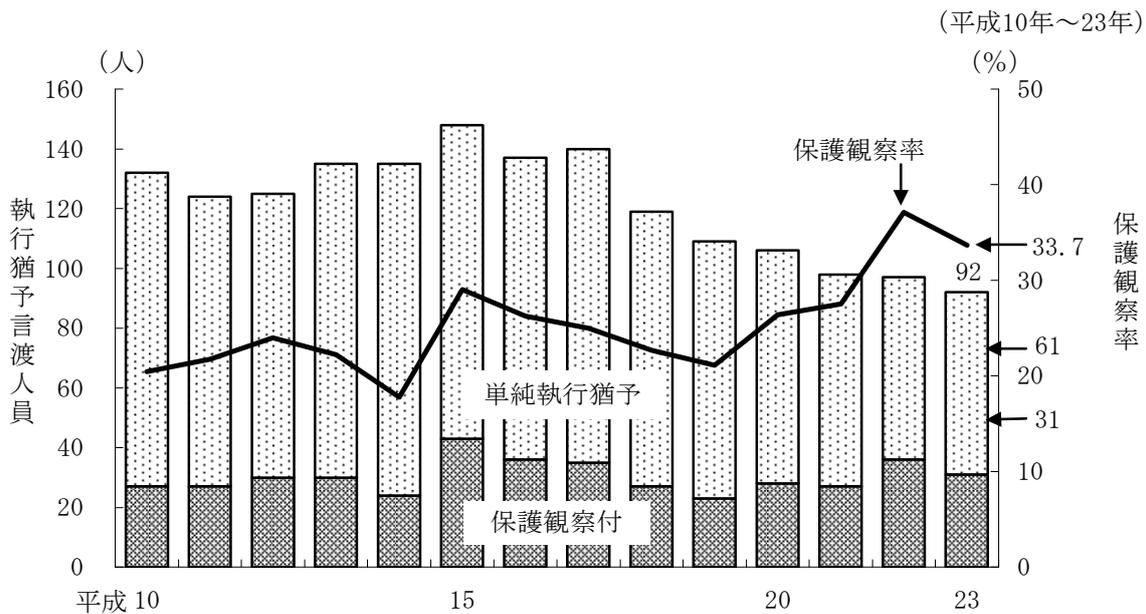


- 注 1 司法統計年報による。
 2 「執行猶予率」は、有期懲役人員に占める執行猶予人員の比率である。

2-2-7図は、平成10年以降の通常第一審における殺人で執行猶予付懲役刑の言渡しを受けた者について、保護観察の有無別の人員と保護観察率（執行猶予言渡人員に占める保護観察付執行猶予言渡人員の比率）を見たものである。

保護観察率は、年による変動も大きいですが、平成10年から19年まではほとんどの年で20%～25%前後で推移したが、その後やや上昇傾向がうかがわれ、23年は33.7%であった。

2-2-7図 殺人 執行猶予言渡人員(単純・保護観察付別)・保護観察率の推移



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「保護観察率」は、執行猶予言渡人員に占める保護観察付執行猶予言渡人員の比率である。
 3 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

第3節 殺人事犯者の矯正の動向

本節においては、殺人事犯者の矯正の動向について概観する。

1 入所受刑者の人員（初入・再入別）・再入者率

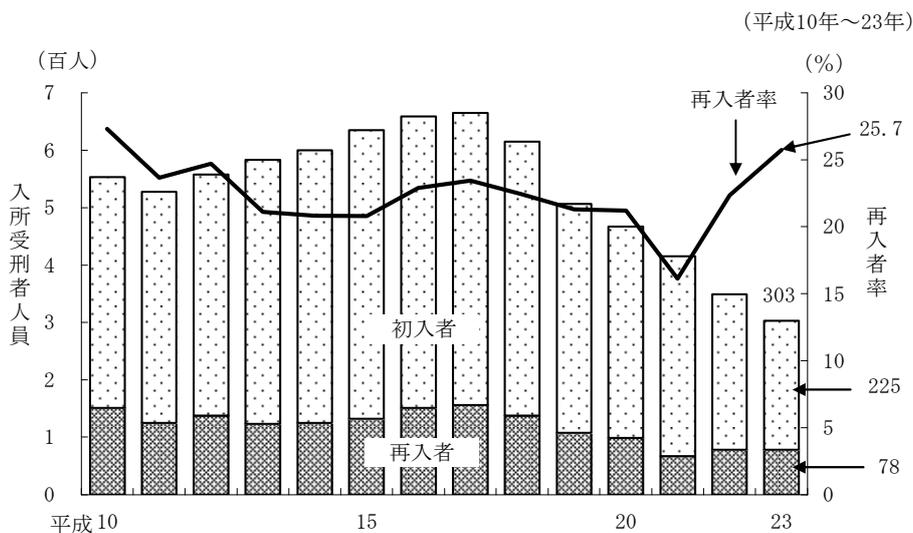
2-3-1図は、平成10年以降の殺人による入所受刑者について、初入者（受刑のため刑事施設へ入所するのが初めての者）、再入者（受刑のため刑事施設へ入所するのが2度以上の者）別の人員と再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）の推移を見たものである。

殺人による入所受刑者の人員は、平成12年以降増加を続け、17年に665人とピークとなったが、18年以降は減少を続け、23年は303人（前年比13.2%減）であった。これは、同年の入所受刑者全体（2万5,499人）の1.2%に相当する（矯正統計年報による。）。

殺人における再入者率は、平成13年以降、20%前後で横ばいのまま推移していたところ、21年に16.1%と低下したが、その後は2年連続で上昇し、23年は25.7%であった。ただし、入所受刑者全体の再入者率（23年は57.4%、平成24年版犯罪白書4-6-3-1図参照）と比べると、殺人における再入者率は著しく低い。

なお、殺人による女性の入所受刑者は、平成10年以降で一番多い年（17年及び18年）でも94人と二桁台にとどまっており、その後は減少傾向にあり、23年は44人（前年比21.4%減）であった。23年における殺人の女子比（殺人による入所受刑者人員に占める女子の比率）は14.5%（初入者では19.1%、再入者では1.3%）であり、入所受刑者全体の女子比（8.7%）と比べかなり高い（矯正統計年報による。）。

2-3-1図 殺人 入所受刑者人員（初入・再入別）・再入者率の推移



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「再入者率」は、入所受刑者人員に占める再入者人員の比率である。

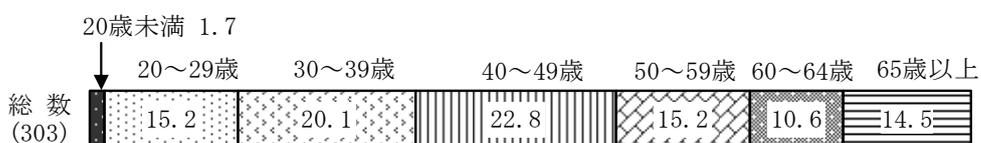
2 入所受刑者の年齢層

2-3-2図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、年齢層別構成比を見たものである。

殺人において、最も構成比の高い年齢層は40歳代であり、次いで30歳代であった（入所受刑者全体では、30歳代、次いで、40歳代の順である。）。殺人の65歳以上の構成比は14.5%であり、入所受刑者全体（8.0%）と比べてかなり高い。また、29歳以下の構成比は16.8%であり、入所受刑者全体（15.6%）とほぼ同様である（矯正統計年報による。）。

2-3-2図 殺人 入所受刑者の年齢層別構成比

(平成23年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

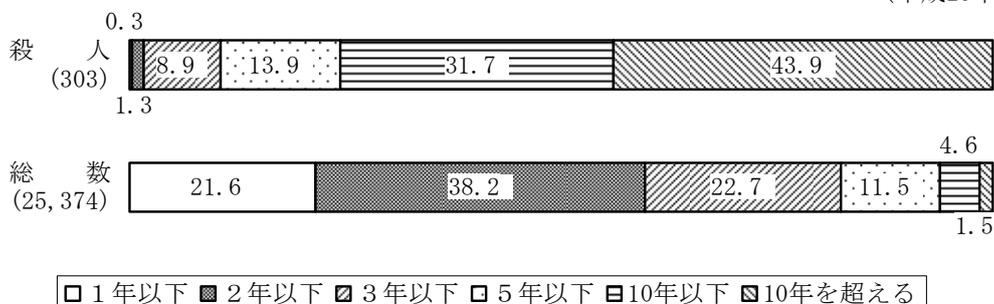
3 入所受刑者の刑期

2-3-3図は、平成23年における入所受刑者（懲役）について、刑期別構成比を見たものである。

殺人において、最も構成比の高い刑期区分は、「10年を超える」で4割を超えており、次いで、「5年を超え10年以下」、「3年を超え5年以下」の順であった。また、2年以下の刑期の構成比は1.7%と極めて低い。なお、入所受刑者全体（懲役）では、「1年を超え2年以下」、「2年を超え3年以下」、「1年以下」の順に構成比が高く、殺人とは全く異なる傾向を示している。

2-3-3図 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比

(平成23年)



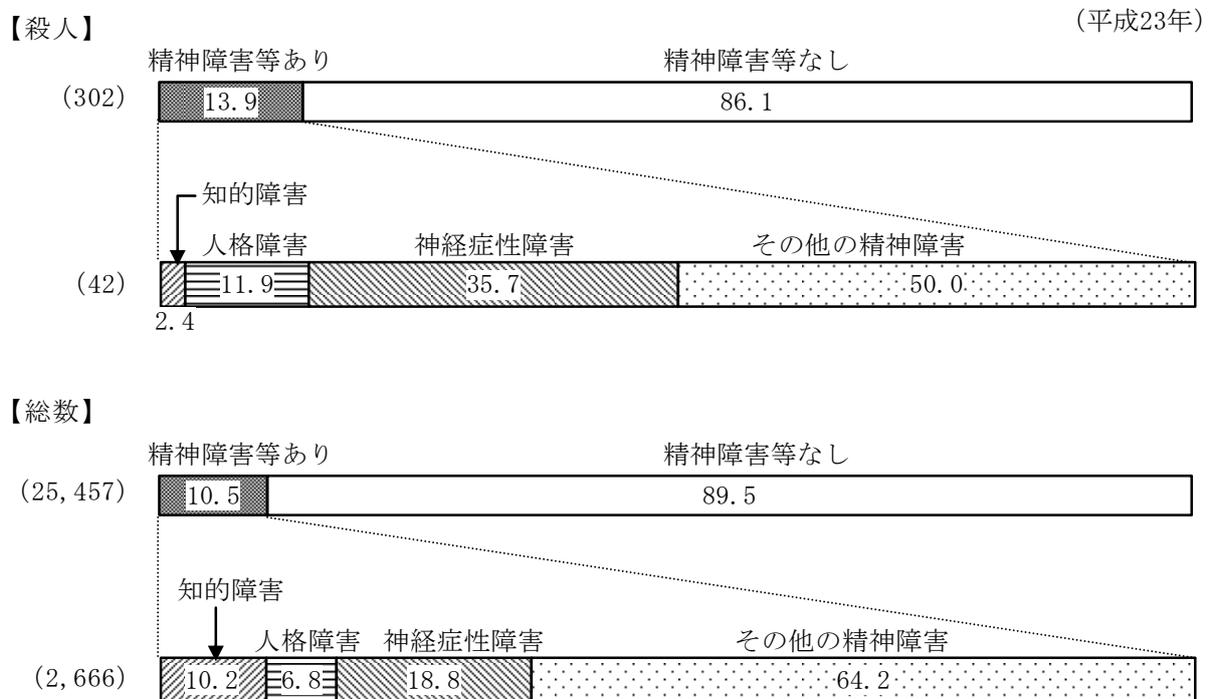
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「10年を超える」は、無期を含む。
 3 () 内は、実人員である。

4 入所受刑者の精神状況

2-3-4図は、平成23年における入所受刑者について、精神状況別構成比を見たものである。

殺人においては、刑事施設において精神障害等^(注3)を有すると診断された者の割合は13.9%であり、その精神障害等の内容の内訳を見ると、その他の精神障害が半数を占め、次いで、神経症性障害^(注4)が3分の1強を占めている。なお、入所受刑者全体と比較すると、殺人では、精神障害等を有する者の割合が入所受刑者全体(10.5%)と比べて若干高く、中でも神経症性障害及び人格障害の割合が高くなっている一方、知的障害の割合はかなり低い。

2-3-4図 入所受刑者の精神状況別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

注3 「精神障害等」は、知的障害、神経症性障害、その他の精神障害（統合失調症、精神作用物質による精神及び行動の障害等をいう。）及び人格障害をいう。

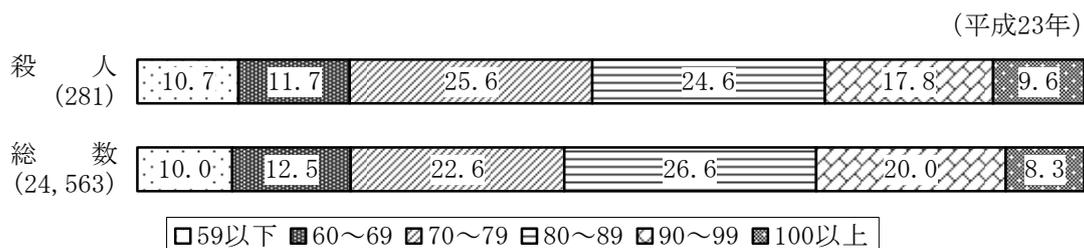
注4 「神経症性障害」は、ICD(International Classification of Diseases)-9においては、「明らかな気質的基盤を持たない精神障害であり、主な症状には、過度の不安、ヒステリー症状、強迫神経症及び抑うつ状態が含まれる。」とされている。

5 入所受刑者の知能指数

2-3-5図は、平成23年における入所受刑者について、知能指数^(注5)別構成比を見たものである。

殺人においては、知能指数が70以下の者が22.4%であり、100以上の者は9.6%であった。なお、入所受刑者全体もほぼ同様の傾向であった。

2-3-5図 入所受刑者の知能指数別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 知能指数は、IQ相当値（CAPASによる測定値）による。
 3 ()内は、実人員である。
 4 検査不能及び検査未実施の者を除く。

6 入所受刑者の暴力団関係

2-3-6図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、暴力団関係別構成比を見たものである。

殺人においては、暴力団に関係のある者は11.6%であり、幹部が6.6%であった。なお、入所受刑者全体もほぼ同様の傾向であるが、幹部が2.9%、組員が5.4%であり、殺人はこれと比べ幹部の割合が若干高い（矯正統計年報による。）。

2-3-6図 殺人 入所受刑者の暴力団関係別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 ()内は、実人員である。

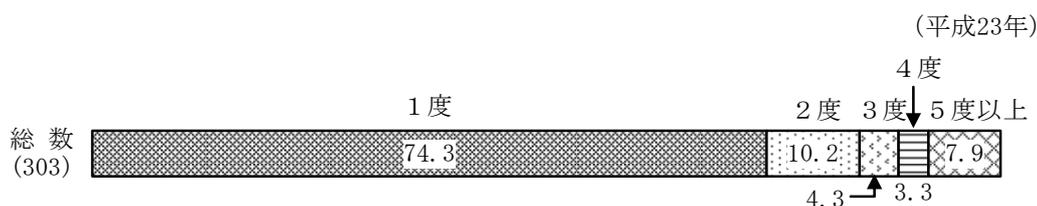
注5 知能指数は、IQ相当値（CAPASによる測定値）による。

7 入所受刑者の入所度数

2-3-7図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、入所度数別構成比を見たものである。

殺人においては、入所度数が1度の者が全体の約4分の3を占め、初入者が大半である。次いで、2度の者、5度以上の者の順であった。なお、入所受刑者全体では、入所度数が2度以上の者が6割近くを占め、5度以上の者が2割に達しているなど、殺人とは大きく傾向が異なっている（平成24年版犯罪白書4-6-3-2図参照）。

2-3-7図 殺人 入所受刑者の入所度数別構成比



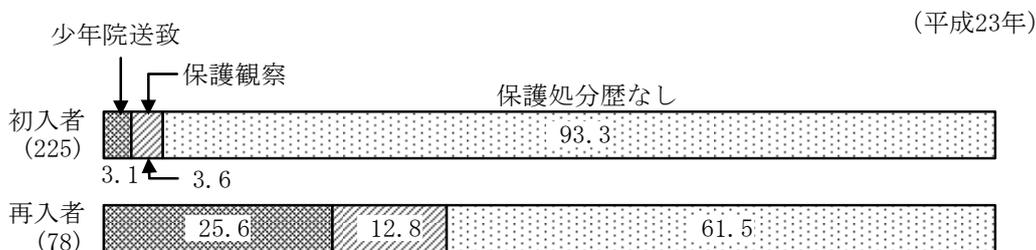
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 () 内は、実人員である。

8 入所受刑者の保護処分歴（初入・再入別）

2-3-8図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、保護処分歴別構成比を初入者と再入者の別に見たものである。

殺人においては、初入者では保護処分歴のある者は1割に満たないが、再入者では、少年院送致が25.6%、保護観察が12.8%と初入者よりはるかに高い割合となっている。なお、入所受刑者全体においては、初入者では少年院送致が8.0%、保護観察等（保護観察又は児童自立支援施設・児童養護施設送致）が6.0%、再入者では少年院送致が21.1%、保護観察等が10.5%であり（平成24年版犯罪白書4-6-3-3図参照）、再入者では殺人による者が入所受刑者全体よりも保護処分歴のある比率が上回っている。

2-3-8図 殺人 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入・再入別）



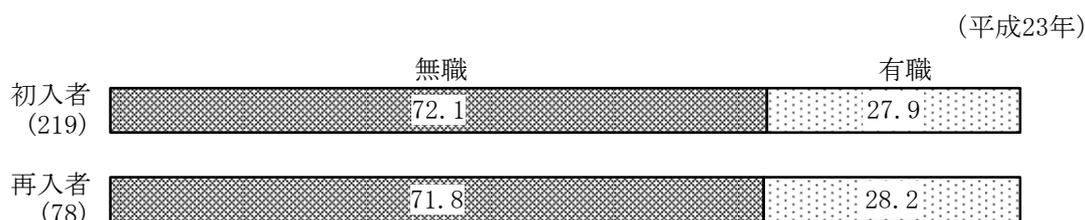
- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、保護観察の順に先に該当するものに計上している。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴を有する者はいなかった。
 3 () 内は、実人員である。

9 入所受刑者の就労状況（初入・再入別）

2-3-9図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、犯行時の就労状況別構成比を初入者と再入者の別に見たものである。

殺人においては、無職の構成比は初入者、再入者共に7割を超えており、初入者と再入者とあまり差は見られない。なお、入所受刑者全体では、無職の構成比（学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。）は初入者が64.5%、再入者が74.1%と初入者、再入者間で10pt近くの開きがある（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2-3-9図 殺人 入所受刑者の就労状況別構成比（初入・再入別）



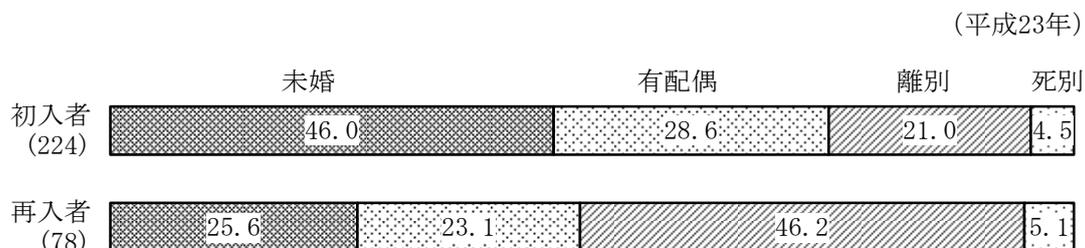
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 学生・生徒を除く。なお、家事従事者及び就労状況が不詳の者はいなかった。
 4 ()内は、実人員である。

10 入所受刑者の配偶関係

2-3-10図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、配偶関係別構成比を初入者と再入者の別に見たものである。

殺人においては、初入者では未婚が、再入者では離別がそれぞれ半数近くを占めており（入所受刑者全体ではそれぞれ4割前後）、配偶者のいる者の比率は初入者で3割を下回る程度、再入者で2割を超える程度である（入所受刑者全体では2割強）（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2-3-10図 殺人 入所受刑者の配偶関係別構成比（初入・再入別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 配偶関係が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

11 入所受刑者の教育程度

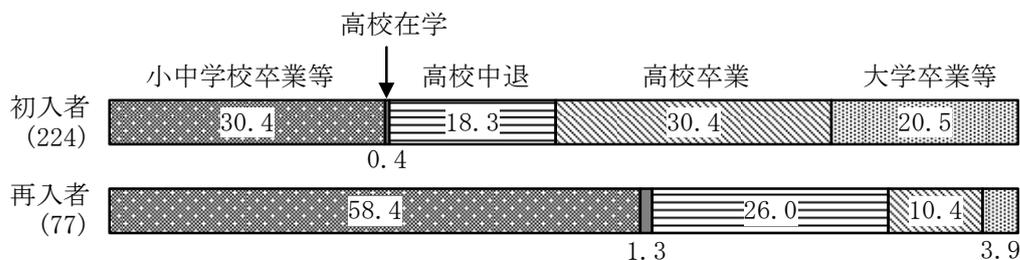
2-3-11図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、教育程度別構成比を初入者と再入者の別に見たものである。

殺人においては、初入者では小中学校卒業等及び高校卒業が共に約3割を占めているが、再入者では小中学校卒業等が6割弱と半数以上を占めている。

なお、入所受刑者全体と比較すると、殺人においては、初入者では大学卒業等(20.5%)、再入者では小中学校卒業等(58.4%)の割合が入所受刑者全体(それぞれ11.7%、51.3%)と比べて高く、一方、再入者の高校卒業は10.4%と入所受刑者全体(19.8%)と比べて低い(法務省大臣官房司法法制部の資料による。)

2-3-11図 殺人 入所受刑者の教育程度別構成比(初入・再入別)

(平成23年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 教育程度が不詳の者を除く。
 3 「小中学校卒業等」は、小学校中退及び中学校中退を含み、「大学卒業等」は、大学在学及び大学中退を含む。
 4 ()内は、実人員である。

12 再入受刑者の前刑罪名

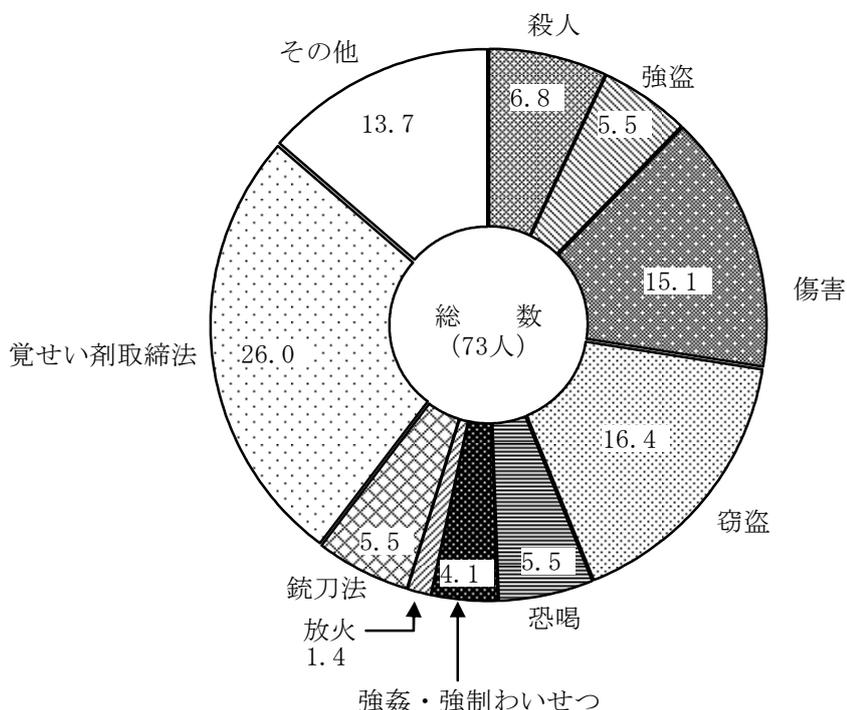
2-3-12図は、平成23年における殺人による入所受刑者のうち再入者（前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。）について、前回事業した罪名別の構成比を見たものである。

殺人において、前刑罪名で最も構成比が高いのは覚せい剤取締法違反で約4分の1を占めており、次いで窃盗（16.1%）、傷害（15.1%）の順となっている。前刑罪名も殺人である者は6.8%である。ただし、殺人と傷害を併せて「殺傷犯」として見ると21.9%となり、また、窃盗と恐喝を併せて「財産犯」として見ると21.9%となる。このように、殺人では、前回は殺傷犯で服役していた者が2割を超えているが、前回覚せい剤取締法違反や財産犯で服役していた者が殺人を犯す場合も同等程度ある。

なお、入所受刑者全体では、前刑罪名で構成比が高いのは窃盗（37.7%）、覚せい剤取締法違反（28.1%）であり、殺人は0.5%、傷害は5.8%であった（矯正統計年報による。）。

2-3-12図 殺人 再入受刑者の前刑罪名別構成比

（平成23年）



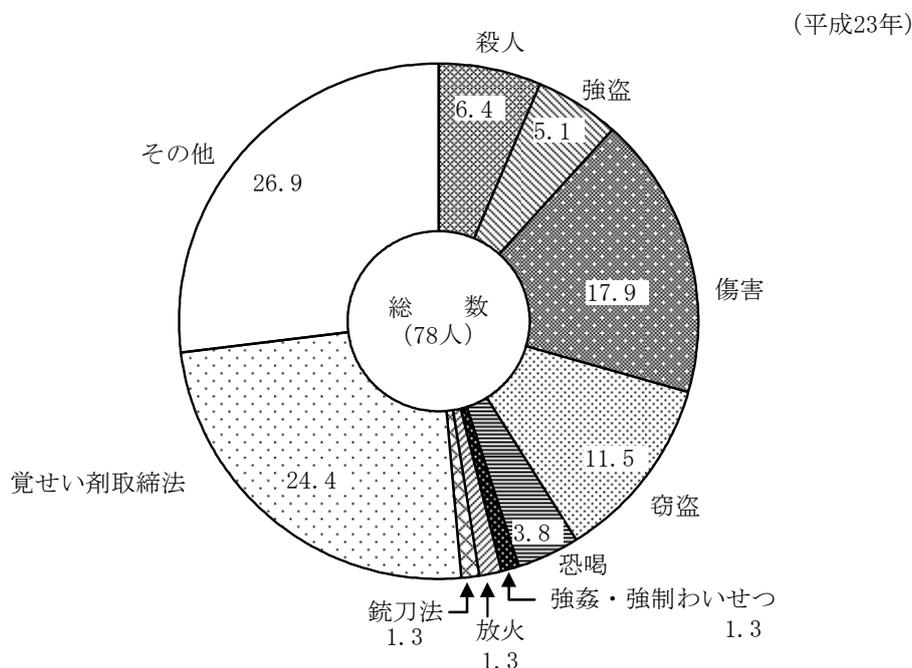
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。

13 前刑が殺人の再入受刑者の再入刑の罪名

2-3-13図は、平成23年における入所受刑者のうち、再入者（前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。）について、前回殺人で服役していた者の再入刑の罪名を見たものである。

再入刑の罪名のうち、最も構成比が高いのは覚せい剤取締法違反であり約4分の1を占めており、次いで傷害（17.9%）、窃盗（11.5%）の順となっている。再入刑の罪名も殺人である者は6.4%である。ただし、殺人と傷害を併せて「殺傷犯」として見ると24.4%となる。このように、前回殺人で服役していた者で今回殺傷犯を犯して再入所した者が入所受刑者の4分の1近くに上っているが、覚せい剤取締法違反を犯した者もこれと同程度いる。

2-3-13図 前刑殺人 再入受刑者の再入刑罪名別構成比



注 1 矯正統計年報による。
2 前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。

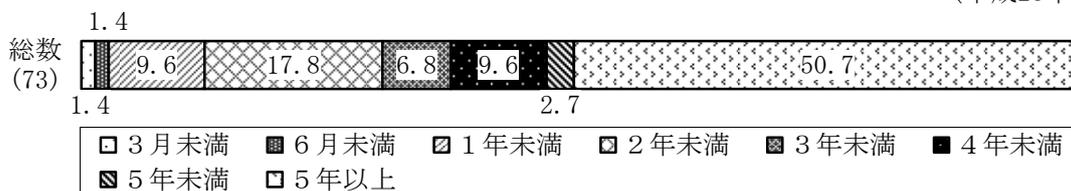
14 再入受刑者の再犯期間

2-3-14図は、平成23年における殺人による入所受刑者のうち再入者（前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。）について、再犯期間別構成比を見たものである。

殺人による再入者においては、再犯期間が「5年以上」の者が約5割を占めており、次いで「1年以上2年未満」となっている。1年未満の者は、12.3%である。なお、入所受刑者全体では、再犯期間が2年未満の者が約6割を占めている一方、「5年以上」は13.4%にすぎず、殺人とは大きく異なる傾向を示している（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2-3-14図 殺人 再入受刑者の再犯期間別構成比

(平成23年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所前の犯罪による再入者を除く。
 3 「再犯期間」は、前刑出所日から、再入に係る罪を犯した日までの期間である。
 4 ()内は、実人員である。

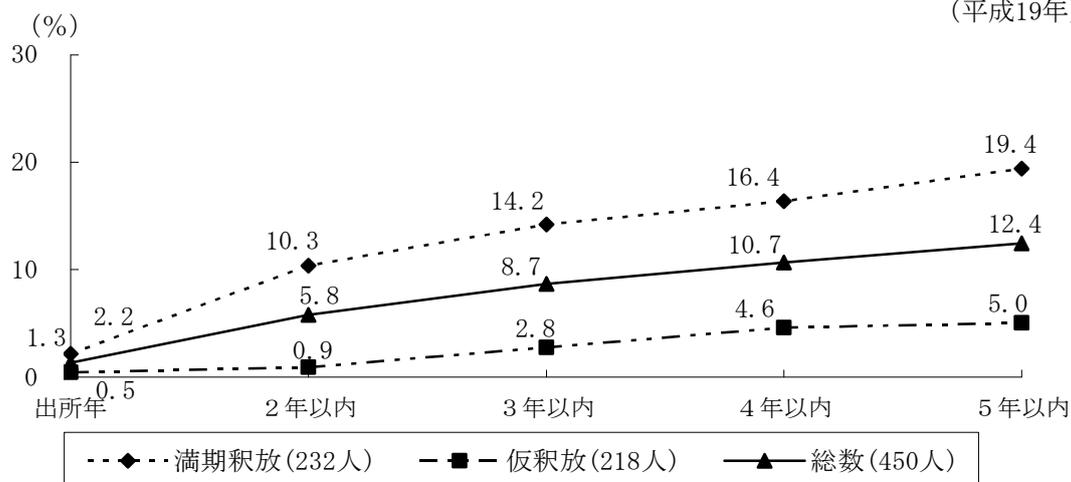
15 出所受刑者の出所事由別累積再入率

2-3-15図は、平成19年の殺人の出所受刑者について、出所年を含む5年の間、各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率（累積再入率）を出所事由別（満期釈放・仮釈放の別）に見たものである。

殺人においては、5年以内の累積再入率は12.4%であるが、出所事由別に見ると、満期釈放者が19.4%である一方、仮釈放者は僅か5.0%であり、約15ptの開きがあった。なお、入所受刑者全体の5年以内の累積再入率は40.3%（満期釈放者が51.6%、仮釈放者が29.3%）であり、殺人はこれらと比べて累積再入率が著しく低い（平成24年版犯罪白書4-6-3-4図参照）。

2-3-15図 殺人 出所受刑者の出所事由別累積再入率

(平成19年)



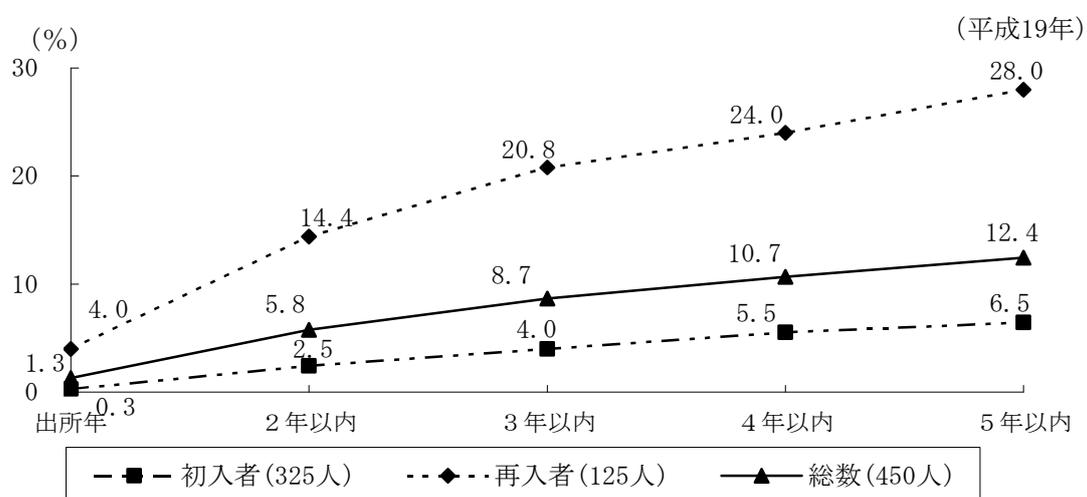
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「累積再入率」は、平成19年の出所受刑者の人員に占める同年から23年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。

16 出所受刑者の初入・再入別累積再入率

2-3-16図は、平成19年の殺人の出所受刑者について、出所年を含む5年の間、各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率（累積再入率）を初入・再入別に見たものである。

殺人においては、5年以内の累積再入率は初入者が6.5%にすぎないのに対し、再入者では28.0%であり、両者に21.5ptの開きがあった。なお、入所受刑者全体の5年以内の累積再入率は、初入者が24.4%、再入者が55.0%であり、殺人はこれらと比べて累積再入率が著しく低い（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2-3-16図 殺人 出所受刑者の初入・再入別累積再入率



注 2-3-15図の脚注に同じ。

第4節 殺人事犯者の更生保護の動向

本節においては、殺人事犯者の更生保護の動向について概観する。

1 仮釈放

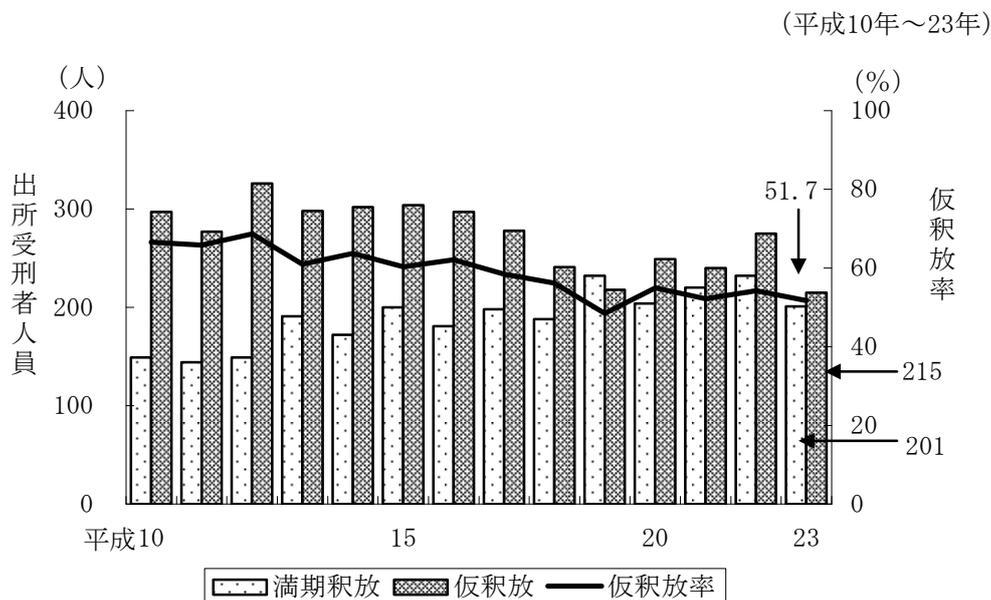
仮釈放の目的は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することにある。

仮釈放は、懲役又は禁錮に係る受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている地方更生保護委員会（3人以上の政令で定める人数（15人）以内の委員で組織する合議制の機関）の合議体が刑事施設の長からの申出等に基づき、審理を開始し、地方更生保護委員会の委員が受刑者と直接面接するほか、必要に応じて、被害者やその遺族、検察官等にも意見を聞くなどした上で、改悛の状があると認めた場合、決定により許すことができるものとされている（ただし、少年のときに刑の言渡しを受けた者の法定期間については、少年法による特例がある。）。地方更生保護委員会の合議体により、法務省令に定める「悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。」との仮釈放許可基準の該当性が判断される。なお、仮釈放の許可決定に併せて、地方更生保護委員会は、必要に応じて、保護観察中の特別遵守事項^{（注6）}を定めている。

2-4-1 図は、殺人事犯者について、出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率（出所受刑者人員総数に占める仮釈放者の割合をいう。）の推移（平成10年以降）を見たものである。殺人事犯者の出所受刑者人員は、平成10年以降、おおむね400人から500人程度の間で推移している。殺人事犯者の仮釈放率は平成17年からおおむね減少傾向にあり、19年には48.4%まで低下したが、近年は50%から55%の間で推移しており、23年は51.7%であった。

^{注6} 遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして更生保護法で規定されている一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。

2-4-1 図 殺人 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「仮釈放率」は、出所受刑者人員に占める仮釈放人員の比率である。

2 保護観察

保護観察は、その対象者に社会生活を営ませつつ、再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている保護観察所の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた民間篤志家である保護司との協働態勢により実施されている。具体的には、面接等の方法により対象者の行状を把握し、遵守事項等を守るよう必要な指示をするなどの指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助などの補導援護を行うことにより実施される。

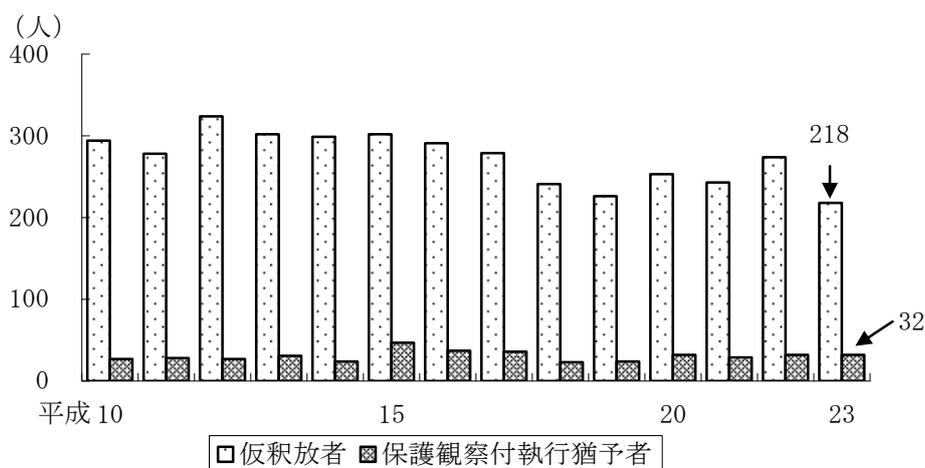
無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる中間処遇を行うことがある。また、仮釈放者のうち、暴力的犯罪を繰り返す者については、その傾向を改善するために、認知行動療法（自己の思考（認知）のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤とする体系化された暴力防止プログラムの受講が特別遵守事項として定められることもある（平成23年において、同プログラムの受講者は仮釈放者152人、保護観察付執行猶予者107人である。法務省保護局の資料による。）。

(1) 保護観察開始人員の推移

2-4-2図は、殺人について、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員の推移（平成10年以降）を見たものである。仮釈放者の保護観察開始人員は、平成10年から16年まではおおむね300人前後で推移した後、16年から19年にかけて減少傾向にあった。20年以降は250人前後で推移していたが、23年は218人となっている。

2-4-2図 殺人 保護観察開始人員の推移

(平成10年～23年)



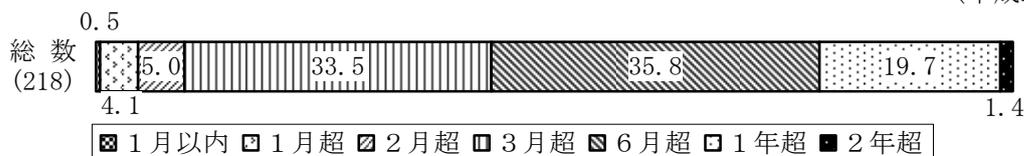
注 保護統計年報による。

(2) 保護観察期間

2-4-3図は、殺人の仮釈放者について、平成23年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。仮釈放者は、仮釈放の日から刑期が満了する日までの間、保護観察を受けることとなるが、その期間が1年を超える者の割合は2割を超えている。23年における保護観察開始人員総数のうち保護観察期間が1年を超える者の割合が2.4%（平成24年版犯罪白書2-5-2-3図参照）であることと比較すると、殺人事犯者の保護観察期間は比較的長い者が多いことが分かる。

2-4-3図 殺人 仮釈放者の保護観察期間別構成比

(平成23年)



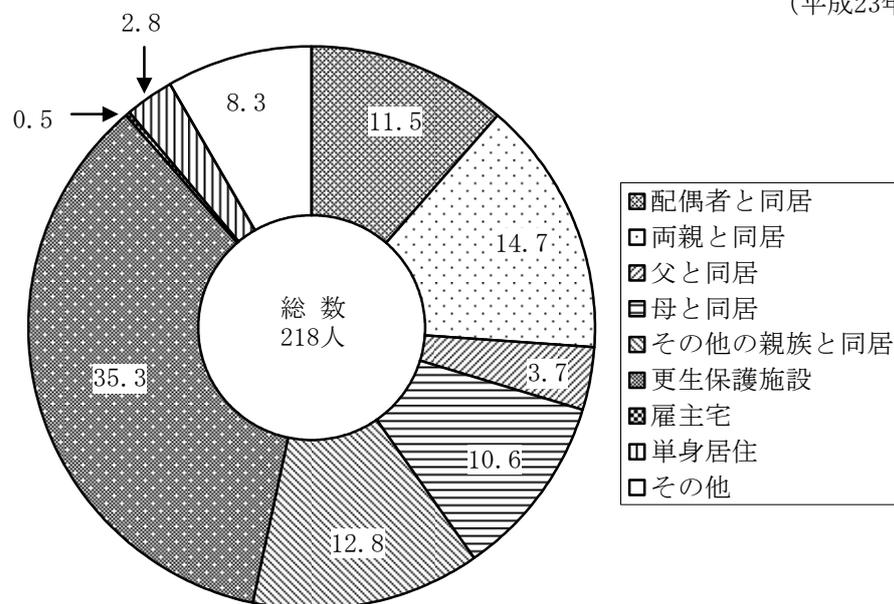
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 () 内は、実人員である。

(3) 居住状況

2-4-4図は、平成23年における殺人の仮釈放者について、保護観察開始時の居住状況別の構成比を見たものである。更生保護施設に居住する者の割合が最も高く、35.3%に上っている。仮釈放者全体における保護観察開始時の居住状況と比べると、更生保護施設に居住する者の割合が高い（23年の仮釈放者総数における更生保護施設に居住する者の割合は25.3%、平成24年版犯罪白書2-5-2-4図参照）。前述のとおり、無期刑又は長期刑の仮釈放者には、更生保護施設において中間処遇を実施することがあるが（23年においては95人に対して実施。法務省保護局の資料による。）、殺人事犯者は一般的に長期刑の者が多く、中間処遇を受けるために更生保護施設に帰住している者が一定程度で存在することによるものと考えられる。

2-4-4図 殺人 仮釈放者の保護観察開始時の居住状況別構成比

(平成23年)

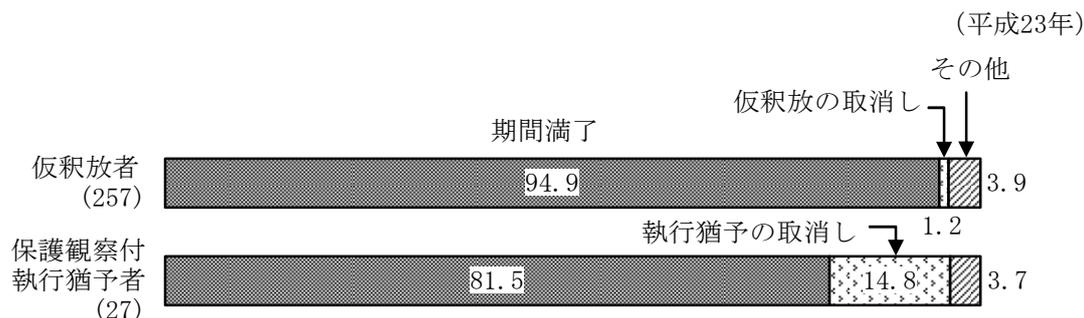


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「その他」は、保護観察開始時の居住状況が不詳の者を含む。

(4) 保護観察の終了

2-4-5図は、殺人の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成23年における保護観察終了者の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者については、94.9%が期間満了により保護観察を終了している一方、遵守事項違反等により保護観察を取り消されて保護観察が終了となった者の割合は、1.2%（3人）となっている。23年における仮釈放者の保護観察終了者総数のうち仮釈放の取消しにより保護観察を終了した者の割合（4.2%、平成24年版犯罪白書2-5-2-6図参照）と比較すると、殺人による者の方が仮釈放の取消率は低い。

2-4-5 図 殺人 保護観察終了者の終了事由別構成比



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 仮釈放者の「その他」は、執行免除（恩赦）を含む。
 3 () 内は、実人員である。

(5) 再処分等の状況

2-4-6表は、平成19年から23年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（累計）について、保護観察期間中に再犯により刑事処分等（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者が占める比率（再処分率）、遵守事項違反又は再犯により仮釈放・保護観察付執行猶予が取り消された者の占める比率（取消率）及びいずれかに該当する者（双方に該当する者は、1人として計上される。）の占める比率（取消・再処分率）を見たものである。

殺人による仮釈放者の取消率及び取消・再処分率は、粗暴犯及び仮釈放者全体と比較して低い。なお、殺人の保護観察終了者1,305人のうち、再度殺人により処分を受けた者は1人であったが、仮釈放者は、再犯に及んだ場合、刑事裁判を受けることとなる場合が多いところ、仮釈放期間が短いために、その期間中に刑事裁判が確定するに至らないことが多いことにも留意する必要がある。

2-4-6表 仮釈放者の再処分率・取消率・取消再処分率（罪種別）

(平成19年～23年の累計)

罪種	保護観察終了人員	再処分人員	再処分率	処 分 内 容									取消人員	取消率	取消・再処分人員	取消・再処分率	
				懲役・禁錮			罰 金		拘 留			起訴猶予					その他
				実刑	観察付猶予	単純執行猶予	一般	交通	科料								
総数	76,928	476	0.6	0.3	-	-	0.0	0.1	0.0	0.1	-	3,429	4.5	3,615	4.7		
殺人	1,305	7	0.5	0.2	-	-	0.2	0.2	-	0.1	-	28	2.1	34	2.6		
粗暴犯	4,750	31	0.7	0.2	-	-	0.1	0.1	-	0.2	-	139	2.9	155	3.3		

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「粗暴犯」は、暴行、傷害、脅迫及び恐喝である。
 3 「再処分人員」は、保護観察期間中に再犯により刑事処分等（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員をいい、「再処分率」は、保護観察終了人員に占める再処分人員の比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「観察付猶予」は、保護観察付執行猶予であり、「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 5 「罰金」のうち、「交通」は、自動車運転過失致死傷等、道交違反並びに道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 6 「取消率」は、保護観察終了人員に占める遵守事項違反又は再犯により仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の人員の比率をいう。
 7 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員に占める保護観察期間中に刑事処分等を受け、又は仮釈放等を取り消された者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の比率をいう。

第3章 無差別殺傷事犯の実態

本章では、調査対象事件である無差別殺傷事件について、判決書・刑事事件記録及び刑事施設記録等に基づいて調査を行った。なお、調査対象者が複数の無差別殺傷事件を行った場合は、特に断らない限り、主たる無差別殺傷事件（被害者数が多いもの、殺人既遂となったもの、最も初期に行ったものの順による。）を対象に分析している。

第1節では、調査対象となった無差別殺傷事件を行った者について、その年齢、家族、就労、前科関係等の実態を明らかにし、特徴を探った。

第2節では、調査対象となった無差別殺傷事件について、その時間的、場所的、方法的特性等の実態を明らかにするとともに、犯行の動機、態様、前科による類型区分を行った。

第3節では、調査対象者の内的特性、心身の状況等を明らかにし、調査対象者が無差別殺傷事件に至った背景要因、犯行経緯等を分析した。

第1節 調査対象者の基本属性

1 年齢・性別

調査対象者は52人であり、犯行時の年齢層、男女別の人員を見ると、**3-1-1表**のとおりである。

性別を見ると、一般殺人（平成23年の女子比は24.5%であり、最近20年間で16.2%から24.5%で推移している。**2-1-2図**参照）における男女比と相当程度に異なっており、一人を除いて全員が男性である。

また、年齢層別に見ると、一般殺人（**2-1-5図**参照）に比べて、調査対象者では、年齢層が低い者の割合が高い傾向がうかがわれる。調査対象者では、39歳以下が大多数であり、特に20歳から39歳が多く、少年も一般殺人に比べて高い構成比となっている。他方、40歳以上については、いずれの年齢層においても一般殺人よりも構成比が低い値となっている上、65歳以上の高齢者はおらず、これも一般殺人とはかなり異なっている。

3-1-1表 男女別年齢層

年齢層	男性	女性	総数
16～19歳	7 (13.7)	-	7 (13.5)
20～29歳	14 (27.5)	-	14 (26.9)
30～39歳	16 (31.4)	1 (100.0)	17 (32.7)
40～49歳	7 (13.7)	-	7 (13.5)
50～59歳	5 (9.8)	-	5 (9.6)
60～64歳	2 (3.9)	-	2 (3.8)
総数	51 (100.0)	1 (100.0)	52 (100.0)

注 1 犯行時の年齢による。

2 ()内は、男女別・総数の年齢層別構成比である。

2 居住・家族

調査対象者の居住地（住居不定の者は犯行時に生活の拠点としていた土地で計上している。）を都道府県別，市町村の人口規模別に見ると，**3-1-2表**のとおりである。

都道府県別では，大阪府に居住していた者が最も多く，次いで東京都であり，さらに，北海道，神奈川県，兵庫県となっている。関西圏，首都圏に居住している者が比較的多いと言える。

居住していた市町村の人口規模別に見ると，人口10万人以上の市に居住していた者が24人，特別区・政令指定都市に居住していた者は19人で，人口10万人未満の市町村に居住していた者は9人であった。この3区分における人口の比は，平成22年国勢調査によれば，特別区・政令指定都市：人口10万人以上の市：人口10万人未満の市町村が約3：4：3である（調査対象者に高齢者がいないことから15歳から64歳までの者に限ってこれらの比を見ても，おおむね同様の比となる。）。これを踏まえると，人口規模が大きい市・特別区に居住していた者の比率が高い傾向がうかがわれる。

3-1-2表 人口規模別居住地

都道府県	特別区・ 政令指定都市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未満の市町村	総数
北海道	1	1	2	4
青森県	…	-	-	-
岩手県	…	-	-	-
宮城県	-	-	1	1
秋田県	…	-	-	-
山形県	…	-	1	1
福島県	…	-	1	1
茨城県	…	1	-	1
栃木県	…	-	-	-
群馬県	…	1	-	1
埼玉県	-	1	-	1
千葉県	1	-	-	1
東京都	5	3	-	8
神奈川県	2	-	1	3
新潟県	-	1	-	1
富山県	…	1	-	1
石川県	…	1	-	1
福井県	…	-	-	-
山梨県	…	-	1	1
長野県	…	-	-	-
岐阜県	…	-	-	-
静岡県	-	-	-	-
愛知県	1	1	-	2
三重県	…	-	-	-
滋賀県	…	-	-	-
京都府	-	1	-	1
大阪府	9	6	-	15
兵庫県	-	3	-	3
奈良県	…	-	-	-
和歌山県	…	-	1	1
鳥取県	…	-	-	-
島根県	…	-	-	-
岡山県	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-
山口県	…	1	-	1
徳島県	…	1	-	1
香川県	…	-	-	-
愛媛県	…	-	-	-
高知県	…	1	1	2
福岡県	-	-	-	-
佐賀県	…	-	-	-
長崎県	…	-	-	-
熊本県	-	-	-	-
大分県	…	-	-	-
宮崎県	…	-	-	-
鹿児島県	…	-	-	-
沖縄県	…	-	-	-
総数 (構成比)	19 (36.5)	24 (46.2)	9 (17.3)	52 (100.0)

注 1 特別区・政令指定都市及び人口規模は平成24年4月1日現在のものである。ただし、北海道、石川県及び群馬県については平成24年3月31日現在のものによる。

2 犯行時の状況による。

3 住居不定の者は、生活の拠点としていた土地に計上している。

3-1-3表は、調査対象者の同居人別の居住状況を見たものである。

居住場所別に見ると、自宅が最も多く、その次が借家であるが、住居不定又は施設（更生保護施設・社会福祉施設をいう。）であった者が26.9%（14人）と高い割合に及んでいる。

同居人別に見ると、単身である者が半数である。そのほか、親と同居している者も多いが、配偶者、子らと同居している者は非常に少ない。自立して他の者と家族を構成して生活している者が少ないと言える。

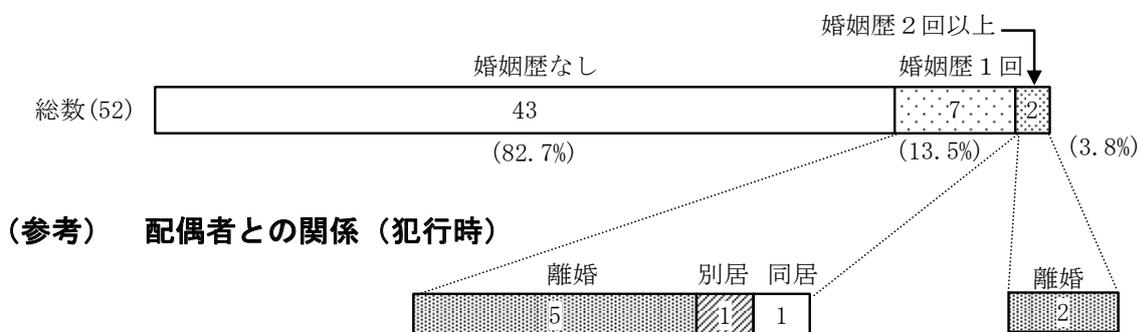
3-1-3表 居住状況（同居人別）

区分	単身	親	配偶者	子	その他親族	その他	総数	（構成比）
自宅	2	16	1	1	7	-	21	(40.4)
借家	12	4	-	-	1	-	17	(32.7)
施設	2	-	-	-	-	2	4	(7.7)
住居不定	10	-	-	-	-	-	10	(19.2)
総数	26	20	1	1	8	2	52	(100.0)
（全体に占める比率）	(50.0)	(38.5)	(1.9)	(1.9)	(15.4)	(3.8)	(100.0)	

- 注 1 犯行直近の居住状況による。
 2 「借家」は、寮を含む。
 3 「施設」は、更生保護施設又は社会福祉施設である。
 4 「その他」は、施設における共同部屋の同居人である。
 5 同居人が複数いる場合は、それぞれの項目に計上している。そのため、「自宅」における総数と内訳の合計は一致しない。

3-1-4図は、調査対象者の婚姻状況及び婚姻歴を見たものである。婚姻歴がない者が82.7%（43人）と非常に多い。さらに、婚姻歴がある者においても、離婚又は別居している者がほとんどであり、円満な結婚生活を送っている者は少ないと言える。なお、女性の調査対象者も婚姻歴はない。

3-1-4図 婚姻状況



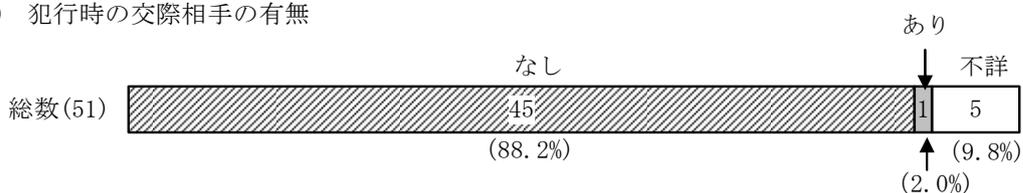
3 交友・交際

調査対象者について、異性との交際の状況・交際歴を見ると、**3-1-5図**のとおりである。

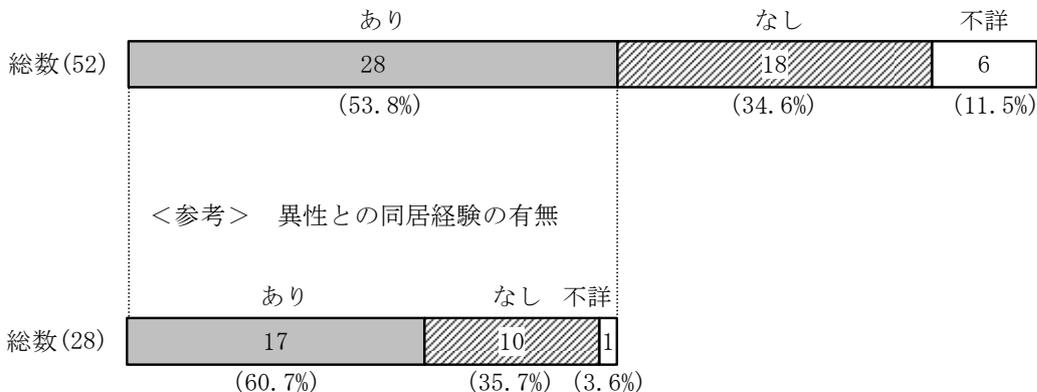
異性との交際経験について不詳である者を除いた46人中、同経験が全くない者が18人であり、約4割に及んでいる。交際経験がある者、同居経験がある者は、それぞれ28人、17人であるが、犯行時の婚姻・交際状況を見ると、同居の婚姻者がいた者が1人、異性の交際相手がいた者が1人だけであり、ほとんどは異性との婚姻・交際関係が消滅している。犯行時において、異性との交際関係について充足感を持つような状況にはなかった者が多いと考えられる。

3-1-5図 異性との交際状況

① 犯行時の交際相手の有無



② 異性との交際経験の有無



注 ①は、婚姻歴があり、かつ、犯行時の配偶者との関係が「同居」であった者（1人）を除く。

調査対象者について、学校、職場等の友人との交友関係を見ると、**3-1-6表**のとおりである。

犯行時において、親密な友人がいた者は3人のみであり、普通の関係の友人がいた者を含めても10人ととどまる。反対に、友人がいない者が28人と過半数であって、社会とのつながりが弱い者が多いと考えられる。

また、学校、職場等の在籍時においても、友人がいなかった者が19人、陰悪又は希薄で

あった者が8人であり、適切な交友関係を構築する力が不十分な者が多いことがうかがわれる。

なお、就労経験がない者及び学校在籍時又は職場在籍時の交友関係が不詳の者を除いた33人について、学生時から就職後にかけて交友関係の有無・内容の変化を見ると、普通以上（「普通」及び「親密」をいう。）で推移した者は2人のみであり、不良（「なし」、「希薄」及び「険悪」をいう。）で推移した者は24人、普通以上から不良になった者は7人であった。交友関係の構築力がもともと不十分な者のほか、就職後における職場・社会への適応が十分にできず、新たな交友関係を構築することができなかつた者がいるのではないかと思われる。

3-1-6表 交友関係

区分	なし	希薄	普通	親密	険悪	不詳	総数
在籍時	19	4	10	4	4	11	52
犯行時	28 (19)	5 (2)	7 (5)	3 (3)	- (0)	9 (8)	52 (37)

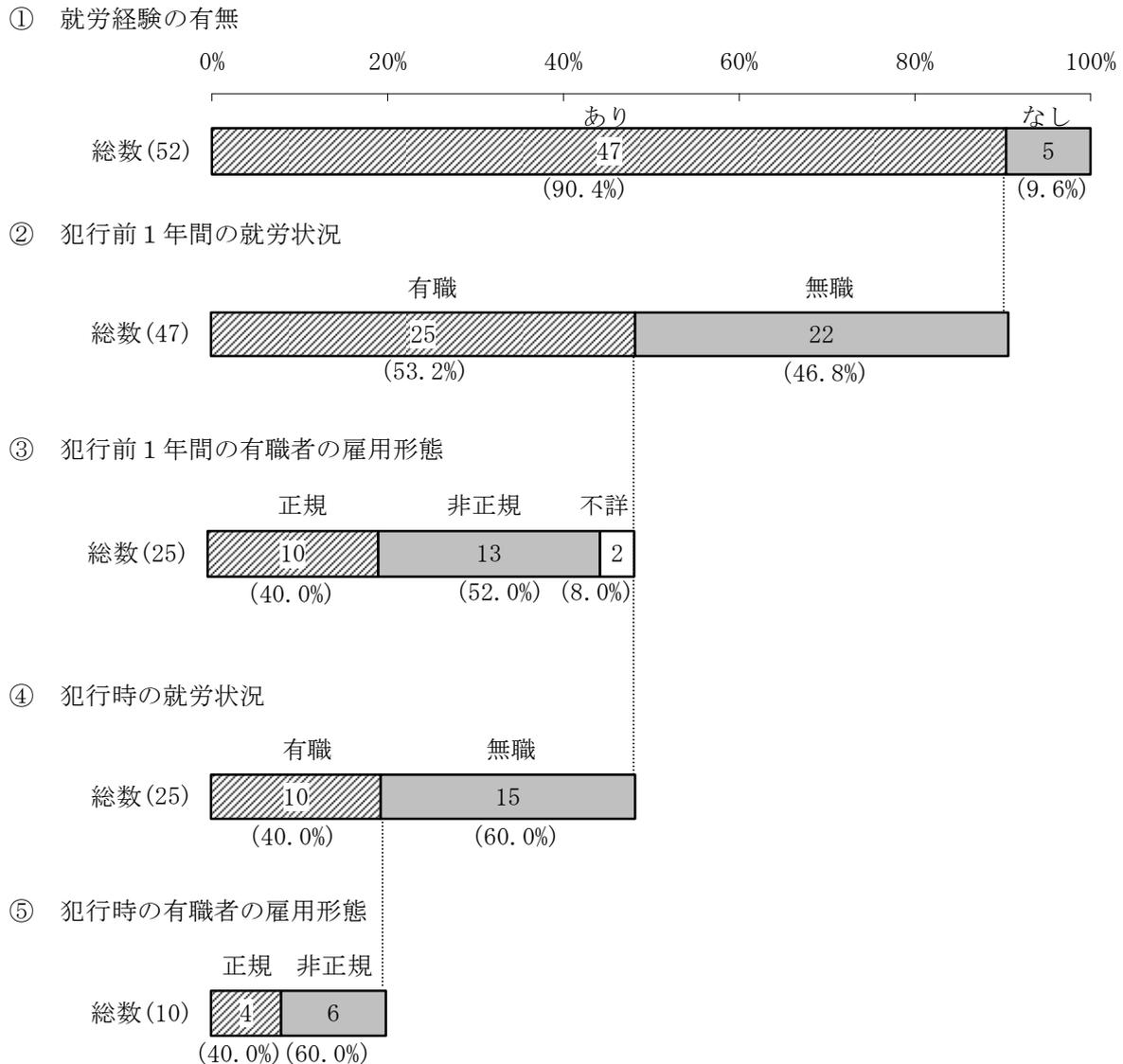
- 注 1 学生時又は職場で知り合った友人等との交友関係について調査した。
 2 交友関係が全く不詳の者は、「不詳」に計上している。
 3 交友関係のある友人等が認められなかつた者は、「なし」に計上している。
 4 1人でも親密な関係にある友人等が認められた者は、「親密」に計上している。
 5 1人でも普通の関係にある友人等が認められた者は、「普通」に計上している。
 6 交友関係のある友人等は認められたものの希薄な関係にとどまると認められた者は、「希薄」に計上しており、険悪な関係しか認められなかつた者は、「険悪」に計上している。ただし、学生時又は職場のいずれかにおける関係が不詳と認められた者は、「不詳」に計上している。
 7 ()内は、「在籍時」と「犯行時」で関係が変わらない者の実人員である。

4 就労・就学

調査対象者について、就労状況を見ると、3-1-7図のとおりである。

就労経験のある者は47人と多いが（なお、就労経験のない者5人のうち、犯行時に学生であった者は3人であり、学校を卒業・退学後に全く就労していない者は2人である。）、犯行前1年間では25人となり、さらに、犯行時に就労していた者は10人とどまっている。一般殺人における犯行時の有職者率は33.6%～42.2%であり（2-1-10図参照）、それと比べると低い値にとどまっている。さらに、その就労形態を見ると、犯行前1年間においても、犯行時においても非正規雇用（アルバイト、パート等をいう。）が多く、犯行時に正規雇用され、安定した職を有していた者は4人のみと少ない。

3-1-7 図 就労状況



注 「正規」は、自営業を含む。

調査対象者について、犯行時における収入、借入等の生計の状況を見ると、**3-1-8表**のとおりである。

調査対象者本人の犯行時の一月の収入（労働による賃金のほか、生活保護等の社会保障給付を含む。）については、20万円以上の者は3人のみであり、10万円以下の者が9人、収入が全くない者が31人である。収入面で不十分な状況にあった者が多い。

反対に、借入を見ると、借入なしの者が37人と多数であって、多額の借入をしていた者は少ない。

収入の面からも借入の面からも経済活動は不活発であると言える。

また、金銭的援助（社会保障給付を含む。）を見ると、被扶養者、親等からの援助、生活保護等の援助を受けていた者が、不詳の者1人を除いた51人中24人であって、相当の割合を占めている。

停滞した社会経済活動の状況下で、援助を受けて生計を立てている者が多いことがうかがわれる。

3-1-8表 生計状況

① 月収

総数	なし	10万円以下	20万円以下	20万円を超える	不詳
52 (6)	31 (6)	9	8	3	1

② 借入金

総数	なし	100万円以下	500万円以下	500万円を超える	不詳
52 (6)	37 (6)	5	5	2	3

③ 金銭的援助

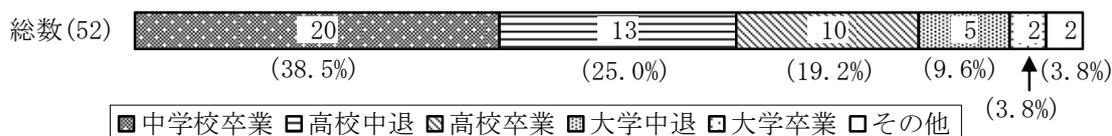
総数	なし	被扶養者	親・親族等からの援助	生活保護等	不詳
52	27	6	9	9	1

- 注 1 ①は、生活保護等の公的支援金を含む。
 2 ②は、住宅購入ローンの未払い金を含む。
 3 ③における「親・親族等」は、交際相手を含む。
 4 ③における「生活保護等」は、障害年金を含む公的支援金である。
 5 ()内は、被扶養者で、内数である。
 6 「被扶養者」は、犯行時において、未成年かつ未就労であった者である。

調査対象者について、教育程度別の人員を見ると、3-1-9図のとおりである。

中学校卒業、高校中退の者が併せて33人であり、過半数を占めている。大学卒業の者は2人であって、少ない。

3-1-9図 教育程度



- 注 1 「高等学校」は、専門学校を含む。
 2 「その他」は、義務教育未修了及び高等学校在学である。

5 前科・非行歴

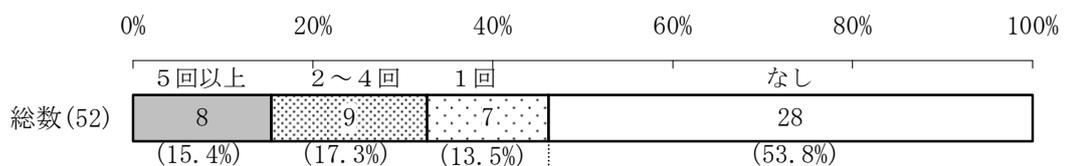
3-1-10図は、調査対象者の前科の状況を見たものである。

前科のある者が24人（46.2%）であり、前科のない者が28人である（以下、前科のある者らを「有前科者群」、前科のない者らを「前科なし群」と呼んで、分析を進めることがある。）。

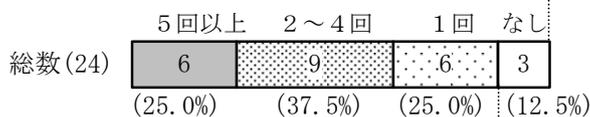
有前科者群では、懲役前科がある者がほとんどであり、さらに、そのほとんどは実刑の懲役前科がある。有前科者群24人のうち、複数回の実刑懲役前科がある者は14人と過半数を占めており、犯罪を繰り返す中で、無差別殺傷事犯に至った群の存在を見ることができる。

3-1-10図 前科の回数

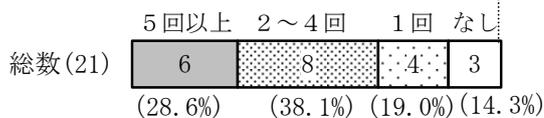
① 前科の回数



② 「前科の回数」のうち、懲役刑の回数



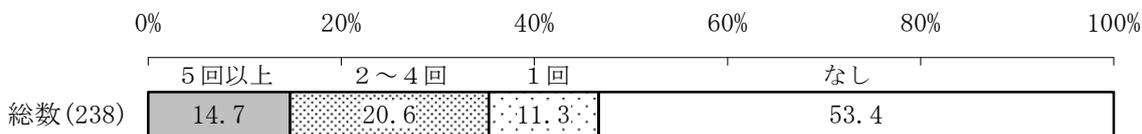
③ 「懲役刑の回数」のうち、実刑の回数



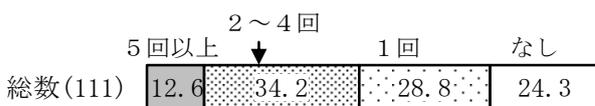
注 「懲役刑」は、執行猶予を含む。

(参考) 殺人 前科の回数 (平成22年版犯罪白書特別調査)

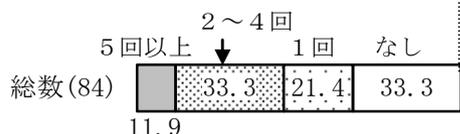
① 前科の回数



② 「前科の回数」のうち、懲役刑の回数



③ 「懲役刑の回数」のうち、実刑の回数



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「懲役刑」は、執行猶予を含む。

3-1-11図は、調査対象者の前科の内容を見たものである。

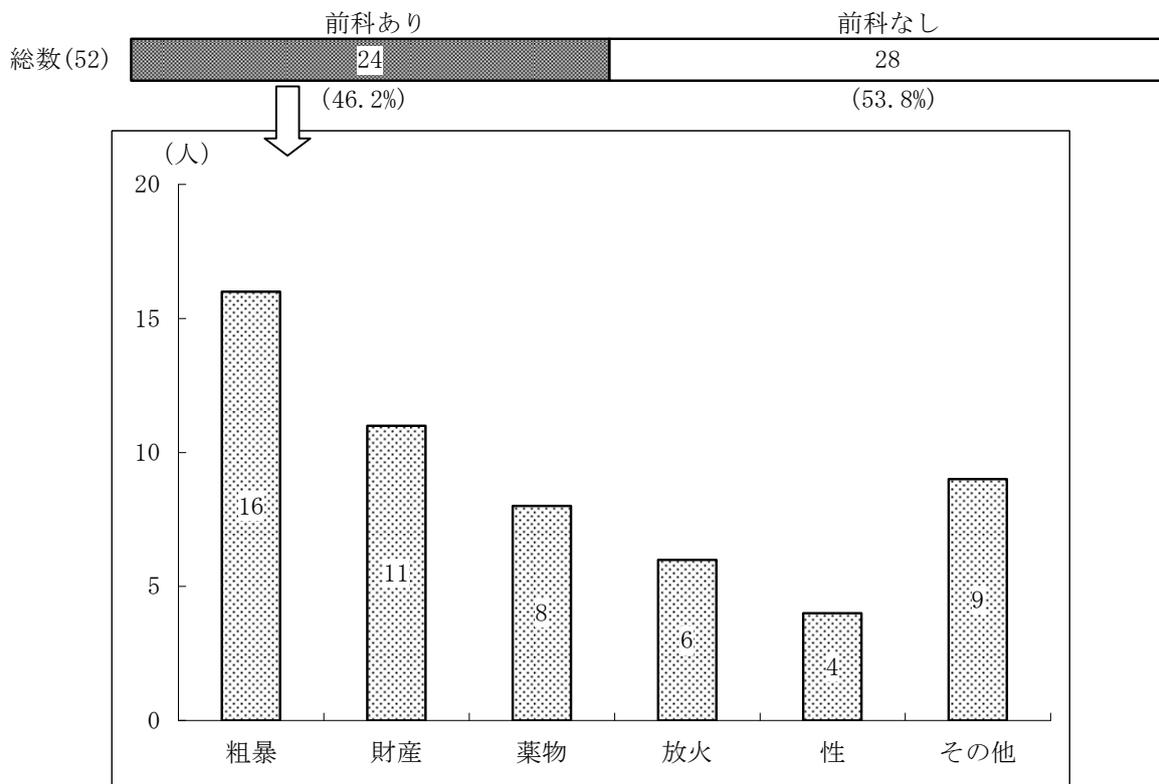
前科となる犯罪としては、粗暴犯が最も多く、有前科者群のうち3分の2に粗暴犯の前科がある。粗暴な性向が強い者が多いことを示唆している。

そのほか、財産犯罪、薬物犯罪、放火、性犯罪の前科は、有前科者群中、それぞれ45.8%、33.3%、25.0%、16.7%の者に見られる。平成23年の通常第一審における有期刑言渡人員のうち、窃盗は29.5% (窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領の合計で39.8%)、薬物犯罪は19.0%、放火は0.4%、強姦・強制わいせつは2.1%であり (平成24年版犯罪白書2-3-2-1表、2-3-2-3表及び資料2-4参照)、これらの有期刑の言渡しを受けた者と異なった前科の特徴を有している。

次に、一般殺人と比べるため、平成22年調査におけるデータと比較する。同調査によれば、殺人事犯者において前科がある者の比率は46.6%であるが、親族以外に対する殺人に限ると55.7%であった。また、粗暴犯前科 (同調査における粗暴犯の範囲と、本研究における範囲はやや異なり、本研究の範囲の方がやや広い。) がある者は、前科がある者の中で58.6%であるが、親族以外に対する殺人に限ると、61.3%であった。無差別殺傷事犯の調査対象者の前科の有無、粗暴犯前科の有無については、親族に対する殺人と大きな差は見

いだしにくい。また、同調査における殺人事犯者において、財産犯（窃盗、詐欺、恐喝、横領及び盗品等に関する罪をいう。）の前科がある者の比率は42.3%、薬物犯罪の前科がある者の比率は26.1%、放火の前科がある者は1.8%である。財産犯罪、薬物犯罪の前科を有する者の比率は、本調査対象の無差別殺傷事犯者と一般的な殺人事犯者とで大きく異なる傾向は見いだしにくいですが、今回の無差別殺傷事犯者では放火の前科を有する者の比率が高いことが一般的な殺人事犯者と異なる特徴としてうかがわれる。

3-1-11図 前科の内容



- 注 1 「粗暴」は、殺人、強盗、傷害、暴行、恐喝、公務執行妨害、器物損壊、暴力行為等処罰法違反又は銃刀法違反の前科を有する者を計上している。
- 2 「財産」は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、遺失物等横領又は住居侵入（窃取目的に限る。）の前科を有する者を計上している。
- 3 「薬物」は、覚せい剤取締法違反又は毒劇法違反の前科を有する者を計上している。
- 4 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火、放火予備又は住居侵入（放火目的に限る。）の前科を有する者を計上している。
- 5 「性」は、強姦、強制わいせつ又はわいせつ文書等所持の前科を有する者を計上している。
- 6 「その他」は、略取誘拐、業務上過失傷害、道路交通法違反又は軽犯罪法違反の前科を有する者を計上している。
- 7 複数の前科を有する場合は、それぞれの区分に計上している。

3-1-12図は、調査対象者の非行歴・犯罪歴を見たものである。

非行歴・犯罪歴がある者が34人（65.4%）であって、一般殺人の検挙者における再犯者率（2-1-10図参照）よりも高い値となっているが、他方で、非行歴・犯罪歴が全くない者が18人いる。このような非行歴・犯罪歴のないタイプ^{（注7）}の無差別殺傷事犯者が約34.6%と、ある程度の割合で存在していることを示している。

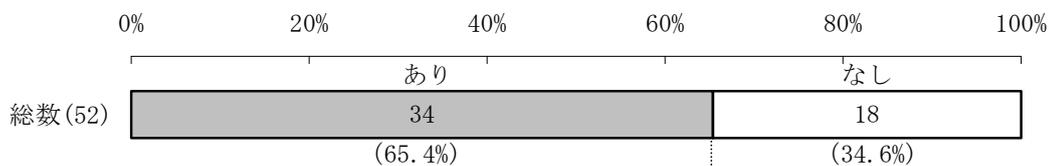
非行歴・犯罪歴がある34人について、その初発時の年齢を見ると、少年時21人と多数を占めており、中でも14歳未満が7人であって、低年齢時に非行を開始した者が一定程度いると言える。また、少年時の非行歴がある者について、保護処分歴を見ると、少年院送致歴がある者が8人と最も多い。少年時に非行に関する問題性が大きかった者が相当程度に及ぶと考えられる。30歳以上が初発の者は2人であり、少ない。

なお、少年時に初発の非行があった者では、その非行名は財産犯（窃盗、横領等）が多い。そのほか放火が非行名である者が2人いる。他方、成人で初発の犯罪歴がある者では、罪名が粗暴犯である者が多い。

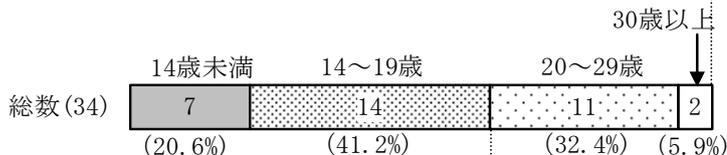
注7 「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書」（平成12年12月21日 警察庁生活安全局少年課・科学警察研究所防犯少年部）は、このように、本件犯行以前に検挙・補導されたことのない者を「いきなり型」と名付けている。同報告書によれば、このようないきなり型と、非行がエスカレートして本件犯行に至る非行エスカレート型では動機や前兆的行動等について異なる傾向が見られ、例えば、動機については、非行エスカレート型では動機は概して明確であるが、いきなり型では、動機が多岐にわたり、外界との直接的な関連が希薄で内的な欲求や葛藤を解消することを目的とした、より自己中心的な論理に基づいたものが見られ、半数の事件で被害者は加害少年と面識関係のない不特定の対象であり、自己顕示的な性質を帯びた犯行も見られるとする。そのほか、前兆的行動について、「犯行のほのめかし」「不審・特異な言動」「悩みの表現」「動物虐待」等は、いきなり型に比較的多く見られ、いきなり型においては、精神的な悩みや葛藤が直接犯行の原因となっているケースが多く、そうした精神状態が前兆的動向として現れていることが推測されるとしている。また、奥村雄介「凶悪な少年非行—いわゆる「いきなり型非行」について」（犯罪に挑む心理学—現場が語る最前線 北大路書房）も、少年非行が二極化しているとして、普通の生徒が突如として犯行に及ぶ「いきなり型非行」について分析し、被害者と加害者との関係から、家族を被害者とするもの、知人を被害者とするもの、赤の他人を被害者とするものに分類されるとした上で、その精神病理について見解をふえんしている。

3-1-12図 非行歴・犯罪歴

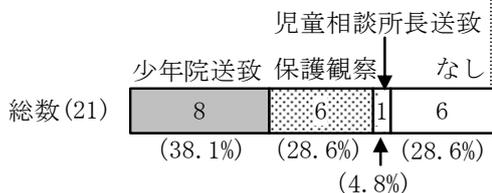
① 本件以外の非行歴・犯罪歴



② 初発非行・犯行時の年齢層



③ 保護処分歴



注 1 警察補導以上の処分を有する者を計上している。

2 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致，保護観察，児童相談所長送致の順に，最も先に該当するものに計上している。

3-1-13表は、調査対象者について、不良集団（暴力団、暴走族、地域不良集団等をいう。）への所属状況を見たものである。

犯行時に不良集団に所属していた者は2人のみであり（平成10年から23年までの一般殺人における暴力団構成員等率は13.7%～23.2%である。2-1-10図参照），犯行までの所属歴がある者も8人であって，所属歴がない者が多い。不良集団に対する所属は，無差別殺傷事犯者の特徴として認められないと考えられる。

3-1-13表 不良集団関係

① 過去の不良集団所属歴

総数	所属歴あり	所属歴なし
52	8	44

② 過去の不良集団所属状況

暴力団構成員	暴力団周辺者	暴走族構成員	その他
4	2	2	2

③ 犯行当時の不良集団所属状況

暴力団構成員	暴力団周辺者	暴走族構成員	その他
-	1	-	1

注 1 「その他」は、地域不良集団及び犯罪を目的として集まった集団である。

2 複数の不良集団に所属している場合は、それぞれの区分に計上している。

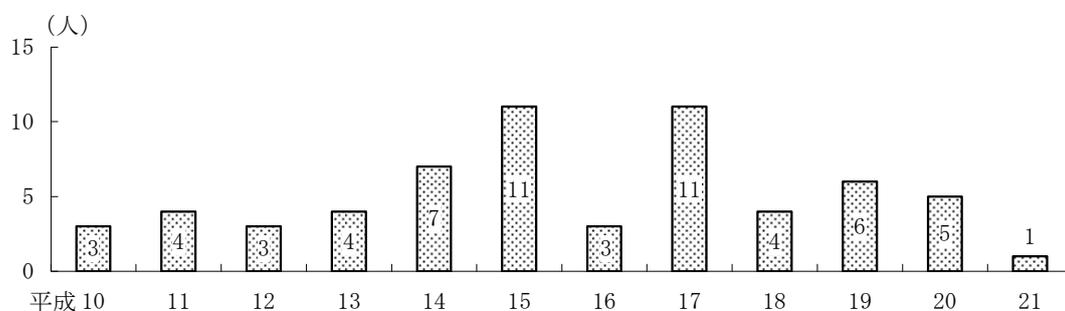
第2節 犯行の状況

1 調査対象事件数の推移

3-2-1図は、調査対象の無差別殺傷事件（調査対象者が複数の無差別殺傷事件を行った場合は、そのいずれも含む。）について、犯行年別の推移を見たものである。

年別の発生状況については、特に増減に関する傾向はないが、平成15年と17年に多く無差別殺傷事件が発生している。なお、無差別殺傷事件と通り魔殺人事件は、その定義が異なる上、調査対象事件は、起訴され、有罪が確定したものに限られるので、通り魔殺人事件の年別の推移とは一致しない。

3-2-1図 無差別殺傷事犯 発生年



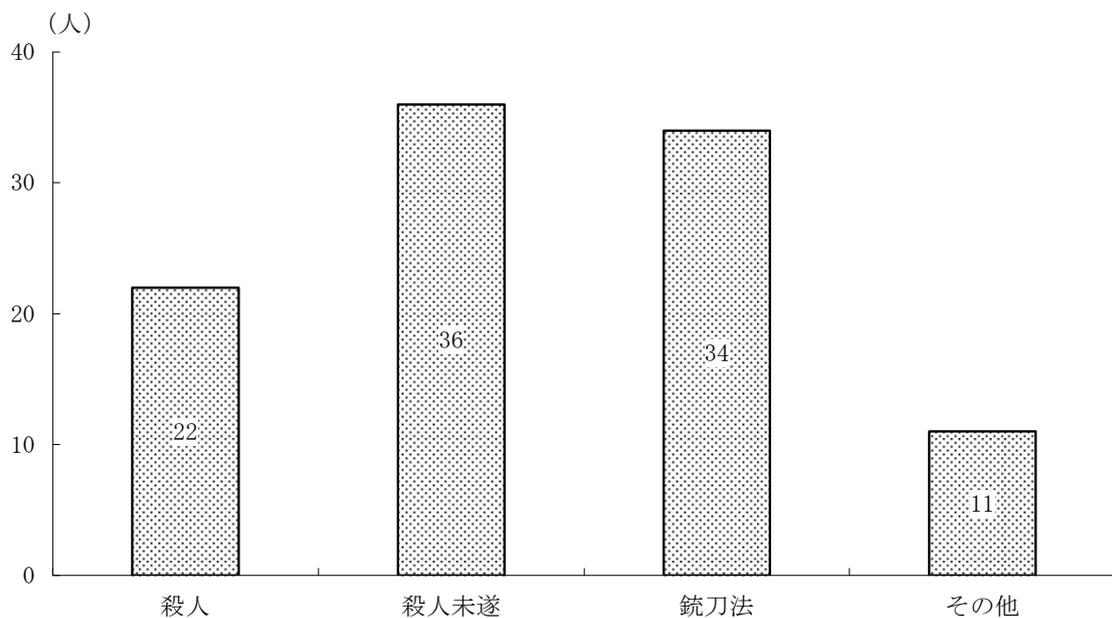
注 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、それぞれの年に計上している。

2 犯罪数

3-2-2図は、調査対象者が行った無差別殺傷事件（同一の現場・機会において行われた犯行を含む。）について、起訴された罪名を見たものである。

無差別殺傷事犯である以上、当然のことながら、殺人既遂、殺人未遂が多い。なお、殺人既遂と殺人未遂の双方を含む者は7人である。また、銃刀法違反が調査対象者の過半数で起訴されており、凶器と無差別殺傷事件との関係が密接である。

3-2-2図 主たる犯行



- 注 1 無差別殺傷事犯と同一現場・同一機会において行われた犯行の罪名を計上している。
 2 「その他」は、強盗殺人、建造物侵入、傷害等である。
 3 複数の罪名を有する場合は、それぞれの罪名に計上している。

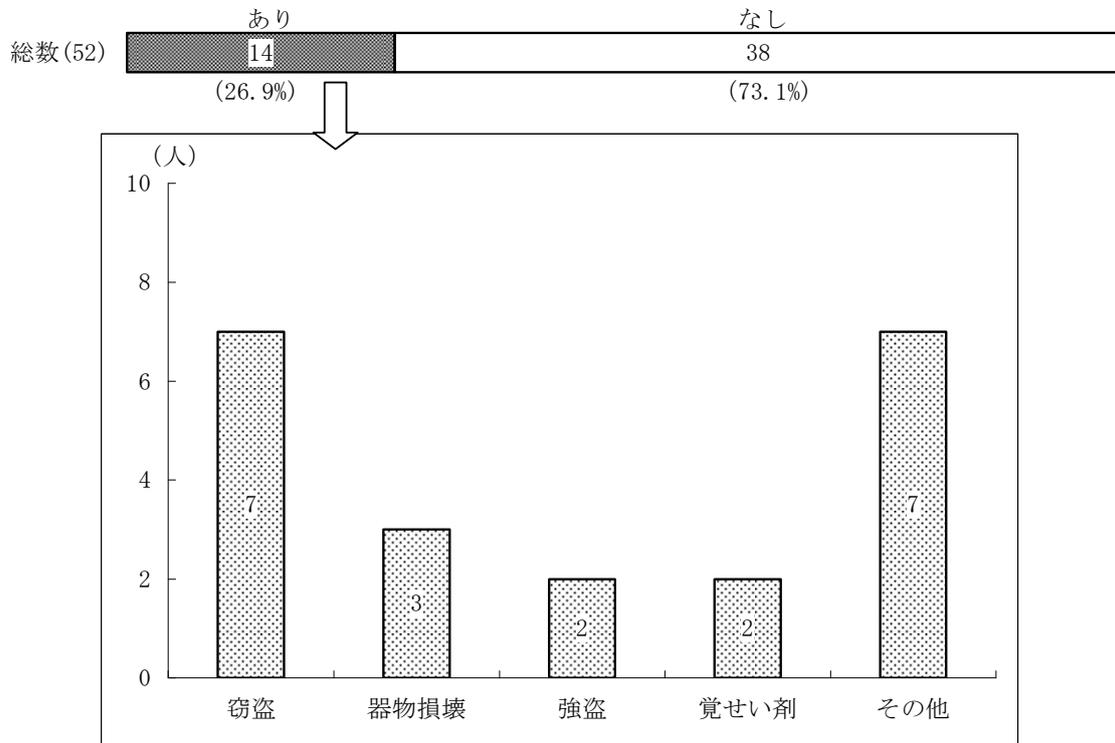
3-2-3図は、調査対象者が行った無差別殺傷事件以外の犯罪の有無、罪名及び無差別殺傷事件との前後関係を見たものである。

52人中14人に無差別殺傷事件以外に起訴された犯罪（従たる犯行）があり、その罪名としては窃盗が多い。

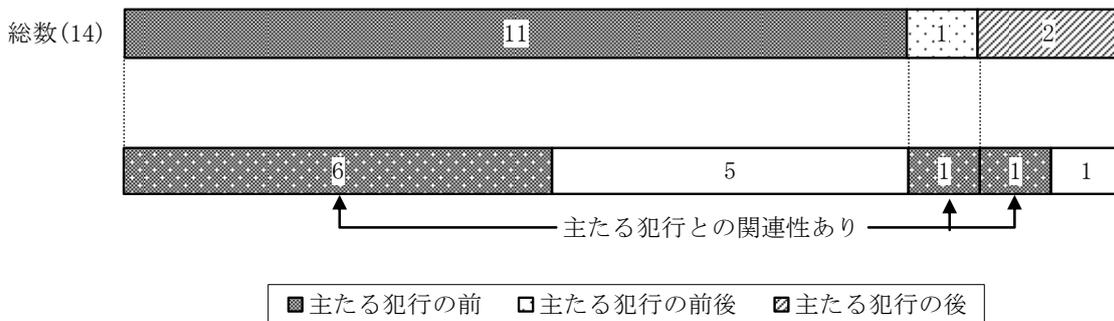
従たる犯行との時間的前後関係を見ると、無差別殺傷事件の前に行われたものがほとんどであり、そのうち約半分は無差別殺傷事件のために凶器を窃取するなど無差別殺傷事件との関連性がある。もっとも、このように無差別殺傷事件と関連する犯罪を、無差別殺傷事件に先行して行ったのは、調査対象者全体で見ると約1割である。

3-2-3 図 従たる犯行

① 従たる犯行の有無



② 無差別殺傷事犯との時間的前後関係及び関連性の有無



注 1 無差別殺傷事犯と異なる場所・異なる機会において行われた犯行の罪名を計上している。
 2 「その他」は、殺人予備、死体遺棄、傷害、暴行、建造物侵入等である。
 3 複数の罪名を有する場合は、それぞれの罪名に計上している。

3-2-4図は、調査対象者の無差別殺傷事件について、その犯行態様を見たものである。

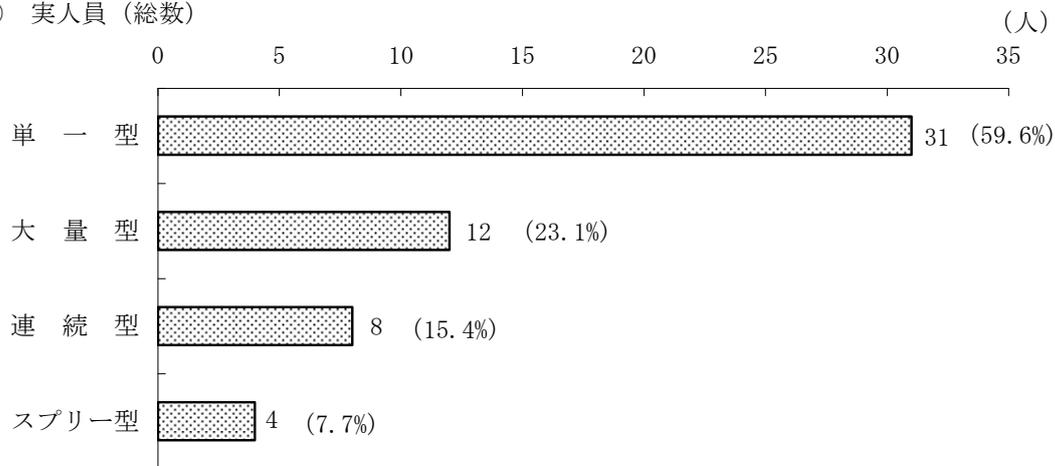
本研究においては、犯行の動機、犯意の形成過程に焦点を当てるため、調査対象者が複数人の殺害を意図していた場合と、そうでない場合を分けた上で、犯行態様により、単一殺人型、大量殺人型、連続殺人型、スプリー殺人型の四つの類型を作成した^(注8)。単一殺人型とは、「複数人の殺害を意図せず、一人のみに対する殺害行為を行ったにすぎないもの」をいう。大量殺人型とは、「一箇所において、1回の機会に、複数人の殺害を意図して、殺害行為を行ったもの」をいう。連続殺人型とは、「相当の時間をおいて、複数人の殺害を意図して、殺害行為を行ったもの」をいう。スプリー殺人型とは、「相当の時間をおくことなく、複数の箇所において、複数人の殺害を意図して、殺害行為を行ったもの」をいう。

調査対象者においては、単一殺人型に当てはまる者が31人と過半数であり、複数人の殺害を意図した者は21人にすぎなかった。複数人の殺害を意図した者の中では、大量殺人型が最も多い。さらに、大量殺人型とスプリー殺人型は、犯意の形成過程という観点からは、同様の機序が想定されることから、これを併せると、大量殺人型又はスプリー殺人型に当てはまる者は、16人であった。

注8 諸外国の殺人の研究において、殺人の犯行態様別の類型が提唱されている。米国司法省の報告書「Serial Murder」, Behavioral Analysis Unit-2, National Center for the Analysis of Violent Crime, Critical Incident Response Group, Federal Bureau of Investigation は、連続殺人について、「別個の機会に同一の犯罪者(ら)が2人以上の被害者を違法に殺害すること」[The unlawful killing of two or more victims by the same offender(s), in separate events].と定義し、スプリー殺人について、一般的には冷却期間を有しない2人以上の殺人とされとし(なお、同報告書はスプリー殺人を独立の類型として用いていない。), 大量殺人は、一般的に、単一の事件の間に起きる多数の(4人以上の)被害者に対する殺人であって、殺人相互に特別な時間的間隔がないものをいうとしている。また、「Race And Crime: A Biosocial Analysis」, Anthony Walsh, Nova Science Publishers Inc. は、複数被害者に対する殺人は、スプリー殺人、大量殺人、連続殺人に分類でき、スプリー殺人は、比較的短い期間(数日又は数週間)に異なった場所で数人を殺害すること、大量殺人は、しばしば数分又は数時間という短い時間の単一の事件として同じ場所で数人を殺害すること、連続殺人は、典型的には、冷却期間、通常は数年の期間をおいて、1人ずつ殺害するものをいうとしている。そのほか、「犯罪心理学 行動科学のアプローチ」, C. R. バートル・A. M. バートル, 羽生和紀監訳, 北大路書房は、連続殺人とは、一般的には、ある人(又は人々)が長期にわたってたくさんの人々(通常最低でも3人)を殺害する事件のことをいい、スプリー殺人は、通常冷却期間なしに、通常2か所以上の場所において3人以上を殺害することを指し、大量殺人は、殺人と殺人の間に冷却期間がなく、1か所で3人以上を殺害することをいうとしている。

3-2-4 図 犯行形態別人員

① 実人員（総数）



② 実人員（併存状況）

区分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
単一型	31
大量型	-	11
連続型	-	1	5	...
スプリー型	-	-	2	2

- 注 1 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、全ての事件を総括して犯行形態別に分類し、複数の犯行形態に該当する場合は、それぞれの犯行形態に計上している。
- 2 「単一型」は、複数人の殺害を意図していない犯行である。
- 3 「大量型」は、一箇所において複数人の殺害を意図した犯行である。
- 4 「連続型」は、相当の時間をおいて、複数人の殺害を意図した犯行である。
- 5 「スプリー型」は、短時間で、数箇所において、複数人の殺害を意図した犯行である。

調査対象者の行った無差別殺傷事件について、共犯の有無を見ると、いずれも単独犯である。殺人事件の共犯率は一般刑法犯に比べて低いが、それでも一定程度は存在するところ（2-1-9 図参照）、調査対象の無差別殺傷事件では、共犯率は0である（この点について第6章参照）。

3 動機

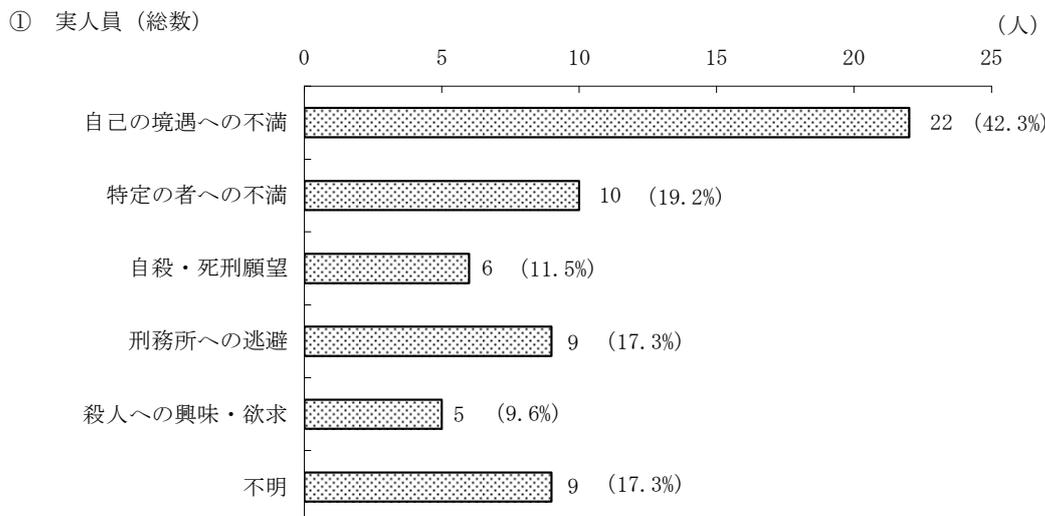
3-2-5図は、調査対象者について、無差別殺傷事件の犯行動機別の人員を見たものである。

殺人事件の動機は、事件ごとに特徴があり、特に、無差別殺傷事件については、その性質上、動機は、一般的に理解し難いものであるが、ある程度の共通点を見いだすことは可能である。そのため、調査対象事件について、裁判所において認定された動機内容をそれぞれ精査した上で、共通点を抽出することとした。犯行動機としては、Ⅰ「自己の境遇への不満」、Ⅱ「特定の者への不満」、Ⅲ「自殺・死刑願望」、Ⅳ「刑務所への逃避」、Ⅴ「殺人への興味・欲求」の五つの類型を見いだすことができる。

Ⅰ「自己の境遇への不満」とは、自己の置かれた境遇や現状に対する不満やいら立ち等を晴らすため、無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、自己に発生した事柄について不満を抱いて、その気持ちを晴らすための憂さ晴らしとして他人に対する殺害を考えるもの、自己が正当に評価されていないことから社会に不満を抱き、社会の構成員を殺害しようとするものなどをいう。Ⅱ「特定の者への不満」とは、特定の者に対する恨みや怒りを晴らすため、その者とは無関係の者に対して八つ当たりに無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、自己に対して不当な仕打ちを行ったとして知人に対して怒りを覚えたため、そのうっ憤を晴らすために誰かを殺害しようと考えたものなどをいう。Ⅲ「自殺・死刑願望」とは、自殺願望がありながら、それを実行・完遂できないため、自殺の代わりに死刑になろうと考え、又は、自殺の実行に踏ん切りをつけるために、無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、恐怖感から自殺することができないため、通り魔殺人をすれば死刑になると考えたものなどをいう。Ⅳ「刑務所への逃避」とは、社会生活に行き詰まり、刑務所生活に逃避するため、無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、借金に苦しみ、無為徒食の生活を続けた挙げ句、生き延びる手段としては刑務所に入るほかないと考えて、そのために人を殺そうと考えたものなどをいう。Ⅴ「殺人への興味・欲求」とは、殺人行為そのものへの興味や欲求を満たすために無差別殺傷事件に及ぶものであり、例えば、人を窒息死させることで最高の性的興奮を得ようと考えたものなどがある。そのほか、動機に関して信用できる明確な証拠がないなどの理由から、動機について判決において認定されず、不明な者（Ⅵ「不明」型）もいた。

調査対象者においては、Ⅰ「自己の境遇への不満」型が最も多く、Ⅲ「自殺・死刑願望」型、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型は多くはない。

3-2-5 図 犯行動機別人員



② 実人員（併存状況）

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・ 死刑願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
自己の境遇への不満	15
特定の者への不満	3	5
自殺・死刑願望	1	-	5
刑務所への逃避	1 (1)	-	-	8
殺人への興味・欲求	2 (1)	-	-	-	3	...
不 明	-	-	-	-	-	9

注 1 複数の犯行動機を有する場合は、それぞれの犯行動機に計上している。
 2 ②における（ ）内は、「特定の者への不満」の犯行動機も有している者の数であり、内数である。

4 時間的特性

調査対象の無差別殺傷事件（調査対象者が複数の無差別殺傷事件を行った場合は、そのいずれも含む。）の発生時期を見ると、3-2-6 図のとおりである。

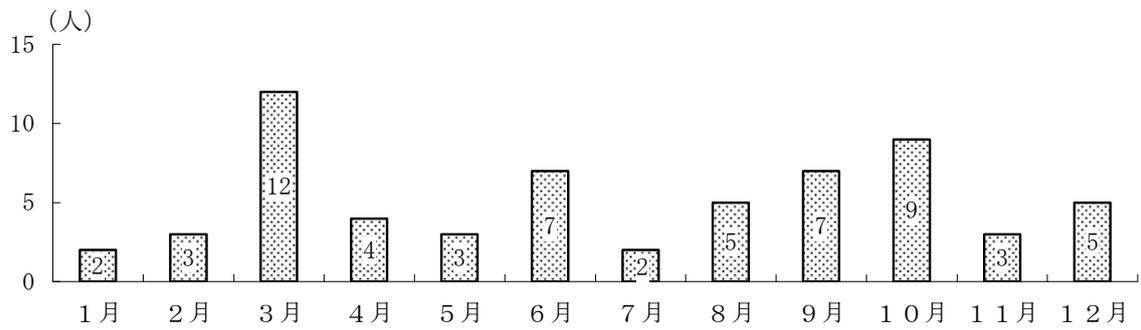
月別に見ると、3月に発生しているものが最も多い。昭和57年版犯罪白書によれば、通り魔傷害事件等（傷害、暴行及び器物損壊事件）の月別発生件数は、5月から9月の間に多発しているとされたが、今回の調査対象の無差別殺傷事犯においては、6月、9月、10月にやや多いものの、特に5月から9月に多発しているとは評価し難い。

曜日別に見ると、一般殺人では、月曜日にやや認知件数が多いが、特に曜日ごとのばらつきが少ないのに対して、調査対象の無差別殺傷事件では曜日間のばらつきが大きく、金曜日が最も発生件数が少なく、週末が終わった後の火曜日から木曜日にかけて発生件数が多い。

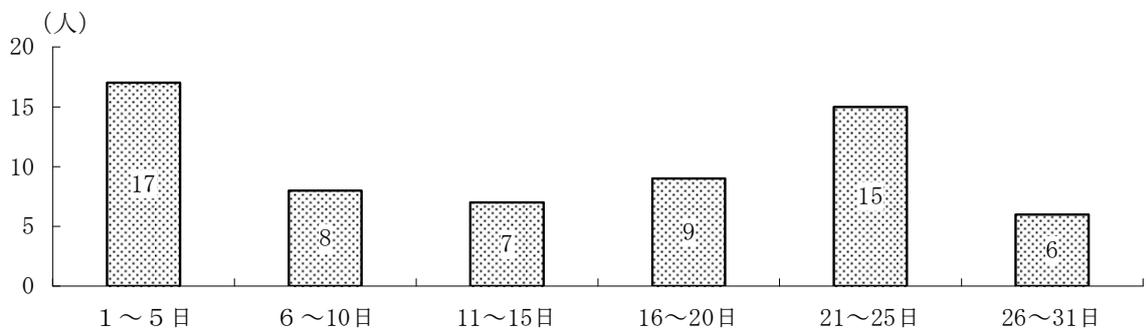
犯行時間帯別に見ると、調査対象の無差別殺傷事件では、一般殺人よりも、時間帯別の件数の差が出ており、0時から5時台が最も発生件数が少なく、その後時間帯が遅くなるにつれて発生件数が多くなっており、夕方から深夜にかけて18～23時台が最も発生件数が多い。

3-2-6 図 無差別殺傷事犯 発生時期

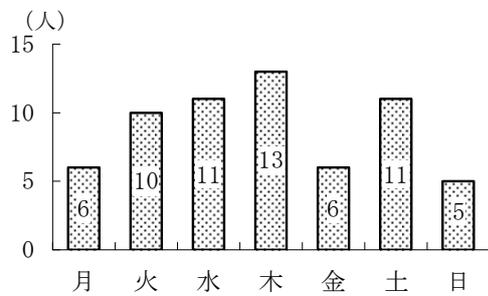
① 犯行月



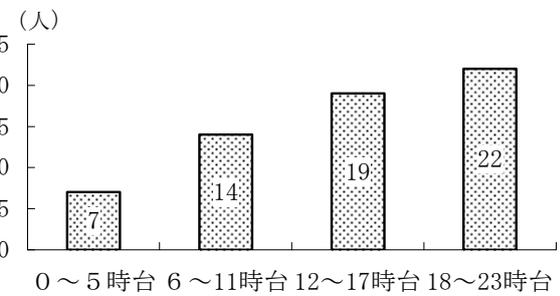
② 犯行日



③ 犯行曜日



④ 犯行時間帯

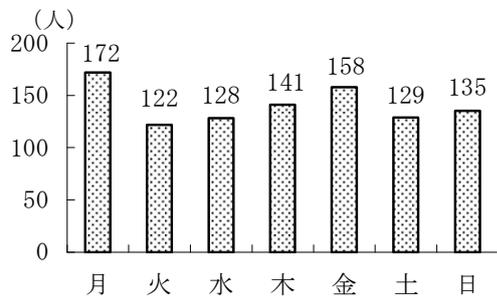


注 1 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、それぞれの区分に計上している。
 2 一つの事件で犯行が複数又は長時間にわたる場合は、最初の犯行の開始時点のものに計上している。

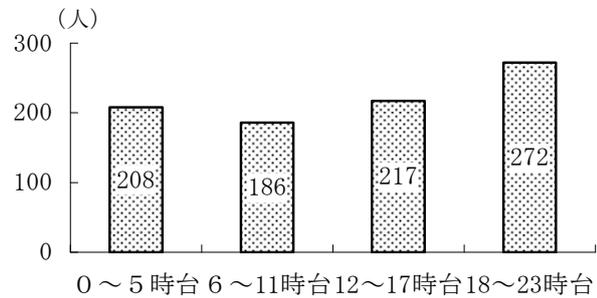
(参考) 殺人認知件数(発生時期別)

(平成23年)

① 発生曜日



② 発生時間帯



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 発生時期が不詳のものを除く。

5 場所的特性

調査対象の無差別殺傷事件の発生場所を見ると、**3-2-7表**のとおりである。

調査対象者の居住場所と犯行場所との位置関係では、同一市区町村内である場合が過半数であり、別の都道府県で行う場合は少ない。これを反映して、無差別殺傷事件の発生場所は、調査対象者の居住場所に類似した分布を示しており、大阪府が最も多く、次に東京都となっている。人口規模別では、人口10万人以上の市がほぼ半数であり、人口10万人未満の市町村は少ない。

犯行場所の特徴を見ると、路上が最も多く、続いて、駅構内等、店舗等内となっている。一般殺人においては住宅内等で発生するものが圧倒的に多いが、無差別殺傷事件は殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対する犯罪であるから、住宅内等で発生するものよりも、これらの被害者を発見し、接触ができる路上等において発生する事件が多いものと考えられる。

3-2-7表 犯行場所

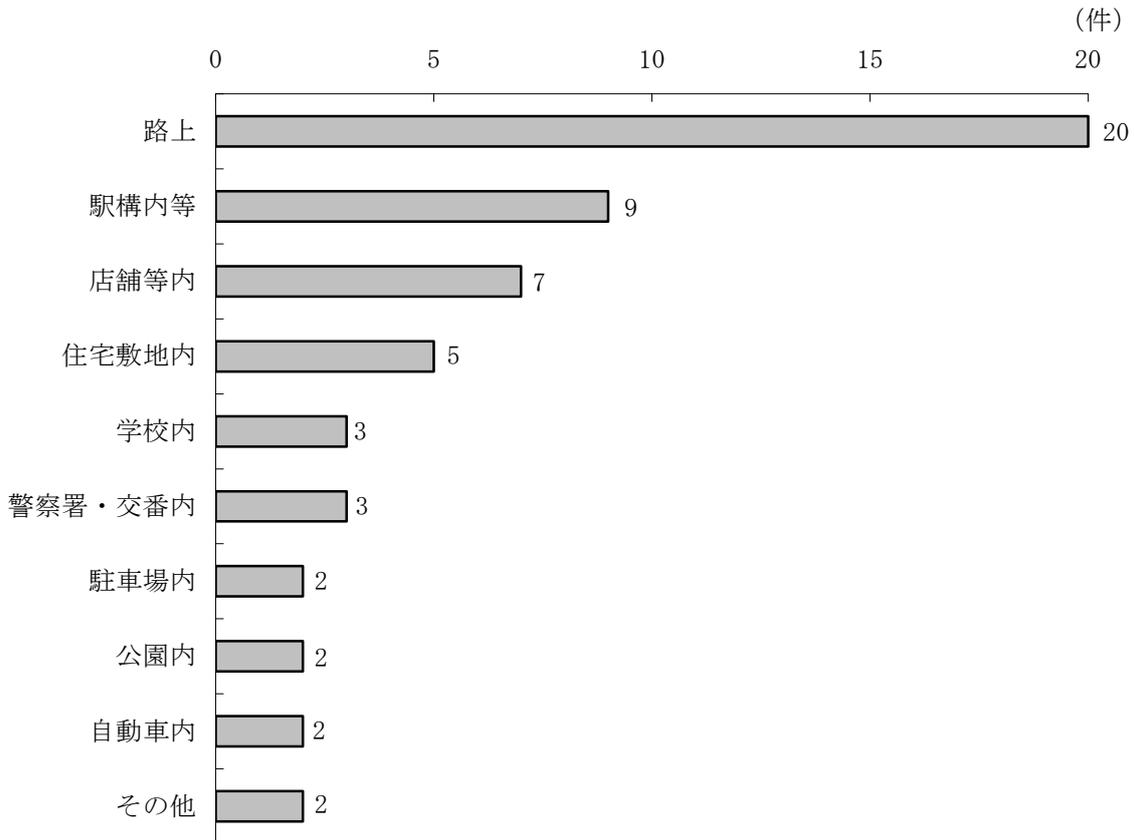
① 人口規模別犯行地

都道府県	特別区・ 政令指定都市	人口10万人 以上の市	人口10万人 未満の市町村	総数
北海道	2	1	1	4
青森県	...	-	-	-
岩手県	...	-	-	-
宮城県	-	-	1	1
秋田県	...	-	-	-
山形県	...	-	1	1
福島県	...	-	1	1
茨城県	...	1	-	1
栃木県	...	-	-	-
群馬県	...	1	-	1
埼玉県	-	1	-	1
千葉県	-	-	-	-
東京都	6	3	-	9
神奈川県	-	1	1	2
新潟県	-	-	-	-
富山県	...	1	1	2
石川県	...	-	1	1
福井県	...	-	-	-
山梨県	...	-	1	1
長野県	...	-	-	-
岐阜県	...	-	-	-
静岡県	-	-	-	-
愛知県	1	1	-	2
三重県	...	-	-	-
滋賀県	...	1	-	1
京都府	-	1	-	1
大阪府	6	7	-	13
兵庫県	-	3	-	3
奈良県	...	-	-	-
和歌山県	...	-	1	1
鳥取県	...	-	-	-
島根県	...	-	-	-
岡山県	1	-	-	1
広島県	1	-	-	1
山口県	...	1	-	1
徳島県	...	1	-	1
香川県	...	-	-	-
愛媛県	...	-	-	-
高知県	...	1	1	2
福岡県	-	-	-	-
佐賀県	...	-	-	-
長崎県	...	-	-	-
熊本県	-	-	-	-
大分県	...	-	-	-
宮崎県	...	-	-	-
鹿児島県	...	-	-	-
沖縄県	...	-	-	-
総数 (構成比)	17 (32.7)	25 (48.1)	10 (19.2)	52 (100.0)

② 居住地から犯行地までの距離

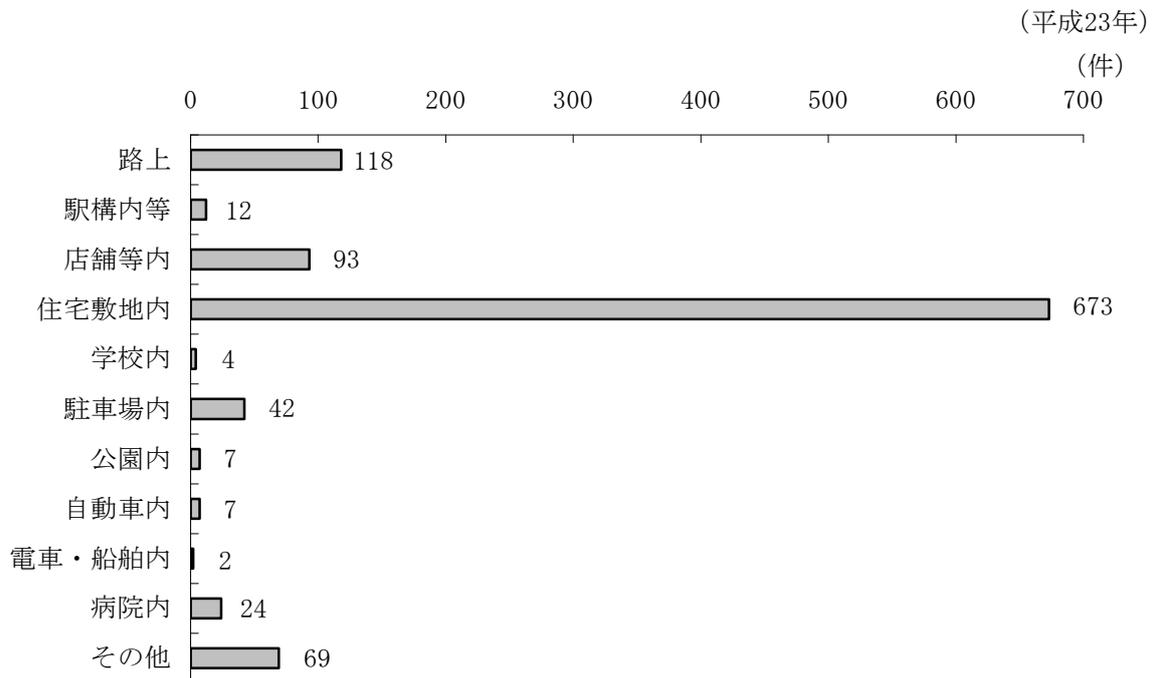


③ 犯行場所



- 注 1 犯行時の状況による。
 2 ①における特別区・政令指定都市及び人口規模は平成24年4月1日現在のものである。ただし、北海道、石川県及び群馬県については平成24年3月31日現在のものによる。
 3 住居不定の者における②の「居住地」は、生活の拠点としていた土地である。
 4 ③において、犯行場所が複数にわたる場合は、それぞれの区分に計上している。
 5 ③の「駅構内等」は駅に隣接する駅前広場、歩道橋、通路等を含む。
 6 ③の「店舗等」は、雑居ビルを含む。
 7 ③の「住宅敷地内」は、共同住宅の共用部分を含む。
 8 ③の「その他」は、電車内及び病院内である。

(参考) 殺人認知件数(発生場所別)

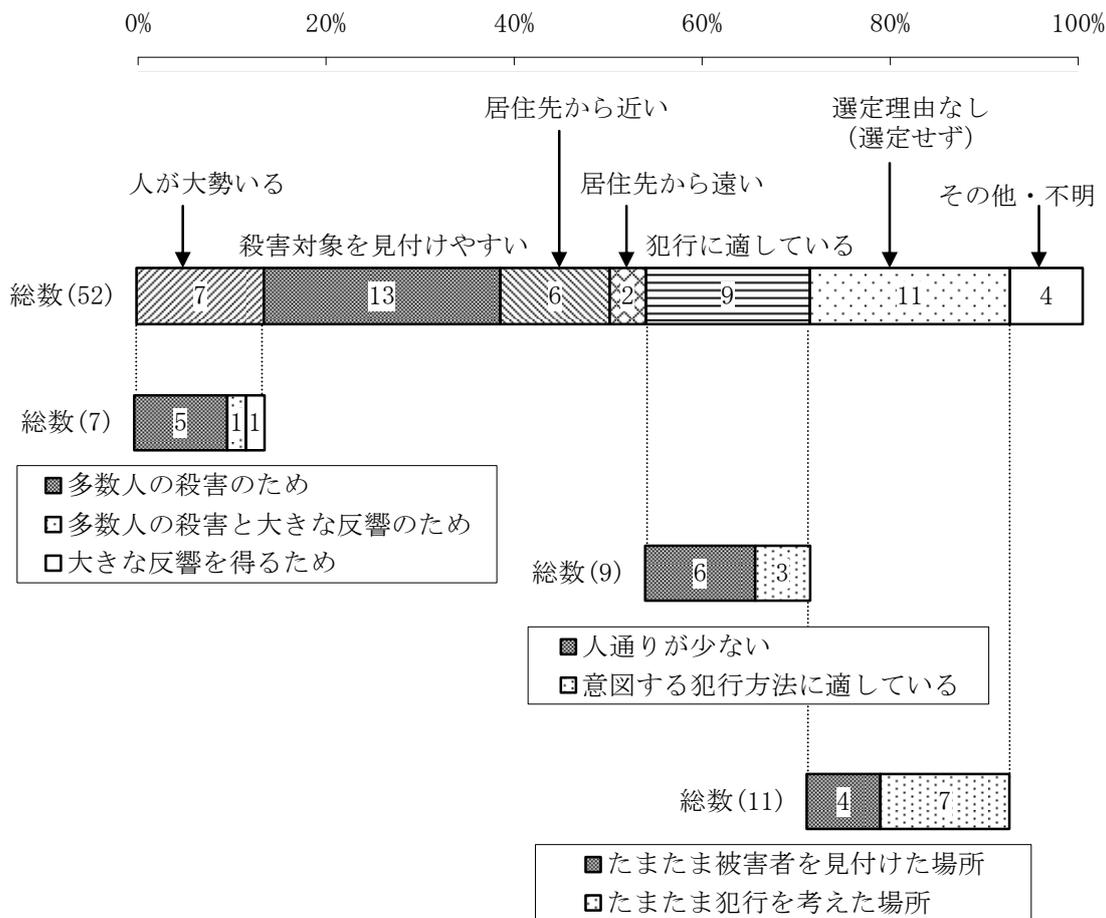


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「路上」は、高速道路上を含まない。
 3 「駅構内等」は、海港を含む。
 4 「店舗等」は、ホテル、会社、事務所等を含む。
 5 「学校」は、その実態が幼稚園と同視されるような保育所を含む。
 6 「駐車場」は、駐輪場を含む。
 7 「公園」は、空き地を含む。

調査対象者が無差別殺傷事件の犯行場所を選定した理由を見ると、**3-2-8図**のとおりである。

犯行場所の選定理由は多種多様であるが、調査対象者が意図する「殺害対象を見付けやすい」場所であるからという理由が最も多い。他方、多数人がいて、大きな反響を得られる場所であるからという理由によるものは少なく、いわゆる犯行を行う「劇場」として犯行場所を選定したものはまれであった。

3-2-8図 犯行場所の選定理由

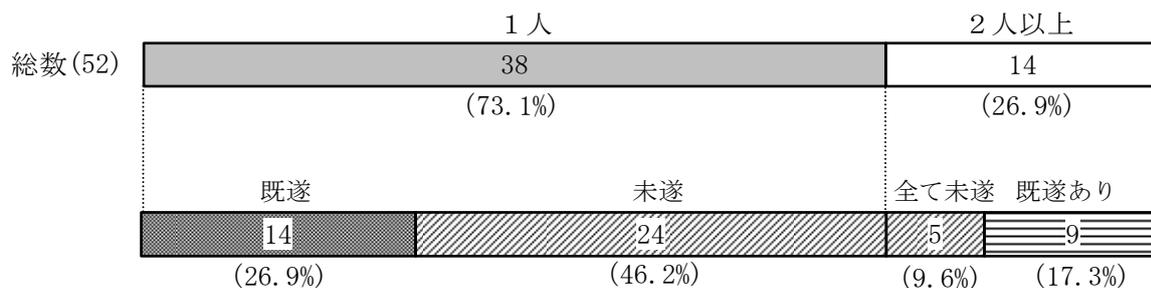


6 被害者特性

調査対象の無差別殺傷事件について、各事件の被害者の人数別の調査対象者の人員を見ると、3-2-9図のとおりである。

被害者が一人のみの調査対象者が38人であり、そのうち未遂にとどまった者が24人に及んでいる。2人以上の被害者に対して殺人既遂に至った者は9人にすぎない。

3-2-9図 被害者数別人員



調査対象の無差別殺傷事件（調査対象者が複数の無差別殺傷事件を行った場合は、そのいずれも含む。）の被害者全員の特徴を見ると、**3-2-10表**のとおりである。

調査対象者の行った全ての無差別殺傷事件の被害者は126人であり、そのうち死亡者は40人であった。

被害者の男女別の比率を見ると、ほぼ同数である。また、年齢層別に見ると、9歳以下の子どもが多い。一般殺人に比べると、女性と子どもの比率が高い。

調査対象の無差別殺傷事件の被害者の死亡率（被害者数に占める死亡した被害者の比率をいう。）は31.7%であり、平成23年に認知された殺人・同未遂事件（一般殺人）と比べて、低い。

3-2-10表 被害者

① 男女別年齢層別被害者数

年齢層	男性	女性	総数
9歳以下	15 (23.1)	17 (27.9)	32 (25.4)
10～19歳	3 (4.6)	8 (13.1)	11 (8.7)
20～29歳	8 (12.3)	13 (21.3)	21 (16.7)
30～39歳	6 (9.2)	4 (6.6)	10 (7.9)
40～49歳	3 (4.6)	5 (8.2)	8 (6.3)
50～59歳	14 (21.5)	6 (9.8)	20 (15.9)
60～69歳	7 (10.8)	5 (8.2)	12 (9.5)
70歳以上	9 (13.8)	3 (4.9)	12 (9.5)
総数	65 (100.0)	61 (100.0)	126 (100.0)

② 男女別被害程度別被害者数

被害程度	男性	女性	総数
死亡	19 (29.2)	21 (34.4)	40 (31.7)
重傷	17 (26.2)	16 (26.2)	33 (26.2)
軽傷	27 (41.5)	23 (37.7)	50 (39.7)
無傷	2 (3.1)	1 (1.6)	3 (2.4)
総数	65 (100.0)	61 (100.0)	126 (100.0)

注 1 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、全ての事件を総括して被害者数・被害程度に計上している。

2 被害時の年齢による。

3 「重傷」は、全治又は加療1月以上（日数での診断時は30日を1月とする。）の負傷である。

4 「軽傷」は、全治又は加療1月未満（日数での診断時は30日を1月とする。）の負傷である。

5 「無傷」は、被害者が攻撃を避けるなどして傷を負わなかった場合である。

6 ()内は、男女別・総数の年齢層又は被害程度別構成比である。

(参考) 殺人 被害者

(平成23年)

① 男女別年齢層別被害者数

年齢層	男性		女性		総数	
12歳以下	42	(6.6)	34	(8.4)	76	(7.3)
13～19歳	34	(5.3)	13	(3.2)	47	(4.5)
20～29歳	56	(8.8)	40	(9.9)	96	(9.2)
30～39歳	113	(17.7)	42	(10.3)	155	(14.8)
40～49歳	120	(18.8)	51	(12.6)	171	(16.4)
50～59歳	91	(14.3)	47	(11.6)	138	(13.2)
60～69歳	113	(17.7)	59	(14.5)	172	(16.5)
70歳以上	69	(10.8)	120	(29.6)	189	(18.1)
総数	638	(100.0)	406	(100.0)	1,044	(100.0)

② 男女別被害程度別被害者数

被害程度	男性		女性		総数	
死亡	208	(33.0)	234	(56.5)	442	(42.3)
重傷	189	(30.0)	82	(19.8)	271	(25.9)
軽傷	234	(37.1)	98	(23.7)	332	(31.8)
総数	631	(100.0)	414	(100.0)	1,045	(100.0)

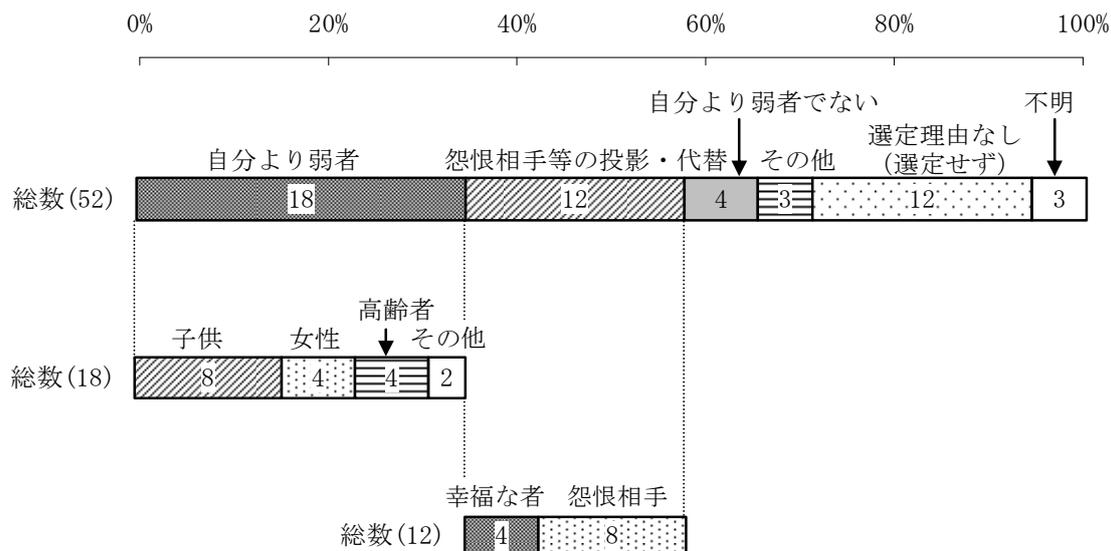
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が複数いる場合は、主たる被害者について計上している。
 3 被害時の年齢による。
 4 「重傷」は、全治1月以上の負傷である。
 5 「軽傷」は、全治1月未満の負傷である。
 6 被害のなかった者及び不詳の者を除く。
 7 ()内は、男女別・総数の年齢層又は被害程度別構成比である。

調査対象者は、分かりにくい動機に基づき、対立・敵対関係になかった相手に対して殺人事件を行ったものであるが、多数の通行人、公衆の中から、当該被害者に対して殺害行為を行っているのであって、そこには何らかの理由が見いだせる場合が多いと考えられる。そこで、被害者の選定理由について見ると、**3-2-11図**のとおりである。

自分より弱者と思われる者を被害者として選んだ者が最も多い。選ばれる弱者としては、子ども、女性、高齢者等がある。無差別殺傷事件が弱者型の犯罪であるという評価がなされることがあるが(第6章参照)、このような被害者の選定理由は弱者型の犯罪という性質に整合的と言える。次いで選定理由として多いのは、怨恨相手等の代替又は投影として選定したというものであり、幸福そうに見える相手を選んだというもの、怨恨相手と共通点のある者を選んだというものがある。また、多くはないが、自分より弱者の子どもや女性を避けて被害者を選んだという者がいた。そのほか、被害者に対する選定が行われず、全くの無作為のまま攻撃対象を選んだという者も相当程度いた。なお、被害者を全く選定しなかった者12人の犯行態様別類型を見ると、単一殺人型5人、大量殺人型4人(連続殺人型との重複1人を含む。)、連続殺人型3人(大量殺人型、スプリー殺人型との重複各1人を含む。)、スプリー殺人型2人(連続殺人型との重複1人を含む。)となっており、複数被害者に対する殺人の件数の方が多い。同様に、この12人について動機別類型を見ると、I

「自己の境遇への不満」型 6 人（Ⅱとの重複及びⅡ・Ⅳとの重複各 1 人を含む。）、Ⅱ「特定の者への不満」型 2 人（Ⅰとの重複及びⅠ・Ⅳとの重複各 1 人）、Ⅲ「自殺・死刑願望」型 3 人、Ⅳ「刑務所への逃避」型 3 人（Ⅰ・Ⅱとの重複 1 人を含む。）、Ⅵ「不明」型 1 人となっており、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型の者はいない。

3-2-11図 被害者の選定理由



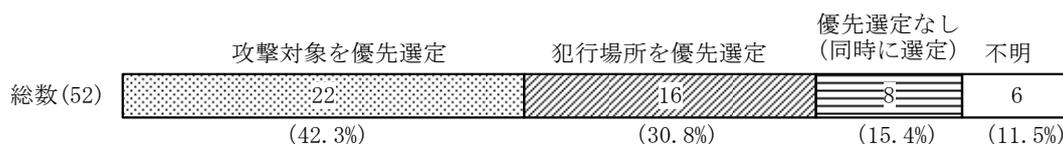
次に、被害者（攻撃対象）と犯行場所の選定について、どちらを優先させたかを見ると、

3-2-12図のとおりである。

攻撃対象を優先させた者が多いが、犯行場所を優先させた者も少なくない。どちらかを優先させたわけではないという者は少ない。

被害者として弱者を選定した者、又は、犯行場所として犯行に容易な場所を選定した者は24人である。これらの者による無差別殺傷事犯は、弱者型の犯罪としての性格をうかがうことができると思われる。

3-2-12図 犯行場所と攻撃対象の優先選定状況

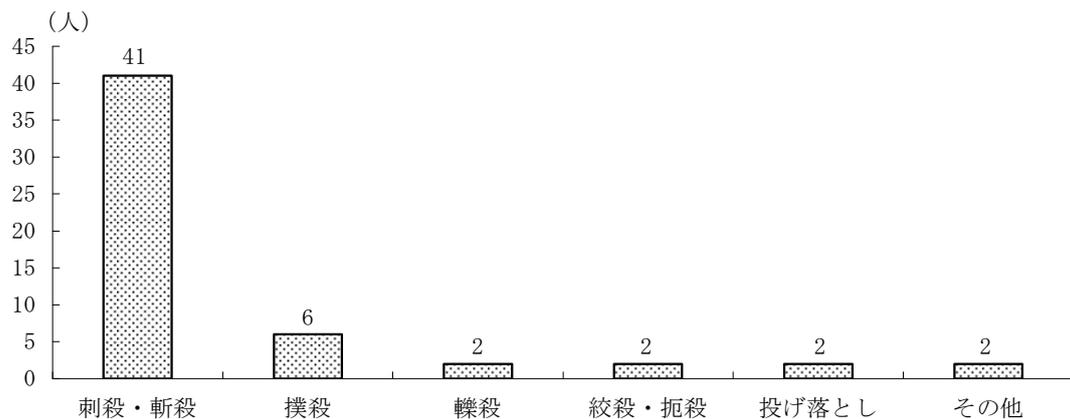


7 犯行の方法

3-2-13図は、調査対象者の行った主たる無差別殺傷事件について、犯行の方法を見たものである。

犯行方法の大半は刺殺・斬殺である。米国では、銃乱射事件等が問題とされることが多いのに対し、我が国においては銃の所持が禁じられていることの反映であると推察されるが、銃を用いた犯行はない。

3-2-13図 犯行方法

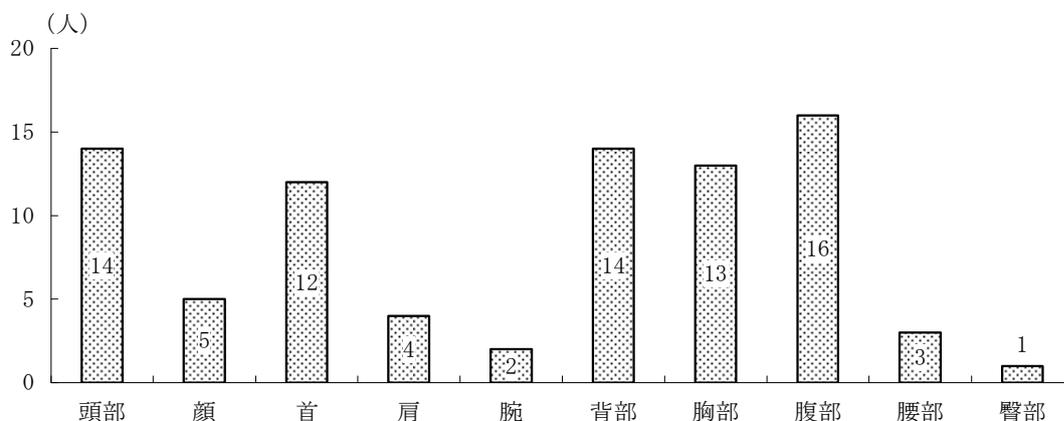


- 注 1 複数の犯行方法を用いている場合は、それぞれの方法に計上している。
 2 「その他」は、口を塞いでの窒息及び焼殺である。

3-2-14図は、調査対象者の主たる無差別殺傷事件のうち、犯行方法が刺殺・斬殺又は撲殺のものについて、被害者に対する攻撃を意図した部位を見たものである。

頭部、頸部、背部、胸部、腹部といった身体の枢要部に対する攻撃が多い。

3-2-14図 攻撃部位



- 注 1 犯行方法が刺殺・斬殺又は撲殺の者（45人）について計上している。
 2 実際の攻撃部位ではなく、攻撃を狙った部位を計上している。
 3 複数の部位に攻撃している場合は、それぞれの部位に計上している。

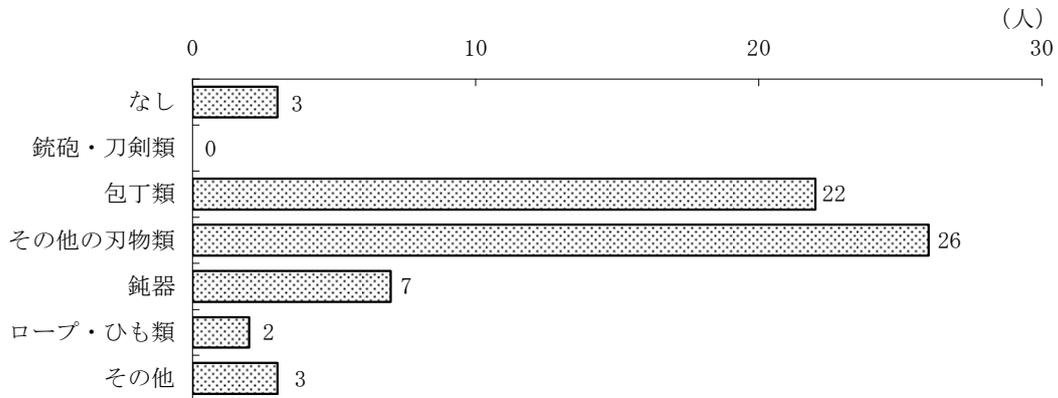
3-2-15図は、調査対象者が行った無差別殺傷事件における犯行供用物（凶器）を見たものである。

使用し、又は準備した凶器では、包丁とそれ以外の刃物が大半であり、実際に使用した凶器でも同様である。刃物を用いた刺殺・斬殺が無差別殺傷事件における主な犯行の手法であると言える。一般殺人（**2-1-7**図参照）に比べると、凶器の使用率がやや高いようにも思えるが、明確な差は見いだしにくい。

使用し、又は準備した凶器の個数では、1個である者が33人と多く、2個以上の複数の凶器を使用、準備した者が16人である。これらの者の犯行形態別類型を見ると、単一殺人型5人、大量殺人型8人、連続殺人型2人、大量殺人型と連続殺人型の双方に当てはまる者1人であり、複数の被害者に対する殺人、特に大量殺人型が多い。

3-2-15図 犯行供用物

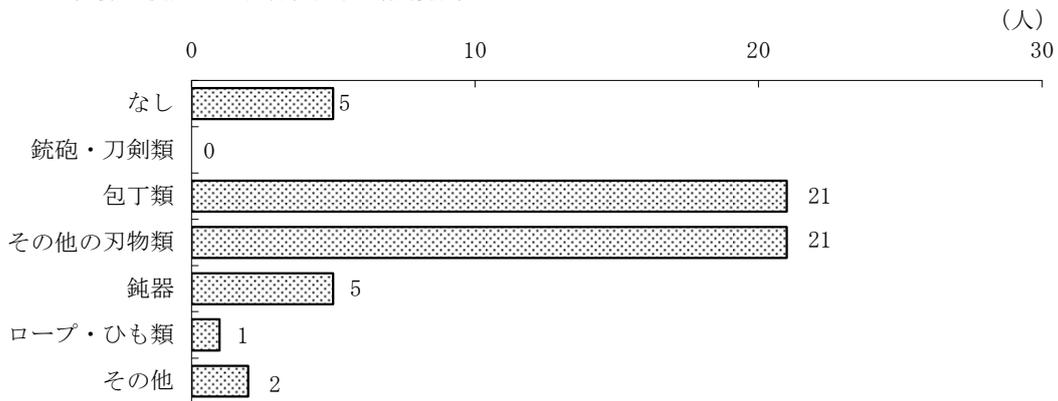
①ーア 使用又は準備した犯行供用物（種類別）



①ーイ 使用又は準備した犯行供用物（個数別）



②ーア 実際に使用した犯行供用物（種類別）



②ーイ 実際に使用した犯行供用物（個数別）



- 注 1 「銃砲・刀剣類」は、模造及び模擬を含む。
 2 「鈍器」は、金槌、バット、スコップ、空き瓶等である。
 3 「ロープ・ひも類」は、ガムテープを含む。
 4 「その他」は、自動車、スタンガン等である。
 5 複数の犯行供用物を使用又は準備している場合は、それぞれの犯行供用物に計上している。

3-2-16表は、調査対象者が無差別殺傷事件で実際に使用した犯行供用物の入手状況を見たものである。

犯行のために購入した者が最も多く、元々所有していた者がそれに次いでいる。わずかであるが、犯行のために窃取した者もいる。購入又は窃取した者では、犯行当日に購入又は窃取した者が多く、ほとんどの者が犯行前1週間から当日までの間に凶器を準備している。

3-2-16表 実際に使用した犯行供用物の入手状況（入手時期別）

区 分	入手時期					総 数
	犯行当日	犯行前日	犯 行 前 1週間以内	犯 行 前 1か月以内	犯 行 前 3か月以内	
元々所有していた	…	…	…	…	…	18
犯行場所にあった	…	…	…	…	…	4
犯行のために購入した	11	4	3	1	2	21
犯行のために窃取した	3	-	-	1	-	4
総 数	14	4	3	2	2	47

注 1 実際に使用した犯行供用物が複数ある場合は、入手時期が最も早いものについて計上している。

2 実際に使用した犯行供用物がなかった者（5人）を除く。

3-2-17表は、調査対象者において無差別殺傷事件を敢行する決意をした時期を見たものである。

52人中32人と、過半数が犯行当日に犯行の決意が芽生え、同日に決意が確定している。犯行前1週間から当日までに犯行を決意した者が50人とほとんどであり、長期にわたり犯行を計画していた者は少ない。また、犯行の決意の芽生えから確定までに日数を要しているのは14人であり、ほとんどは犯行の決意が芽生えてから、短期間でその決意が確定している。なお、日数を要した14人について、動機別の類型を見ると、Ⅰ「自己の境遇への不満」型が7人（Ⅱ・Ⅳとの重複及びⅤとの重複各1人を含む。）、Ⅱ「特定の者への不満」型が2人（Ⅰ・Ⅳとの重複1人を含む。）、Ⅲ「自殺・死刑願望」型3人、Ⅳ「刑務所への逃避」型4人（Ⅰ・Ⅱとの重複1人を含む。）、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型1人（Ⅰと重複）である。

3-2-17表 犯行決意の芽生え時期（犯行決意の確定時期別）

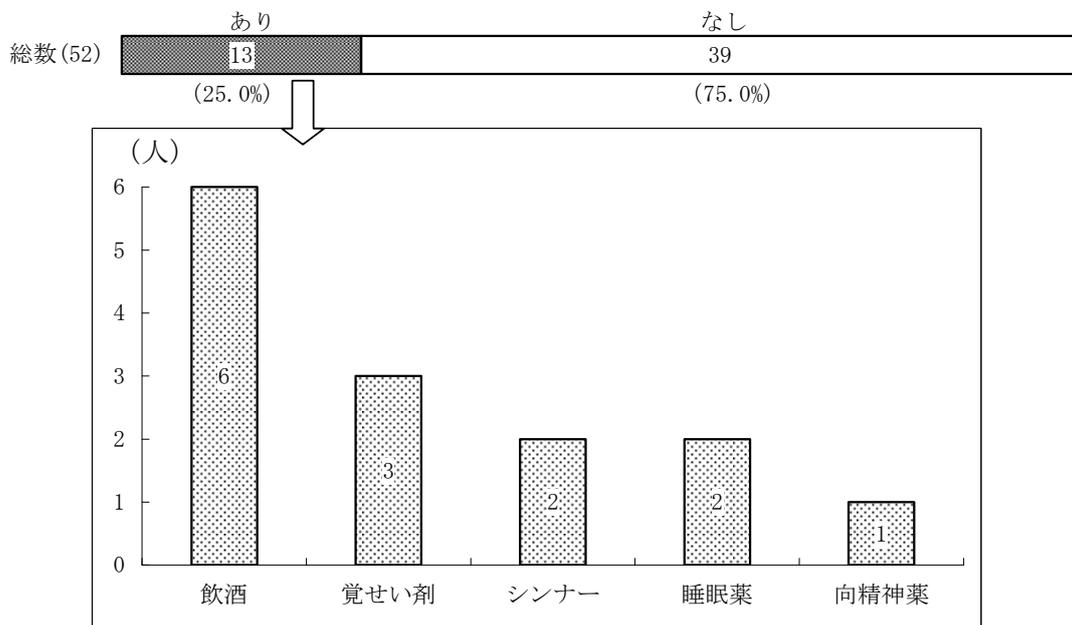
区 分	犯行決意の確定時期					総 数
	犯行当日	犯行前日	犯 行 前 1週間以内	犯 行 前 1か月以内	犯 行 前 3か月以内	
犯 行 当 日	32	…	…	…	…	32
犯 行 前 日	2	1	…	…	…	3
犯行前1週間以内	4	-	3	…	…	7
犯行前1か月以内	2	2	-	-	…	4
犯行前3か月以内	3	-	1	-	2	6
総 数	43	3	4	-	2	52
(構成比)	(82.7)	(5.8)	(7.7)		(3.8)	(100.0)

3-2-18図は、調査対象者が主たる無差別殺傷事件を行った際の薬物等の使用又は飲酒の有無とその薬物等の種類を見たものである。

大半は、薬物等の使用又は飲酒がない状態で犯行を行っている。

使用・摂取した者の中では、飲酒が多く、覚せい剤、シンナー等の薬物等を使用した者も多くはないがいる。なお、本研究の対象者は、刑事責任能力が認められた者に限られ、無差別殺傷行為を行ったが刑事責任能力がない者における薬物等の使用の有無については不明である。

3-2-18図 薬物等使用・飲酒



注 複数の薬物等を使用している場合は、それぞれの薬物等に計上している。

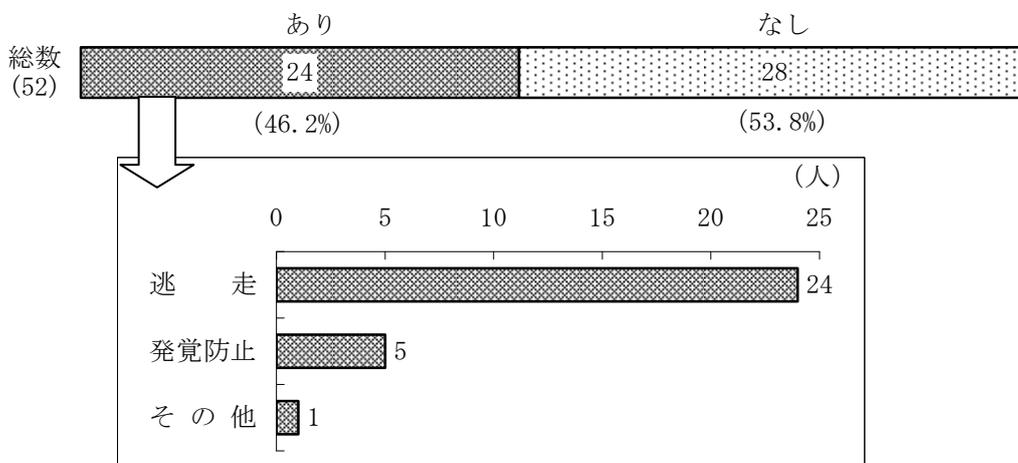
3-2-19図は、調査対象者の無差別殺傷事件の犯行後の行動を見たものである。

逃走、犯行発覚防止等の行動に出た者が52人中24人と半数弱であり、28人と過半数は何らの行動に出ずに逮捕されている。

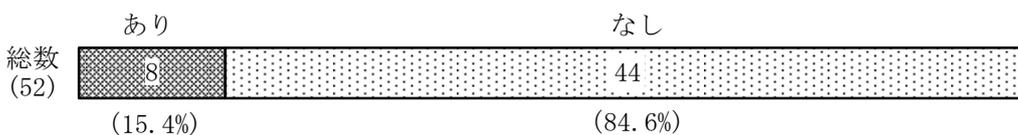
自首の有無を見ると、52人中8人（15.4%）が自首している。一般殺人における捜査の端緒で自首の構成比は6.3%（平成23年）であり、それと比べると自首した者の比率が高い傾向がうかがえる（この点について第6章参照）。

3-2-19図 犯行後の行動

① 犯行後の行動（自首を除く。）



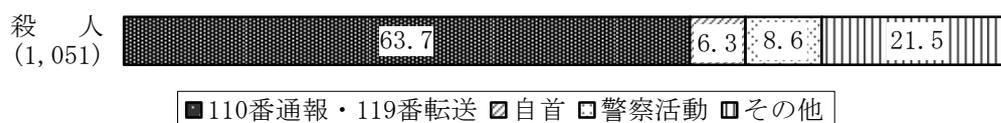
② 自首の有無



注 1 ①において、複数の行動が見られた場合は、それぞれの項目に計上している。
 2 ①の「その他」は、「犯行声明文のピラを撒いた」である。

(参考) 殺人 捜査の端緒別認知件数構成比

(平成23年)

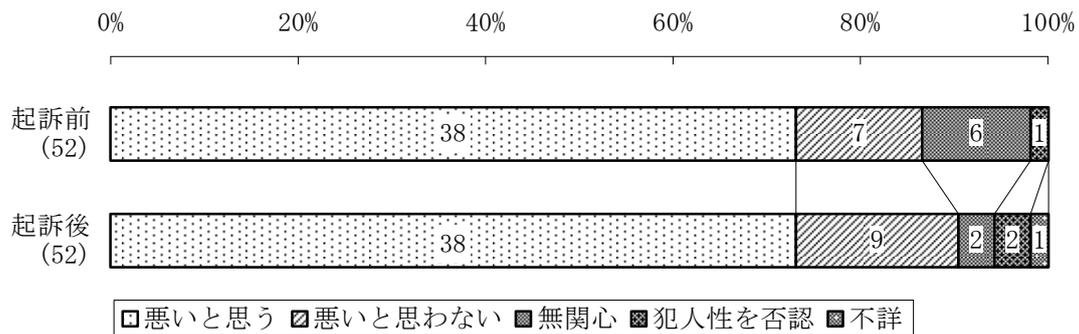


注 1 警察庁の統計による。
 2 ()内は、実人員である。

3-2-20図は、調査対象者が無差別殺傷事件について罪障感の表明を行ったか否かを見たものである。

52人中34人は、起訴前と起訴後の双方で「悪いと思う」旨を表明している（そのほか、起訴前又は起訴後の一方のみで「悪いと思う」旨を表明している者は各4人である。）が、「悪いと思わない」、「無関心」の者が起訴前で13人、起訴後で11人いた。起訴前又は起訴後において「悪いと思わない」又は「無関心」のいずれかの態度であった者15人について、動機別の類型を見たところ、Ⅰ「自己の境遇への不満」型9人（Ⅱとの重複及びⅡ・Ⅴとの重複各1人を含む。）、Ⅱ「特定の者への不満」型4人（Ⅰとの重複及びⅠ・Ⅴとの重複各1人を含む。）、Ⅲ「自殺・死刑願望」型1人、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型2人（Ⅰ・Ⅱとの重複1人を含む。）、Ⅵ「不明」型2人であった。調査対象の無差別殺傷事犯では、Ⅲ「自殺・死刑願望」型、Ⅳ「刑務所への逃避」型の者において、このような態度を示す者は少なかった。

3-2-20図 犯行後の罪障感表明（起訴前・起訴後）



第3節 犯行の背景要因，犯行経緯・動機等

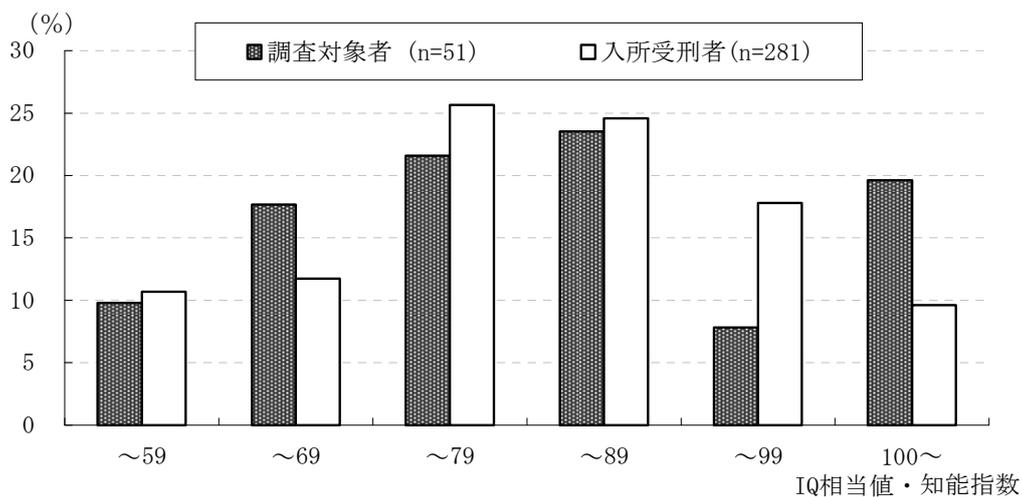
1 犯行の背景要因

(1) 知能

3-3-1図は，調査対象者及び平成23年における殺人による入所受刑者の知能指数の分布を見たものである。

調査対象者のうち，知能検査の結果を確認できた者は51人であり，知能指数の平均値は81.0（レンジ51～128，SD=18.1）であった。殺人による入所受刑者のIQ相当値は，刑事施設で用いられているCAPAS能力検査によるものであり，個別知能検査の結果と単純な比較はできないが，調査対象者と殺人による入所受刑者の知能は，平均値においても，分布状況においてもほぼ同様な傾向を示している。

3-3-1図 調査対象者・入所受刑者（平成23年殺人罪名）の知能指数の分布



IQ相当値・指数	平均IQ	区分	~59	~69	~79	~89	~99	100~	合計
調査対象者 (n=51)	81.0	%	9.8	17.6	21.6	23.5	7.8	19.6	100.0
入所受刑者 (n=281)	79.4	%	10.7	11.7	25.6	24.6	17.8	9.6	100.0

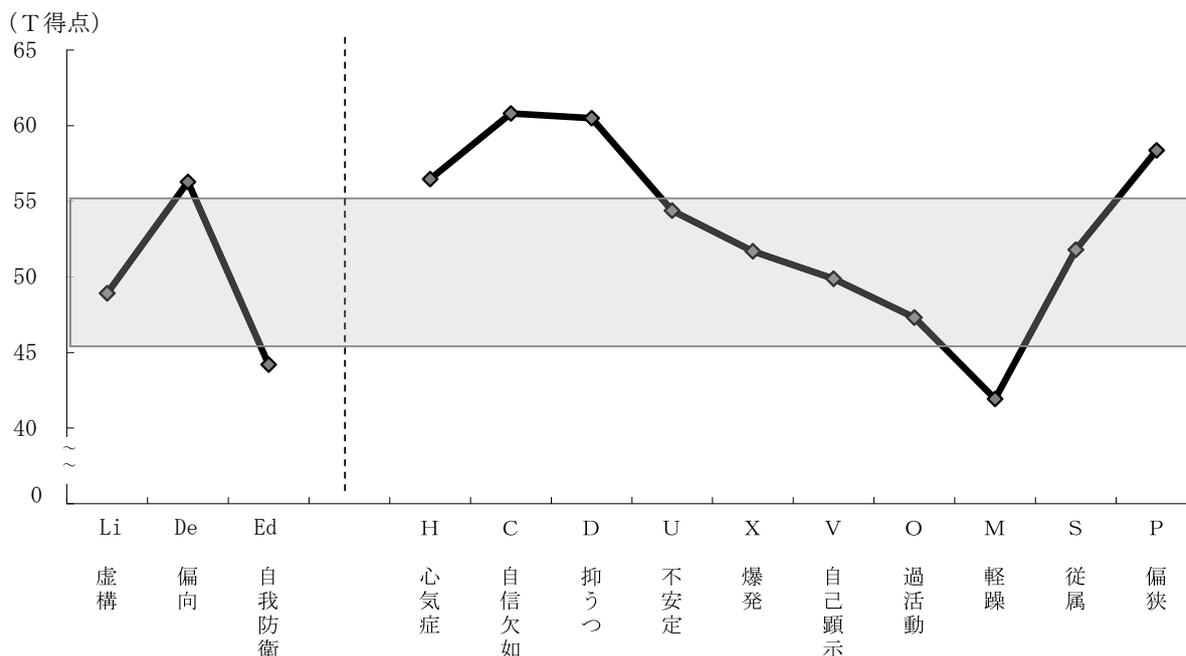
- 注 1 「入所受刑者」は，平成23年における殺人による入所受刑者であり，法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 知能指数は，CAPASのIQ相当値又は個別知能検査の知能指数が判明しているものを計上し，検査データの無いケースは除外した。
- 3 調査対象者については，個別知能検査の知能指数，CAPASのIQ相当値の順に優先的に選択し，複数の検査データがある場合は，より新しいデータを計上した。

(2) 性格特徴等

受刑者の処遇に当たっては、懲役刑等の刑が確定し、その執行を開始するときに受刑者の資質及び環境について処遇調査（刑執行開始時調査）を行う。その調査には、面接、各種心理検査、精神科診察による精査などが含まれ得る。調査対象者の性格特徴等について、調査対象者の裁判確定後、刑事施設の刑執行開始時の処遇調査において実施された法務省式人格目録（以下、MJPIという。）の結果がある者は43人であった。その平均的なプロフィールを見ると、**3-3-2図**のとおりである。

妥当性尺度（虚構Li・偏向De・自我防衛Ed）のパターンは、過感で自己批判や自己卑下しやすい者に認められるパターンを示している。また、臨床尺度（心気症Hから偏狭Pまでのものをいう）は、心気症H、自信欠如C、抑うつD及び偏狭Pが標準域より高く出ているプロフィールパターンであり、自分に自信が持てず暗い気分が続いて自分自身で悩みやすい傾向や、いわゆる神経質な人にありがちなひがみっぽさや過敏さといった性格特性が高い者が調査対象者には多く含まれていることが示されている。

3-3-2図 MJPI (法務省式人格目録) T得点平均プロフィール



MJPI尺度	Li	De	Ed		H	C	D	U	X	V	O	M	S	P
T得点	48.9	56.3	44.2		56.5	60.8	60.5	54.4	51.7	49.9	47.3	41.9	51.8	58.4
(SD)	(10.3)	(12.1)	(9.8)		(13.5)	(14.6)	(14.7)	(14.0)	(10.6)	(11.5)	(10.8)	(12.6)	(12.0)	(16.3)

- 注 1 調査対象者のうちデータが確認できた者についてT得点を集計し、複数のMJPIデータがある者は、犯行時に最も近い時期のデータを計上した。
- 2 MJPIの各尺度は次のような傾向を示すものされている。
- Li : テストの結果を過度に良く見せようとし、実行不可能なことでも行うと反応する傾向
 - De : テストを受ける構え、又はものの考え方や感じ方が著しく偏っている傾向
 - Ed : 自分を守るために自分の弱点を隠し、良く見せようとする傾向
 - H : 神経質、無気力、心気症的な傾向
 - C : 他人の評価を気にし、自分の能力や行動に自信を持ってない傾向
 - D : ささいなことに気が沈み、消極的、悲観的、絶望的になり、暗い気分が続く傾向
 - U : 周囲の状況に関係なく気分が変化したり、ささいな刺激で行動が変わりやすい傾向
 - X : 短気で怒りや不満を抱きやすく、攻撃的に振る舞いやすい傾向
 - V : 自己中心的で支配欲が強かったり、他人から嫌われまいとして自分を良く見せようとする傾向
 - O : 刺激をすぐ行動に移したり、気軽で即行的に振る舞ったりする傾向
 - M : おおむねほがらかで人付き合いを好むというような楽天的な傾向
 - S : 他からの働き掛けに動かされやすく、自主性を欠く弱い依存的な傾向

関係記録に見られる調査対象者の性格特徴については、上記のような心理検査による特徴のほか、近親者等による第三者評価からも確かめることができる。関係記録から、その評価を見ると、「素直、真面目、大人しい、温厚」といった肯定的な評価を受けている者もいるが、「無口、臆病、気が小さい、暗くて落ち込みやすい、優柔不断、ストレスに弱い、さい疑心が強い、孤独・内心を打ち明けない、人付き合いが苦手、相手に面と向かって反発できない」等の消極的・内閉的で対人接触が苦手といった評価を受けている者が比較的多く見られる。また、非行・犯罪歴のある者では、「ため込んでいた不満を突然爆発させる、キレやすい」などの評語や、「粗野で情緒不安定、抑制に乏しくて衝動的・攻撃的で粗暴性

が目立つ」というように一部の者ではセルフコントロールの悪さを示す評価も見られる。

さらに、調査対象者が犯行前に抱えていた主観的な不満や閉塞感等は、事件の背景的な要因ともなり得ると考えられるものであるが、代表的なものとしては次のようなものが認められた。

- ・ 友人ができないことから誰からも相手にされないという対人的孤立感
- ・ 誰にも必要とされていないという対人的疎外感
- ・ 失職したことを契機とする将来への不安
- ・ 生活に行き詰まり、生きる気力を失い餓死しようという絶望感
- ・ 生きていても仕方なく死にたいが、死ぬのは怖いから刑務所に戻りたいという現実逃避的な願望
- ・ 努力しても何も報われないという諦め
- ・ 職場いじめを受けたと感じてのストレスや怒りのため込み
- ・ 守るもの、失うもの、居場所が何もないという孤独感や虚無感
- ・ 自分だけがみじめな思いをしてきたのに周りがぬくぬく生きているという被害感や怒り
- ・ 失職や交際相手との復縁がかなわず何事も自分の思惑どおりに行かないという憤まん

これらの不満や閉塞感等に共通して見られる特徴は、生活に対する前向きな希望や意欲を失ってしまっていること、さらに、ものの見方や考え方が極端な方向に偏り、視野の狭い思い込みにとらわれてしまっていることである。

これらの性格特徴等に関しては、犯行動機や犯行態様の違いにも密接に関連すると考えられるため、類型別の特徴は別途記載する。

(3) 心身の状況

犯行時において、何らかの心身の不調により入院又は通院加療中だった者は12人（入院中4人、通院加療中8人）であり、調査対象者の23.1%の者が、心身の不調のため治療を受けていた。なお、犯行時において、いらいら感、不眠、抑うつ的な気分など何らかの精神的不調の状態にあったと見られる者について見ると、35人（67.3%）が犯行時において精神的には不安定な状態であったと見られ、けがや身体疾患等のため身体的不調の状態にあった者も6人（11.5%）であるなど、犯行時においては、大半の者が心身の健康状態が不良な状態にあったことが認められる。

なお、調査対象者のうち、犯行時における責任能力等の検討の参考として精神鑑定が実施された者の状況は、**3-3-3表**のとおりである。

3-3-3表 精神鑑定の実施状況

区 分		本鑑定		
		未実施	実 施	総 数
簡易 鑑 定	未実施	6 (11.5%)	13 (25.0%)	19 (36.5%)
	実 施	9 (17.3%)	24 (46.2%)	33 (63.5%)
	総 数	15 (28.8%)	37 (71.2%)	52 (100.0%)

調査対象者のうち、46人（調査対象者の88.5%）が精神鑑定に付されており、その内訳は、簡易鑑定のみが9人、本鑑定のみが13人、簡易鑑定及び本鑑定が24人であった。このうち、裁判において心神耗弱が認定された者は10人（同19.2%、知的障害1人、覚せい剤等の薬物関連障害2人、その他の精神障害7人）であった。この10人中、通院加療中であった者は3人、施設で療育中であった者は1人であり、残りの6人では、3人に入院治療歴があったが、犯行時には無断離院、放浪等により治療が中断した状態にあり、他の3人では精神鑑定によって初めて精神障害が確認されたもので、それ以前には精神障害が周囲から認識されておらず、治療経験も全くなかった。

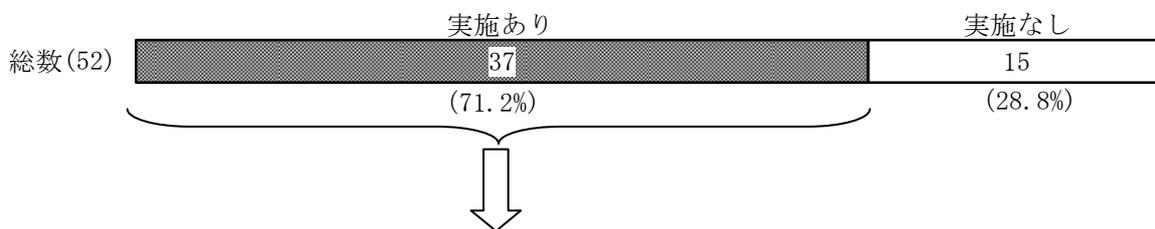
3-3-4図は、調査対象者の本鑑定の実施状況及び本鑑定による精神障害等の診断状況を精神障害等の種別に見たものである。

まず、本鑑定に付された者は、調査対象者52人中、37人（同71.2%）であり、残りの15人には本鑑定は実施されていない（**同図①**）。本鑑定を受けた37人中、鑑定の結果、6人には特段の精神障害等は認められず、残りの31人の診断（重複計上）については、パーソナリティ障害が17人、知的障害が6人、薬物関連の精神障害が3人、その他の精神障害が13人であり、パーソナリティ障害のカテゴリーに診断される者が最も多かった（**同図②**）。さらに、精神障害等種別の重複診断状況を見ると、知的障害の4例、薬物関連の精神障害の1例、その他の精神障害の2例にはパーソナリティ障害の診断が併せて診断されており、知的障害の別の1例にはその他の精神障害が併せて診断されていた（**同図③**）。

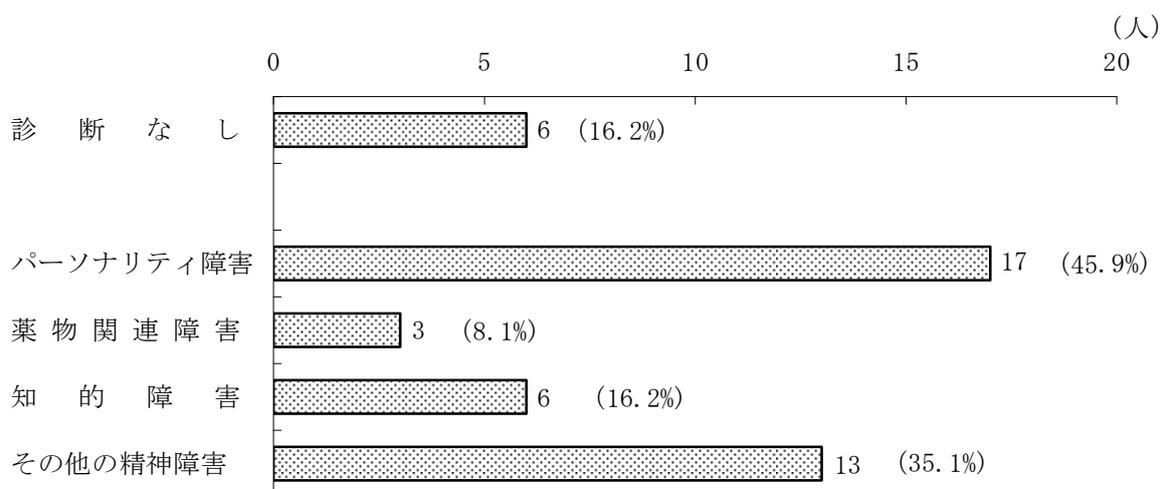
総じて、本鑑定において精神科診断を受けた大半のケースにおいては、他の障害があるようなケースであっても、パーソナリティ障害の診断によって示されるような人格傾向や態度・行動面等の偏りがベースにあって、本件犯行にも影響していたことが推察される。

3-3-4 図 精神鑑定（本鑑定）による精神障害等種別状況

① 精神鑑定（本鑑定）の実施状況



② 精神障害等種別人員（実人員・総数）



③ 精神障害等種別人員（実人員・併存状況）

区分	パーソナリティ障害	薬物関連障害	知的障害	その他の精神障害
パーソナリティ障害	9
薬物関連障害	1	2
知的障害	5	-	1	...
その他の精神障害	2	-	-	11

注 1 ②及び③では、精神鑑定（本鑑定）によって診断されたものを計上しており、鑑定が複数ある場合は、公判で採択された診断名を計上している。
 2 複数の診断名がつけられている場合、それぞれの項目に計上している。
 3 「その他の精神障害」とは、他のカテゴリーに含まれない精神障害であり、統合失調症、感情障害等の診断が含まれている。

なお、パーソナリティ障害以外の精神障害（薬物関連障害、知的障害及びその他の精神障害）を有する者22人（パーソナリティ障害の診断を併せて受けた者を含む。）について見ると、過去に精神科への入通院歴がある者が13人であるが、犯行時において入通院していた者は8人とどまっていた。

(4) 犯行前の問題行動等

3-3-5表は、刑事確定記録等の関係記録の調査から、調査対象者の犯行前の生活において認められた問題行動を該当者の多い順に重複計上したものである。

8割以上の者に、何らかの問題行動が認められるが、犯行に先行して最も多く認められた問題行動は、自殺企図（23人、調査対象者の44.2%）である。これに次いで、引きこもり（12人、同23.1%）、粗暴性の問題（対人粗暴行為（8人、同15.4%）、対物粗暴行為（5人、同9.6%）、薬物等乱用問題（覚せい剤（8人、同15.4%）、シンナー、問題飲酒（各5人、同各9.6%）、その他薬物（1人、同1.9%）、性的問題（7人、同13.5%）、浪費（5人、同9.6%）などの問題行動が見られる。

3-3-5表 犯行前に見られた問題行動

問題行動	該当者数	全体に占める比率
自殺企図（犯行前）	23	44.2
引きこもり	12	23.1
対人粗暴行為	8	15.4
対物粗暴行為	5	9.6
覚せい剤	8	15.4
シンナー	5	9.6
その他薬物	1	1.9
問題飲酒	5	9.6
浪費	5	9.6
ギャンブル	4	7.7
性的問題	7	13.5
自傷行為	3	5.8
動物虐待	2	3.8
その他	3	5.8
特になし	9	17.3
総 数	52	100.0

注 「特になし」の区分を除き、該当者数は重複計上している。

自殺企図、対人的引きこもり、各種の粗暴行為、薬物乱用といった問題行動は、外見的にも比較的認識しやすい問題行動であることから、これらの問題行動の発生を契機に、適切な指導や支援を講ずる余地はあると考えられる。

なお、こうした問題行動に至った背景事情（重複計上）について見ると、学校生活におけるいじめ被害体験（16人、37.2%）、対人的孤立（13人、30.2%）、経済的困窮、仕事上の悩み（各12人、各27.9%）、職場におけるいじめ被害体験、虐待等による不遇な家庭状況（各8人、各18.6%）、異性問題（6人、14.0%）といった問題も見られ、調査対象者の社会適応状況が良くなかったことも認められる^{（注9）}。

^{注9} これらの評定は、関係記録の本人供述等からコーディングしているため、いじめの被害等が客観的に見て事実だったかどうかは判断できない。

他方、関係記録上、特段の問題行動が認められない者は17.3%（9人）と少なく、これらの者はいずれも前科・前歴を有していた（懲役前科を有する者7人、罰金前科のみを有する者1人、前歴のみを有する者1人）。これらの者に対しては、問題行動の出現に対応した措置は困難であるが、前科・前歴となる犯罪を行った後の処遇における指導や支援の可能性はあったと考えられる。

（5）自殺企図歴

3-3-6表は調査対象者の犯行前後の自殺企図歴の状況を示したものである。

犯行前後の自殺企図歴は、調査対象者の半数に当たる27人に認められた。このうち、犯行前の自殺企図が23人（44.2%）に、犯行後の自殺企図が16人（30.8%）に認められ、12人（23.1%）は、犯行の前後ともに自殺企図に及んでいた。

なお、自殺企図を行った27人のうち、20歳代以下の者が13人であり、30歳代以下では21人であった。

3-3-6表 自殺企図歴(犯行前後別)

区 分		犯行後の自殺企図		
		なし	あり	総数
犯 行 前 の 自 殺 企 図	なし	24 (46.2%)	4 (7.7%)	28 (53.8%)
	あり	11 (21.2%)	12 (23.1%)	23 (44.2%)
	不詳	1 (1.9%)	-	1 (1.9%)
	総数	36 (69.2%)	16 (30.8%)	52 (100.0%)

犯行前に自殺企図歴が認められた者23人の自殺企図の時期を見ると、うち14人（犯行前自殺企図者全体の60.9%）が、犯行の半年以内に自殺企図に及んでおり、自殺企図と事件の近接性が認められる。このほか、1年以内の自殺企図が2人、3年以内が4人、5年以上前が3人であった。

自殺に及んだ理由を見ると、人生が思いどおりにならないという不満、所持金が尽きて生活が行き詰まり八方塞がりとなった状況、家族代わりに愛着を寄せていたペットとの死別という喪失体験、引きこもり生活で何もかも嫌になったという社会的不適応による厭世感などが挙げられている。

これらの者は、自殺の方法として、い首、飛び降り、故意による自動車事故、精神科処方薬の大量服薬、手首自傷等の方法により自殺を図っているが、自殺に失敗し、死ぬことが怖くなったことなどにより、その後の自殺企図は諦め、もんもんとする焦燥感やいら立ちの中で他者攻撃の着想に転じたり、自殺用に用意した凶器をそのまま他者攻撃に転用して無差別殺傷事件に及ぶなどしており、自殺から他者攻撃への変容が生じている経緯が認

められる。

次に、自殺企図歴の有無による調査対象者の性格特徴の違いを見ておきたい。MJPI検査所見が確認できた者42人（自殺企図歴あり群22人，なし群20人）について自殺企図歴の有無により同検査の尺度得点の布置を見ると，自殺企図歴あり群では自我防衛尺度EdのTスコア平均値が40.9（企図歴なし群は44.5， $F=6.94$ ， $p<0.05$ ）と有意に低くなっており，自信欠如尺度Cが65.3（企図歴なし群は55.1， $F=5.73$ ， $p<0.05$ ），従属尺度Sが55.8（企図歴なし群は47.05， $F=6.24$ ， $p<0.05$ ）及び偏狭尺度Pが64.0（企図歴なし群は51.5， $F=7.00$ ， $p<0.05$ ）と有意に高く出ている。つまり，自殺企図歴のある者では，自殺企図歴のない者に比べ，自我防衛的な態度を示して自分を守ろうとするような対処をするよりも，状況的なプレッシャーやストレスに圧倒され自分の否定的な側面に目が向きやすく，自分の能力や行動に自信が持てなくなり，自信のなさから周囲からの働き掛けに動かされやすくなったり，外界に対して不平不満や被害感を抱きやすい傾向がかなり高まった状態にある者が多く含まれていることがうかがえる。

3-3-7表は，本鑑定による精神障害等の種別に自殺企図歴の状況を見たものである。

3-3-7表 自殺企図歴(精神障害等種別)

区 分	パーソナリティ障 害	薬物関連障 害	知的障害	その他の 精神障害	障害なし・ 本鑑定なし
犯行前のみ 自殺企図あり	6 (35.3)	-	1 (16.7)	3 (23.1)	3 (14.3)
犯行後のみ 自殺企図あり	1 (5.9)	-	-	2 (15.4)	1 (4.8)
犯行前後とも 自殺企図あり	4 (23.5)	-	2 (33.3)	4 (30.8)	5 (23.8)
自殺企図 該当者総数	11 (64.7)	-	3 (50.0)	9 (69.2)	9 (42.9)
自殺企図なし	6 (35.3)	2 (66.7)	3 (50.0)	4 (30.8)	12 (57.1)
不 詳	-	1 (33.3)	-	-	-
総 数	17 (100.0)	3 (100.0)	6 (100.0)	13 (100.0)	21 (100.0)

注 1 「精神障害等種別」は，精神鑑定（本鑑定）によって診断されたものを計上しており，鑑定が複数ある場合は，公判で採択された診断名を計上している。

2 3-3-4図の脚注2及び3に同じ。

3 ()内は，各精神障害等種別の総数に占める各自殺企図歴の比率である。

まず，犯行の前後を問わず自殺企図歴のある者の総数から見ると，本鑑定において精神障害等がないと診断された者又は本鑑定に付されていない者（以下，「障害・本鑑定なしの者」という。）のカテゴリーでは，自殺企図歴は約4割の水準にあるのに対し，パーソナリティ障害やその他の精神障害の者では6割を超える者に自殺企図歴が認められる。知的障

害の診断がなされた者では、半数に自殺企図歴があったが、自殺企図歴を有する者では、全員にパーソナリティ障害の診断が併存しており、知的障害のみの診断の者（1人）には自殺企図歴はなかった。薬物関連障害の診断の者は3人と例数が少ないが、不詳の者1人を含め自殺企図歴が確認できた者はいなかった。その他の精神障害の者では、パーソナリティ障害が併存していない11人中7人に自殺企図歴が認められた。一方、犯行後のみ自殺企図歴のあった者は、パーソナリティ障害の者1人、その他の精神障害の者2人及び障害・本鑑定なしの者1人のみであり、犯行の前後ともに自殺企図歴のあった者は12人で、うちパーソナリティ障害の者4人（うち2人は知的障害、1人はその他の精神障害の併存診断あり）、その他の精神障害の者3人、障害・本鑑定なしの者5人であった。なお、犯行の前後ともに自殺企図歴のあった者のうち1人は、判決確定後に自殺既遂により死亡していた。

自殺企図は、犯行に対する罪障感がきっかけになって生じることもあり得るので、犯行に関する何らかの罪障感の表明と自殺企図歴との関連性について次に見ておきたい。関係記録によれば、犯行後に事件に対する罪障感の表明を何らかの形で示した者は、起訴前・起訴後の段階でそれぞれ38人（73.1%）いたが、犯行後の自殺企図歴との関連性をカイ2乗検定により確認したところ、犯行後の自殺企図歴の有無と罪障感を表明する態度には特に関連性は認められなかった（起訴前罪障感表明と犯行後の自殺企図歴 $\chi^2=0.49$, ns；起訴後罪障感表明と犯行後の自殺企図歴 $\chi^2=2.46$, ns）。これに関連し、関係記録から犯行後の自殺企図の理由について読み取れるものを見ると、「事件後の逃走に疲れたから」、「このまま生きていても事件を繰り返しそうで不安」、「犯行後自殺することを予定していた」など、事件に対する罪障感とは別の理由から犯行後の自殺企図に及んでいた。

また、起訴前後における罪障感の表明には、精神状況も関与すると考えられることから精神障害等との関連性を見ると、起訴前後で一貫して罪障感の表明が見られた者34人では、障害・本鑑定なしの者が14人（41.2%）、パーソナリティ障害の者が10人（29.4%）、その他の精神障害の者が9人（26.5%、うち1人はパーソナリティ障害の併存診断あり）などとなっており、精神障害等の関与していない者の構成比が最も高い。一方、起訴前後において罪障感の表明が認められない者7人では、パーソナリティ障害の者4人（57.1%）、薬物関連障害の者及びその他の精神障害の者が各1人（14.3%）、障害・本鑑定なしの者が1人（14.3%）であった。

なお、自殺企図については、犯行様態や犯行動機とも関連性があり得るので、犯行様態や犯行動機の分析においても別途検討する（第5章参照）。

（6）家庭生活の状況

調査対象者の交友関係が概して希薄で良好な対人関係にあまり恵まれていないことは前節までにも見てきたとおりであるが、彼らが育ってきた家庭の問題や家族との関係性も事件の背景要因として関与し得ると考えられるため、ここで見ておきたい。

調査対象者52人のうち、関係記録から家庭の問題が確認できたものとしては、生育家庭

で親の離婚があった者が10人(19.2%)、家庭が経済的に困窮していた者が10人(19.2%)、親による虐待があった者が8人(15.4%)であった。

犯行前における家族関係の質や家族との接触は、本件の背景としてより密接な関係があると考えられる。**3-3-8表**は、この関連性を見るため犯行時点における家族との接触状況や家族との関係を関係記録から評定した結果をクロス表形式にまとめたものである。

接触可能な家族が存在し、その関係や接触状況等が関係記録から確認できた47人について見ると、調査対象者の半数以上において家族関係が不良であるか、家族との接触が希薄な状態にあった。

3-3-8表 犯行時の家族との関係・接触状況

区 分		家族との接触状況			
		濃密	普通	希薄	総数
家 族 と の 関 係	良好	1 (2.1%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	3 (6.4%)
	普通	-	14 (29.8%)	4 (8.5%)	18 (38.3%)
	不良	-	4 (8.5%)	22 (46.8%)	26 (55.3%)
	総数	1 (2.1%)	19 (40.4%)	27 (57.4%)	47 (100.0%)

注 家族のいない者(4人)及び家族との関係が不詳の者(1人)を除く。

生活を共にできる家族がない場合や家族関係が不良で接触も希薄な場合は、近親者からのコントロールが及ばないことは当然であり、未然予防も相当困難な状況にあったと考えられるので、ここでは関係や接触が良好あるいは普通の状態にあったと評価された者について見ておきたい。外形的に家族関係や接触状況にさほど問題がないと見られる事案では、長い薬物乱用履歴による後遺症等障害にまつわる問題が大きい者、異性関係の破綻や経済的苦境に陥った際の問題解決の際の悩みの抱え込みや自発的に周囲に相談等を求める姿勢の希薄さなど、本人のコミュニケーションスタイルが内閉的な者、外見的に比較的円満な態度と裏腹に近親者に対する不満を内在させてきた者など、総じて本人の心情が周囲からつかみにくいと思われる例が散見される。また、何らかの障害により治療や療育を受けている例では、家族が本人の病状等を気遣い、本人が断片的に示す攻撃的な言動を憂慮しながらも、通院加療先や相談機関と連携して行動化や危機場面の回避に成功していたようなエピソードは関係記録には見られず、親など近親者が心配し対応に戸惑っているうちに事件が惹起されてしまったケースも若干例で認められ、危機場面における家族等のサポートの在り方が一つの課題であることがうかがえた。

2 犯行経緯・動機等

(1) 犯行経緯等

犯行経緯に関する外形的な状況等に関しては、前節において見てきたが、ここでは、犯行経緯に関する事項のうち、調査対象者の心理や行動傾向の特徴を現すと考えられる事項について、具体的な前兆的行動、事件を具体的に着想する際の他の事件等の模倣性、犯行に対する逡巡、及びマスコミ報道への意識に分けて分析する。

ア 具体的な前兆的行動

前述のとおり、調査対象者の多くは、事件に先行して自殺企図を始めとして様々な問題行動を起こしているが、ここでは、事件のサインとなるような具体的な前兆的行動が調査対象者においてどのように生じているかを見る。

まず、事件のサインとなるような具体的な前兆行動を示した者は、調査対象者52人中8人(15.4%)であった。その内容を見ると、「殺人への興味や自己の衝動や性癖を制御できない」旨を通院先の医師に申し出ていた者(主治医への相談)が2人、「人を殺してでも自分の性的欲求を充足させたい」とか「このままだと何かしそうだ」という趣旨の不安を家族に対して直接漏らしていた者(家族への相談)が2人、殺人を示唆するメールを近親者や友人に送信していた者(メール送信)が2人、殺人願望を示唆する意味の書き込みをホームページ上にしていた者(ホームページ上の書き込み)が1人、及び自室の扉に犯行予告を貼り付けていた者1人であった。これらの者の中には、こうした直接的な犯行サインとなるような行動に先行して、不安定な心情下で自宅への放火企図や家族とのトラブルを起こしていた者、殺人の練習として動物を刺殺した者、死体や殺人のビデオ視聴や猟奇的な趣味の本やインターネット情報探しにふけていた者もあり、予兆的な行動が徐々にエスカレートしていった経緯がうかがえる。

これらの者を犯行形態別に見ると、大量殺人型5人(連続殺人型との重複者1人を含む。)、連続殺人型3人(大量殺人型との重複者1人を含む。)、及び単一殺人型1人であり、多くの者が複数人の殺害を意図している。また、動機別に見ると、I「自己の境遇への不満」型3人、III「自殺・死刑願望」型1人、V「殺人への興味・欲求」型3人、VI「不明」型1人である(類型I及び類型IIは類型III～Vとの重複事例を含まず、類型Iは類型IIとの重複事例も含まない。)

イ 事件を具体的に着想する際の他の事件等の模倣性

この種の重大事件では、他の類似事件の報道やその他様々なメディアから得た情報に影響を受けて手口等を具体化する事案もあり得る。そこで、ここでは、調査対象者の犯意の形成過程において、他の事件等の影響や模倣性が関係記録から認められる事案について見る。

まず、何らかの模倣性が事件に認められる事案は、関係記録中の本人の供述等で確認できたもので、調査対象者52人中5人(9.6%)であった。そのうち実際の無差別的な殺傷事件を自己の事件着想の参考にした者は2人おり、残りの3人は、ゲーム、漫画、TVドラ

マの殺人シーンを模倣して事件を起こしていた。

実際の事件を模倣し事件に及んだ者の特徴を見ると、1人は、引きこもりの孤独な生活を送る中、重大事件の犯人の境遇と自分の境遇とが似ていることから犯人の心情や境遇に共鳴し、同様な事件を起こせば一般社会から同情や支持が得られるのではないかと考えたことが犯行決意のきっかけとなっていた。また、別の1人は、他の重大事件の犯人と同様、現実の生活では何をしてもうまくいかないという不満、劣等感、敗北感等を抱いて、同様な事件を起こすことでうっ憤を晴らすとともに、死刑になって死にたいという願望を抱くようになったことが、犯行決意のきっかけになっていた。

一方、架空の事件に着想を得ている3人では、漫画の場面を見て犯行に用いる凶器や殺害方法を具体化させた者、それまではわいせつ行為によってうっ憤やストレス解消を図っていたが、ドラマで人が刺されるのを見てこれに影響され、刃物による刺傷行為によってより大きなストレス解消感を得ようとした者、ゲームの主人公と同様の殺害方法を行うことにより、ゲームをしているときのような万能感を得、その主人公のようになりたいと考えていた者がそれぞれ1人であった。

ウ 犯行に対する逡巡の意識

人が殺人等の対人攻撃のファンタジーを抱いても、実行行動に移すことはまれで、実行行動に至るまでには各種の迷いや逡巡が介在すると考えられる。そこで、調査対象者において、犯行前にどの程度の者がどんな内容の迷いや逡巡の意識を抱いたかをここで見ておきたい。

まず、刑事確定記録において、犯行への逡巡的な行動が明確に認められた事例は、調査対象者52人中17人(32.7%)であり、残りの35人(67.3%)には、記録上明確な逡巡行動は認められなかった。逡巡行動のあった者で、どのような思いが犯行にためらいを抱かせたかについて見ると、罪を犯すことへの罪悪感や戸惑いによるものが4人、恐ろしくなっためらったというものが3人、近親者等への迷惑や気遣いによるものが3人、犯行への決意は持続していたが実行方法や被害者選択について迷ったというものが4人、知人との会話でやめようかと考えたものが1人、犯罪より入院して治療した方がいいと迷ったものが1人いた。犯行の方法や被害者の選択を考えて犯行を逡巡しているような例では、もとより犯行の制止はかなり困難と思われるが、近親者への気遣いや知人への相談を通じて思い直したり、治療の選択を望むような構えがある事案では、近親者等との接触や対話が十分になされていれば、あるいは凶行とは違った選択もあり得たのではないかと考えられる。

エ 事件に対するマスコミ報道への意識

無差別的な事件を起こす者の中には、事件によって社会の耳目をしょう動させることにより、自己アピール等を行おうとする者もあり得る。そこで、犯行に先立ってあらかじめ事件が報道されることを意識していた者の状況についてここで見ておく。

まず、調査対象者52人の中で、関係記録の本人供述等により、マスコミ報道されること

をあらかじめ明確に意識し行動していたと見られる者は4人(7.7%)と調査対象者全体の中ではごく少数であった。この4人ではマスコミ報道に何を期待していたかはそれぞれに異なり、事件を起こすことで世間の注目を集めたいとする自己顕示的な意図が働いていた者が1人、新聞等に事件が報道されれば言いたいことが言えると自己主張の方便として考えていた者が1人、社会に注目され、世間を恐怖に陥れられるという憎悪的な意図による者が1人、及び、事件報道によって自分に嫌な思いをさせていた職場雇主の評価が落ちることを期待していた間接的な攻撃意図による者が1人であった。

(2) 犯行動機等

無差別殺傷事件の動機や目的は、犯人の側の心理的要因や環境面の要因等を背景として複合的に形成されるものであり、無差別的な殺人を決意するに至る機序も複雑であるが、どのような動機によって事件が発生しているのかを概観することにより、調査対象事件の特質解明の糸口はつかめるものと考えられる。調査対象事件には、複合的な動機や目的に基づいたものも少なくないが、ここでは、判決書において、動機として認定・判示されている点を中心に調査対象事件事例の分類を行い、類型ごとの特質の描写を試みる。

3-3-9表は、**3-2-5図**の情報を簡略化し、本節における分析や説明のために表形式に置き換えたものである。

3-3-9表 犯行動機・目的による類型

類型	類型の略称	説明	事例数	全体に占める比率
I	自己の境遇への不満	自己の置かれた境遇、現状に対する不満、いら立ち等を晴らすため犯行に及んだもの	22	42.3
			(15)	(28.8)
II	特定の者への不満	特定の者に対する恨みや怒りを晴らすため、その者とは無関係の者に対して八つ当たりに犯行に及んだもの	10	19.2
			(8)	(15.4)
III	自殺・死刑願望	自殺願望がありながら、それを実行・完遂できず、自殺の代わりに死刑になろうと考えたり、自殺の実行に踏ん切りをつけるために犯行に及んだもの	6	11.5
IV	刑務所への逃避	社会生活に行き詰まり、刑務所生活に逃避するため、犯行に及んだもの	9	17.3
V	殺人への興味・欲求	殺人行為そのものへの興味や欲求を満たすため犯行に及んだもの	5	9.6
VI	不明	犯人であることを否認している、統合失調症による幻覚や妄想の影響を受けている、薬物乱用による精神障害があるなどにより犯行動機が不明なもの	9	17.3

注 1 複数の犯行動機を有する場合は、それぞれの犯行動機に計上している。

2 ()内は、類型III～Vとの重複があるものを除いた事例数であり、さらに、類型Iでは、類型IIとの重複例(3例)を除いた事例数である。

類型別では、Ⅰの自己の境遇への不満(22例)が最も多く、これに次いで、Ⅱの特定の者への不満(10例)、Ⅳの刑務所への逃避(9例)、Ⅲの自殺・死刑願望(6例)、Ⅴの殺人への興味・欲求(5例)となっており、動機が不明の者は9例であった。

Ⅰの自己の境遇への不満及びⅡの特定の者への不満の類型では、不満自体が攻撃行動の動機になっているもの(心理的には欲求不満からの攻撃仮説が該当するような反応性の攻撃様態)と、これらの不満をきっかけに別の類型の動機が派生することになった複雑な動機によるもの(事件を動機実現のための手段とする道具的な攻撃様態のもの)とに分けることができるが、類型Ⅰで自己の境遇への不満のみが動機とみなし得る事例は15例であり、類型Ⅱでは類型Ⅲ～Ⅴとの重複を除く事例が8例(うち自己の境遇への不満との併存例は3例)となっており、調査対象者のうち23人(調査対象者の44.2%)は、不満を主な動機として無差別的な攻撃に及んでいる。

以下の本節の分析では、心理的な特徴の違いを考慮し、類型Ⅰ及び類型Ⅱに関しては、類型Ⅲ～Ⅴの動機の併存がなく、もっぱら不満が犯行の主たる動機となっているものの特徴を見ることにして、類型Ⅲ～Ⅴにも該当する者を集計から除外し、類型Ⅰでは類型Ⅱにも該当するものを類型Ⅰから除外する。類型Ⅲ～Ⅴの分析では、事件の発端に不満が関与していたとしても、事件に直近の動機や目的は類型Ⅲ～Ⅴに分類されるとしていることから、類型Ⅰや類型Ⅱの併存事例も含めた分析を行う。

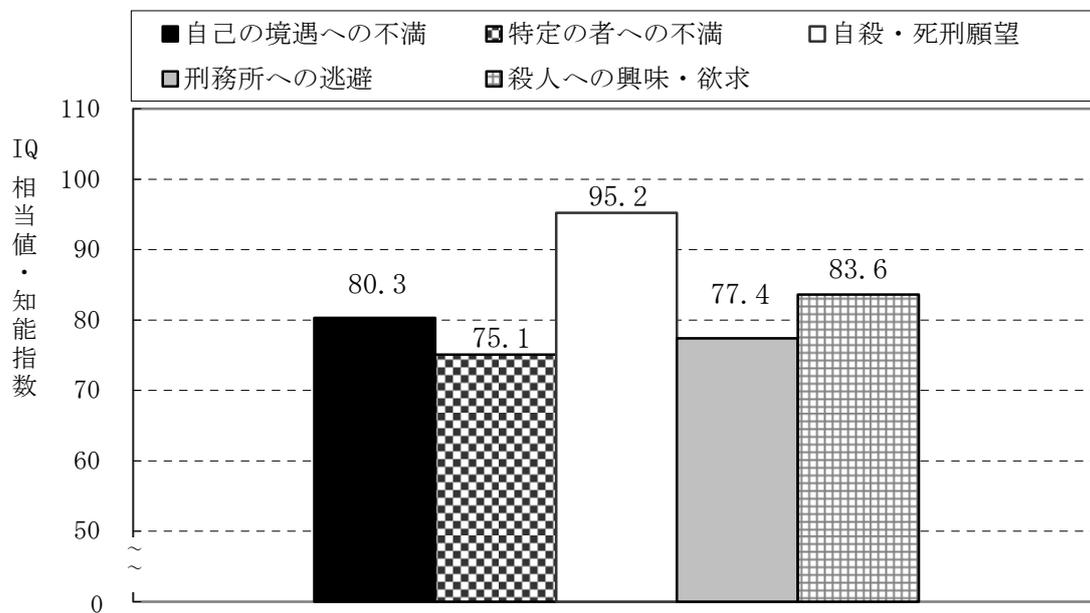
ア 動機類型と知能

各動機類型（不明の者を除く。）の者で、知能テストの所見が確認できたものについて、その特徴を見る。

3-3-10図は、各類型別の知能指数を示したものである。

IQの平均値の分布を見ると、Ⅲの自殺・死刑願望が最も高く、これに次いでⅤの殺人への興味・欲求、Ⅰの自己の境遇への不満、Ⅳの刑務所への逃避、Ⅱの特定の者への不満の順となっている（ただし、各類型の例数が少ないことや、データのばらつきも大きい点に留意する必要がある。この点はMJPIの平均的プロフィールに関する以下の所見も同様である。）。

3-3-10 図 犯行動機類型別の知能指数（平均値）



区分	犯行動機類型				
	I 自己の境遇への不満	II 特定の者への不満	III 自殺・死刑願望	IV 刑務所への逃避	V 殺人への興味・欲求
平均IQ	80.3	75.1	95.2	77.4	83.6
(SD)	(15.8)	(10.0)	(12.5)	(19.3)	(30.9)
n	15	8	6	9	5

注 3-3-1図の脚注2及び3並びに3-3-9表の脚注1に同じ。

イ 動機類型と性格特徴等

各動機類型（不明の者を除く。）の者で、MJPIの所見が確認できたものについて、その特徴を見る。

3-3-11図は動機類型別のMJPIのプロフィールを示したものである。

Iの自己の境遇への不満の平均的なプロフィールは、抑うつ尺度Dが主に突出したパターンを示しており、この類型に属する者は、気分の沈みやすさや悲観的・絶望的になって暗い気分が続きやすい傾向が高いことが示されている。

IIの特定の者への不満の平均的なプロフィールは、心気症H、自信欠如C、抑うつD、不安定U、偏狭Pといった各尺度が標準よりも高く出ており、類型Iの平均プロフィールに比べると、この類型では、情緒不安定性や自信に欠け感じやすいところからくる偏狭なもの見方やひがみやすさが高まった状態にある者が多いと考えられる。

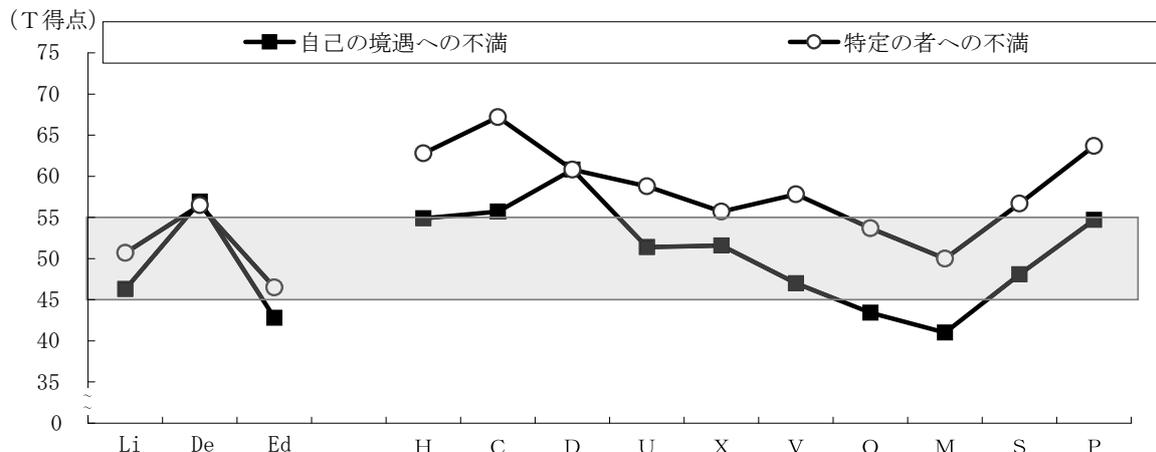
IIIの自殺・死刑願望の平均的なプロフィールは、心気症H、自信欠如C、抑うつD及び偏狭Pの突出したプロフィールであり、この類型では、神経質な性格特徴をベースに偏狭なもの見方や考え方をしがちな傾向にある者が多いと考えられる。

IVの刑務所への逃避の平均的なプロフィールは、おおむね標準域にとどまっており、動機類型の平均プロフィールでは性格特性に最も偏りが少ない類型である。

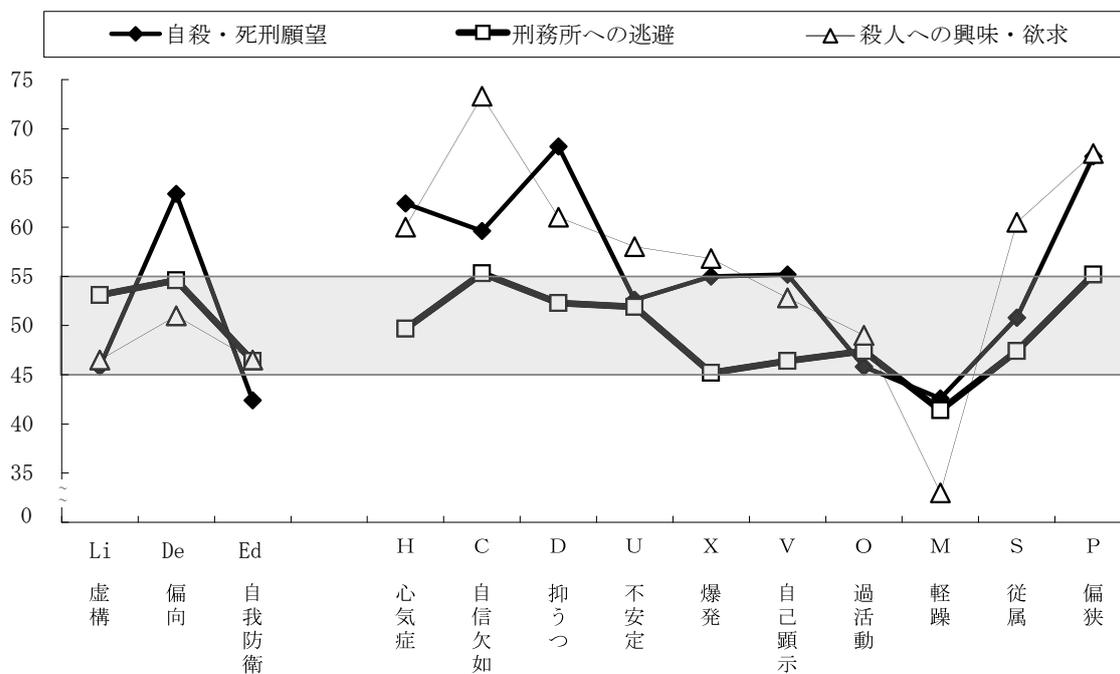
Vの殺人への興味・関心の平均的なプロフィールは、心気症H、自信欠如C、抑うつD、不安定U、爆発X、従属S、偏狭Pと多くの尺度で高得点であり、情緒不安定性や感情面の爆発性が高く、被害感や不信感など抱きやすい傾向が際立っており、この類型では、性格的な偏りの大きい者が多いことが推察される。

3-3-11図 犯行動機類型別のMJPI（法務省式人格目録）T得点平均プロフィール

① I 自己の境遇への不満及びII 特定の者への不満



② III 自殺・死刑願望, IV 刑務所への逃避及びV 殺人への興味・欲求



区分	Li	De	Ed	H	C	D	U	X	V	O	M	S	P	n
I 自己の境遇への不満	46.3 (9.2)	56.9 (12.0)	42.8 (13.3)	54.9 (15.6)	55.7 (16.7)	60.8 (17.0)	51.4 (19.5)	51.6 (12.3)	47.0 (9.7)	43.4 (15.3)	41.0 (15.3)	48.1 (15.6)	54.7 (22.3)	12
II 特定の者への不満	50.7 (15.1)	56.5 (8.5)	46.5 (8.6)	62.8 (12.1)	67.2 (14.0)	60.8 (13.7)	58.8 (10.9)	55.7 (8.3)	57.8 (12.7)	53.7 (6.3)	50.0 (8.8)	56.7 (9.3)	63.7 (11.9)	6
III 自殺・死刑願望	45.8 (17.3)	63.4 (19.6)	42.4 (7.7)	62.4 (13.3)	59.6 (10.4)	68.2 (14.0)	52.6 (12.2)	55.0 (15.1)	55.2 (13.8)	45.8 (13.4)	42.6 (14.3)	50.8 (10.2)	67.2 (11.9)	5
IV 刑務所への逃避	53.1 (5.6)	54.6 (10.6)	46.4 (8.9)	49.7 (11.6)	55.3 (15.3)	52.3 (9.5)	51.9 (10.5)	45.2 (6.5)	46.4 (9.9)	47.4 (5.7)	41.4 (9.2)	47.4 (10.0)	55.2 (11.5)	9
V 殺人への興味・欲求	46.5 (7.9)	51.0 (7.7)	46.5 (6.1)	60.0 (12.4)	73.3 (4.6)	61.0 (16.1)	58.0 (16.5)	56.8 (7.0)	52.8 (4.1)	49.0 (5.9)	33.0 (3.8)	60.5 (10.0)	67.5 (13.6)	4

注 1 3-3-2図の脚注に同じ。

2 類型I及びIIは類型III～Vとの重複事例を含まず, 類型Iは類型IIとの重複事例を含まない。

3 ()内は, 標準偏差の値である。

第4章 無差別殺傷事犯者の処遇

本章では、調査対象者である無差別殺傷事犯者の処遇（取扱い）について、判決書・刑事事件記録、刑事施設記録、保護観察記録等に基づいて調査を行った。

第1節では、調査対象である無差別殺傷事犯者に対する捜査・裁判の実情を明らかにした。

第2節では、調査対象である無差別殺傷事犯者について、刑事施設における処遇目標、作業、指導・教育、懲罰等の処遇・所内生活の実情を明らかにした。

第3節では、調査対象である無差別殺傷事犯者について、社会復帰調整、仮釈放後の指導等の保護観察に関する実情を明らかにした。

第4節では、調査対象である無差別殺傷事犯者について、無差別殺傷事件の後に行った再犯の状況等を明らかにした。

第1節 捜査・裁判

1 捜査

調査対象者は、無差別殺傷事犯という重大な犯罪を行った者であり、そのいずれもが逮捕された上で起訴されている。

4-1-1図は、調査対象者が受けた逮捕の種別の構成比を見たものである。

52人中27人と、過半数の者が現行犯人逮捕されており、一般殺人による検挙者と比べ、現行犯人逮捕の比率が高く、通常逮捕の比率が低い。また、一般殺人による検挙者と異なり、身柄不拘束の者はいない。

4-1-1図 逮捕状況



(参考) 殺人 身柄措置別検挙人員構成比

(平成23年)



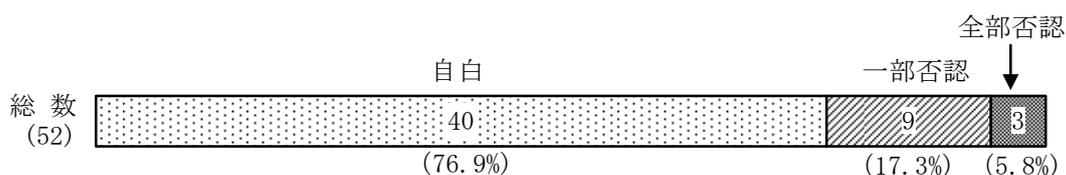
- 注 1 警察庁の統計による。
2 () 内は、実人員である。

2 裁判

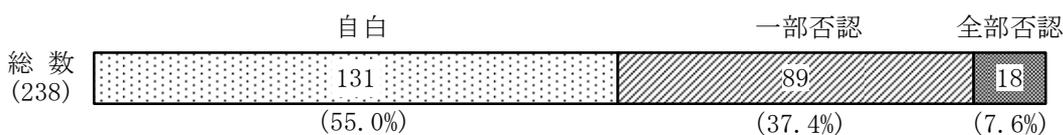
4-1-2図は、調査対象者の裁判における認否（責任能力に関する争いを含まない。）の状況を見たものである。

調査対象者52人中40人と、多数が自己の犯罪行為を認めている（なお、平成22年特別調査において、殺人により有罪となった者のうち、犯人であること又は殺意等の犯罪性を否認した者は45.0%であった。）。

4-1-2図 認否状況



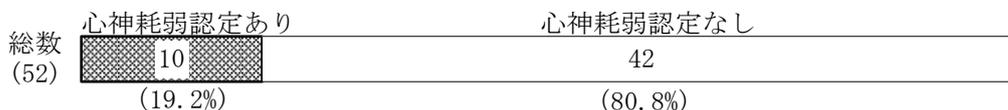
(参考) 殺人 認否状況 (平成22年版犯罪白書特別調査)



注 法務総合研究所の調査による。

調査対象者は無差別殺傷事件を行った者であり、その動機が了解し難いことから、裁判においては責任能力が争われることが多い。調査対象者中、裁判で責任能力が争われた者は36人であった。調査対象者の責任能力に関する裁判所の判断（確定判決による。）を見ると、4-1-3図のとおりである。心神耗弱と判断された者は52人中10人であり、その他は完全責任能力が認定された。

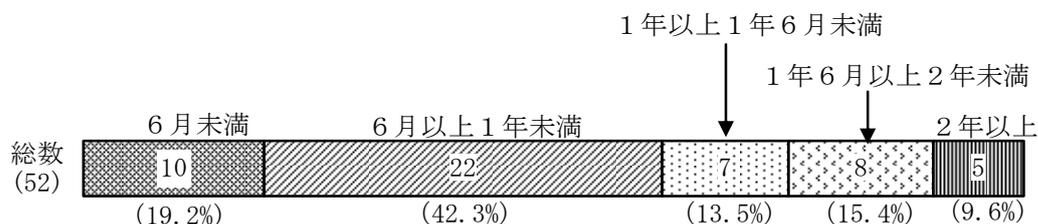
4-1-3図 責任能力



4-1-4図は、調査対象者の第一審における裁判期間（起訴日から第一審判決日までをいう。）別の人員を見たものである。

1年未満で判決に至っている者が32人と過半数であり、約9割は2年未満で判決に至っている。

4-1-4図 裁判期間

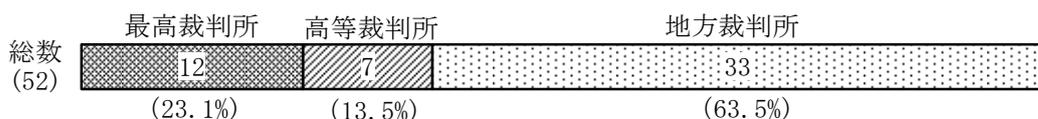


注 起訴日から第一審判決日までの期間である。

4-1-5図は、調査対象者に対する裁判が確定した裁判所を事物管轄別に見たものである。

第一審である地方裁判所で確定している者が6割以上を占めている。

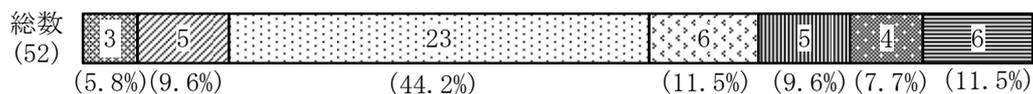
4-1-5図 確定裁判所の事物管轄



4-1-6図は、調査対象者に対する科刑の状況を見たものである。

調査対象者では、死刑・無期懲役に処せられた者が10人と約2割を占めている。事案の性質を反映しているものと推察されるが、殺人全体における通常第一審での科刑状況（平成23年において、執行猶予となった者が約4分の1であるほか、実刑となった者の中で死刑・無期懲役刑の言渡しを受けた者は4.2%である。2-2-5図参照）と比べて、厳しい刑の言渡しが多い。

4-1-6図 科刑状況



■ 3年以下 ■ 5年以下 □ 10年以下 □ 15年以下 ■ 15年超 ■ 無期 ■ 死刑

第2節 矯正

本節では、調査対象者の刑事施設における処遇状況等について見る。

調査対象者の処遇状況等に関しては、平成23年3月10日から同年12月16日までの間に調査対象者を収容している刑事施設（出所者については出所時の刑事施設）において調査対象者に係る被収容者身分帳簿等の調査を実施した。

なお、調査対象者は受刑中の者が多く、対象者ごとに、上記の調査時点における在所期間が異なっている。調査対象者のうち、実質的に刑事施設において受刑した者45人（死刑確定者（6人）、判決確定の直後に自殺した者（1人）を除く。以下、本節において「受刑調査対象者」という。）について在所期間を見ると、**4-2-1表**のとおりである。

調査時点において、在所中の者が3分の2、既に出所していた者が3分の1であった。在所期間は、刑事施設に在所中の者については、拘置所等で判決が確定し受刑のため処遇する刑務所（以下「処遇施設」という。）に入所した日から調査実施日までの期間であり、出所者については、受刑のため処遇施設に入所した日から満期釈放又は仮釈放となった日までの期間である。在所者、出所者のいずれにおいても、在所期間が2年未満の者は1割に満たず、逆に5年以上の者は半数を超えており、さらに、7年以上の者も前者で3割、後者で2割に及んでいる。

4-2-1表 受刑調査対象者 在所期間

① 出所・在所別状況

総数	在所者	出所者
45	30 (66.7)	15 (33.3)

② 在所期間

総数	2年未満	3年未満	5年未満	7年未満	7年以上
45	3 (6.7)	7 (15.6)	10 (22.2)	13 (28.9)	12 (26.7)

③ 在所者における在所期間

総数	2年未満	3年未満	5年未満	7年未満	7年以上
30	2 (6.7)	5 (16.7)	6 (20.0)	8 (26.7)	9 (30.0)

④ 出所者における在所期間

総数	2年未満	3年未満	5年未満	7年未満	7年以上
15	1 (6.7)	2 (13.3)	4 (26.7)	5 (33.3)	3 (20.0)

注 1 ②～④は、刑確定後、受刑のために処遇施設に入所した日から調査実施日までの期間を計上している。
2 ()内は、構成比である。

1 処遇状況

(1) 処遇指標

刑事施設においては、刑の執行開始時に処遇調査を行い、その調査結果を踏まえ、個々の受刑者ごとに処遇指標^(注10)を指定する。

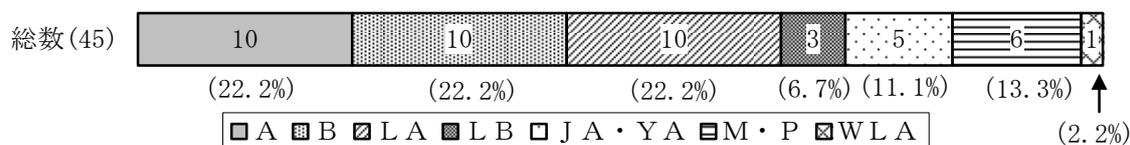
受刑調査対象者について、調査時点（調査時点において既に出所していた者については出所時点。以下同じ。）において指定されていた処遇指標を見ると、**4-2-2図**のとおりである。

A指標（犯罪傾向が進んでいない者）が付く者（処遇指標がAであるもののほか、LA、JA・YA、WLA等の符号Aと他の符号が併記されたものを含む。）が6割強（28人）、B指標（犯罪傾向が進んでいる者）が付く者（処遇指標がBであるもののほか、LB等の符号Bと他の符号が併記されたものを含む。）が4割弱（17人）であった。また、L指標（執行刑期が10年以上である者）が付く者が5割強（24人）、M・P指標（精神・身体上の疾病・障害を有するため医療刑務所等に収容する必要がある者）が付く者が1割強であり、W指標（女子）が付く者は1人であった。

なお、平成23年における殺人による入所受刑者の主な属性及び犯罪傾向の進度別構成比は、**参考①図**のとおりである。殺人においては、A指標が付く者が約7割、B指標が付く者が約3割であった。これは、入所受刑者全体（A指標が付く者が約4割、B指標が付く者が約6割）の構成比とは逆の傾向を示している。また、殺人においては、L指標が付く者の割合が4割弱と高い（入所受刑者全体では1.2%にすぎない。矯正統計年報による。）。

受刑調査対象者は、殺人による入所受刑者と比べて、M・P指標が付く者の割合が高く、W指標が付く者の割合が低く、F指標が付く者がいないことが特徴である。

4-2-2図 受刑調査対象者 処遇指標



注 1 「LA」は、LYA（1人）を含む。

2 「M・P」は、MA, MLA, MLB, PLB及びMB（2人）である。

注10 処遇指標は、矯正処遇（作業、改善指導及び教科指導）の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進度から構成されるもので、処遇指標を指定されることで、受刑者の収容される刑事施設と矯正処遇の重点方針が定まる（処遇指標は、その指定されるべきものは、重複して指定される。）。また、矯正処遇の進展に応じて、定期的に又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、処遇指標は変更される。なお、受刑者の各属性及び犯罪傾向の進度についての処遇指標の符号は、**参考②表**のとおりである。

(参考①) 殺人 入所受刑者の属性及び犯罪傾向の進度別構成比

(平成23年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 処遇指標が未決定の者を除く。
 3 「W」は、WA, WLA, WLB, WYAである。
 4 () 内は、実人員である。

(参考②) 受刑者の属性及び犯罪傾向の進度

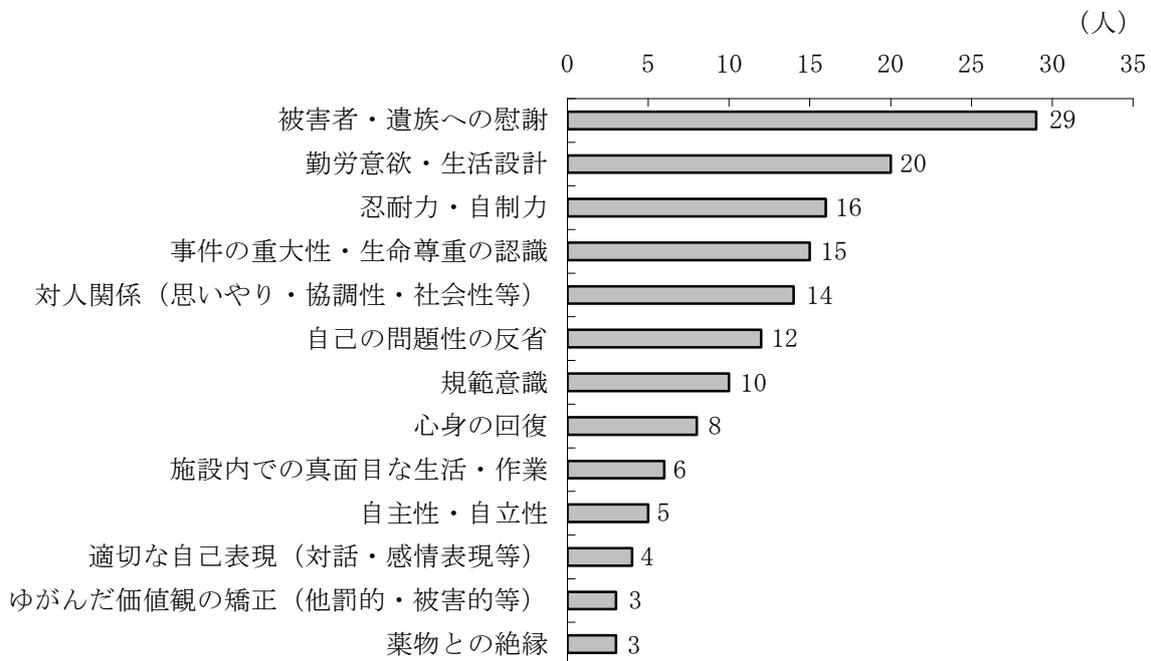
属性及び犯罪傾向の進度	符 号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	J t
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
少年院への収容を必要としない少年	J
執行刑期が10年以上である者	L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

(2) 処遇要領

調査時点までに受刑調査対象者の処遇要領^(注11)において設定されていた矯正処遇の目標別人員を見ると、**4-2-3 図**のとおりである。

調査対象者が無差別殺傷事件をじゃっ起した者であることもあり、「被害者・遺族への慰謝」が最も多く、約3分の2の者に設定されている。次いで、「勤労意欲・生活設計」が約半数の者に設定されており、続いて、「忍耐力・自制力」、「事件の重大性・生命尊重の認識」、「対人関係」がそれぞれ約3分の1の者に設定されていた。このほか、自己の問題性の反省や、規範意識、ゆがんだ価値観の矯正など、本人の資質の改善に関する目標が比較的多く設定されていた。

4-2-3 図 受刑調査対象者 矯正処遇の目標



- 注 1 監獄法の下での出所者及び目標が不詳の者を除く。
 2 複数の目標を有する場合は、それぞれの目標に計上している。

(3) 居室

刑事施設において、受刑者の居室^(注12)としては、共同室、夜間単独室、昼夜間単独室がある。夜間単独室処遇は、昼間は工場で就業し、夜間のみ単独室で生活するものである。

注11 受刑者には、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法が処遇要領として定められ、矯正処遇は、この処遇要領に沿って計画的に実施される。また、矯正処遇の進展に応じて、定期的に又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、処遇要領は変更される。

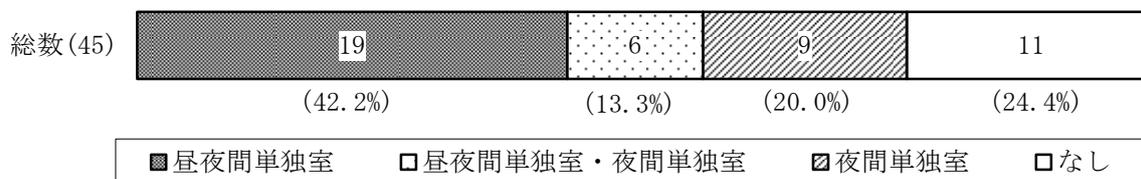
注12 居室とは、被収容者が主として休息及び就寝のため使用する場所として刑事施設の長が指定する室をいう。なお、刑事施設における未決拘禁者は単独室が原則とされている。

昼夜間単独室処遇は、特に必要がある場合を除き、作業も含め一日中単独室で生活するもので、制限区分第4種の者が対象となる（次項（1）ア参照）。昼夜間単独室処遇を行う理由としては、集団生活を嫌って繰り返し工場での就業を拒否したり、反則行為を繰り返したり、人格に偏りがある他の者とすぐにトラブルを起こしたりするなどの理由がある。なお、他の被収容者との接触を絶つ処遇として、隔離^{（注13）}がある。

調査時点までに受刑調査対象者が収容された経験のある居室を見ると、**4-2-4図**のとおりである。

受刑調査対象者のうち、在所期間中、共同室のみで生活した者は約4分の1にすぎず、昼夜間単独室に収容された経験のある者が6割弱と多く、夜間単独室に収容された経験のある者が3分の1であり、昼夜間単独室及び夜間単独室の両方に収容された経験のある者が1割強いた。なお、昼夜間単独室に収容経験のある者のうち約9割に懲罰歴があった。また、夜間単独室のみ収容経験のある者9人の懲罰歴を見ると、懲罰歴のない者は3人のみであり、懲罰歴を有する者6人のうち4人は懲罰回数が3回以上であった。

4-2-4図 受刑調査対象者 収容経験のある居室



- 注 1 懲罰終了後、工場に出役するまでの間など、一時的な昼夜間単独室収容を除く。
 2 「昼夜間単独室」は、昼夜間単独室の収容経験はあるが、夜間単独室の収容経験はない者である。
 3 「昼夜間単独室・夜間単独室」は、昼夜間単独室・夜間単独室共に収容経験がある者である。
 4 「夜間単独室」は、夜間単独室の収容経験はあるが、昼夜間単独室の収容経験はない者である。
 5 「なし」は、昼夜間単独室・夜間単独室ともに収容経験がない者である。

無差別殺傷事犯者は、様々な精神障害等を有していたり、性格特性上の問題、対人関係上の問題を抱えている者が多い（**3-3-4図**参照）。そのため、社会性や協調性を身に付けさせる必要がある一方で、本人の問題性を踏まえ、居室の指定についても特別の配慮をする必要がある場合が多い。

例えば、感情障害等のため、抑うつ的で悲観的な思い込みにとらわれて投げやりになり、他人に悪く思われるのではないかと不安になるなどさい疑心が強い性格の者、高齢で知的

^{注13} 隔離とは、受刑者を他の被収容者と接触させないための措置をいう。他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき、他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき、隔離することができる。隔離された者の処遇は、運動、入浴又は面会等の場合を除き、昼夜居室において行われる。

制約も大きい者に対して、夜間単独室を居室としつつ、昼間は工場に出役させたことで、所内生活にうまく適応させることができた事例がある。このほか、小心で自信に乏しく、精神障害もある者が、共同室の生活が嫌で我慢ができないと強く申し出たことなどから、夜間単独室に移動したところ、その後は、平穩に生活するに至った事例などもある。このように、夜間単独室を居室として指定することで、所内生活が安定する場合がある。

また、パーソナリティ障害等のため、他者との共同生活は困難であるとされ、処遇施設入所当初は、昼夜間単独室処遇とされていた者が、職員による継続的な面接指導により前向きな姿勢を見せたため、共同室での生活に移行させ、工場に出役させたところ、これに適応し、周囲の者と協調して所内生活を送った事例のように、継続的な指導により、対人関係能力が改善される場合がある。

一方、処遇施設入所以来、共同室に収容され、特に同室者とのトラブルもなかったにもかかわらず、突然、共同室での生活を頑なに拒否したため、精神科医師による診察をしたところ、非社会性パーソナリティ障害と診断され、昼夜間単独室処遇となった事例のように、受刑途中で問題が現れる場合もある。

このように、無差別殺傷事犯者においては、対人接触や対人的ストレス等にぜい弱さを有する者がいることから、本人の精神状態の推移を正確に把握して、適切な居室の指定に反映させることが重要である。

(4) 作業・職業訓練

受刑調査対象者の調査時点における作業^(注14)の実施状況(懲罰、釈放前の指導等のため不就業であった者については、それらの直前における作業の実施状況)を見ると、工場就業している者が3分の2、昼夜間単独室処遇のため居室内で軽作業を行っている者が3分の1であった。工場就業している者のうち、ある程度高い技能や技術を要する作業に就いている者は僅かであり、多くは簡単な内容の作業に就いていた。懲罰に伴い、度々他の工場に転業となっている者も少なからず見られる。

また、受刑調査対象者のうち、調査時点までに職業訓練を受けた者は、8人(17.8%)であり(うち1人は2種目(溶接科及びビルハウスクリーニング科)受講)、その種目は、溶接科(1人)、数値制御機械科(1人)、ビルハウスクリーニング科(2人)、農業園芸科(3人)、窯業科(1人)及び建設く体科(1人)であった。

なお、無差別殺傷事犯者は、他の被収容者と共同して行われる工場での作業についても、居室における配慮と同様に、特別の配慮が必要となる場合が多い。

例えば、気弱で自信に乏しく、独りよがりであり思い込みが強く、対人関係にストレスを感じやすいとされた者が、工場で継続して就業していく中で、その真面目な取組が認められ、

^{注14} 懲役受刑者には、法律上、作業が義務付けられている。また、受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、一般作業として生産作業(木工、印刷、洋裁、金属等の物品製作作業及び労務提供作業)及び自営作業(炊事、清掃、介助、設備の修繕等の刑事施設の運営に必要な作業)等に従事する。

機械取扱者にも指定されるなどした結果、次第に自信を付けて、意欲的に就業している事例、社会内では長期にわたって引きこもり、協調性に乏しく、周囲に気を遣いすぎる傾向のある者が、懲罰後に他の工場に転業となって以来、担当職員からの励ましもあって同工場で安定的に作業に取り組み、次第に社会性が身に付いてきた事例、ストレスにさらされると混乱して突発的な行動に出やすい傾向がある者について、処遇施設入所当初は工場での作業に極度の不安を抱いて出役を拒否し、自殺のおそれなども見られたが、職員によるカウンセリングを実施した結果、工場に出役する意欲が見られたため、出役させたところ、同人が次第にその工場に適応していき指導的な役割を果たすまでに至った事例など、本人の性格や能力に適した工場に配役することで作業に安定して従事することができ、社会適応力の向上にもつながる場合がある。

一方、他人の目を非常に気にする一方、プライドが高く些細なことで投げやりになる傾向のある者が、自分に対する悪い噂が広がっているなどと根拠に乏しい被害妄想的な不満を申し立てては、怠役、職員に対する反抗等を繰り返したため、懲罰を受けては他の工場に転業となる事態を反復した事例など、性格面や対人関係の問題から、作業が安定しない場合もあり、そのような者の処遇には難しい問題がある。

（５）改善指導・教科指導

改善指導とは、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導をいい、一般改善指導^{（注15）}と特別改善指導^{（注16）}とがある。

受刑調査対象者が調査時点までに受けた特別改善指導の種類別人員を見ると、**4-2-5**図のとおりである。

特別改善指導の種類別に見ると、R4「被害者の視点を取り入れた教育」（罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなどの指導）を受けた者が最も多く（特別改善指導を受けたことのある者の9割強。27人）、次いで、R1「薬物依存離脱指導」（薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせるなどの指導）であった（同2割弱。5人）。

一方、特別改善指導の指定がない者については、心身の疾病、障害がある者や、行状が指導になじまない者など、各指導類型への編入基準を充足しない者が含まれており、個別の指導を検討すべき者が少なくない。

注15 一般改善指導とは、特別改善指導以外の改善指導をいう。

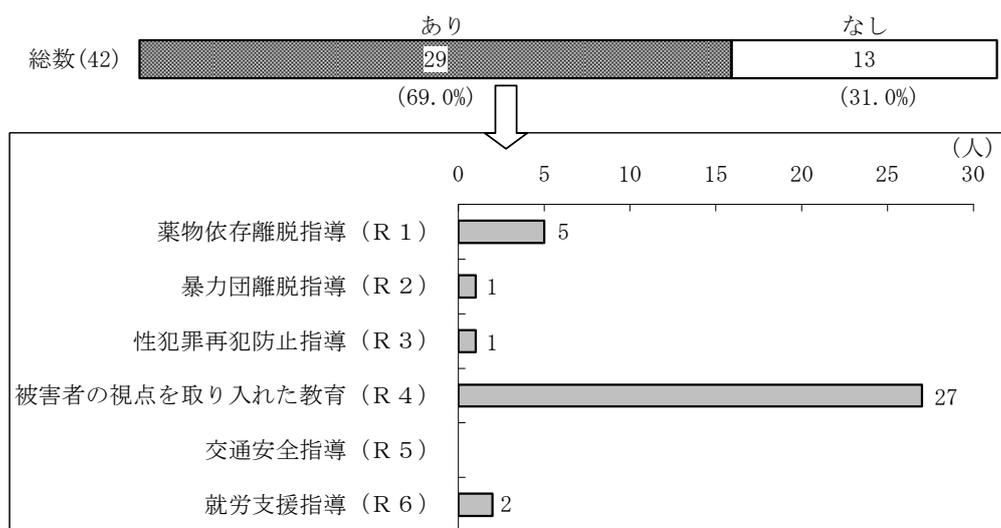
注16 特別改善指導とは、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う改善指導であり、現在、R1「薬物依存離脱指導」、R2「暴力団離脱指導」、R3「性犯罪再犯防止指導」、R4「被害者の視点を取り入れた教育」、R5「交通安全指導」、R6「就労支援指導」の6種類の改善指導が実施されている。

R 4「被害者の視点を取り入れた教育」と入所罪名の関係について見ると、殺人既遂（殺人未遂との併合罪を含む。）により入所した調査対象者22人では、死刑確定者等で特別改善指導の対象とならない者6人を除いた16人全員がR 4「被害者の視点を取り入れた教育」を受けている。他方、殺人未遂により入所した調査対象者29人では、自殺者及び実施状況が不詳の者3人を除いた26人のうち、R 4「被害者の視点を取り入れた教育」を受けた者が11人であり、受けていない者が15人であった。なお、この15人のうち、3人が再犯に及んでいる。

また、受刑調査対象者のうち、調査時点までに教科指導^(注17)を受けた者は、5人（約1割）であった。その内容は、不詳の1人を除き、全てE 1「補習教科指導」であり、国語・算数が2人、国語・算数・社会常識が1人、小学校課程が1人である。

平成23年の殺人の出所受刑者について、出所時点における矯正処遇の種類を見ると、**参考図**のとおりである。R 4「被害者の視点を取り入れた教育」が約7割、次いでR 6「就労支援指導」が約1割となっている。教科指導は1割に満たない。

4-2-5 図 受刑調査対象者 特別改善指導実施状況



注 1 監獄法の下での出所者及び実施状況が不詳の者を除く。
 2 複数の特別改善指導を受けた場合は、それぞれの項目に計上している。

注17 教科指導とは、学校教育の内容に準ずる内容の指導をいい、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導（E 1 補習教科指導）のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導（E 2 特別教科指導）が行われる。

(参考) 殺人 出所受刑者の出所時矯正処遇の種類

(平成23年)								
総数	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	E 1	E 2
419	25 (6.0)	31 (7.4)	-	303 (72.3)	4 (1.0)	52 (12.4)	19 (4.5)	4 (1.0)

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 複数の種類を有する場合は、それぞれの種類に計上している。
 3 () 内は、総数に占める各矯正処遇の種類の比率である。

(6) その他の処遇

受刑調査対象者の調査時点までにおけるその他の処遇の実施状況は、次のとおりである。宗教教誨、クラブ活動等の実施状況については、宗教教誨に参加したことのある者が6人、クラブ活動に参加したことのある者が6人であった(内容は、コーラス、絵画、囲碁、座禅等)。また、通信教育で学習している者は2人いた(内容は、簿記、実用英語検定、漢字能力検定、コンピュータ講座基礎コース等)。さらに、通信制高校2年に編入された者が1人いた。そのほか、作業療法、音楽療法、園芸療法等が行われている者が5人いた。

無差別殺傷事犯者は、全般的に見ると各種処遇に対する取組は積極的とは言えないが、職員の指導により本人の意欲が増して積極的に取り組むようになる場合もある。

例えば、適応障害と診断され、他人の目を気にして不安や緊張を感じやすく、傷つくことを極度に恐れ、人付き合いに苦手意識を持っている者に対して、その改善のため、資格を取らせたり勉強をさせたりして自信を増進させるという方針で指導した結果、通信制高校2年への編入(高校2年中退のため。)に成功した事例や、人格が非常に未熟で、些細なことですぐに心情不安定となりやすい者が、通信教育に興味を持って意欲的に取り組み、簿記3級、実用英語検定準1級、漢字能力検定2級に合格し、他の処遇への取組は低調であるものの、改善の兆しが見られるようになった事例など、本人の意欲を引き出し、興味を持つ分野など長所を伸ばしていくことが前向きで安定した生活習慣の確立に効果的な場合がある。

2 適応状況

(1) 処遇成績等

ア 制限区分

受刑調査対象者の調査時点における制限区分^(注18)を見ると、第1種はおらず、第2種が2人(4.9%)と僅かであり、第3種が26人(63.4%)、第4種が13人(31.7%)に上っていた(監獄法の下での出所者(1人)及び制限区分が不詳の者(3人)を除く。)。また、受刑中、最も上位であった制限区分を見ると、第1種及び第2種は調査時点と同じであったが、第3種は30人(73.2%)、第4種は9人(22.0%)であった。

なお、平成24年4月10日現在、刑事施設本所77庁並びに刑務支所8庁及び大規模拘置支所4庁(札幌、横浜、さいたま及び小倉)に対する調査結果によると、これらの施設における受刑者の制限区分別人員は、第1種が0.7%、第2種が12.4%、第3種が74.8%、第4種が3.7%、指定なしが8.5%であった^(注19)。また、平成23年の殺人の出所受刑者について、出所時における制限区分別構成比を見ると、第1種が3.6%、第2種が47.5%、第3種が36.8%、第4種が11.9%であったが、これは、出所受刑者全体と比べて、第3種が5.7pt低い一方で、第4種が4.2pt高くなっている(法務省大臣官房司法法制部の資料による。)。受刑調査対象者に対する制限区分は、下位の比率が高いことがうかがわれる。

イ 優遇措置

受刑調査対象者の調査時点における優遇区分^(注20)を見ると、第1類が1人(2.5%)、第2類が5人(12.5%)、第3類が15人(37.5%)、第4類が11人(27.5%)、第5類が8人(20.0%)であった(監獄法の下での出所者(1人)及び優遇区分が不詳の者(4人)を除く。)。また、受刑中、最も上位であった優遇区分を見ると、第1類は調査時点と同じであったが、第2類は7人(17.5%)、第3類は23人(57.5%)、第4類は6人(15.0%)、第5類は3人(7.5%)であった。

なお、平成24年4月10日現在、刑事施設本所77庁並びに刑務支所8庁及び大規模拘置支所4庁(札幌、横浜、さいたま及び小倉)に対する調査結果によると、これらの施設にお

^{注18} 受刑者は、刑事施設において、様々な生活や行動に対する制限を受けるが、全ての受刑者に一律に厳格な制限を課すと、自発的・自律的に行動する意欲を削ぐことになりかねない。そのため、刑事施設では、受刑者に、受刑者処遇の目的(改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成)を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための制限を緩和することとし、その制限が緩和された順に、第1種から第4種までの区分を指定し、定期的に又は随時、その指定を変更して、その区分に応じた制限を課すことで、受刑者に自発性や自律性を身に付けさせることとしている(各区分に指定された受刑者の制限の内容は、第4種では、原則として居室棟内で矯正処遇等を行うこと、第3種では、主として刑事施設内の居室棟外(工場等)で矯正処遇等を行うこと、第2種では、刑事施設外での矯正処遇等が可能となること、第1種では、居室に施錠をしないことなどである。)

^{注19} 平成24年版犯罪白書63頁参照

^{注20} 改善更生に努力している受刑者には、これに報いることが、受刑者に改善更生の意欲を持たせる動機付けとなる。そのため、刑事施設では、6か月ごとに、受刑態度を評価し、良好な順に、第1類から第5類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増加したり、自弁で使用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇をした処遇を行っている。

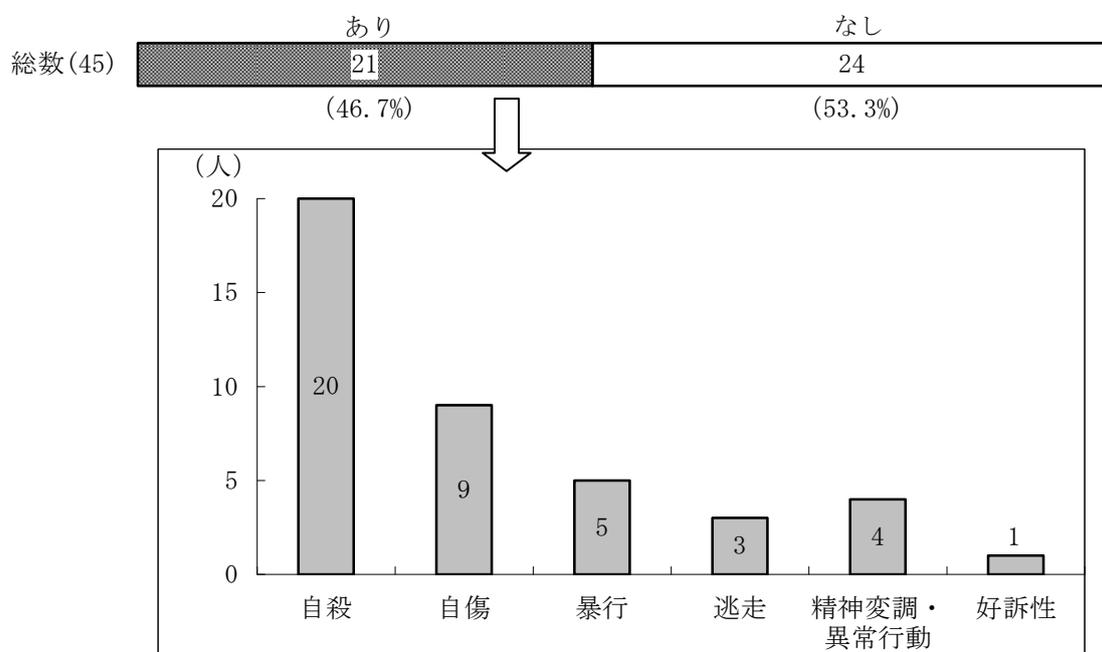
ける受刑者の優遇区分別人員は、第1類0.7%、第2類11.4%、第3類42.0%、第4類11.0%、第5類12.4%、指定なし22.4%であった^(注21)。

(2) 要注意者・要視察者指定

受刑調査対象者の調査時点までの要注意者・要視察者（自殺自傷、他害のおそれ等のため、特に注意して処遇、視察すべき者）への指定歴は、**4-2-6図**のとおりである。

受刑調査対象者のうち、調査時点までに何らかの要注意者等の指定を受けたことのある者は、半数近くに達している。理由の内訳は自殺のおそれが最も多く、指定を受けた者のほとんどの者が自殺のおそれを理由に指定されており、そのほか、暴行、逃走又は精神変調・異常行動により指定された者も1割前後に及んでいた。

4-2-6図 受刑調査対象者 要注意者等指定状況



注 複数の指定を受けた場合は、それぞれの項目に計上している。

無差別殺傷事犯者は、このように、自殺・自傷を始め、処遇上、特に注意を要する者が多数おり、医療措置等の配慮が必要となる場合も多い。

例えば、長年にわたり統合失調症に罹患している者が、未決時、自殺要注意者指定が解除された1週間後に洗剤等を飲み込んで自殺を企図したため、処遇施設では、昼夜間単独室処遇とし、外部専門医（過去の入院先の担当精神科医師）による診察を定期的を実施したところ、自殺願望を訴えることもなくなり、平穏に生活した事例など、適切な医療措置

注21 平成24年版犯罪白書63頁参照

の実施により、所内生活が安定する場合がある。

一方、パーソナリティ障害があつて行動傾向の偏りが大きい者が、医療措置等の面で各種の配慮をしながらも、僅かな間隙を突いて突然職員等へ暴行に及ぶ事例なども見られ、調査対象者の処遇上、自傷、他害等のリスクについても慎重な評価を行う必要性が認められる。

(3) 精神科受診等

刑事施設で処遇中の受刑者については、負傷し、若しくは、疾病にかかっているとき又はこれらの疑いがあるときには、医師による診療等の必要な医療措置が執られる。無差別殺傷事犯者は、犯行時において心身に関する不調、問題を有していた者が多いことから(第3章第3節参照)、その受刑中においても医師の診療等が必要とされる場合が少なくない。

受刑調査対象者については、処遇施設への入所時に、又は、処遇施設で受刑中に、本人の申出又は職員の判断により、精神科医師等による診断が行われた。その結果、刑事施設においても、パーソナリティ障害、精神障害及びこれらの疑いがあると診断された者は、約3分の2であった。これらの者のうち、治療等が必要と判断される者に対しては、刑事施設又は外部の医師による治療・投薬等が行われている。このように、無差別殺傷事犯者には精神障害等又はそれらの疑いがあると診断される者がいることから、これらに対応するために適切な医療上の措置等が行われているが、さらに、これに加え、処遇面でも適切な配慮が必要となる。

例えば、発達障害を有すると診断され、未決時に自殺企図をじゃっ起した者が、処遇施設入所後、対人関係に順応させる必要があるとの指導方針から、共同室に収容の上、工場へ出役させたところ、当初はノートへ自殺念慮を記載したり、他の被収容者との人間関係の行き詰まりにより怠役等を繰り返しては懲罰を受け、他の工場へ転業していたが、その都度、精神科医師による診察を実施し、共同室収容、工場出役を維持しているうちに、徐々に適応し、対人関係能力の改善が見られた事例など、医師による適切な診察や、職員による指導、あるいは本人の病状軽快等により、改善が見られる場合がある。

他方で、精神障害がある受刑者で、当初は夜間単独室に収容されつつ昼間は工場に出役していたが、うまく適応できず、他の被収容者に対する暴行を行ったほか、幻聴によるいらいから職員暴行や怠役を繰り返すに至ったため、昼夜間単独室処遇とした上、医療措置を強化した事例もある。

専門家の知見を活用しつつ、受刑中の無差別殺傷事犯者の心身の状況を見極めながら、対象者の状況に応じた措置・処遇を行うことの重要性がうかがわれる。

(4) 懲罰等

被収容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならないため、刑事施設では、被収容者が遵守すべき事項を定めている。怠役、物品不正授受、被収容者に対す

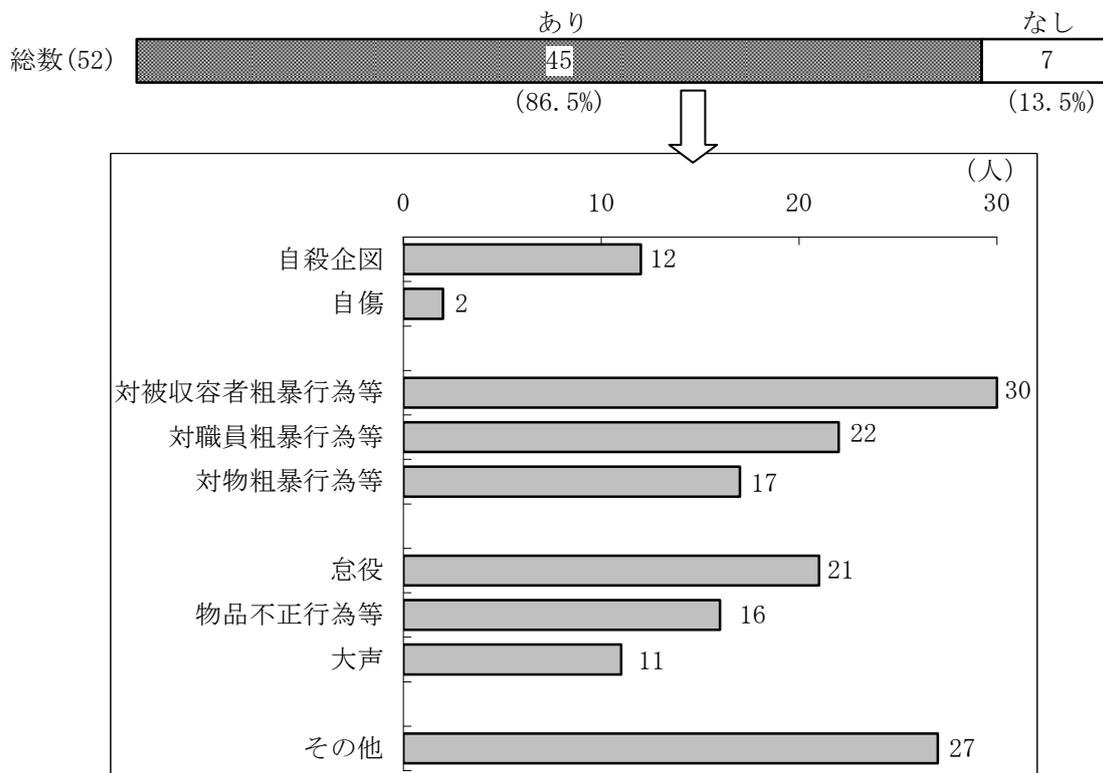
る暴行を行うなど、被収容者が遵守事項若しくは特別遵守事項を遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、反則行為として調査し、懲罰を科することができる。

調査対象者が調査時点までに行った反則行為の有無及び種類を見ると、**4-2-7図**のとおりである。

調査対象者のうち、調査時点までに反則行為が1度もなかった者は、1割強のみである。反則行為の中では、暴行、傷害、器物損壊等の粗暴行為が多いのが特徴であり、对被収容者に対する粗暴行為では6割弱の者が行っており、対職員に対する粗暴行為も、4割を超える者が行っている。そのほか、怠役も4割に及んでいる。なお、怠役の理由としては、共同室や工場において対人関係上の問題があるため、これから逃避するためであることも多い。また、自殺企図は、2割を超える者が行っており、未決時、既決時それぞれ1割を超え（各7人）、未決時、既決時の双方で自殺企図を行った者も2人いた。

なお、平成23年の殺人の出所受刑者について、懲罰事犯名（主たるもの一つに限る。）別構成比を見ると、**参考図**のとおりである。殺人においては、粗暴な事犯である被収容者暴行等が32.2%、職員等暴行等が5.5%と、出所受刑者全体（同11.6%、3.9%、矯正統計年報による。）と比べて高い。また、殺人においては、懲罰なしの者の割合は32.2%であり、入所受刑者全体（同46.5%、矯正統計年報による。）より低い。なお、上記の**4-2-7図**と**参考図**とは、前者が懲罰に至らないものを含む反則行為の数であるのに対し、後者が懲罰の数である点、及び前者が複数の反則行為がある場合はそれぞれの項目に計上しているのに対し、後者が主たる懲罰事犯一つのみを計上している点で異なっている。

4-2-7 図 反則行為状況



- 注 1 「对被收容者粗暴行為等」は、被收容者に対する暴行、傷害、争論等である。
 2 「对職員粗暴行為等」は、職員に対する暴行、傷害、抗命等である。
 3 「对物粗暴行為等」は、器物損壊、騒音（居室の壁や扉を殴る・蹴るなど）等である。
 4 「物品不正行為等」は、物品不正授受、物品不正使用、物品不正所持等である。
 5 「その他」は、指示違反（脇見、無断離席等）、設備機能妨害（非常ベルを勝手に鳴らすなど）等である。
 6 複数の反則行為を行っている場合は、それぞれの項目に計上している。

(参考) 殺人 出所受刑者の主たる懲罰事犯名別構成比

(平成23年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「被收容者暴行等」は、被收容者に対する殺傷、暴行及び争論である。
 3 「物品不正行為等」は、物品不正所持、物品不正授受、不正製作等である。
 4 「職員等暴行等」は、職員等に対する殺傷、暴行及び抗命である。
 5 () 内は、実人員である。

調査対象者が調査時点までに付された懲罰の状況を見ると、**4-2-8図**のとおりである。

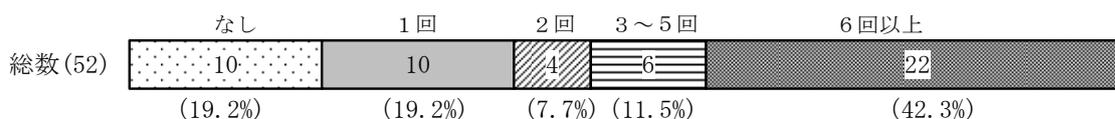
①図で調査対象者の懲罰回数を見ると、6回以上の者の割合が最も高く、4割以上に達している一方、懲罰なしの者は約2割にすぎない。また、調査対象者の中には、精神変調等のため反則行為に及ぶ者も多いが、その場合、科罰効果がないとして不問等になることもあり、②図で反則行為回数別の懲罰回数を見ると、例えば、反則行為回数が11回以上あるにもかかわらず、懲罰回数が1回のみが1人、6～10回が5人いる。

なお、平成23年の殺人の出所受刑者について、懲罰回数別構成比を見ると、**参考図**のとおりである。殺人においては、受刑中、懲罰のあった者の割合は約3分の2であり、出所受刑者全体（半数強）より高い。特に、殺人においては、3～5回の割合が20.5%、6回以上が21.0%であり、入所受刑者全体（同12.2%、11.7%）と比べてかなり高い。

調査対象者と一般の殺人出所受刑者とを比べると、調査対象者は、懲罰回数が6回以上の割合が顕著に高い一方、懲罰なしの割合がかなり低くなっている。

4-2-8図 懲罰状況

① 懲罰回数



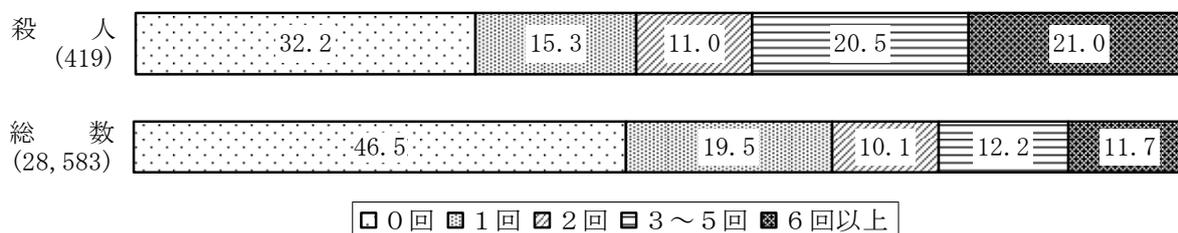
② 反則行為回数別懲罰回数

区 分	反則行為回数						総 数	(構成比)
	なし	1回	2回	3～5回	6～10回	11回以上		
な し	7	2	1	-	-	-	10	(19.2)
1 回	-	5	4	-	-	1	10	(19.2)
2 回	-	-	3	1	-	-	4	(7.7)
3～5回	-	-	-	6	-	-	6	(11.5)
6～10回	-	-	-	-	6	6	12	(23.1)
11回以上	-	-	-	-	-	10	10	(19.2)
総 数 (構成比)	7 (13.5)	7 (13.5)	8 (15.4)	7 (13.5)	6 (11.5)	17 (32.7)	52 (100.0)	

注 懲罰以外での処分等（訓戒、不問等）があるため、反則行為回数と懲罰回数は一致しない。

(参考) 出所受刑者の懲罰回数別構成比

(平成23年)



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 () 内は、実人員である。

無差別殺傷事犯者は、このように、粗暴な行為に及ぶことが多く、反則行為の数も多いが、周囲の環境を変えることなどにより反則行為が見られなくなることもあり、本人の状況を踏まえた処遇上の配慮が必要である。

例えば、人付き合いを好むが、虚勢を張りやすく不平不満を抱きやすい性格で、幻聴を訴え、抑うつ傾向も認められる者が、処遇施設入所後、共同室に収容され、工場に出役していた際は、同室者に対する暴行や、職員に対する粗暴な言動等の反則行為を繰り返し、多数の懲罰を受けたが、その後、夜間単独室に収容となった上、高齢者が多い工場に転業となってからは、虚勢を張る必要もなくなり、トラブルを起こすことがなくなった事例など、居室や工場等の環境を変えることで、本人の心情や行動の安定につながり、問題を起こすことなく所内生活を送れるようになる場合がある。

一方、有機溶剤精神病にり患し、劣等感や被害感が強い一方、自己顕示欲や承認欲求も強く、自己統制力が弱いため粗暴な言動に及ぶ傾向がある者が、他の被収容者と些細なことからトラブルとなって、暴行等の反則行為を繰り返し、多数の懲罰を受けている事例など、対人トラブルから懲罰を繰り返す悪循環に陥っている場合もある。

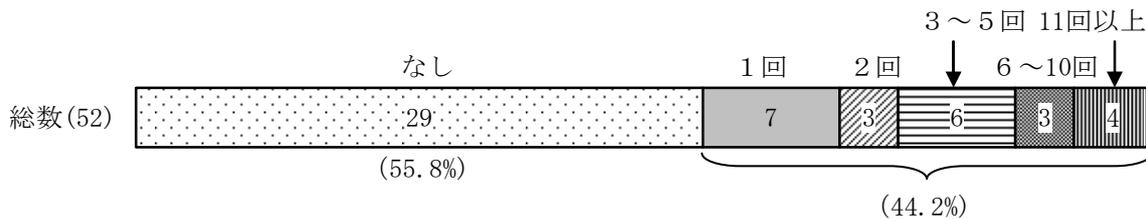
(5) 保護室収容

調査対象者が調査時点までに保護室^(注22)に収容された回数を見ると、**4-2-9**図のとおりである。

調査対象者のうち、保護室に収容されたことのある者は、4割以上に及んでいる。なお、保護室の収容回数が6回以上に及ぶ者が1割を超えており、うち11回以上の者も4人いた。

注22 保護室とは、被収容者の鎮静及び保護に充てるための特別の設備及び構造を有する室である。被収容者に自傷のおそれがあるとき、規律秩序維持のため特に必要なとき(大声・騒音、他害のおそれ及び設備等の損壊・汚損のおそれ)に刑事施設の長の命令により収容することができる。

4-2-9 図 保護室収容回数



無差別殺傷事犯者は、このように、保護室に収容されるケースも多いが、自傷のおそれや他害のおそれなどがある場合には、本人の精神状態を十分に把握し、適切に対応することが必要である。

例えば、パーソナリティ障害及び有機溶剤精神病のある者が、処遇施設入所後、共同室に収容されてから精神状態が悪化し、幻聴等による大声を発したため保護室に収容された後、昼夜間単独室処遇となり、その後も保護室収容を繰り返したが、実父との死別後、宗教教誨に参加するようになってから幻聴等が軽快し、平穩に生活するようになった事例など、何らかのきっかけで落ち着きを取り戻し、所内生活が安定する場合がある。

一方、妄想性障害があり、知的制約も大きく、自己の思い込みに強くとらわれたり、考え方の偏りが強いために、些細なことで強い攻撃性が表面化し抑制が効かなくなるという性格を有する受刑者が、昼夜間単独室処遇とされていたところ、他の者と接触する僅かな機会を捉えて、職員に突然襲い掛かって暴行を加えたり、居室の扉を蹴り続けて騒音を発したりする行為を繰り返し、保護室に多数回収容され、通常のコミュニケーションも成り立たない事例など、処遇が極めて困難な場合もある。

(6) 不服申立て状況

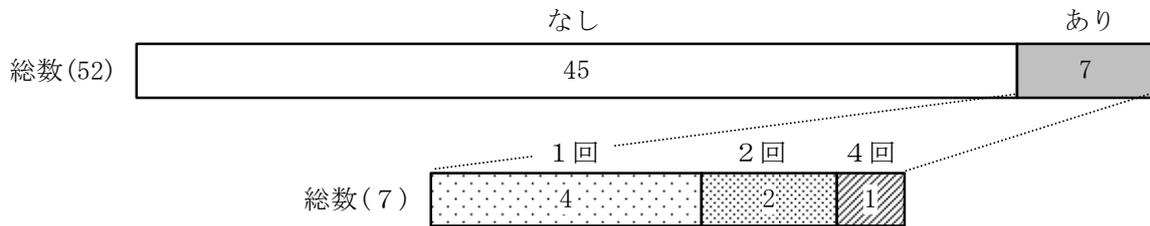
調査対象者が調査時点までに不服申立て^(注23)を行った回数は、**4-2-10図**のとおりである。

未決時には、1割強、既決時には約3割の者が不服申立てを行っている。既決時では、6回以上に及ぶ者も1割以上見られた。

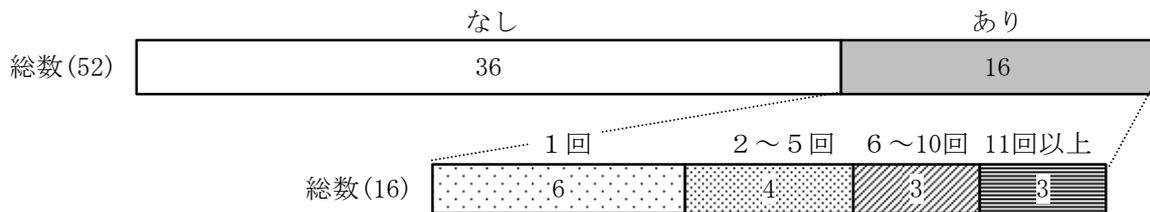
注23 刑事施設の処置に対する被収容者の不服申立て制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、旧監獄法の下では、情願及び所長面接の制度があったが、刑事収容施設法の下では、不服申立ての制度が整備され、被収容者は、刑事施設の長による一定の措置（懲罰等の処分など）については、その取消し等を求める「審査の申請」・「再審査の申請」を、刑事施設の職員による一定の事実行為（被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等）については、その事実の確認を求める「事実の申告」をすることができるほか、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し「苦情の申出」をすることができる。

4-2-10図 不服申立て状況

① 未決在所時



② 既決在所時



3 外部交通

調査対象者の調査時点までの外部交通^(注24)の状況を見ると、未決時を含めて外部交通が全くない者は5人であり、また、未決時を含めて外部交通が1回ないし数回しかない者が10人であった。また、かつて外部交通があったが、その後、連絡が途絶えてしまった者が6人いた。そのうち2人は、調査対象者が自ら面会を拒絶したケースである。外部交通がある者の中にも、調査対象者への受信はあるものの、調査対象者からの発信は全くないケースも見られる。判決確定後に親族との外部交通のあった調査対象者は、おおむね半数(27人)であった。

4 出所時における精神保健福祉法の措置

矯正施設の長は、精神保健福祉法26条に基づき、精神障害者又はその疑いのある被収容者を釈放等させようとするときは、あらかじめ、本人の帰住地、氏名、性別及び生年月日、症状の概要、釈放等の年月日、引取人の住所及び氏名等を本人の帰住地(帰住地がない場合は当該矯正施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。

調査対象者のうち、調査時点で出所していた受刑者15人について、出所時における精神保健福祉法の措置の状況を見ると、4-2-11図のとおりである。

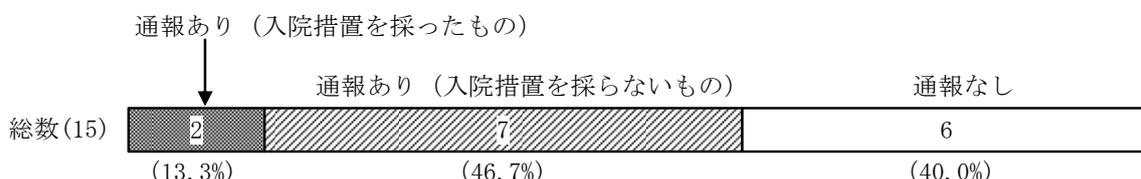
注24 外部交通とは、被収容者が他の者と面会、信書の発受及び電話等による通信を行うことをいう。

出所した調査対象者のうち、6割の者に通報がなされている。ただし、そのうち、入院措置^(注25)が採られた者は2人にとどまっている。

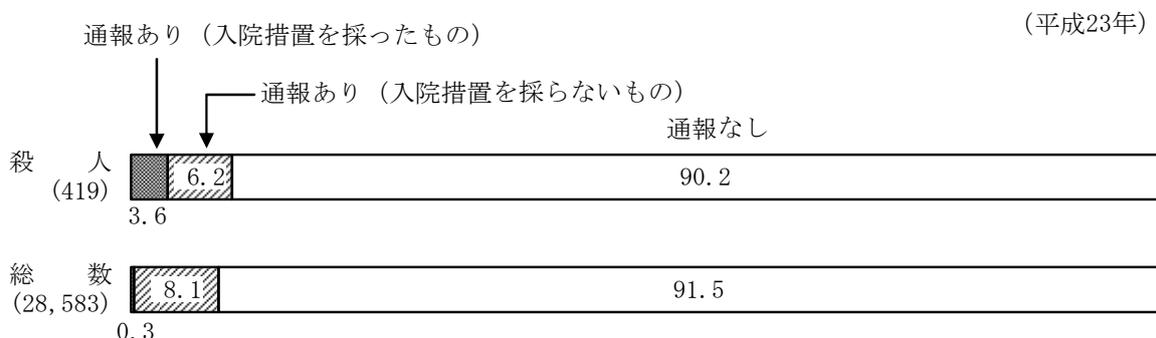
なお、平成23年の出所受刑者について、殺人の出所受刑者と出所受刑者総数別に精神保健福祉法の措置の状況を見ると、**参考図**のとおりである。精神保健福祉法26条に基づく通報がなされた者は、殺人の出所受刑者、出所受刑者総数とも1割に満たない。さらに、都道府県知事による入院措置が採られた者は、ごく僅かである。

調査対象者と一般の殺人出所受刑者とを比べると、調査対象者の方が圧倒的に高い割合で通報がなされており、入院措置が採られる割合もはるかに高い。

4-2-11図 出所時における精神保健福祉法の措置



(参考) 出所時における精神保健福祉法の措置



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 ()内は、実人員である。

5 受刑調査対象者の施設内での適応状況、変化

受刑調査対象者の施設内での適応状況及び変化について、次に見ておきたい。受刑調査対象者のうち、調査時点で受刑の途中段階である在所中の者が3分の2であることに加え、

^{注25} 精神保健福祉法29条に基づき、都道府県知事は、指名医による診察の結果、その診察を受けた被収容者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

調査対象者ごとに所内生活を通し様々な状況の変化があり、その要因等もそれぞれではあるが、ここでは、主として所内生活上の問題の有無及びその変化に着目し、①受刑期間を通して前向きに処遇に取り組み、改善が認められるケース、②当初問題が見られたが、その後、改善が認められるケース、③資質面での問題は残るが、平穩に生活しているケース、④当初問題が見られたが、その後、平穩に生活しているケース、⑤当初問題が見られなかったが、受刑途中から問題が表面化したケース、⑥受刑期間を通して、問題が継続しているケースの6パターンに分けて、事例を紹介する。なお、ここで紹介する事例は、各項で紹介した事例と一部重複している。

①のパターンについては、受刑期間を通して前向きに処遇に取り組み、改善が認められる者は、全般的に見て少ない。このパターンに該当する者としては、適応障害と診断され、対人関係に苦手意識を持っていた者に対し、その改善のため、資格を取らせたり勉強をさせたりして自信を増進させるという方針で指導したことが奏功し、通信制高校に編入され、工場での作業成績も良く、職業訓練も修了するなど、精神的に成長し改善が見られた事例などがある。

②のパターンについては、当初問題が見られたが、精神障害等の症状の軽快や適切な診察、職員による指導、工場等に居場所を見付けたことなどにより、次第に所内生活に意欲的に取り組むようになるなど、改善が認められる者が見られる。このパターンに該当する者としては、パーソナリティ障害及び気分変調症のため、他者との共同生活は難しいとされ、昼夜間単独室処遇となっていた者が、職員による継続的な面接指導により前向きな姿勢を見せたため、共同室に移動し、工場に出役させたところ、以降、問題を起こすことなく他の被収容者との共同生活ができるようになった事例、内にこもるタイプで協調性に乏しく、周囲に気を遣いすぎる傾向があった者が、懲罰後、他の工場に転業となって以降、職員の励ましもあって同工場で安定的に作業に取り組み、次第に社会性が身に付いてきた事例、発達障害等の心身の特性から、裁判当時の刑事処分が不当であり保護処分が相当である旨の弁護人の主張の影響を受け、刑事施設に対する不信感を抱いたまま入所し、その後も現状の受容ができない状態が続いた者に対し、施設の職員が根気強く刑事施設の実情を説明した上、本人の特性に応じた個別処遇を行ったことにより、本人がようやく誤解から解かれて現状を受け入れ、改善更生のための取組を始めるに至った事例などがある。

③のパターンについては、本人の資質面での問題が根本的に改善されたとまでは言えないが、工場での就業を維持するなど、問題を起こすことなく、安定した所内生活を送っている者が見られる。このパターンに該当する者としては、パーソナリティ障害及び知的障害を有し、高齢で知的制約も大きい者が、集団生活になじめないでいたところ、夜間単独室を居室とし、昼間は、工場で簡単な作業に従事する生活に適応し、工場での就業を維持している事例などがある。

④のパターンについては、当初、自殺企図をじゃっ起したり、幻聴等のため大声を発し

保護室に収容されるなどの問題があったが、その後、居室や工場等の環境が変わったり、診察や宗教教誨を実施したことで、トラブルを起こすことがなくなり、平穩に所内生活を送っている者が見られる。このパターンに該当する者としては、パーソナリティ障害及び知的障害があり、気弱で自信に乏しく、困難に直面すると視野狭窄に陥って衝動的な行動に出やすく、攻撃的な感情も含め逆恨みしやすい傾向がある者が、処遇施設入所後、工場に配役された日に自殺を企図したが、その後、夜間単独室に収容され、昼間は工場に出役して簡単な作業に従事する生活に次第に適応し、工場での就業を維持している事例などがある。

⑤のパターンについては、入所当初は特段の問題なく所内生活を送っていたが、受刑途中から問題が表面化した事例も散見される。このパターンに該当する者としては、パーソナリティ障害がある者が、処遇施設入所直後、共同室での生活に強い不安を示したため、夜間単独室に収容され問題なく生活していたが、2か月ほどで幻覚幻聴によりパニック状態に陥ったため、昼夜間単独室処遇となり、その後も、難病に罹患したと思ひ込むなど不安定な精神状態に陥っている事例などがある。

⑥のパターンについては、受刑期間中、資質面での問題が改善されず、共同室や工場を転々とする者、懲罰を繰り返す者、保護室収容を繰り返す者等が見られる。このパターンに該当する者としては、おとなしく真面目な面はあるものの、神経質で内向的なためうっ憤をため込み、精神的に不安定となる傾向のある者が、共同室での生活を一応送ることはできるものの、同室者との人間関係がうまくいかず、次第に周囲から浮いた存在となってしまい、所内生活を通し共同室を転々とした事例など、一般社会での生活において認められた対人不適応の問題が所内でも繰り返される場合がある。また、精神障害のある者が、幻聴が解消せず、いらいら感を抱いて、職員暴行や怠役を繰り返したため、昼夜間単独室処遇となった事例など、精神障害に起因すると見られる問題行動が遷延化している場合がある。この種のパターンの者の処遇は、総じて困難であることが認められる。

第3節 更生保護

1 生活環境の調整

調査対象者（52人）のうち、死刑確定者及び判決確定直後に自殺した者を除く45人について、更生保護法82条（同法制定前の犯罪者予防更生法52条）に基づく生活環境の調整の状況は本項のとおりである。

生活環境の調整は、保護観察所の長が、刑の執行のため刑事施設に収容されている者等に対して、その社会復帰を円滑にするため、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものである（更生保護法82条）。

生活環境の調整を実施するのは、生活環境調整の対象となる者（以下、本節において「調整対象者」という。）の帰住予定地（釈放された後に居住する予定の住居の所在地）を管轄する保護観察所の長である。引受人（調整対象者が釈放された後に同居するなどしてその生活状況に配慮し、その者の改善更生のために特に協力する者）を確保することも、重要な調整事項の一つである。これらの帰住予定地及び引受人は、基本的には、まず調整対象者の希望により定められ、保護観察官又は保護司が、その引受人と面接し、引受意思を確認するとともに、帰住予定地の状況、家族の状況、釈放後の就業先の状況等の聴取及び必要な協議を行うことにより、生活環境の調整を実施する。その結果は、当該帰住予定地への帰住が可能か否かに係る保護観察所の長の意見等を付して、調整対象者を収容している刑事施設等に通知される。生活環境の調整は、調整対象者の収容中、継続的に実施されるものであり、調整の実施状況に応じ、他に望ましい帰住予定地、引受人があると認める場合には、より適切な帰住予定地、引受人が定められるよう、刑事施設等を通じ、調整対象者に働き掛けることとなる。

4-3-1表は、当初に設定された引受人及びその最終的な引受意思を示したものである。

4-3-1表 当初に設定された引受人及びその引受意思

引受人の設定状況		引受意思	
引受人	人員	あり	なし
親族	30	22	8
父又は母	(23)	(19)	(4)
兄弟姉妹	(4)	(1)	(3)
その他の親族	(3)	(2)	(1)
知人	2	1	1
更生保護施設	10	-	10
その他（引受人未設定）	3

注 1 「引受意思なし」は、引受人の調整拒否、所在不明等により引受人の引受意思が確認できない場合を含む。

2 更生保護施設における「引受意思あり」は「帰住に支障なし」、 「引受意思なし」は「帰住に支障あり」の判断がなされたことをいう。

3 ()内は、親族の内数である。

刑事施設収容当初に調査対象者本人が、誰を引受人として希望したかは、本人と家族との関係性の一端を示すものと言える。本人が親族を引受人として希望した30人のうち、8人は親族から引受けを拒否されている。その理由は、「何度も裏切られた」、「家族への嘘が多く、迷惑を掛けられた」など、本件以前から継続している本人の問題行動に起因するものや、「釈放後の本人の生活に責任が持てない」、「再犯が心配」、「精神疾患の治療が先」など、釈放後の行動や精神状況等への懸念を示すものなどである。

当初から更生保護施設への帰住を希望した者は10人であったが、その理由は、「親族から拒絶されている」、「親族と疎遠である」等の頼るべき親族がいない者がほとんど（9人）であるほか、「知らない土地でやり直したい」という者（1人）もいた。なお、更生保護施設からは、犯罪傾向、心身の状況等から施設での処遇になじまない等の理由で、いずれも帰住に支障があると判断されている。民間の更生保護法人等によって運営される更生保護施設については、従来、医療や福祉等の措置を必要とする対象者については、それらの者を処遇するための処遇体制の未整備、自立先の確保や医療機関との連携の難しさ等から、引受けに消極的な一面がうかがわれることが指摘されている^(注26)。近年は、高齢又は障害を有する刑務所出所者等を地域における福祉サービスに積極的につなげていくための取組の一環として、一時的な居住先としての指定を受けた更生保護施設には福祉の専門資格を有する職員の配置が進められてはいるものの、本調査対象者については、刑事施設において単独室への収容経験がある者も多く（**4-2-4** 図参照）、更生保護施設における集団生活等になじむかどうかといった問題等もあり、更生保護施設の引受けが消極的になってしまうものと思われる。

次に、調査時点で受刑中の者30人について、生活環境の調整の状況を見る。刑法28条に規定する期間（仮釈放許可の要件である法定期間。有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の期間。ただし、少年法による特例あり。）の末日が経過している者は20人であり、その約半数は、帰住予定地及び引受人が確保されている。残りの者については、親族が引受意思を示しているものもある一方、大半は、親族のもとへの帰住は困難であるとされ、調整は難航している。法定期間の末日が経過していない者のうち、帰住予定地等が確保されているのは4人であるが、いずれも残刑期が長く、家族等の状況が変化することも予想される。

なお、調査対象者の精神障害等の状況を見ると、一定の割合の者が精神障害等を有している（**3-3-4** 図参照）。矯正施設の被収容者のうち、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない者については、釈放後速やかに、適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、特別調整が実施されている。特別調整は、保護観察所が中心となり、厚生労働省の事業により各都道府県に整備された地域生活定着支援セ

注26 今福章二(2002)「更生保護施設における処遇に関する研究」法務総合研究所法務研究報告書第89集第3号

ンター、刑事施設等と連携しつつ、刑務所出所者等を地域における福祉サービスに円滑につなげるために計画的な調整を行うものであるが、調査時点において受刑中の調査対象者30人のうち1人が、精神障害等を有し、また、適当な帰住先がないことを理由として特別調整の対象として選定されている。上記のとおり帰住先の調整が難航することの多い事案について、その帰住先の調整を図り、また、出所後の地域における医療、福祉等の措置につなげて行く試みの一つとして注目される。

2 仮釈放

調査時点において、刑事施設を出所していた調査対象者15人のうち、仮釈放により出所した者は2人（13.3%）であった。

なお、平成23年の殺人の出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の満期・仮釈放別の構成比について見ると、**4-3-2図**のとおりであり、殺人については、満期釈放48.3%に対し仮釈放が51.7%となっている。集計対象や期間等の違いから厳密な意味での比較はできないものの、調査対象者の仮釈放となった割合を殺人事犯者や出所者全体のものと比較すると非常に低い。受刑者本人に悔悟の情や改善更生の意欲が認められない事案や再犯のおそれがないと言い難い事案があること、無差別殺傷事犯であって社会感情が厳しいこと、上記のとおり、釈放後の住居を確保するための生活環境の調整が難航することなどがその要因として考えられる。

なお、仮釈放となった2人については、仮釈放審理において、事件の重大性に鑑み、精神症状の把握を目的として、委員による面接に際し、審理協力者として精神科医等の立会いを求め、その所見を聴取するなどしており、精神科医の専門的知見が活用されている。

4-3-2図 出所受刑者の出所事由別（満期・仮釈放別）構成比



- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所事由が満期釈放又は仮釈放の者に限る。
 3 ()内は、実人員である。

3 仮釈放審理、生活環境の調整及び保護観察の実施状況

調査時点において、仮釈放により刑事施設を出所した2人は、いずれも生活環境の調整のとおり、両親のもとを居住すべき住居として仮釈放となり、刑期終了まで保護観察が行われた。

【事例1】

本事例は、仮釈放期間中の特別遵守事項として、就労の継続のほか、精神科医の指示による服薬の継続に関する事項等が設定された。

審理協力者である精神科医の所見によると、本人の人格傾向として、心理的負荷がかかると合理的解決を図ることができず衝動的になる、自らによる解決を放棄するなどの未熟な形でその解決が図られるなどの面が見られることから、本人のストレスマネジメントのために継続的な精神科医療が必要であるとされており、地方更生保護委員会はその所見も踏まえ、当該特別遵守事項の設定をしたものと考えられる。

なお、刑事施設収容中の生活環境の調整においては、担当保護観察官や担当保護司の助言を受けて、引受人である父親が帰住予定地近くの医療機関に相談に行くなどしていた。

仮釈放となり、本人は、両親のもとへ帰住し、地元の医療機関への通院、服薬を続けながら、従前経験のあった仕事を在宅で行うための準備を進めていた。指示どおりに担当保護司との面接も励行していたが、仮釈放後2か月が経過したところで、精神的不調を訴え、自ら希望して精神科に任意入院し、入院中に保護観察期間の満了を迎えている（保護観察期間は約3か月）。

本人は本件犯行当時から、家族への不満を強く抱いていたものであるが、仮釈放後は、同居する家族の1人との軋轢により、ストレスを抱えている様子がうかがえ、精神的不調も見られたが、生活環境の調整により仮釈放となる前から医療機関との関係が構築され、仮釈放後も定期的に受診しており、家族も本人の病状に応じて医療機関に同行するなどした結果、特段の問題行動までには至ってはいない。

【事例2】

本事例については、仮釈放期間中の特別遵守事項として、被害者等へのつきまといの禁止のほか、精神科医の指示による服薬の継続に関する事項等が設定された。審理協力者である精神科医の所見によると、本人はパーソナリティ障害を有している可能性があり、長期間にわたる引きこもりが本件事件の背景にあったものであり、対人関係能力の発達等の不全が疑われ、釈放後、家庭内の人間関係や対人関係等のストレスから、本件時同様の引きこもり状態に陥る可能性や衝動性をコントロールできずに暴力行為等に至る可能性があるとしており、地方更生保護委員会はその所見も踏まえて、当該特別遵守事項を設定したものと考えられる。

刑事施設収容中の生活環境の調整において、担当保護観察官が家族と面接した際は、家族は本人が出所後、病院に連れて行く旨を述べていた。

仮釈放となり、本人は、両親のもとへ帰住し、家業の手伝いをしながら、自動車学校へ通学するなどして、指示されたとおりに担当保護司との面接も励行、保護観察期間の満了を迎えた（保護観察期間は約4か月）。

本件犯罪の背景には、長期間にわたる引きこもりがあったが、刑事施設における集団生活や刑務作業を通じて次第に社会性を身に付けていたことに加え、担当保護司が、精神障害者等対象者としての特性を理解し、適切な指導を行ったことなどから、仮釈放期間中も、特段の問題なく、社会との関わりを保っていた。

一方、本人及び家族に対して、医療・福祉等関係機関先の紹介は行われているものの、保護観察終了後に問題が生じた際、本人又は家族が相談できるような専門機関（精神保健福祉センターや精神科医等）への調整には課題が残った。実際に連携体制を構築するためには相応の時間を要すること、また、関係機関との連携は、何か具体的な問題が生じた際に当該ケースの処遇を通じて行われることも多いこと等を考えれば限界があった事例であるとも言える。

いずれのケースも、保護観察は短期間であったが、本件犯罪の重大性のみならず、本人が、その資質・精神状況、家族関係等において多くの課題を抱えていることに鑑みれば、保護観察終了後に、社会生活を送る上での様々な問題が生じることも予想される。このような事案においては、生活環境の調整の段階から、事案に応じて、引受人の協力を求め、地域の保健医療機関等との連携を確保しておくことが重要であり、さらに、保護観察における処遇が将来にわたる再犯の防止に機能するためにも、十分な指導監督及び補導援護を行うための保護観察期間を確保することについても検討されるべきと考えられる。

第4節 再犯の状況

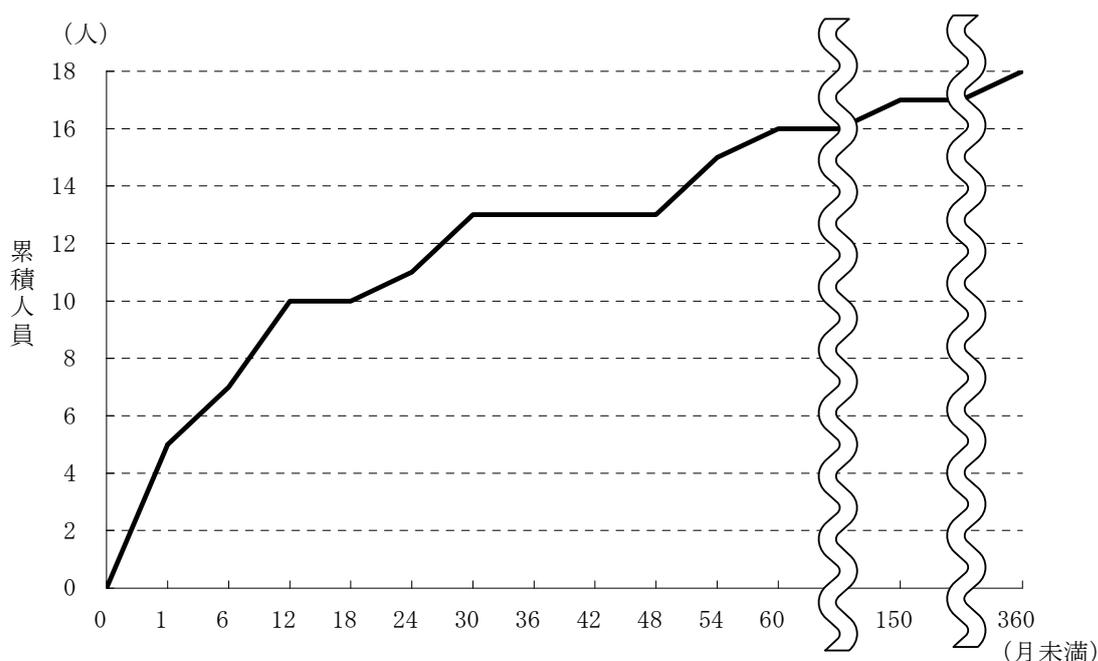
本節においては、調査対象者の再犯の状況について概観する。

1 無差別殺傷事件前の受刑歴

調査対象者の本件無差別殺傷事件前の受刑歴を見ると、調査対象者のうち3分の1を超える者（18人）が受刑歴を有していた。この受刑歴のある者について、前刑出所時から本件無差別殺傷事件をじゃっ起すまでの再犯期間を見ると、**4-4-1図**のとおりである。

再犯期間が1年未満である者が10人と半数を超えており、さらに、1か月未満の者が5人いた（なお、全員が10日以内であった。）。一方、再犯期間が4年以上である者も5人いた。

4-4-1図 受刑歴のある調査対象者 前刑出所時から本件までの再犯期間



- 注 1 「再犯期間」は、前刑出所日から無差別殺傷事件を犯した日までの期間である。
 2 同一人物が複数の無差別殺傷事件を起こしている場合は、最初に行った事件までの期間を計上している。

再犯期間が1か月未満の5人（以下「短期再犯者」という。）の特徴を見ると、次のとおりである。

前刑罪名は、詐欺が2人、非現住建造物等放火、強盗未遂・銃刀法違反、傷害が各1人であり、粗暴犯の前科（前刑に限らない。）がある者は3人である。保護処分歴を見ると、少年院入院歴がある者が3人であった。犯行時の交友関係は5人とも認められず、犯行時に就労していた者はいなかった。居住状況は、住所不定4人、更生保護施設1人（犯行時

には同施設から無断退去中であった。)であって、実質的には全員が住所不定であった。自殺企図歴については、犯行の前後を問わず、5人とも1度もなかった。刑事施設内での診断による精神状況については、精神障害が2人、パーソナリティ障害・知的障害、覚せい剤後遺症が各1人である。この中には、精神障害に起因する命令性幻聴から粗暴行為に及んだ者もいる。性格特徴としては、暴力団員で反社会的な価値観が顕著であり、自己中心的で後先を考えず安易に流れやすい傾向を有している者や、自己本位で協調性や共感性に乏しく、他者の利害に対しては無関心である者などが見られた。所内生活の適応状況としては、職員に対する粗暴な言動をしたことのある者が4人、他の被収容者に対する粗暴な言動をしたことのある者が4人おり、このほか、怠役や静穏阻害を含め、4人に懲罰歴があり、その回数は最低8回で、20回近い者も1人いるなど、反則行為を繰り返していた者が多かった。また、保護室収容歴のある者は3人であった。

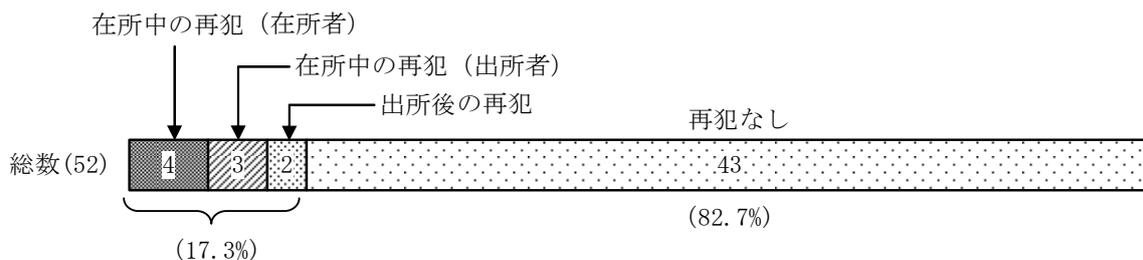
2 無差別殺傷事件後の再犯

調査対象者の本件無差別殺傷事件後の再犯の状況について見ると、**4-4-2図**のとおりである。

ここで再犯とは、①調査対象者が無差別殺傷事件により刑事施設に収容されている間に犯罪を行ったものであって、その事件が検察庁に送致されたもの（各調査対象者に対する調査時点までに送致されたものに限る。）、又は、②調査対象者が無差別殺傷事件による受刑を終え、刑事施設を出所した後に犯罪を行ったものであって、その判決が確定したもの（平成23年4月13日までに確定したものに限る。）をいう。①については、刑事施設の記録により調査し、②については前科照会により調査した。刑事施設に収容されている間に再犯を行った者が7人（9件）であり、刑事施設を出所した15人中、出所後に再犯を行った者が2人（3件）である。なお、刑事施設に収容されている間に再犯を行った者のうち3人は、調査時点では既に出所していた。また、「再犯なし」には、調査時点で死亡が確認された者4人、刑事施設に収容中であった者29人（うち3人は死刑確定者である。）を含む。

以下、刑事施設内の再犯と出所後の再犯別に、再犯の状況を見る。

4-4-2図 再犯の有無



(1) 刑事施設内における再犯

刑事施設内で被収容者が犯罪を行った場合、通常、刑事施設職員のうち特別司法警察員に指定された者が捜査を行い、検察庁に事件を送致する。調査対象者の中で調査時点までに刑事施設内において再犯を行った者は7人であり、うち1人は3件の再犯を行っている。その罪名は、公務執行妨害・傷害罪が2人（うち1人は傷害罪（2件）と重複）、傷害罪が5人（うち1人は2件、かつ、公務執行妨害・傷害罪と重複）、暴行罪が1人であり、いずれも粗暴犯の再犯である。事件送致後の処分は、懲役刑が6人（うち1人は2件、かつ、起訴猶予と重複）、罰金が1人、起訴猶予が1人（懲役刑と重複）である。

暴行、傷害の被害者別に刑事施設内の再犯事案を見ると、次のとおりである。

職員に対する暴行・傷害を行った者が2人であり、それぞれ、①刑務所の工場内で就業中に、他の被収容者が集団で職員に暴行を加えていたことから、これに加わって、自らも職員に対して暴行を行い傷害を負わせた事案（公務執行妨害・傷害）、②拘置所の診療治療室内において、職員（保健助手）が自分の代わりに障害年金に関する申請手続きをしてくれないと邪推して腹を立て、同職員に暴行を加えて傷害を負わせた事案（傷害）である。

また、他の被収容者に対する暴行・傷害を行った者が3人である。

このほか、職員に対する傷害と他の被収容者に対する傷害（2件）を行った者が1人であり、その内容は、①拘置所で未決勾留中、同室者の顔面をボールペンで突き刺すなどしたもの（傷害）、②刑務所の工場内で本人が被収容者から殴打されたことに報復しようとしてマイナスドライバーを手に取ったが、他の被収容者が近づいてきたため邪魔されると思い、同人の頭部を同ドライバーで突き刺すなどしたもの（傷害）、③刑務所内で入浴中に、突如、カミソリ刃で職員に切りつけたもの（公務執行妨害・傷害）である。この者は、犯行動機について、①の事案については、刑務所から出たくないために行った旨、③の事案については、②の事案が検察庁になかなか送致されないことにいら立ちを覚え、世間の注目を集めるために無関係の職員を切りつけた旨をそれぞれ述べており、さらに、③の事案後にカミソリ刃を嚥下して自殺を企図したが未遂にとどまった。これらの再犯は、無差別殺傷事犯に相当する動機による犯行であるといえることができる。

さらに、法廷で証人に対して傷害を負わせた者が1人である。

なお、被害者が処罰を望まなかったため事件送致されなかったものの、刑事施設の共同室で孤立していることから死刑になりたいと思い同室者を殺害しようと考え、その顔面にめがけて小机脚部を振り下ろして傷害を負わせたという者が1人いる。これは、本節の再犯には含まれないが、無差別殺傷事犯に相当する動機による犯行であるといえることができる。

(2) 出所後の再犯

調査対象者のうち調査時点で出所していた者15人について、出所後の再犯の状況を見たところ、再犯を行った者（平成23年4月13日までに判決が確定したものに限り。）が2人であり、うち1人は2件の再犯を行っている。

それぞれの再犯事案の概要は、次のとおりである。

【殺人未遂】

本人は、本件無差別殺傷事件について、満期釈放となった後、ホテルで寝泊りしながら競艇等をしていましたが、出所後1か月余りで所持金を使い果たしたことから、刑務所に再度入所しようと考え、路上のベンチに座っていた全く見ず知らずの男性（75歳）の背部を牛刀で3回突き刺し、加療10日間を要する背部刺創等の傷害を負わせたものであり、本件無差別殺傷事件と同様に刑務所逃避の動機による無差別殺傷事件を繰り返したものである。本人は、殺人未遂の罪で懲役10年の刑に処せられた。

【器物損壊】

本人は、本件無差別殺傷事件について、満期釈放となった後、簡易宿泊所に居住し、生活保護を受給しながら、廃品を拾って換金し生活していたが、①出所後10か月余り経過したころ、飲酒した上で、空き地に駐車していた高級外車を所持していた鍵でこすって傷をつけるなどの器物損壊を行った（懲役10月）。本人は、暴力団に反感を抱いていたところ、当該車両が暴力団員のものに違いないと思い込み、うっ憤を晴らすため、本件犯行に及んだと述べている。さらに、本人は、上記①の刑を終了し、出所後約2か月経過したころ、②飲酒した上、飲食店の店先に吊り下げられていた外国国旗様の飾りに対して、興味本位で火をつけたらどうなるか見てみたいと思い、所持していたライターで火をつける器物損壊を行った（懲役1年2月）。

出所後に再犯を行った2人は、いずれも満期釈放後、居所や就労等の生活基盤が不安定な中で無計画な生活を送り、さほど出所から期間を置かず再犯に及んでおり、出所後の生活状況等の問題もうかがわれる。

(3) 再犯者の特徴

刑事施設内で再犯を行った者7人、刑事施設を出所した後に再犯を行った者2人及び事件送致されなかったが無差別殺傷事犯に相当する犯行をした者1人の10人の特徴を見る。

まず、無差別殺傷事犯に相当する再犯等を行った者3人（事件送致に至らなかった者1人を含む。）の特徴は、次のとおりである。

再犯前の刑事施設内での診断による精神状況については、3人とも精神障害等を有しており、その内容は、その他の精神障害、パーソナリティ障害・知的障害、薬物関連障害であった。性格特徴としては、感情の起伏が激しく、粗暴な性格、自己中心的で協調性や共感性に乏しい性格などの特徴が見られた。所内生活の適応状況については、2人は、自傷行為歴又は自殺企図歴があるとともに、多数回の懲罰を受け、保護室収容歴もあるなど、

うまく適応していなかった。一方、他の1人は、刑事施設内では特に問題なく適応していたが、刑務所出所後2日目に刑務所に戻りたいとして放火した前科を有しており、刑務所への逃避のために再犯に至っていた。

それ以外の7人の特徴は、次のとおりである。

刑事施設内での診断による精神状況については、その他の精神障害の者が2人、薬物関連障害の者が2人、パーソナリティ障害の疑いの者が1人、知的障害の者が1人であった。性格特徴としては、反社会的な価値観、短気で粗暴な傾向、独善的思考、些細な理由で被害感情・不満感を抱く傾向、人格の偏りなどの特徴が見られた。所内生活の適応状況としては、職員に対する粗暴行為、他の被収容者に対する粗暴行為をなしたことのある者がそれぞれ6人いるほか、自傷行為や静穏阻害などの反則行為もあり、全員に懲罰歴があった（懲罰回数は最低4回で、10回以上の者も2人いた。）。また、保護室収容歴のある者は4人であった。いずれの者も刑事施設内の生活への適応がうまくできていなかったことがわかる。

なお、短期再犯者の本件無差別殺傷事件後の再犯の状況を見ると、再犯を行った者が5人中3人であり、その内訳は、刑務所内での再犯が2人、刑務所出所後、本件無差別殺傷事件と同様に刑務所逃避の動機で無差別殺傷事件の再犯に至った者が1人である。

第5章 無差別殺傷事犯の類型別の検討

本章では、第3章で呈示した類型別に、無差別殺傷事犯者について、年齢、学歴、就労、交友、処遇、再犯等に関する特徴の有無を見る。

第1節 前科別の類型

本節では、調査対象者を前科の有無、内容によって、粗暴前科群（有前科者群のうち、粗暴犯（殺人、強盗、傷害、暴行、恐喝、公務執行妨害、器物損壊、暴力行為等処罰法違反及び銃刀法違反）の前科を有する者）、その他前科群（有前科者群のうち、粗暴犯の前科を有しない者）、前科なし群に分類した上、それぞれについて特徴の有無を見る。

1 基本属性の特徴

5-1-1表は、調査対象者について、前科の内容別に犯行時の年齢層別人員を見たものである。

相対的に、粗暴前科群で年齢層が高い傾向が、前科なし群で年齢層が低い傾向がうかがえる。

5-1-1表 年齢層別人員（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
16～19歳	-	7 (25.0)	-
20～29歳	1 (6.3)	12 (42.9)	1 (12.5)
30～39歳	7 (43.8)	7 (25.0)	3 (37.5)
40～49歳	3 (18.8)	1 (3.6)	3 (37.5)
50～59歳	4 (25.0)	-	1 (12.5)
60～64歳	1 (6.3)	1 (3.6)	-
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 1 「粗暴前科群」は、殺人、強盗、傷害、暴行、恐喝、公務執行妨害、器物損壊、暴力行為等処罰法違反又は銃刀法違反の前科を有する者を計上している。

2 「その他前科群」は、粗暴前科群に該当しない前科を有する者である。

3 「前科なし群」は、前科がない者である。

4 犯行時の年齢による。

5 ()内は、各前科の内容に占める比率である。

5-1-2表は、調査対象者について、前科の内容別に教育程度を見たものである。

粗暴前科群、その他前科群と前科なし群を比べると、粗暴前科群、その他前科群では高校等中退以下の者が大半である（それぞれ81.3%、87.5%）であるのに対し、前科なし群では約半数（53.6%）であって、前科なし群の方が修学歴の高い者が多い。

5-1-2表 教育程度（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
義務教育未修了	1 (6.3)	-	-
中学校卒業	8 (50.0)	8 (28.6)	4 (50.0)
高校等在学	-	1 (3.6)	-
高校等中退	4 (25.0)	6 (21.4)	3 (37.5)
高校等卒業	-	9 (32.1)	1 (12.5)
大学中退	3 (18.8)	2 (7.1)	-
大学卒業	-	2 (7.1)	-
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1～3及び5に同じ。

5-1-3表は、調査対象者について、前科の内容別に犯行時の交友関係を見たものであり、5-1-4表は、前科の内容別に学校・職場の在籍時の交友関係を見たものである。

犯行時の交友関係については、前科の内容を問わず、「交友相手なし」が多いなど、交友関係が不良な者が多い。他方、在籍時と犯行時を比較すると、粗暴前科群、その他前科群においては、両時点の間で大きな差がないのに対して、前科なし群においては、在籍時よりも犯行時において「交友相手なし」が増えるなど、交友関係の悪化が見られ、この交友関係の悪化と犯行との結び付きが推測される。

5-1-3表 犯行時交友関係（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
なし	11 (68.8)	13 (46.4)	4 (50.0)
希薄	2 (12.5)	3 (10.7)	-
普通	-	6 (21.4)	1 (12.5)
親密	1 (6.3)	2 (7.1)	-
険悪	-	-	-
不詳	2 (12.5)	4 (14.3)	3 (37.5)
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1～3及び5に同じ。

5-1-4表 在籍時交友関係（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
なし	8 (50.0)	7 (25.0)	4 (50.0)
希薄	-	4 (14.3)	-
普通	1 (6.3)	7 (25.0)	2 (25.0)
親密	1 (6.3)	3 (10.7)	-
険悪	2 (12.5)	2 (7.1)	-
不詳	4 (25.0)	5 (17.9)	2 (25.0)
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1～3及び5に同じ。

2 犯行の特徴

5-1-5表は、調査対象者の前科の内容別に、それぞれが行った無差別殺傷事件の犯行形態を見たものである。

前科なし群において、大量殺人型の無差別殺傷事件を行う者の比率が、他と比べてやや高い傾向がうかがえる。

5-1-5表 犯行形態（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
単 一 型	10 (62.5)	16 (57.1)	5 (62.5)
大 量 型	2 (12.5)	9 (32.1)	1 (12.5)
連 続 型	3 (18.8)	3 (10.7)	2 (25.0)
スプリー型	3 (18.8)	1 (3.6)	-
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1～3及び5並びに3-2-4図の脚注に同じ。

5-1-6表は、調査対象者について、調査対象者の前科の内容別に、それぞれが行った無差別殺傷事件の犯行動機を見たものである。

粗暴前科群においては、Ⅰ「自己の境遇への不満」型に該当する者の比率が半数近くを占めている。これに対して、前科なし群においては、各動機類型に該当する者が粗暴前科群に比べると均されて分布しており、相対的にⅢ「自殺・死刑願望」型に該当する者、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型に該当する者の比率が粗暴前科群に比べて高い数字となっている。

5-1-6表 犯行動機（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
自己の境遇への不満	7 (43.8)	9 (32.1)	2 (25.0)
特定の者への不満	3 (18.8)	3 (10.7)	2 (25.0)
自殺・死刑願望	-	5 (17.9)	1 (12.5)
刑務所への逃避	3 (18.8)	4 (14.3)	2 (25.0)
殺人への興味・欲求	1 (6.3)	4 (14.3)	-
不明	4 (25.0)	4 (14.3)	1 (12.5)
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 1 5-1-1表の脚注1～3及び5に同じ。

2 複数の犯行動機を有する場合は、それぞれの犯行動機に計上している。ただし、「自己の境遇への不満」又は「特定の者への不満」と「自殺・死刑願望」、「刑務所への逃避」又は「殺人への興味・欲求」の犯行動機を重複して有する場合は、「自己の境遇への不満」又は「特定の者への不満」には計上していない。

5-1-7表は、調査対象者の前科の内容別に、それぞれが行った無差別殺傷事件において攻撃対象の被害者を選定した理由を見たものである。

粗暴前科群では、「自分より弱者」、「選定理由なし」が多く、この両方で過半数を占めているが、前科なし群では、「怨恨相手等の投影・代替」が最も多くなっている。「怨恨

相手等の投影・代替」は攻撃対象に何らかの意味付けを行っているものであるが、このような被害者選定を行う者は、粗暴前科群，その他前科群の有前科者群では少なく，そのほとんどは前科なし群に属している。

5-1-7表 被害者の選定理由（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
自分より弱者	6 (37.5)	8 (28.6)	4 (50.0)
怨恨相手等の投影・代替	1 (6.3)	10 (35.7)	1 (12.5)
自分より弱者でない	2 (12.5)	-	2 (25.0)
その他	1 (6.3)	2 (7.1)	-
選定理由なし	4 (25.0)	7 (25.0)	1 (12.5)
不明	2 (12.5)	1 (3.6)	-
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1～3及び5に同じ。

3 犯行前の問題行動・精神状況

5-1-8表は，調査対象者について，前科の内容別に自殺企図歴を見たものである。相対的に前科なし群において自殺企図歴がある者の比率が高く，しかも，その傾向は犯行の前後を問わない。

5-1-8表 自殺企図歴の有無（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
自殺企図歴あり	6 (37.5)	18 (64.3)	3 (37.5)
うち犯行前あり	6 (37.5)	16 (57.1)	1 (12.5)
うち犯行後あり	3 (18.8)	11 (39.3)	2 (25.0)
自殺企図歴なし	10 (62.5)	9 (32.1)	5 (62.5)
不 詳	-	1 (3.6)	-
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 1 5-1-1表の脚注1～3及び5に同じ。

2 犯行前と犯行後のいずれにおいても自殺企図歴を有する者は，「うち犯行前あり」と「うち犯行後あり」のそれぞれの項目に計上している。

5-1-9表は，調査対象者について，前科の内容別に精神障害等の有無を見たものである。

調査対象者全体の過半数に何らかの精神障害等があるとの診断がなされ，その種別としてはパーソナリティ障害が多いが，前科の内容別に精神障害等ありと診断された者の比率，そのうちのパーソナリティ障害と診断された者の比率の数値を並べると，粗暴前科群，前科なし群，その他前科群の順に高い。パーソナリティ障害の診断によって示されるような人格傾向，思考・行動の偏りが，粗暴犯の前科に結び付いていた上，本件犯行にも影響したと推察

される。粗暴犯の前科を有する者に対する指導・教育の重要性がうかがわれる。

5-1-9表 精神障害等の有無（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
精神障害等あり	12 (75.0)	16 (57.1)	3 (37.5)
パーソナリティ障害	8 (50.0)	8 (28.6)	1 (12.5)
薬物関連障害	1 (6.3)	1 (3.6)	1 (12.5)
知的障害	3 (18.8)	2 (7.1)	1 (12.5)
その他の精神障害	4 (25.0)	8 (28.6)	1 (12.5)
精神障害等なし	-	4 (14.3)	2 (25.0)
不詳（本鑑定不実施）	4 (25.0)	8 (28.6)	3 (37.5)
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1～3及び5並びに3-3-7表の脚注1及び2に同じ。

4 処遇と再犯

5-1-10表は、調査対象者について、前科の内容別に、刑事施設で受けた懲罰の回数を見たものである。

前科なし群においては、懲罰回数0回又は1回の者が多く、その両方で半数に及んでいるのに対し、粗暴前科群、その他前科群共に、懲罰回数が6回以上の多数に及んでいる者が半数以上に及んでいる。有前科者群において、反則行為を重ねる者が特に多い。

5-1-10表 懲罰回数（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
な し	3 (18.8)	6 (21.4)	1 (12.5)
1 回	2 (12.5)	8 (28.6)	-
2 回	-	4 (14.3)	-
3～5回	1 (6.3)	2 (7.1)	3 (37.5)
6～10回	6 (37.5)	5 (17.9)	1 (12.5)
11回以上	4 (25.0)	3 (10.7)	3 (37.5)
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1～3及び5に同じ。

5-1-11表は、調査対象者について、前科の内容別に、無差別殺傷事件後の再犯の状況を見たものである。ここで再犯とは、無差別殺傷事件後に、刑事施設に収容されている間に犯罪を行い、その事件が調査時点までに検察庁に送致されたもの、又は、刑事施設を出所した後に犯罪を行い、その事件に係る判決が平成23年4月13日までに確定したものをいう。

再犯ありの者の比率は前科なし群で小さく、有前科者群で大きい。有前科者群で犯罪性向が進んでいる者が多いと考えられる。

5-1-11表 再犯の有無（前科の内容別）

区 分	粗暴前科群	前科なし群	その他前科群
再犯あり	5 (31.3)	2 (7.1)	2 (25.0)
再犯なし	11 (68.8)	26 (92.9)	6 (75.0)
総 数	16 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)

注 5-1-1表の脚注1～3及び5に同じ。

有前科者群の者は、懲罰に関しても、再犯に関しても問題がある者が多く、特に、その処遇に当たって留意が必要であると考えられる。

第2節 犯行形態別の類型

本節では、第3章において呈示した4つの犯行形態の類型ごとに、同類型に当てはまる調査対象者、調査対象事件についての特徴を見る。

1 基本属性の特徴

5-2-1表は、調査対象者について、犯行形態別に犯行時の年齢層別人員を見たものである。

単一殺人型、大量殺人型で年齢層が満遍なく広がる傾向がうかがわれ、連続殺人型、スプリー殺人型では、それぞれ1人を除いて、20～39歳、30～39歳に集中している。

5-2-1表 年齢層別人員（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
16～19歳	4 (12.9)	3 (25.0)	-	-
20～29歳	8 (25.8)	4 (33.3)	3 (37.5)	-
30～39歳	9 (29.0)	3 (25.0)	4 (50.0)	3 (75.0)
40～49歳	5 (16.1)	2 (16.7)	-	-
50～59歳	4 (12.9)	-	1 (12.5)	-
60～64歳	1 (3.2)	-	-	1 (25.0)
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 1 3-2-4図の脚注に同じ。

2 犯行時の年齢による。

3 ()内は、各犯行形態に占める比率である。

5-2-2表は、調査対象者について、犯行形態別に就労状況を見たものである。

いずれの類型においても無職者が大半を占めており、類型による違いはほとんど見られない。

5-2-2表 就労状況（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
有 職	7 (22.6)	1 (8.3)	2 (25.0)	-
無 職	22 (71.0)	10 (83.3)	6 (75.0)	4 (100.0)
学 生	2 (6.5)	1 (8.3)	-	-
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-3表は、調査対象者について、犯行形態別に犯行時の交友関係を見たもの、5-2-4表は、調査対象者について、犯行形態別に職場・学校の在籍時の交友関係を見たものである。

犯行時の交友関係については、犯行形態を問わず、「交友相手なし」が最も多い。犯行時と在籍時の交友関係を見ると、大量殺人型でもっとも交友関係の悪化をうかがいやすい。

5-2-3表 犯行時交友関係（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
な し	15 (48.4)	8 (66.7)	5 (62.5)	2 (50.0)
希 薄	2 (6.5)	2 (16.7)	1 (12.5)	1 (25.0)
普 通	5 (16.1)	2 (16.7)	-	-
親 密	2 (6.5)	-	1 (12.5)	-
険 悪	-	-	-	-
不 詳	7 (22.6)	-	1 (12.5)	1 (25.0)
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-4表 在籍時交友関係（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
な し	10 (32.3)	4 (33.3)	4 (50.0)	2 (50.0)
希 薄	1 (3.2)	3 (25.0)	1 (12.5)	-
普 通	7 (22.6)	2 (16.7)	1 (12.5)	1 (25.0)
親 密	2 (6.5)	1 (8.3)	1 (12.5)	-
険 悪	2 (6.5)	2 (16.7)	-	-
不 詳	9 (29.0)	-	1 (12.5)	1 (25.0)
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-5表は、調査対象者について、犯行形態別に前科の有無・内容を見たものである。

前科ありの者の比率は、相対的に、単一殺人型、大量殺人型で低く、連続殺人型、スプリー殺人型で高い傾向が見られる。

5-2-5表 前科の有無（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
前科あり	15 (48.4)	3 (25.0)	5 (62.5)	3 (75.0)
粗暴	10 (32.3)	2 (16.7)	3 (37.5)	3 (75.0)
薬物	5 (16.1)	-	2 (25.0)	3 (75.0)
財産	8 (25.8)	-	2 (25.0)	3 (75.0)
性	1 (3.2)	1 (8.3)	2 (25.0)	1 (25.0)
放火	3 (9.7)	1 (8.3)	2 (25.0)	1 (25.0)
その他	8 (25.8)	-	1 (12.5)	1 (25.0)
前科なし	16 (51.6)	9 (75.0)	3 (37.5)	1 (25.0)
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3並びに3-1-11図の脚注に同じ。

2 犯行の特徴

5-2-6表は、調査対象の無差別殺傷事件について、犯行形態別に、調査対象者が攻撃対象の被害者を選定した理由を見たものである。

単一殺人型では、「自分より弱者」が最も多く、半数近くを占める一方、「選定理由なし」の比率が低い。他方、大量殺人型、連続殺人型、スプリー殺人型の3類型では明確な傾向とまでは言い難いが、「選定理由なし」の比率がやや高いことがうかがわれる。

5-2-6表 被害者の選定理由（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
自分より弱者	14 (45.2)	3 (25.0)	1 (12.5)	-
怨恨相手等の投影・代替	6 (19.4)	3 (25.0)	2 (25.0)	1 (25.0)
自分より弱者でない	3 (9.7)	-	1 (12.5)	1 (25.0)
その他	-	2 (16.7)	1 (12.5)	-
選定理由なし	5 (16.1)	4 (33.3)	3 (37.5)	2 (50.0)
不明	3 (9.7)	-	-	-
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-7表は、調査対象の無差別殺傷事件について、犯行形態別に、調査対象者が犯行場所を選定した理由を見たものである。

大量殺人型において、「人が大勢いる」を理由とする者が多く、他の類型ではこれを理由とする者は少ない。連続殺人型では、被害者選定において「自分より弱者」という犯行の容易さに起因する選定を行う者が少ない反面、犯行場所の選定においては「犯行に適している」を理由とする者が相当の割合でいる。

5-2-7表 犯行場所の選定理由（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
人が大勢いる	1 (3.2)	6 (50.0)	1 (12.5)	-
殺害対象を見つけやすい	10 (32.3)	2 (16.7)	1 (12.5)	-
居住先から近い	1 (3.2)	2 (16.7)	2 (25.0)	2 (50.0)
居住先から遠い	2 (6.5)	-	-	-
犯行に適している	6 (19.4)	-	3 (37.5)	1 (25.0)
選定理由なし	9 (29.0)	-	1 (12.5)	1 (25.0)
その他・不明	2 (6.5)	2 (16.7)	-	-
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-8表は、調査対象の無差別殺傷事件について、犯行形態別に犯行の計画性の有無を見たものである。

大量殺人型、連続殺人型では、計画性のある犯行の方が多いが、単一殺人型、スプリー殺人型では計画性のないものが多く、これらの差異は犯意の強固さの程度とも関連しているのではないかと推測される。

5-2-8表 計画性の有無（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
計画性あり	15 (48.4)	9 (75.0)	6 (75.0)	1 (25.0)
計画性なし	16 (51.6)	3 (25.0)	2 (25.0)	3 (75.0)
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

3 犯行前の問題行動・精神障害等

5-2-9表は、犯行形態別に調査対象者の自殺企図歴の有無を見たものである。

自殺企図歴のある者の比率は、大量殺人型、連続殺人型で他よりも高い数字となっているものの、犯行形態別に明らかな差異があるとは言い難い。

5-2-9表 自殺企図歴の有無（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
自殺企図歴あり	15 (48.4)	8 (66.7)	5 (62.5)	1 (25.0)
うち犯行前あり	14 (45.2)	5 (41.7)	5 (62.5)	1 (25.0)
うち犯行後あり	6 (19.4)	6 (50.0)	4 (50.0)	1 (25.0)
自殺企図歴なし	16 (51.6)	3 (25.0)	3 (37.5)	3 (75.0)
不 詳	-	1 (8.3)	-	-
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3並びに5-1-8表の脚注2に同じ。

5-2-10表は、犯行形態別に調査対象者の精神障害等の有無・種別を見たものである。犯行形態別の明らかな違いは見いだせない。

5-2-10表 精神障害等の有無（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
精神障害等あり	16 (51.6)	10 (45.5)	6 (33.3)	1 (16.7)
パーソナリティ障害	8 (25.8)	5 (22.7)	5 (27.8)	1 (16.7)
薬物関連障害	1 (3.2)	1 (4.5)	1 (5.6)	1 (16.7)
知的障害	4 (12.9)	-	2 (11.1)	-
その他の精神障害	7 (22.6)	4 (18.2)	2 (11.1)	-
精神障害等なし	3 (9.7)	2 (9.1)	-	1 (16.7)
不詳（本鑑定不実施）	12 (38.7)	-	2 (11.1)	2 (33.3)
総 数	31 (100.0)	22 (100.0)	18 (100.0)	6 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3並びに3-3-7表の脚注1及び2に同じ。

4 処遇・再犯

5-2-11表は、犯行形態別に、調査対象者が無差別殺傷事件による受刑中に受けた懲罰の回数を見たものである。

明確な傾向とまでは言い難いが、大量殺人型の調査対象者は、他の類型の者よりも懲罰の回数が少ない者が多いことがうかがわれる。

5-2-11表 懲罰回数（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
な し	4 (12.9)	5 (41.7)	1 (12.5)	-
1 回	5 (16.1)	4 (33.3)	2 (25.0)	-
2 回	3 (9.7)	-	-	1 (25.0)
3～5回	4 (12.9)	1 (8.3)	1 (12.5)	-
6～10回	8 (25.8)	1 (8.3)	3 (37.5)	2 (50.0)
11回以上	7 (22.6)	1 (8.3)	1 (12.5)	1 (25.0)
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

5-2-12表は、犯行形態別に、調査対象者が無差別殺傷事件後に行った再犯の状況を見たものである。

再犯を行った者の比率は、大量殺人型で最も小さくなっている。懲罰回数の状況と併せると、無差別殺傷事件後の状況については大量殺人型の者は他の類型の者と比べて比較的安定しているのではないかと推察される。

5-2-12表 再犯の有無（犯行形態別）

区 分	単一型	大量型	連続型	スプリー型
再犯あり	5 (16.1)	1 (8.3)	2 (25.0)	2 (50.0)
再犯なし	26 (83.9)	11 (91.7)	6 (75.0)	2 (50.0)
総 数	31 (100.0)	12 (100.0)	8 (100.0)	4 (100.0)

注 5-2-1表の脚注1及び3に同じ。

第3節 犯行動機別の類型

本節では、第3章において呈示した5つの犯行動機の類型ごとに、同類型に当てはまる調査対象者、調査対象事件についての特徴を見る。なお、1項から4項までにおいては、Ⅰ「自己の境遇への不満」型、Ⅱ「特定の者への不満」型に関しては、もっぱら不満が犯行の主たる動機となっているものの特徴を見るため、Ⅲ～Ⅴの種類の動機にも該当する者についてはⅠ又はⅡの類型から除外し、それぞれⅢ～Ⅴの類型で分類した。

1 基本属性の特徴

5-3-1表は、調査対象者について、犯行動機の類型別に、年齢層別の人員を見たものである。

年齢層別の人員分布について明らかな傾向があるとは言い難いが、各類型を比較すると、Ⅲ「自殺・死刑願望」型、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型の者は、他の類型と比べると年齢層が高い者が少ないこと、Ⅳ「刑務所への逃避」型の者は平均的に各年齢層に分散していることがうかがえる。

5-3-1表 年齢層別人員（犯行動機別）

区 分	自己の境遇への不満	特定の者への不満	自殺・死刑願望	刑務所への逃避	殺人への興味・欲求	不明
16～19歳	1 (5.6)	-	2 (33.3)	1 (11.1)	1 (20.0)	2 (22.2)
20～29歳	6 (33.3)	1 (12.5)	3 (50.0)	2 (22.2)	2 (40.0)	-
30～39歳	8 (44.4)	4 (50.0)	-	2 (22.2)	2 (40.0)	3 (33.3)
40～49歳	1 (5.6)	2 (25.0)	1 (16.7)	2 (22.2)	-	1 (11.1)
50～59歳	-	-	-	2 (22.2)	-	3 (33.3)
60～64歳	2 (11.1)	1 (12.5)	-	-	-	-
総 数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 1 5-1-6表の脚注2に同じ。

2 犯行時の年齢による。

3 ()内は、各犯行動機に占める比率である。

5-3-2表は、調査対象者について、犯行動機の類型別に前科の有無を見たものである。

Ⅲ「自殺・死刑願望」型、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型の者は、前科がある者がそれぞれ1人のみであって、前科なしの者が多い。なお、放火の前科がある者は、Ⅰ～Ⅳ類型の

いずれにも見られ、特に偏りは認められない。

5-3-2表 前科の有無（犯行動機別）

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
前科あり	9 (50.0)	5 (62.5)	1 (16.7)	5 (55.6)	1 (20.0)	5 (55.6)
粗暴	7 (38.9)	3 (37.5)	-	3 (33.3)	1 (20.0)	4 (44.4)
薬物	4 (22.2)	3 (37.5)	-	-	-	2 (22.2)
財産	6 (33.3)	1 (12.5)	-	2 (22.2)	-	3 (33.3)
性	3 (16.7)	1 (12.5)	-	-	-	1 (11.1)
放火	1 (5.6)	2 (25.0)	1 (16.7)	1 (11.1)	-	1 (11.1)
その他	2 (11.1)	1 (12.5)	-	3 (33.3)	-	3 (33.3)
前科なし	9 (50.0)	3 (37.5)	5 (83.3)	4 (44.4)	4 (80.0)	4 (44.4)
総 数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3並びに3-1-11図の脚注に同じ。

5-3-3表は、調査対象者について、犯行動機の類型別に犯行時の交友関係を見たものであり、**5-3-4表**は、調査対象者について、犯行動機の類型別に職場・学校の在籍時の交友関係を見たものである。

犯行時の交友関係については、いずれの類型においても、「交友相手なし」か、交友関係が希薄である者が多く、犯行動機の類型別の明らかな特徴は見いだせない。犯行時と在籍時の交友関係の変化についても同様に犯行動機の類型別の明らかな特徴は見だしにくい。

5-3-3表 犯行時交友関係（犯行動機別）

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
なし	9 (50.0)	4 (50.0)	2 (33.3)	5 (55.6)	2 (40.0)	7 (77.8)
希薄	3 (16.7)	1 (12.5)	2 (33.3)	-	-	-
普通	1 (5.6)	1 (12.5)	1 (16.7)	3 (33.3)	1 (20.0)	-
親密	-	-	-	1 (11.1)	2 (40.0)	-
危険	-	-	-	-	-	-
不詳	5 (27.8)	2 (25.0)	1 (16.7)	-	-	2 (22.2)
総 数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

5-3-4表 在籍時交友関係（犯行動機別）

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
なし	6 (33.3)	4 (50.0)	1 (16.7)	4 (44.4)	1 (20.0)	4 (44.4)
希薄	1 (5.6)	-	2 (33.3)	-	1 (20.0)	-
普通	3 (16.7)	1 (12.5)	1 (16.7)	3 (33.3)	-	2 (22.2)
親密	-	-	-	1 (11.1)	3 (60.0)	-
危険	2 (11.1)	1 (12.5)	-	1 (11.1)	-	1 (11.1)
不詳	6 (33.3)	2 (25.0)	2 (33.3)	-	-	2 (22.2)
総 数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

2 犯行の特徴

5-3-5表は、犯行動機の類型別に、調査対象の無差別殺傷事件における被害者数を見たものである。

IV「刑務所への逃避」型では、全員が被害者数1人であり、事件の被害者が複数となった者はいない。死刑を回避しつつ、刑務所で生活を送りたいという調査対象者の意識の反映ではないかと考えられる。被害者が複数である者の比率は、I「自己の境遇への不満」型で最も高い数字となっている。

5-3-5表 被害者数（犯行動機別）

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
1 人	10 (55.6)	5 (62.5)	4 (66.7)	9 (100.0)	4 (80.0)	6 (66.7)
2人以上	8 (44.4)	3 (37.5)	2 (33.3)	-	1 (20.0)	3 (33.3)
総 数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

5-3-6表は、犯行動機の類型別に、調査対象者が無差別殺傷事件において攻撃対象の被害者を選定した理由を見たものである。

「怨恨相手等の投影・代替」が選定理由である者の比率は、I「自己の境遇への不満」型、II「特定の者への不満」型で全体より高い数値となっている。また、III「自殺・死刑願望」型では、同理由により被害者を選定した者はなく、全て、「自分より弱者」、「選定理由なし」であり、IV「刑務所への逃避」型でも、「自分より弱者」、「選定理由なし」がほとんどである。

5-3-6表 被害者の選定理由（犯行動機別）

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
自分より弱者	5 (27.8)	3 (37.5)	3 (50.0)	4 (44.4)	1 (20.0)	3 (33.3)
怨恨相手等の投影・代替	6 (33.3)	3 (37.5)	-	1 (11.1)	1 (20.0)	2 (22.2)
自分より弱者でない その他	2 (11.1)	1 (12.5)	-	1 (11.1)	-	-
選定理由なし	5 (27.8)	1 (12.5)	3 (50.0)	3 (33.3)	-	1 (11.1)
不明	-	-	-	-	-	3 (33.3)
総 数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

5-3-7表は、犯行動機の類型別に、調査対象の無差別殺傷事件の計画性の有無を見たものである。

V「殺人への興味・欲求」型の者は、全て計画的な犯行に及んでおり、事前に犯行の準備として予行演習等を行っている。

計画性がない者の比率は、II「特定の者への不満」型の者で最も低い数字となっている。

5-3-7表 計画性の有無（犯行動機別）

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
計画性あり	10 (55.6)	3 (37.5)	3 (50.0)	6 (66.7)	5 (100.0)	3 (33.3)
計画性なし	8 (44.4)	5 (62.5)	3 (50.0)	3 (33.3)	-	6 (66.7)
総 数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

3 犯行前の問題行動・精神的状況

5-3-8表は、犯行動機の類型別に、調査対象者の自殺企図歴を見たものである。

Ⅲ「自殺・死刑願望」型の者では、全ての対象者に自殺企図歴があり、自殺企図と類型Ⅲの間に強い関連が認められる。

他方、Ⅰ「自己の境遇への不満」型、Ⅱ「特定の者への不満」型の者では、他の類型と比べると、自殺企図歴のある者が比較的少ない傾向がうかがえる。

5-3-8表 自殺企図歴の有無（犯行動機別）

区 分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
自殺企図歴あり	6 (33.3)	2 (25.0)	6 (100.0)	6 (66.7)	3 (60.0)	5 (55.6)
うち犯行前あり	5 (27.8)	2 (25.0)	5 (83.3)	6 (66.7)	2 (40.0)	4 (44.4)
うち犯行後あり	3 (16.7)	1 (12.5)	3 (50.0)	2 (22.2)	3 (60.0)	4 (44.4)
自殺企図歴なし	12 (66.7)	6 (75.0)	-	3 (33.3)	2 (40.0)	3 (33.3)
不 詳	-	-	-	-	-	1 (11.1)
総 数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3並びに5-1-8表の脚注2に同じ。

5-3-9表は、犯行動機の類型別に、調査対象者の精神障害等の有無を見たものである。

精神障害等のある者の比率は、Ⅲ「自殺・死刑願望」型の者で低く、Ⅴ「殺人への興味・欲求」型の者で高い傾向がうかがわれる。

精神障害等の種類としては、全体ではパーソナリティ障害が最も多いが、Ⅳ「刑務所への逃避」型の者では知的障害が多い。同障害により社会生活における問題が多い中で、刑務所への逃避という着想に至るという過程が見られる。なお、Ⅵ「不明」型の者で、その他の精神障害（統合失調症等）が多い。

5-3-9表 精神障害等の有無（犯行動機別）

区分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
精神障害等あり	10 (55.6)	4 (50.0)	2 (33.3)	5 (55.6)	4 (80.0)	7 (77.8)
パーソナリティ障害	7 (38.9)	2 (25.0)	2 (33.3)	3 (33.3)	4 (80.0)	-
薬物関連障害	1 (5.6)	1 (12.5)	-	-	-	1 (11.1)
知的障害	1 (5.6)	-	-	4 (44.4)	1 (20.0)	-
その他の精神障害	4 (22.2)	1 (12.5)	-	1 (11.1)	1 (20.0)	6 (66.7)
精神障害等なし	1 (5.6)	1 (12.5)	2 (33.3)	3 (33.3)	-	-
不詳（本鑑定不実施）	7 (38.9)	3 (37.5)	2 (33.3)	1 (11.1)	1 (20.0)	2 (22.2)
総数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3並びに3-3-7表の脚注1及び2に同じ。

4 処遇と再犯

5-3-10表は、犯行動機の類型別に、調査対象者が、無差別殺傷事件により刑事施設で受刑している間に受けた懲罰の回数を見たものである。

いずれの類型においても懲罰を受けた者が多く、懲罰の多寡について類型による大きな差は認められない。

5-3-10表 懲罰回数（犯行動機別）

区分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
なし	5 (27.8)	1 (12.5)	1 (16.7)	1 (11.1)	1 (20.0)	2 (22.2)
1回	3 (16.7)	-	2 (33.3)	2 (22.2)	2 (40.0)	1 (11.1)
2回	2 (11.1)	2 (25.0)	-	-	1 (20.0)	-
3～5回	2 (11.1)	-	1 (16.7)	2 (22.2)	-	1 (11.1)
6～10回	2 (11.1)	2 (25.0)	2 (33.3)	2 (22.2)	-	4 (44.4)
11回以上	4 (22.2)	3 (37.5)	-	2 (22.2)	1 (20.0)	1 (11.1)
総数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

5-3-11表は、犯行動機の類型別に、調査対象者が無差別殺傷事件後に行った再犯の状況を見たものである。

明確な傾向としては述べ難いが、類型別の再犯状況について大きな差は認めにくい。

5-3-11表 再犯の有無（犯行動機別）

区分	自己の境遇 への不満	特定の者 への不満	自殺・死刑 願望	刑務所 への逃避	殺人への 興味・欲求	不明
再犯あり	2 (11.1)	2 (25.0)	2 (33.3)	2 (22.2)	-	2 (22.2)
再犯なし	16 (88.9)	6 (75.0)	4 (66.7)	7 (77.8)	5 (100.0)	7 (77.8)
総数	18 (100.0)	8 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	9 (100.0)

注 5-3-1表の脚注1及び3に同じ。

5 類型別の概観

無差別殺傷事犯の犯行の動機は「分かりにくい」ものであるが、そのような動機が形成されるに当たっては、調査対象者の人格的な背景、社会的・経済的状况等が反映されていると考えられることから、形成過程を見るために、各類型別の事例の概要等を以下で示すこととする。

【Ⅰ 自己の境遇への不満 類型】

この類型に分類された者は22人（調査対象者の42.3%）であり、うち4人では類型Ⅲ～Ⅴが併存していた。これを除いた18人（同34.6%、調査対象者の約3分の1）が不満を主な動機として犯行に及んでいる（なお、そのうち3人は特定の者への不満も動機として併存している。）。

この類型では、自己の不満の憂さ晴らしを目的として、無差別殺傷事件に及んだ者が多い。例えば、女性と交際関係が終了し、孤独感や不遇感を募らせていたところ、恋人や友達と楽しそうに遊んでいる同世代の者を見たため、自己の境遇に対する不満やいら立ちが強まり、これらの者を刃物で刺して殺害又はけがをさせれば、その攻撃対象者だけではなく、その家族や恋人等も苦しむことから、自分のうっ憤が晴れると考えて、幸福そうな若い女性を刃物で突き刺すものがある。この事例のように、異性交際の挫折が引き金になっているような事案では、被害者自体の選択は一見無差別的であっても、不満の原因となった相手と属性が似た被害者が選択されることがしばしば見られる（この事例では、元の交際相手と同世代の女性が被害者として選定されており、心理的には、元の交際相手に対する不満や怒りを、属性が類似する攻撃対象者に置き換えたものと評価できる。）。

他方、この類型の中には、自己の不遇さの原因が社会全体にあるとして、うっ積した感情を爆発させるような形で大量殺傷事件に及ぶ場合も見られる。例えば、自分の努力が正当に評価されず、不本意な生活を強いられているのに、社会の大部分の者は特段の努力もしないまま享樂的な生活を送っているなどと思い、社会に対する不満をうっ積させていたところ、いたずら電話を受けたことをきっかけに、うっ積した感情を爆発させて、通行人多数を殺害するものがある。このような事例では、特定の対人トラブル等に対する不満や怒りではなく、攻撃の対象が焦点を失っているのと同様な状態にあるため、被害者の選定についてもより無差別的なものになりやすいと考えられる。このような機序による者が比較的多く含まれていることは、他の類型に比べ、本類型における被害者選定理由で、他者の投影や代替として被害者が選択されている例や被害者数が複数となっている例の構成比が比較的高いことからもうかがえる。この類型の調査対象者では、自分の不満の原因を自己に求めるような自責の態度よりも、こんな境遇に陥れたのは周囲の者や社会全体のせいだとする他罰的・他責的な認知の仕方が特徴的であるが、次の類型Ⅱの他者への不満の類型に比べ、怒りや不満が特定の対象に焦点付けられていないためか、自己の境遇への不満のみが動機と見られる15人では、犯行時の逡巡行動は半数近く（7人）に認められた。

【Ⅱ 特定の者への不満（恨み・怒り） 類型】

この類型に該当する者は10人（調査対象者の19.2%）であり、類型Ⅳ（刑務所への逃避）と類型Ⅴ（殺人への興味・欲求）が複合している者2人を除くと、8人が不満を直接のきっかけとして無差別殺傷事件に及んでいる（なお、そのうち3人は自己の境遇への不満も動機として併存している。）。

この類型に該当する者は、過去にいじめを受けた同級生、不仲となった前妻、不当な仕打ちをした暴力団員、自己に対して注意や叱責を加えた職場の上司などのように、犯行前の生活場面で関わりが深かった者に対して恨みや怒りをため込んでいたところ、その報復を意図したときに当該相手を見付けられなかったり、当該相手に対して直接に不満をぶつけられないなどの理由により、不満や怒りの矛先を全く関係のない他者に向けたもので、いわば八つ当たりの犯行に及んだものである。例えば、知人が、貸したものを返還しないことに怒りを覚えたが、同人との連絡が取れないため、誰かを殺せば自己のうっ憤が晴れると考え、無関係の児童を殺害しようとしたものがある。例数が少ないため、確定的なことは言えないが、特定の他者に対する不満という外向きの不満が主な犯行動機であることもあって、攻撃対象の被害者を選定した理由が不満の原因となった他者の投影や代替である者の割合が類型Ⅰと同様に比較的高いことや、自殺企図歴のある者の構成比が比較的低い点の特徴として見られる。なお、この類型に属する者には、無関係な他者に攻撃を加えて事件を起こし、そのことが報道されるなどの事態となれば、恨みや怒りの対象となる相手も非難を受けたり、困る事態となるだろうと考え、間接的に特定の他者に対する攻撃や報復となると考えていた者も含まれている。この類型に属する者においても、類型Ⅰと同様に他罰的・他責的な認知の仕方をする傾向があるが、特定の者に対する不満のみが動機と見られる5人では、他者への恨みや怒りが明確であるためか、犯行時に逡巡行動を示した者はわずか1人とどまっていた。

【Ⅲ 自殺・死刑の願望 類型】

この類型に属する者は、自殺願望がありながらそれを完遂できないことから無差別的な殺傷事件に及ぶことで死刑になろうと考えたり、自殺の踏ん切りをつけるものであり、調査対象者52人中6人（11.5%）がこの類型に該当した。

この類型では、まず、犯罪歴が浅い比較的若年層の者で占められている点が他の類型と大きく異なる特徴となっている。また、全員に自殺企図歴が認められ、犯行前に自殺企図歴がある者は、その全てが犯行半年以内に自殺企図に及んでおり、犯行と自殺企図との関連性も他の類型に比べ高いと考えられる。希死念慮が持続し、放火を企てるなどして自殺企図に及ぶこともしばしばあることから自殺の危険に関しては、近親者など周囲から相当警戒されていたと見られるケースも含まれている。

この類型に属する者の自殺企図のきっかけを見ると、自殺・死刑の願望を抱く前には、遊興にふけた挙げ句に所持金を失ったり、借金がかさんで自宅からの立ち退きを迫られ

自暴自棄な心情に陥っていた者や、一人暮らしで頼れる身内もなく経済的な苦境に陥り追い詰められたり、学校生活への気力を失いうつ状態に陥ったことなど、生活上の行き詰まりが自殺企図や死刑願望が芽生える要因となっており、自分で死ぬことができないなら事件を起こして人を殺せば死刑にしてもらえると考えたり、自殺する自分の身代わりにするような形で飛び降り自殺の代わりに被害者を投げ落とす犯行に及ぶなどしている。そうした願望が強いためか、犯行時の逡巡行動が6人中1人にしか見られない。

死刑願望を抱いていた3例では、確実に人を殺して死刑になりたいなどという思いから、年少児童や高齢者等の弱者を攻撃対象に選択するような態度が認められる。また、例数が少ないので一般的な特徴かどうかは判然としないが、この類型に属する者は、幼少期の被虐待体験、親との離別死別、近親者間の葛藤等、支持的な雰囲気には乏しい家庭環境の下で生育しているという特徴が見られ、調査対象者の中でも比較的不遇な家庭環境の者が含まれており、家族がそろっている場合でも家族相互の関係不全の問題が比較的大きいことが認められる。

【IV 刑務所への逃避 類型】

この類型は無差別的な殺傷事件を刑務所入所のための手段とするもので、前述のとおり攻撃の性質から分類すると道具的攻撃とみなすことができる。調査対象者52人では、9人(17.3%)がこれに該当しており、うち本件前に刑務所受刑歴のある者は4人であり、残りの5人には刑務所受刑歴はなかった。

この類型は、有前科者の構成比が高く、少年から高年齢層の者まで特に年齢分布が目立つ傾向は認められない。また、事件を刑務所入所的手段にできれば良いという目的があるためか、自殺・死刑願望の類型のように被害者が多数に及ぶことはなく、また、確実に攻撃を完遂できる弱者等に攻撃の矛先を向けているような態度も関係記録から読み取れる。その一方、内心の葛藤状態からの逃避として犯行に及んでいるためか、犯行時の逡巡を示していた者が半数を超える(9人中5人)。

この類型の者では、刑務所受刑歴のある者とない者とで特徴に違いが見られる。大きな違いは、自殺企図歴である。犯行前自殺企図歴で見ると、受刑歴なしの者5人には全員に自殺企図歴があり、うち4人は犯行半年以内に自殺企図に及んでいたのに対し、受刑歴ありの者では、4人中1人だけに自殺企図歴があり企図の時期も犯行から1年以上前の時期であった。

刑務所受刑歴のある者4人の犯行の経過を見ると、うち1人では、刑務所を満期出所後1週間程度で所持金を使い果たし、従前に刑務所入所の手段としていた放火を行うか迷った挙げ句に、確実に刑務所に入所できるのは人を刺すことだと考え、駅にたまたま居合わせた女性を被害者に選択し、無差別的な殺傷事件に及んでいる。この者の場合、住居もなく、犯罪歴が長いことなどから親族等とも疎遠になり孤立無援の状態にあり、身体にも障害があったことから就労も困難で、生き延びるには刑務所しかないという思いが背景にあ

った。また、他の受刑歴のある3人では、刑務所出所後、就労生活を維持しようと職場で努力していたものの、前科を引け目に感じ対人接触を自ら絶ちストレスの大きい生活が続ける中で、行き詰まってしまった者1人のほか、出所後、地域社会内の施設で生活していて施設生活の対人関係等に不適応を生じたことが事件の引き金になっていると思われる者が2人おり、資質面でのせい弱性や、危機場面においてこれを保護し支援するための人的サポートの不足が事件の背景にも関与していたと考えられる。

刑務所受刑歴のない者5人では、事件の近くまでは外見的にはおおむね順応的な生活を送っていたが、事業の失敗やヤミ金融からの借金がかさんで生活に行き詰まってしまっていた者が2人いた。また、親との感情的なトラブルをきっかけに家出をするなどして問題解決に困り、事件を起こして刑務所に入るしかないと視野の狭い思いつきから犯行に及んだ者が2人、高圧的に感じられる雇主への不満を従前からため込んでいたが、面と向かって反発することも辞職することもできない葛藤状態の中で、刑務所に入れば嫌な場面から逃避できるし、不満の原因を作った雇主の評判も落ちて報復できると考えて事件に及んだ者が1人おり、一種の短絡的反応とみなし得る機序により事件が生じていたと考えられる。

【V 殺人への興味・欲求 類型】

この類型は、殺人行為自体への興味や欲求に動機付けられて犯行に及んだと見られるものであり、調査対象者52人中5人(9.6%)であり、動機類型の中では最も該当者が少ない類型である。

この類型の事例数は特に少ないため、一般的な傾向と言えるか判然としないが、他の類型には見られない特徴が幾つかうかがわれる。まず有前科者が1人と有前科者が少ないことである(この有前科者の場合、本件と同内容の事犯を反復していた)。また、犯行時年齢が30歳代までの比較的若年者に限定されており、全員に計画性があることも特徴となっている。

この類型に属する者の中には、性的な動機も介在していたと考えられる者が3人おり、このうちの1人は小児わいせつによるうっ憤晴らしを続けていたところ、刑事ドラマの殺人場面に興味を持って子どもを刺殺したいと考えるようになり犯行に及んでいる。別の1人は、人を窒息させる行為に性的興奮を覚える性癖に自らも悩みながらもこの欲求や衝動を制御できず犯行に至っている。また、別の1人の場合は、生活に行き詰って自暴自棄な気持ちになった際に、最早自分は失うものは何もないから、殺人や強盗強姦によって過去の殺害経験で得た快感を得ようと考えたことが動機となっており、この例でも性的な関心も事件の背景に関与していたことがうかがわれる。残りの2人の場合は、殺人自体の興味が大きいと見られるものであり、このうち1人では、孤独な生活を送る中、家族代わりに大事にしていたペットと死別した時期あたりから死体への興味が湧き、事件の前にはビデオで死体や殺人関連のものを繰り返し視聴し、攻撃的なファンタジーを膨らませていた。別の1人では、アニメ等に触発されて殺人への興味を持っていたところ、離職に伴い関心

が薄れていた殺人への興味が再び湧くようになり、事件に先立って動物を殺して犯行方法を試したりしていたほか、知人宛てに殺人を示唆するメールを事件に先立って送信したりしていた。この類型の中には、殺人願望に関するこのような自らの悩みや性癖を通院先の主治医に相談していたケースが2人に認められ、殺人事件に至る前の各種の問題行動を端緒として相談や治療的な介入等がより濃密に行われていれば、事件を未然に防止することもあるいは可能であったかも知れないと思われる事案が含まれている。

【VI 動機が不明なもの】

犯行動機が不明なものは、調査対象者52人中9人（17.3%）であり、この中には、薬物乱用関連の精神障害や他の精神障害の幻覚の影響下で行われたものなどが含まれている。この類型については、動機自体としてのまとまりがないため、特に説明は行わない。

第6章 無差別殺傷事犯に関する研究会の概要

本研究の対象は、分かりにくい動機に基づき、それまでに殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対して、殺意をもって危害を加えた無差別殺傷事件である。これまでの章において、調査対象者の基本的な属性や事件の詳細を明らかにするとともに、背景・要因等の心理的分析を行い、調査対象者の特徴及び特性の描写や、犯行形態、前科、動機別の類型化を試みたが、調査対象者の行為は、一般には了解し難い動機に基づくものであることから、その心理状態の動き、事犯に至る発生機序について適切に理解するためには、専門家による知見が参考になると考えられる。そこで、法務総合研究所においては、本研究報告の作成に当たり、精神科医等の専門家により構成される研究会を開催し、調査結果を提示した上、これらの結果を踏まえて、無差別殺傷事犯者の特徴及び特性、無差別殺傷事犯者の処遇に関する留意点、無差別殺傷事犯の抑止のための方策等についての討論の機会を設けた。

以下は、研究会において、専門家から提出された意見等の概要である。

1 無差別殺傷事犯者の特徴等について

調査対象となった無差別殺傷事犯者の基本的な属性や事件の詳細は第3章、刑事司法機関における処遇の実情は第4章のとおりである。これらの無差別殺傷事犯者の特徴等について、次のような意見が提出された。

- ・ 交友関係（**3-1-6表**）、就労状況（**3-1-7図**）、生計状況（**3-1-8表**）、教育程度（**3-1-9図**）のデータを見ると、交友関係のある友人がいない者、無職の者、収入のない者、中学校卒業・高校中退の者が多く、就労状況、生計状況は良くなく、犯行時の人との付き合いも少なく、学歴も低いと言った特徴があつて、無差別殺傷事犯者が社会的弱者である一面が強く示されていると考えられる。
- ・ 対象者の前科の内容（**3-1-11図**）を見ると、比較的、放火の前科を有する者が多い。放火は、手段の容易さに比して重大な結果が引き起こされるものであつて、弱者の犯罪と呼ばれることもある。放火の前科を有する者が無差別殺傷事件を敢行する場合、同様の弱者型の犯罪としての無差別殺傷事犯を行っているのではないかと考えられる。弱者型では、被害者の選定方法等で犯行が安易な相手を選ぶ傾向があると思われる。
- ・ 居住状況（**3-1-3表**）を見ると、単身者も多い一方で、親と一緒に生活している者も意外と多いという印象を受けた。そういった者については、無差別殺傷事犯の前兆的な行動に気付いていた身近な人がいた可能性があるのではないかと思われる。これらの者が前兆・予兆的なものについて、その意味を正しく評価できれば、何らかの介入が可能であった可能性がある。

- ・ 前科の内容（**3-1-11図**）や非行歴・犯罪歴（**3-1-12図**）を見ると、前科がない者が過半数、非行・犯罪歴がない者が4割弱であり、また、不良集団所属関係（**3-1-13表**）を見ると、不良集団の所属歴がある者も少ない。前科・非行歴がなく、過去に不良集団に所属したことがない者が一定数存在することがうかがわれる。これらの者は、ある程度社会に適応してきながら突然無差別殺傷事犯を惹起したように見え、いわゆる「いきなり型」という評価をして良いと考える。なお、最近の少年非行の情勢等を見ると、全体的な傾向として一般の非行少年でも不良集団そのものにも所属・適応できない者が増えていることから、一般的な非行少年の変化として不良集団に所属せずに事件を起こす単独犯が増加していることが背景となっている可能性も否定できない。
- ・ 調査対象の無差別殺傷事犯者の属性に関するデータを見ると、不良集団への所属歴の少なさ、交友関係の希薄さ等から見て、コミュニケーション能力が低く、友人等が少ない中で、孤立し、攻撃性を内部にためていたタイプが多いという印象を受ける。
- ・ 無差別殺傷事犯者は、その性格上、ほとんどが単独犯のはずである。一般的に了解し難い動機に基づく犯罪であり、その動機を他人と共有しにくい。調査対象者では不良集団への所属歴のある者が少ないが、仮に不良集団にせよ、その他の集団にせよ、何らかの集団への所属関係があれば、集団力動が発生し、共有されにくい独自の動機に基づく無差別殺傷事犯を惹起することに対する抑止力になることもある。仮に、何らかの攻撃を行うとしても、その場合は、集団内の仲間が攻撃の対象として選ばれることが多いものと考えられる。
- ・ 調査対象者の精神鑑定（本鑑定）による精神障害等種別状況（**3-3-4図**）を見ると、精神障害やパーソナリティ障害等の精神障害等があると診断された者の割合が比較的高いとの印象を受けた。矯正施設内において粗暴行為等を行う一群（**4-2-7図**）と、反社会的パーソナリティ障害等のパーソナリティ障害を有する者との重なりは注目される。
- ・ 一般的に攻撃性は、その対象についての個体識別性が増せば増すほど、また、距離が近くなればなるほど増強する。一方、究極の攻撃・破壊行動である殺人は、その遂行において大きなエネルギーを要するため、それに応じた強い個別的な動機があって初めて成立する。通常の殺人はこの原理に当てはまっており、ある程度了解可能である。しかし無差別殺傷事件においてはこの原理が成立せず、それゆえに不可解でセンセーションを巻き起こし、世間の耳目を集めていると考えられる。この間隙を埋める仮説として精神病理学的には三つのメカニズムが考えられる。第一には内閉的思考(dereistic thinking)であり、現実的な体験における相互作用の中で修正されることなく、偏った方向にプログラム形成が進行していくことである。第

二は投影(projection)であり、精神内界の葛藤が外在している人や事物に投射されることである。第三は解離(dissociation)であり、本来、合目的的であるはずの一連のプログラムの一部が断片化して作動してしまうことである。無差別殺傷事犯者では自殺企図を認めることが比較的多いことから、無差別殺傷事犯は、自己の物理的生命、又は社会的生命を絶つ行為と見ることもでき、間接自殺・拡大自殺という側面を有しているものが含まれているとも考えられるであろう。自殺企図の有無という視点は重要である。

- ・ 被害者の選定理由(3-2-11図)で、女性や子ども等といった弱者を避けて、男性を被害者として選ぶというのは、前途のある者を殺害しないといった独特の論理であり、自己の行為に対するそれなりの正当性の主張もうかがわれる。発達の偏りなどの発達特性にある者に独特の論理と一定の共通性が垣間見える。選定理由で幸福そうな相手を被害者として選定するというのは、境遇の不満に対する裏返しでもあり、自己の境遇の不満のうっ憤晴らしとしての攻撃とも言える。
- ・ 犯行後の行動(3-2-19図)を見ると、犯行後に自首した者が52人中8人であって、多いという印象があるが、自己の境遇に対する不満があり、事件によって自己の状況、心情を理解してほしいという気持ちがある場合に、アピールという意味を込めて、自首するという場合があるのではないかと思われる。
- ・ 無差別殺傷事犯者の中にも、いろいろなタイプの者が考えられ、全体をひとまとめにすると、特徴が相殺される場合がある。類型分けを試みた上で、それぞれの特徴の有無を検討することも有用である。

2 無差別殺傷事犯者の類型分けについて

本研究においては、無差別殺傷事犯者を類型別に把握し、その特徴等を見るために、先行研究等も参照しながら、犯行形態別類型(単一殺人型、大量殺人型、連続殺人型、スプリー殺人型)、前科別類型(粗暴前科群、前科なし群、その他前科群)、及び動機別類型(自己の境遇への不満、特定の者への不満、自殺・死刑願望、刑務所への逃避、殺人への興味・欲求、不明)を設定し、特徴等を分析した。各類型の意義・特徴等について専門家から出された意見は、以下のとおりである。

- ・ 犯行形態別類型における「大量殺人型」と「スプリー殺人型」は、精神医学的観点からは類似性があるのではないかと考えられる。
- ・ 「単一殺人型」に計画性がない者が多い傾向が、それ以外の複数の者に対する殺人のうち、「大量殺人型」、「連続殺人型」に計画性が多い傾向がややうかがえるようであるが、殺人の意味に対する認識が弱い場合には、計画性なく、安易な手法で殺人行為に及ぶということはあると考えられる。
- ・ 「大量殺人型」については、従前から自殺願望が強いという指摘がなされている。

- ・ 前科別類型に関しては、「前科なし群」と「粗暴前科群」を比較すると、事前の想像と違って、「前科なし群」と「粗暴前科群」で交友関係の差が少なく、「前科なし群」であっても意外と孤立していない印象を受ける。「粗暴前科群」については、問題行動を繰り返す中で段々と人間関係が希薄になる一方で「前科なし群」の交友関係の中に、表面上の付き合いだけのものが含まれている可能性もあるのかもしれない。
- ・ 拡大自殺という観点から見ると、動機別類型における「自殺・死刑願望型」は拡大自殺という側面が強く出ている。また、「刑務所への逃避型」も社会的生命という観点から類似の側面を有するものがあるのではないかとと思われる。
- ・ 動機別類型での「刑務所への逃避型」は、嫌なものから逃げて生き延びるために犯行に及んでおり、被害者数も単一の者が多いなど、他の類型とはかなり異なる一群と言えるのではないかとと思われる。
- ・ 無差別殺傷事犯者の中でも、元々情動の欠如があつて人を殺すことを何とも思わないタイプと、人並みの道徳心はあるが追い詰められて実行するタイプとで大きく異なり、動機別類型の中では、「刑務所への逃避型」は、後者の者が多いという印象を受ける。
- ・ 「特定の者への不満」を動機とする類型では、敵意を抱いていた本来の相手（例、関係不全の状態にあつた親）を困らせるために事件を起こす場合があり、そのような場合、本来の敵意の対象に屈折した形で間接的に攻撃を加えているという見方もできる。また、対象者内部の攻撃的なエネルギーが本来の敵意の対象に焦点付けられていないという点では、直接的・計画的に意図的に本来の敵意の対象に攻撃の矛先を向けることができずに、一種の醜態状態が生じ意識変容を起こしているときにこの種の事犯を惹起していることも考えられる。
- ・ 「殺人への興味・欲求」を動機とする類型では、精神医学的には性的本能との関連性がうかがえる。また、この類型では、殺人の計画性、犯行の準備をするという特徴が見られると考えられる。その意味では、予兆を捕まえやすいのではないかと推察される。

3 無差別殺傷事犯者への対応・対策の在り方について

無差別殺傷事犯者への対応・対策の在り方について、専門家から、いずれも難しい問題であり、特に費用対効果の問題、法的な問題等を考えると、対策を行うに当たってはいろいろな隘路があるが、その点に留意しつつも、現状についての問題点が指摘され、また、その改善策等が提案された。その概要は、以下のとおりである。

- ・ 無差別殺傷事犯と自殺の関係は深いものがある。その意味で、自殺防止対策は、無差別殺傷事犯の防止という観点からも意味があると思われ、政府の行っている自殺

総合対策大綱の施策は無差別殺傷事犯の防止という観点からも充実強化が望まれると言えるであろう。

- ・ 何らかの集団への所属関係があれば、無関係の者に対する無差別殺傷事犯には結び付きにくいと考えられることから、社会的な孤立を避けるための方策は、有用であろう。
- ・ 刑事施設において処遇された者で、精神障害等があり、自傷・他害のおそれがある者については、退所に当たって精神保健福祉法26条通報が行われているが、それに基づく都道府県の診断は受刑中になされ、投薬等の成果で、措置入院の要件を満たさないとの判断がなされやすい傾向がある。これらの問題を解決するため、刑事施設において、都道府県との連携を緊密にし、対象者の病歴、実情、問題点等を詳しく説明することにより、都道府県で適切な対応がとれるようにすると良い。また、通報して終わりではなく、対象者がきちんと通院して治療を受けるまで支援を広げないと効果が上がらない。刑事施設出所時にも、リスクのアセスメント・スクリーニングを行い、何らかの精神障害を有し、リスクが高い者については、障害を有する刑務所出所者等を地域における医療・福祉サービスに積極的につなげて行く地域定着支援センター等の関係機関と連携することにより、医療機関等につなげて行くなど出所後の体制を整えていくことが必要である。反社会的パーソナリティ障害者に対する対応は、難しい問題である。治療可能性については、種々の議論があり、心神喪失者等医療観察制度^(注27)の対象ともなっていない。しかしながら、イギリスで行われているような治療共同体プログラム（第7章参照）を参考にしつつ、刑務所において、そのような取組を行うことには意味があるのではないかと思われるし、やらないよりはやった方がよい。少なくとも、社会内よりは施設内の方が、これらの取組を行いやすいのは確かであり、まずは刑事施設内での取組を進めるべきであろう。もっとも、それを行うためには、現在の人的体制では困難を伴うので、その整備が必要であろう。また、刑事施設出所後は、本人に何らかのメリットがないと、これらのプログラムに参加しないであろうし、出所後も引き続き行わないと、効果が上がりにくいから、その点をどうするかが問題である。
- ・ 無差別殺傷事犯者の処遇の現状を見ると、帰住先の調整に困難が伴い、結果的に仮釈放とならず、満期で刑務所を出所するケースが多い。一般的に満期釈放者について社会復帰の支援の在り方が問題であるが、無差別殺傷事犯者で満期で釈放される者については、さらにその問題が大きいであろう。出所後の帰住先を確保していくため、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者の刑事施設への配置が推進されて

注27 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的として、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行う制度

いるが、このような取組は有用である。これらの有資格者によって医療・福祉機関との連携が図られている。この取組をさらに充実させて、帰住先の調整等をより積極的に行っていくことが必要である。これは、無差別殺傷事犯者だけに限った問題ではなく、広く一般的な満期出所者への処遇を充実させる観点からも有用であり、費用対効果の面でも意味があろう。

- ・ 満期釈放時のアセスメントにおいてリスクが高いとされたグループに対して、刑事施設満期釈放により処遇が終了し、社会復帰への支援・援助がなされない状態は好ましくない。制度又は運用を変えることにより、満期釈放により処遇が完全に終わるのではなく、満期釈放後も一定期間の間、何らかの処遇を行い得る枠組みが必要ではないかと思われる。
- ・ リスクの高いグループに関する処遇・対応の在り方一般としては、リスクは避けられないものとして、問題状況に対応するためのレジリエンス（極度の不利な状況に直面しても、正常な平衡状態を維持することができる能力）を高めるという取組が最近増えてきている。対象者を処遇するに当たっては、プラスの面を伸ばすような働き掛けが必要である。
- ・ リスクアセスメントは重要であるが、それだけで終わっては意味がない。同様に、刑事司法における精神鑑定も、単に裁判にのみ用いて終わるのではなく、その後の処遇・治療にも十分に活用することが重要である。精神鑑定を行うに当たっては、そのような心づもりで鑑定書を作成している。リスクアセスメントに加え、リスクコミュニケーションとして、関係機関における情報の共有を進めていく必要がある。
- ・ 心神喪失者等医療観察制度では、医療機関、福祉機関、保護観察所等の関連機関による多職種連携チームが処遇に当たっているが、多職種・多人数が関与することにより相応の実績を上げており、重大な他害行為の再犯は非常に少ない。この心神喪失者等医療観察制度の成功のポイントとしては、アセスメントを多数の専門家が多角的に行うこと、機械的に退院させるのではなく、適切に地域社会に戻った後の環境を調整すること、退院させて終わりではなく精神保健観察に付されるなど社会復帰を支援するための取組が充実していること、対象者に関する処遇・治療上必要な情報が共有されることなどが挙げられる。この仕組みを参考として、同制度の対象とならないが、リスクの高い者に対しての処遇・支援の在り方を考えることが必要である。もちろん、その場合には、社会内における処遇体制を充実するための予算面・人的体制面での整備が不可欠である。
- ・ 临床上、診療の中で他害行為をしそう・したいという気持ちや実行の計画を巡らしているといった内心を語る患者も一定数見られるが、専門家が丁寧に話を聞いていくうちに、解消されることもある。これらの者に対する対応の在り方について、関

係者が理解しておくこと、無差別殺傷事犯を含む他害行為を減らすことが期待できる。リスクの高い対象者の社会内処遇に携わる保護観察官、保護司、さらに対象者の家族等に対して、前兆・予兆的なものの把握・評価の仕方、それらの場合における適切な対応方法等について、研修等を通じて教授していくことが重要であろう。

- ・ 少年によく見られるが、自殺や殺人を示唆する言動を行う者がいる。しかし、言語化し、さらに、その言動に適切に対応する者がいることで問題が解消されるケースも多いことが知られている。対面で現実の相手に話せない場合に、インターネットへの書き込みをする事例もあると思われるが、そのような場合には、医療従事者が診療外来で対面して対応する場合に比べて問題が解消されにくい。インターネットでの掲示板等の書き込みに注目していくのは、予兆の発見として意味がある可能性がある。
- ・ 医療従事者や心理療法家等が、その業務の過程で患者の他害のリスクを認知する場面がある。その場合の対応については、守秘義務及び患者との信頼関係の問題を含めて、どう対応すべきか苦慮している場合が多い。その場合の対応の在り方を相談する窓口や通報先を公的機関に設けて、適切な対応をとれるようにするとよい。自殺の予兆がある場合における対応と同様に、他害の予兆がうかがわれる場合への対応の在り方、マニュアルなどをまとめておくと良いかもしれない。これらの場合、いまだ犯罪等に及んでいない時点では、強制的に危機介入を行うことは困難かもしれない。しかし、情報を共有し、見守りができるような地域ネットワークがあるだけでも、意味があると思われる。

第7章 外国における危険な犯罪者の研究と処遇

第1節 米国における危険な殺人犯の研究

米国の殺人の認知件数は、2006年で1万7,309件、2010年で1万4,748件である。これらの殺人事件の中に学校・職場等で発生する銃乱射事件があり、これは無差別殺傷事件の大量殺人型に相当すると考えられる。また、長期間にわたって殺人を繰り返していく連続殺人犯の存在も認知されており、これにも無差別殺傷事件に相当するものが含まれると思われる。

これらについて幾つかの研究があるが、その中に米国司法省連邦捜査局（FBI）が公刊している報告書がある（それぞれの題名は「スクールシューター」^(注28)、「連続殺人犯」^(注29)である。）。そこで、これらの殺人犯の特性に関する米国での知見の現況を見る。

1 スクールシューター

米国では、学校内における銃乱射事件が社会的問題となっており、これらの実行者をスクールシューターと呼んでいる（なお、職場における銃乱射事件は、ワークスペース（職場）シューティングと呼ばれる。）。

米国司法省連邦捜査局（FBI）国立暴力犯罪分析センター（NCAVC）は、1998年、行動科学的見地から、近年のスクールシューティング（学校内銃乱射事件）の研究を開始したところ、翌年の1999年にコロラド州コロンバイン高校での銃乱射事件が発生し、社会に衝撃を与えた。そのため、NCAVCは、各種専門家を招いて、スクールシューティングに関するシンポジウムを開催した。NCAVCの研究とシンポジウムを受けて、スクールシューティングに関する研究を取りまとめたものとして、報告書「スクールシューター」が公表された。

同報告では、学校内銃乱射事件の前兆となり、警告と考えられる事実について、四つの方向から分析をしている。

（1）人格的特性と行動

- ・ 漏出：切迫した暴力行為のシグナルとなり得る感情、思考、幻想、態度、意図の手がかりを明らかにすることがある。微妙な脅迫、自慢、風刺、予言、最後通告等の形で現れることも、手紙、死、歌、絵として現れることもある。
- ・ フラストレーションに対する低い耐性：不正を受け、又はそのように思い込んで、簡単に傷つき、屈辱を感じ、怒り、苦しみ、フラストレーションに耐えることが非

注28 The School Shooter: A Threat Assessment Perspective, Critical Incident Response Group (CIRG) National Center for the Analysis of Violent Crime (NCAVC), FBI Academy

注29 Serial Murder: Multi-Disciplinary Perspective for Investigators, Behavioral Analysis Unit, National Center for the Analysis of Violent Crime, Federal Bureau of Investigation

常に困難である。

- 乏しい対処能力：フラストレーション，批判，失望，失敗，拒否，屈辱に対処する能力を示すことができず，その反応は不適切，不当，未成熟，誇大的である。
- レジリエンス（情緒的回復力）の欠如：失望，いら立ち体験から時間が経過しても，立ち直ることができない。
- 失恋：恋愛関係の終了を拒絶，又は屈辱と感じ，受け入れることができない。
- 不正義の収集：実際の，又は思い込みの不正義に対する恨みの感情を育てる。どれだけ時間が経過しようと，それらの非違，又は，その点に責任があると信じる相手を忘れ，許すことができない。
- 抑うつサイン：不活発，肉体的疲労，不機嫌，人生への暗い見通し，不快感，かつて好んだ行動への興味の喪失等といった抑うつの形態を示す。
- ナルシズム（自己愛）：自己中心的で，他者の欲求，感情への洞察に欠け，失敗や失望に対して他者を非難する。
- 疎外：絶えず，自分が他者と異なっており，疎遠になっているように振る舞う。単なる孤独感というより，隔絶感が強い。
- 他者の非人間化：常に他者を人間として見るができず，「人間でない何か」，邪魔な物体として見る。
- 共感の欠如：他者の感情を理解する能力に欠け，他の人の感情に無関心であるように見える。
- 誇大な権利意識：絶えず特別な扱いや配慮を求め，それが受けられないと否定的な反応を示す。
- 優越的態度：自己が優れているとの意識を持ち，他者より賢く，創造的で，才能にあふれ，経験に満ち，世界が開けているとのイメージを打ち出す。
- 注目されたい欲求が肥大か病的：状況に関係なく，良いことでも悪いことでも，注目を集めたがり，その欲求は肥大で，病的ですらある。
- 責任転嫁：常に自己の行為の責任を拒否し，通例のこととして，失敗や不足を他人，事象，状況のせいにする。
- 低い自尊心：傲慢で自己自慢の態度を示していても，しばしば，その行動は自分の低い自尊心を覆い隠すようなものである。
- 怒りの制御の問題：適切な状況と方法で怒りを表現するのではなく，かんしゃく，芝居のように爆発する傾向，又はむっつりと沈黙の中で憤まんを抱える傾向にある。
- 不寛容：しばしば人種的，宗教的偏見を表明したり，少数者に対する不寛容の姿勢を示したり，不寛容のシンボル，スローガンを用いる。
- 不適切なユーモア：ジョークやユーモアは，不適切であり，薄気味の悪さ，侮蔑，見下し，下品さなどが見られやすい。

- ・ 他人への操作願望：絶えず、他人を欺き、操作し、信頼を得ようとして、異常な、脅迫的な言動を正当化する。
- ・ 信頼の欠如：他人を信用せず、他人の動機や意図に対して慢性的に懐疑的である。
- ・ 閉ざされた交友関係：内向的で、友人というより知人のみであるか、他のグループ、個人を排除するような単一の小グループとのみ交友する。
- ・ 行動の変化：学業成績の下降、学校規則等の違反・無視等のような劇的な行動の変化がある。
- ・ 頑固で意固地：硬直で、一方的な判断に陥りやすく、シニカルである。知識が乏しい事項について、頑固な意見を述べ、自説に沿わない事実、論理等を無視する。
- ・ 扇情的暴力に対する異常な興味：スクールシューティングなどの大々的に報道される暴力事件に通常以上の興味を示す。
- ・ 暴力性の高い娯楽への魅了：暴力、憎悪、支配、力、死、破壊を大きなテーマとする映画、テレビ番組、コンピュータゲーム、音楽ビデオ、印刷物などに通常以上の魅力を覚える。
- ・ ネガティブなコントロールモデル：ヒトラー、悪魔等の暴力と破壊に結び付く人物をモデルとする。
- ・ 脅迫の実行を思わせる言動：例えば、長い時間をかけて火器や種々の暴力的なウェブサイトを見るなどの脅迫の実行に関連する可能性のある行動が増えてくる。

(2) 家庭

- ・ 荒れた親子関係：転居、親との離死別、義父母等の場合に親子関係の問題が現れやすい。
- ・ 病的行動の受容：多くの親が嫌がり、異常と思う行動に対して、親が反応を示さない。
- ・ 武器への接近：家族が、銃、その他の武器、爆発物を保有し、子どもがアクセスできる。
- ・ 親密さの欠如：家族が親密さ、親しさを欠いているように見える。
- ・ 子どもが生活を牛耳っていること：親が子どもの行動をほとんど制限せず、子どもの要求に応える。子どもが通常以上のプライバシーを求め、親は子どもの行動についてほとんど知識がない。
- ・ 無制限・無監視のテレビ・インターネット：テレビの鑑賞、インターネットの使用に対して、親が監督、制限、監視を行わない。

(3) 学校

- ・ 生徒と学校への帰属：生徒は、学校、他の生徒、教師、学校活動から切り離されているように見える。
- ・ 無礼な言動への忍耐：学校は生徒間の無礼な言動について、ほとんど何もしない。

いじめが学校で習慣的となり、学校当局はいじめに対して介入しない。

- ・ 不公平な懲罰：懲罰・規律の適用が不公平であり、あるいは、そのように受け止められている。
- ・ 生徒間の序列：特定の生徒グループが、他の生徒よりも褒められ、敬意を払われ、学校職員や生徒から高い名声のグループとして扱われる。
- ・ 沈黙の掟：他の生徒の言動や態度について学校職員等に安全に知らせることができると感じる者がほとんどいない。
- ・ 監督されないコンピュータへのアクセス：コンピュータ、インターネットへのアクセスが監督も監視もされない。

(4) 社会

- ・ メディア、エンターテインメント、テクノロジー：極端な暴力がテーマであり、映像化されている映画、テレビ番組、コンピュータゲーム、インターネットサイトに対して、容易に、監視されずにアクセスできる。
- ・ 同質的集団：暴力や極端な信念への魅了を共有するグループに排他的に関与し、かつ熱心に活動している。そのグループは、興味や理想を共有しない者を排除することとなる。
- ・ 薬物とアルコール：薬物とアルコールの使用の知識と態度は重要であり、その行動の変化も重要である。
- ・ 外部の関心：学校外の関心は重要であり、脅威を評価するに当たって、学校の不安を軽減させる。
- ・ 模倣の効果：スクールシューティングやその他の暴力事件はメディアの注目を呼び、他の場所での脅威、模倣の暴力事件を生み出し得る。

以上の点を挙げた上で、報告書は、上記のリストは、暴力的言動も暴力の脅威もない生徒の将来の暴力性を予測するものではなく、何らかの暴力の脅威があった生徒についてアセスメントを行うべきであると注意喚起している。さらに、このリストの中で少数の点で当てはまることを過度に重視すべきではなく、全体の中で判断すべきであること、日によって精神状態、言動が変わることは当然であり、一日の言動のみで判断すべきではないとしている。

2 連続殺人犯

2005年に「連続殺人犯シンポジウム」が開催され、米国司法省連邦捜査局（FBI）国立暴力犯罪分析センター（NCAVC）は、その概要について「連続殺人犯」として報告をまとめている。

(1) 連続殺人犯の原因

原因は生物学的要因、社会的要因、環境要因の複雑な作用として定義され得るが、個々

人に行為を選択する能力があり，個人が連続殺人犯になる要因を全て識別することはできない。社会的対処の機能の獲得は幼少期に始まり，友人との交流や交渉，妥協等を通じて発達していく。個人によっては，適切な対処方法を学ばなかった者が暴力的行動に結びつくことがある。幼少時に受けた育児放棄や虐待体験は，将来の暴力リスクの増加に結びつくことが示されている。薬物乱用も攻撃性や暴力の増加に結び付き得る。頭部損傷によって暴力性を獲得するケースもある。

連続殺人犯になる識別可能な単一の原因・要因といったものは存在せず，むしろ，連続殺人犯になっていく過程には多数の要因があり，最も重要な要因は，連続殺人犯がその犯罪を行うことを選択した個人の決断である。

そのほか，連続殺人犯と他の暴力犯罪者とを分ける特定の性格や特徴群というものはない，遺伝的な共通要素はない，連続殺人犯は独特の動機や理由により犯罪を起こしている，性的動機による連続殺人犯の多くは，暴力に性的な意味合いを与えており，その内面において，暴力と性的満足は相互に絡み合っているなどの意見も出された。

(2) サイコパシー

連続殺人犯に共通する一般的特徴はないとの理解が一般的であるが，他方で，そのうちの一部は，共通の特徴を持つと考えられる。それらは，刺激を求める傾向，良心の呵責・罪障感の欠如，衝動性，支配欲，弱者を利用する行動等であり，これらの特徴や行動はサイコパシーと一致している。

サイコパシーはパーソナリティ障害の一種であり，利己的な欲望を充足させるために，他人を支配する目的で自分の魅力，操作，脅迫，暴力等を用いる。対人関係面での性格特徴としては，口達者，表面的な魅力，誇大的な自尊感情，病的な虚言癖，他者に対する操作性といった点が挙げられる。感情面での性格特徴としては，良心の呵責・罪障感の欠如，浅薄な感情，共感性の欠如，責任を受け入れられないといった点がある。生活様式面での行動特徴には，刺激を求める行動，衝動性，無責任，寄生的傾向，現実的な生活目標の欠如が含まれる。反社会的行動特徴としては，行動のコントロールに乏しい，幼少時における問題行動，少年非行，仮釈放の取消し，多様な犯罪歴が挙げられる。

しかし，必ずしも全ての暴力犯罪者がサイコパシーではないし，逆に全てのサイコパシーが暴力犯罪者であるというわけではない。

(3) 動機類型のモデル

代表的な動機類型として次のようなものが挙げられるが，これらは一般的な類型であり，連続殺人犯の動機の完全な分類ではない。

- ・ 怒り：犯人が社会内の特定グループ又は社会全体に対して怒りや敵対心を示したものの。
- ・ 犯罪事業：薬物，ギャング，組織犯罪に関連するもので，犯人が殺人により地位又は金銭報酬を得られるもの。

- ・ 金銭報酬：犯人が殺人により利益を得られるもの。この類型の例としては、強盗殺人、保険金目的の殺人がある。
- ・ イデオロギー：特定の個人又は団体の目標や考えを実現するために行われるもの。テロリストによる特定人種、性、民族への攻撃も含まれる。
- ・ 支配・スリル：被害者を殺害することにより、自己の力を感じ、興奮を覚えるもの。
- ・ 精神疾患：犯人が重度の精神疾患に罹患し、その疾患の影響で行うもの。これには幻聴・幻視と変質的、誇大的、奇怪な妄想などが含まれ得る。
- ・ 性的動機：性的欲求又は性的願望に基づき殺人が行われるもの。明らかな性的関係が見られるとは限らない。

連続殺人犯は、動機にかかわらず、犯罪の実行可能性（被害者の生活スタイル、環境等を踏まえて、加害者が被害者に接触できる可能性があるか）、犯罪の容易さ（被害者の傷つきやすさ）、その願望（人種や性別等、犯罪者の目的にかなった特徴を有する者）といった観点から被害者を選定する。

第2節 英国における危険な犯罪者の処遇

英国（連合王国においては、法域により司法制度が異なっており、ここでは主にイングランド・ウェールズをいう。）における犯罪者、特に再犯リスクのある犯罪者、精神障害等のある犯罪者の処遇の在り方を見る。

1 刑罰の概要

英国の2003年刑事司法法（Criminal Justice Act）は、刑の目的を、①犯罪者の処罰、②抑止効果等による犯罪の減少、③犯罪者の改善更生、④公衆の保護、⑤犯罪被害者への補償としている。これらの刑の目的は刑務所内においても釈放後においても貫かれなければならない、施設内処遇から仮釈放後の社会内処遇に至るまでを包括して一つの「刑」として取り扱う必要がある。

上記の刑の目的を踏まえ、犯罪の重大性に応じて、量刑が定められる。刑には、拘禁刑、社会内刑罰がある。拘禁刑には、12か月未満の拘禁刑、12か月以上の拘禁刑、断続的執行・執行猶予付刑、終身刑（Life Sentence）・不定期刑（Indeterminate Sentence）^{（注30）}、延長刑（所定の暴力・性犯罪を犯し、公衆に対するリスクが著しく高い者を対象とする。）がある。社会内刑罰では、犯罪と犯罪者に即して12以下の遵守事項を定めることができ、刑罰の内容をより個別の犯罪者に即した内容とできる。これらの遵守事項には、無償作業、

^{注30} 不定期刑（Indeterminate Sentence）とは、終身刑が適用できない場合、又は相当でない場合に、服役の最低期間を定め、その期間終了後において危険性が十分に軽減したと認められる場合に釈放するものである。

活動義務（基礎的技能訓練等）、処遇プログラム、禁止行為、夜間外出禁止（電子監視付）、特定地域への接近禁止、住居制限、精神障害治療、薬物・アルコール離脱、保護観察官との面接・監督、出頭などがある。

英国では、2008年に法務省の機関として、全国犯罪者管理庁（NOMS）が設立された。その設立目的は、刑務所と保護観察が、犯罪者をその刑の全般を通じて効率的かつ効果的に処遇できるようにすることであり、矯正局（刑務所）と保護観察サービスの管轄が同庁に移管された。同庁は、公衆を保護し、再犯を減少させることを業務目標としている。英国にある133庁の刑務所（119の公設刑務所と14の民間刑務所）と35の保護観察区域（トラスト）を所管している。

2 多機関公衆保護協定（MAPPA）

（1）概要

多機関公衆保護協定（MAPPA：Multi Agency Public Protection Arrangements）とは、性犯罪者・暴力犯罪者等の処遇を行うための法定の協定である。

英国では、性犯罪者の再犯、特に児童に対する性的再犯が問題となり、1999年に性犯罪者登録制度が設けられた。しかし、その後も同様の問題が発生したことから、2000年刑事司法及び裁判所業務法によってMAPPAが創設されることとなった。MAPPAの趣旨は、性犯罪者、暴力犯罪者、その他の地域にとって危険な犯罪者のリスクを管理することであり、これらの者の再犯を減少させることによって、公衆を重大な害悪から保護することを目標としている。

MAPPAは組織でなく、関係機関が所定の任務を遂行し、公衆を保護するに当たって適切な連携・協力を行うためのメカニズムである。法律により関係機関は連携・協力が義務付けられている。

その中心は、警察、刑務所と保護観察サービスであり、この三者が責任機関（RA：Responsible Authority）とされている。この三者は、それぞれの担当区域でMAPPAを創設し、対象者のリスクアセスメントとリスクマネジメントを行う任務と責任を有している。英国ではMAPPAの担当区域が42に分けられており、それぞれの区域ごとにMAPPAが創設されている。責任機関のほか、協力が義務付けられている機関には、地方社会福祉局（Local Authority Social Care Service）、公立医療センター（Primary Care Trusts, other NHS Trusts, and Strategic Health Authorities）、就労センター（Jobcentre Plus）、少年犯罪チーム（Youth Offending Teams）、登録家主（Registered Social landlords）、地方住宅局（Local Housing Authorities）、地方教育局（Local Education Authorities）、電子監視業者（Electronic Monitoring providers）がある。

MAPPAの連携・協力は、次のステップに沿ってなされる。それは、

- ① MAPPAに関連する犯罪者（MAPPAの対象となり得る犯罪者）を全て特定すること。この

ために、関係機関は対象となり得る犯罪者のリストを作成する義務がある。

- ② 十分に包括的なリスクアセスメントを行うこと。リスクアセスメントにおいては、関係機関相互に情報を共有するというMAPPAの利点を活かすことにより、より適切なアセスメントが可能となる。
- ③ 堅牢なリスクマネジメントプランを策定し、実行し、見直すこと。
- ④ 公衆保護が最善のものとなるよう利用可能な資源に焦点を当てること。

である。

(2) 対象者

MAPPAの対象となる犯罪者は、法律によって三つの類型に分けられている。

① カテゴリー1：登録された性犯罪者

2003年性犯罪法によって登録が義務付けられている性犯罪者である。同法により登録が必要とされる性犯罪により有罪となった者、実行した者（犯罪の実行が認定されたものの、心神喪失・心神耗弱によって無罪、減刑を受けた者）、警察からの「警告^(注31)」を受けた者は、登録が義務付けられる。このカテゴリーの犯罪者の特定については、警察が第一次的な責任を有している。警察は、このカテゴリー1の犯罪者についてデータベース（ViSOR：Violent Sex Offender Register）への入力・管理を行う。これらの犯罪者の保護観察を行うときには、保護観察サービス、少年犯罪チームも情報をViSORに入力する。同様に、公的医療センターも、カテゴリー1に該当する者が退院するときには、警察にその情報を提供し、データベースへ登録しなければならない。警察は、対象者が有罪となったときはMAPPA調整官（MAPPA Co-ordinator）がその点を把握できるように、また、受刑のときは刑務所が関係機関に加わるように調整を行う任務を有する。

② カテゴリー2：暴力犯罪者等

12か月以上の拘禁刑に処せられた暴力犯罪者、カテゴリー1以外の性犯罪者で12か月以上の拘禁刑に処せられた者、病院への入院命令又は後見命令を受けた犯罪者、及び児童に対する特定の犯罪を行った者がカテゴリー2に該当する。これらのカテゴリー2の犯罪者は、法律に基づき、保護観察サービス又は少年犯罪チームの監督下に置かれる（1991年刑事司法法の前に刑を受けた者等のごく少数の例外を除く。）。したがって、このカテゴリー上の犯罪者が刑を受けた時点で、全てMAPPAの対象者として把握され、ViSOR上の記録が所定の基準に従って維持され、対象者が拘禁された時点で刑務所が関係機関に加わるとともに、MAPPA調整官への情報提供を行う責任は、各地の保護観察部局にある。

注31 軽微な犯罪について、警察が犯罪行為を証拠に基づいて認知し、かつ、被疑者が有罪を自認している場合に、被疑者の同意の下、警察官が警告を与え、刑事訴追は行わないという制度。

③ カテゴリー3：その他の危険な犯罪者

このカテゴリー該当性は、裁判所による刑の言渡し、司法判断によって自動的に決定されるものではない。責任機関が、犯罪者が公衆に重大な危害を与えるリスクがあり、かつ、そのリスクの程度が複数の省庁が能動的に連携した処遇・管理を必要とすると判断した場合に、カテゴリー3の対象となる。したがって、カテゴリー3犯罪者として登録を行うためには、(i)対象者が公衆に重大な危害を与え得る犯罪を行ったこと（有罪の判決を得た場合に限らず、警察の「警告」を受けた場合、少年で処分を受けた場合を含む。）、(ii)対象者が公衆に対する重大な危害を惹起する可能性があり、そのリスクマネジメントのためレベル2又は3での省庁間の連携が必要であると合理的に考えられること、が要件となる。(i)の「重大な危害可能性のある犯罪」の要件判断においては、犯罪の重大さのみではなく、動機・目的等を始めとする犯行をめぐる状況も考慮される。カテゴリー3犯罪者の特定は、対象者を最初に取り扱った責任機関において上記の要件該当性を判断した上で行われる。実務上は、カテゴリー1、2の犯罪者として過去に登録され、処遇されていた者で、期間満了時においてもなお危害のリスクを有する者が多く登録されている。

(3) 事件の管理・リスクマネジメント

MAPPAによる犯罪者・事件の管理レベルも、3段階に分かれている。

レベル1は、通常の単一機関による管理であり、レベル2及び3では、多機関公衆保護会議（MAPP会議）が開催される。レベル1が最も管理レベルが低いものであり、レベル3で最も高密度の管理がなされる。管理レベルは、リスクの高低と相関関係があるが、常にリスクの高低のみによって管理レベルが決定されるわけではない。リスクが高くともレベル2、3で管理されないこともあれば、その逆もあり得る。費用便益の観点をも踏まえて、公衆を保護可能なリスクマネジメントプランを提供し得る範囲で最も低いレベルが選択される。したがって、レベル2、3で管理する場合には、レベルを上げることによって、その事件・犯罪者の管理・リスクマネジメントに何を付加できるのかが問われる。

レベル1では、その対象となる犯罪者の監督・事件処理に責任を有する機関がリスク管理を行う。これは他の機関が関与しないということではなく、単にMAPP会議を開催する必要がないということにとどまる。情報の共有は不可欠であり、必要ならば関係機関会議も開催される。カテゴリー3犯罪者は、その定義上、当然にレベル1では管理されず、カテゴリー1、2の犯罪者のみが対象となる。したがって、警察、保護観察サービス又は少年犯罪チームが主担当機関として関与することとなる。レベル1により管理される者の割合が最も高い（2012年3月時点で92%）。レベル1の犯罪者については、4か月ごとに事件管理（ケースマネジメント）の見直しが行われる。見直しにおいては、リスクアセスメント、リスクマネジメントに影響し得る全ての情報を選定し、必要ならばリスクマネジメントプランを見直すこととなる。警察は、ViSORでそのような情報が登録されていないか確認し、

保護観察のOASys(Offender Assessment System)^(注32)による事例評価の結果もViSORに記録される。

レベル2による事件管理は、犯罪者がOASys又はASSET^(注33)により重大な危害を引き起こすリスクが高いと評価されること、現存する当該リスクのマネジメントに対応するための介入に、他の機関の関与、連携が必要とされること、過去にレベル3の対象となっていたが、リスクの重大性が消滅した者、又は、多機関の複雑なリスク管理が必要な者で、レベル2のリスクマネジメントプランを策定し得ることを要件を満たす場合に行われる。レベル2では、リスクマネジメントプランが効果的であり、現に必要な措置が執られていることを確保するために、8～12週間ごとに見直しが行われる。レベル2のMAPP会議では、各事件を全体会議で処理するか小会議で処理するかを決定するが、小会議によって処理される場合でも、6か月ごとにレベル2のMAPP会議(全体会議)を開く必要がある。会議では、関与する各機関への情報提供の要請、関与機関から執るべき措置の進捗情報の提示、被害者情報の提示、現在のリスクマネジメントプランの見直しと必要な場合の修正、その記録等が行われる。その上で、リスクの変化等に応じて、レベルの増減が行われる。レベル2の対象は、犯罪的行動に接近している性犯罪者、精神障害・物質乱用の問題を有する暴力犯罪者、物質乱用の家庭内暴力犯罪者、住居が不適切・不安定な者、再犯によって重大な害悪を他者に及ぼす見込みのある者等が含まれる。会議は、犯罪者が帰住すると考えられる地域に設置される。

レベル3による事件管理は、責任機関と協力機関の上位の職員が参加する活発な会議を必要とする場合、すなわちリスク管理のため刑事司法・社会・医療・福祉上の資源を短期間で大規模に投入することが必要とされる場合、又はその事件の管理がメディアでの大きな問題となり得る場合に行われる。その基準は、OASys(成人)又はASSET(少年)によって犯罪者が重大な危害をもたらすリスクが「高い」又は「非常に高い」と評価され、かつ、その者の有するリスクに対応するためのマネジメントプランが、事件が複雑であるか、通例でない資源を必要とするために、高官レベルでの緊密な協力・連携を求めていること、又は、リスクは「高い」、「非常に高い」ではないが、メディアが関心を持ち、事件の管理に関して国民が関心を持つ可能性が高いために、刑事司法制度が適切に運営されていることについての国民の信頼を確保する必要があることである。受刑した者だけでなく、病院命令による拘禁から解放された犯罪者等も含まれる。レベル3の対象には、例えば、事件が複雑な場合、切迫した再犯のおそれがある場合、性犯罪者で犯罪全体のリスクのある場合、犯罪的行動が進行している場合、面識ある児童・成人に対する殺害・誘拐・危害の脅

注32 成人用のリスクアセスメントツールの一つであり、詳細については後記(4)参照。

注33 10～17歳の少年で少年犯罪チームが取り扱うものに対して活用されるリスクアセスメントツールの一つである。

迫を行う場合、情緒不安定・物質乱用の場合、メディアの関心のある場合が含まれる。この対象者は、MAPPA対象者の2.5%である。レベル3による管理は、4～6週間ごとに見直しが行われ、リスクマネジメントプランが効果的か、必要として特定された処遇・アクションが進捗しているかが確認される。全体会議のほか、小会議の開催が行われることもある。

そのほか、MAPPAの管轄区域(42の区域で構成される。)ごとに、戦略的管理委員会(SMB: Strategic Management Board)が設けられており、少なくとも4半期ごとに会議を開催しなければならない。SMBの任務は、MAPPAの実施、特にレベル3のMAPPA会議の監視・評価をすること、他の公衆保護協定(地方児童護衛委員会(Local Safeguarding Children's Board)、各地の犯罪・秩序違反対策パートナーシップ(Crime and Disorder Partnership)^(注34)、地方刑事司法委員会(Local Criminal Justice Board))と共に効果的な運用を行うための支援・枠組みを確立すること、年次報告を作成・公表し、区域における広報活動を行うこと、長期的視点でMAPPAの変革、改善を計画すること、担当者の研修を行うことである。SMBは、日常的な活動のためにMAPPA調整官を雇用することがある。

MAPPA管理レベルは、犯罪者が、社会内処遇を受けている場合、監督下にある場合、直ちに決定されなければならない。受刑者については、釈放予定日の6か月前か、最初の仮釈放審理のための仮釈放報告書が準備されたとき、その後の再審査のときに決定されなければならない。

(4) リスクアセスメント

管理レベルを決めるに当たって、また、MAPPA対象か否かを決めるに当たって、リスクアセスメントが必要である。リスクアセスメントのためには、アセスメントツールが用いられる。リスクアセスメントにおいては、成人に対してOASysが、少年に対してはASSETが用いられる。その他のアセスメントツールとしては、RM-2000^(注35)、SARA^(注36)等がある。

OASysは、保護観察サービスと刑務所によって開発されたリスクアセスメントツールである。OASysは、保護観察サービスが作成し裁判所に提出する判決前調査報告(Pre Sentence Report)においても活用されており、保護観察を行う上での要石となっている。OASysは、犯罪者の再犯の可能性(低い・中・高い)、犯罪者がもたらす危害のリスク(低い・中・高い・非常に高い)、薬物乱用のような対処すべき問題要因を明らかにし、刑の処遇プランもOASysに基づいて決定される。

OASysは、対処すべき問題性の観点から12の分野で構成されている。それらは

注34 法務総合研究所研究部報告42「再犯防止に関する総合的研究」255頁

注35 RM-2000(Risk Matrix 2000)は、英国で開発された男子の性犯罪者向けのリスクアセスメントツールであり、性犯罪の予測尺度、性犯罪者による性的でない暴力犯罪の予測尺度、両者を混合した予測尺度の三つで構成されている。

注36 SARA(Spousal Assault Risk Assessments)は、刑事司法関係者が配偶者、子ども等に対する家庭内の暴力事件のおそれの程度を把握するためのリスクアセスメントツールである。

1. 犯罪の情報：過去の犯罪歴が検討される。調査研究によって犯罪歴が将来の犯罪リスクを最も強く予測することが明らかになっている。
2. 犯罪の分析：直近の犯罪についての詳細分析を行う。重大な危害のリスクを特定するのに有益である。
3. 住居：住居を有するか、有する場合の質はどうか、住居環境は犯罪リスクを高めるかが検討される。
4. 教育、訓練及び雇用：調査研究によって、良い教育・訓練を受けた者の犯罪が少ないこと、無職、貧弱な就労歴、就労に対する消極的態度が犯罪者に多いことが明らかになっている。
5. 家計の管理と収入：対処不能な経済的問題と再犯には関連があると立証されている。
6. 人間関係：人間関係の満足度・安定性と犯罪行動との関連を検討する。さらに家庭内の暴力問題についても検討する。
7. ライフスタイルと友人：犯罪者の時間の過ごし方、交友相手と再犯可能性には明らかな関連性がある。
8. 薬物乱用：犯罪者の薬物乱用の程度とタイプ、生活に与える影響を明らかにする。
9. アルコール乱用：アルコール乱用が過去又は直近の犯罪に与えた影響を明らかにする。
10. 感情：感情の問題が犯罪者の機能に干渉するか、危害のリスクに結び付くかを検討する。不安障害、うつのような精神障害は一定の範囲の者にとって犯罪との関連がある。
11. 思考と行動：犯罪者の理由付け、特に社会的問題に対する理由付けを評価する。調査研究は、犯罪者は、自身の行為を計画的に行わず、行為の結果がどうなるか考慮せず、自己の行為責任として物事を捉えず、他者の観点から物事を捉えない傾向があるとしている。
12. 態度：犯罪者の犯罪と監督に対する態度を検討する。犯罪に容認的な態度は再犯可能性を高め、問題解決的であれば可能性を減少させる。

これらのリスク要因は、静的要因（前科・年齢等の処遇によって変化しないもの）と動的要因（薬物、アルコール、人間関係等の処遇によって変化し得るもの）に分けられる。

OASysによるアセスメントの結果、必要な場合には、追加的なアセスメント（性犯罪、暴力犯罪、基礎的技能、薬物、アルコール、精神障害、危険で重篤なパーソナリティ障害 (DSPD : Dangerous and Severe Personality Disorder)、DV等に関するアセスメント）が行われる。

OASysにおける重大な危害のリスクは、低い（重大な危害を示す指標が現時点でない）、中（重大な危害を示す指標がある。潜在的に危害の可能性があるが、状況の変化がない限り、その可能性は低い。）、高い（重大な危害を示す指標がある。それはいつでも発生する可能性があり、また、その結果は重大である。）、特に高い（重大な危害のリスクが切迫している。それが直ちに発生する可能性の方が高く、結果は重大である。）の4種類で評価される。

(5) MAPPAの意義と効果

MAPPAにおいては、効果的なリスクマネジメントが追求されるが、それはゼロリスクを意味するものではない。危害のリスクの発生蓋然性を低減するか、危害の程度を低減することによって、危害を低下させることが、リスクマネジメントの目標である。

リスクマネジメントでは、特に動的リスクへの対処が行われる。住居については、地方住宅局による住居の提供、雇用に関して就労センターによる職業あっせん、薬物について治療による対応がなされる。そのほか、例えば、性犯罪者については性犯罪者処遇プログラム（SOTP：Sex Offender Treatment Programmes）によってリスクが軽減されるので、プログラムを提供する。このように、MAPPAによって、関係各機関で情報を共有し、必要な対象者に必要な支援・処遇・行動を行うことが可能となり、確保され、リスクの低減を図ることができる。MAPPAで失敗した事例の分析を行うと、その原因のほとんどは情報の共有がなされていなかったことである。すなわち、情報の共有こそが、MAPPAにおける最も中心的な価値である。

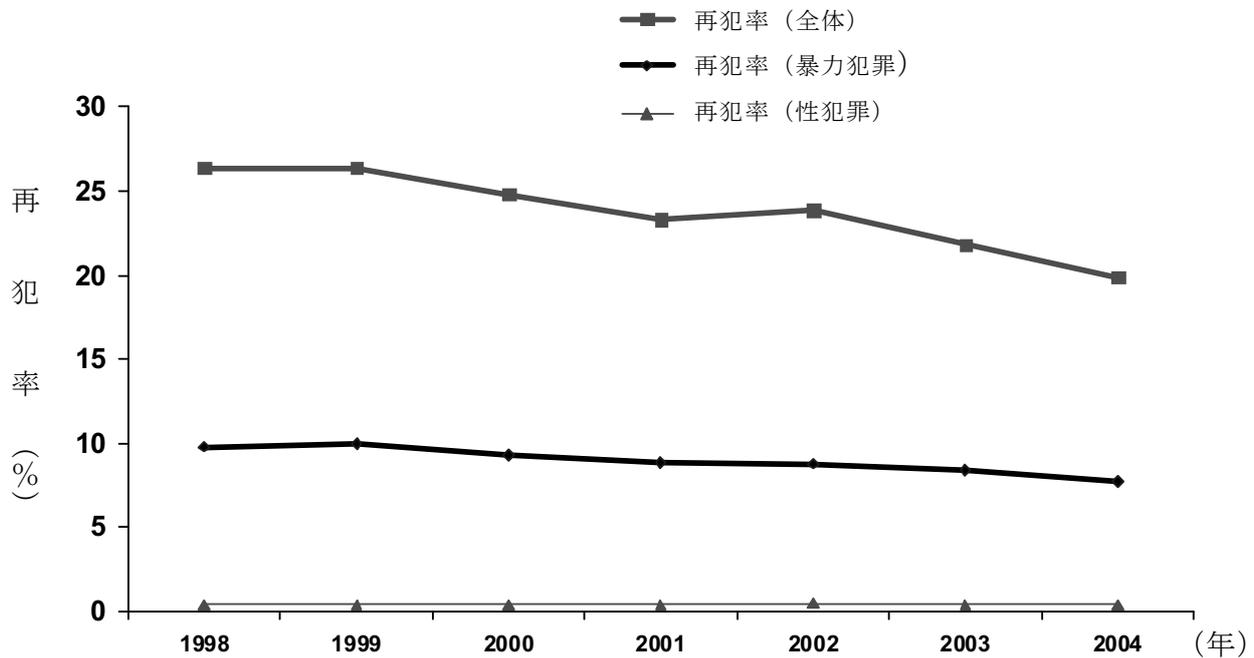
英国法務省は、MAPPA対象者の再犯率についての調査を行った^(注37)。その手法は、MAPPAの運用開始前（1998年～2000年）と開始後（2001年～2004年）において、MAPPAの対象となり得る犯罪者・対象となる犯罪者を追跡し、1年間又は2年間におけるそれぞれの再犯率（再度の有罪率）を比較するというものである^(注38)。

対象者の1年再犯率（全犯罪）は1998年出所者で26.4%であったが、2004年出所者では19.9%と6.5pt低下した。MAPPA運用開始前から低下傾向にはあったが、2001年以降は、より急激な低下となっていると分析している。なお、2年再犯率においても、1998年出所者と比べて、2001年から2004年までの各年の出所者の再犯率は低い。

注37 Patterns of reconviction among offenders eligible for Multi-Agency Public Protection Arrangements (MAPPA), Mark Peck, Ministry of Justice Research Series 6/11 June 2011

注38 この手法ではMAPPA以外の要因の影響について検討することができないので、再犯率の上昇・低下を直ちにMAPPAに基因させることはできない。なお、英国全体で、2000年から2002年までの間で、1年再犯率は上昇し、その後低下している。

7-2-1 図 MAPPA選定対象犯罪者の1年再犯率（1998-2004年）



長期間における種々の社会的、司法的要因の変化を捨象するために、①MAPPAによる処遇を全く受けなかった対象者の群（非MAPPAグループ）、すなわち、MAPPAの運用開始（2001年4月1日）以前の対象者（正確には、運用開始までに出所後の1年間が経過した者）、②MAPPAによる処遇を一部受けた対象者の群（半MAPPAグループ）、③MAPPAによる処遇のみを受けた対象者の群（MAPPA対象グループ）、すなわち、MAPPA運用開始以降に出所した対象者の三つの群に分けて1年再犯率を比較したところ、非MAPPAグループよりMAPPA対象グループにおいて1年再犯率が低かった。

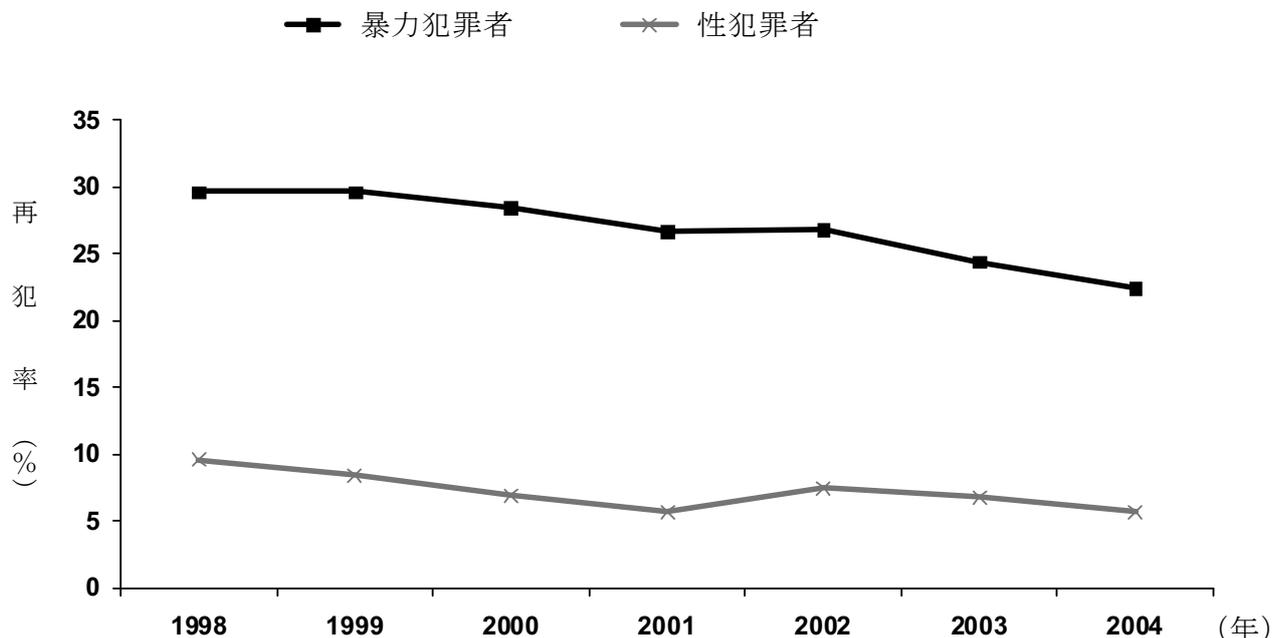
7-2-2 表 MAPPA運用開始前後の1年再犯率比較

区分	非MAPPAグループ	半MAPPAグループ	MAPPA対象グループ
出所日	2000年1月1日 ～2000年3月31日	2000年1月8日 ～2000年10月31日	2001年1月4日 ～2001年6月30日
対象者数(人)	2,352	2,458	2,173
1年再犯率(%)	25.2 (593)	24.6 (605)	22.5 (489)

注 ()内は、有罪となった再犯者数である。

性犯罪者と暴力犯罪者ごとに1年再犯率を見たところ、暴力犯罪者の1年再犯率は2000年出所者の28.4%から2004年出所者の22.4%へ顕著に低下している。

7-2-3 図 性犯罪・暴力犯罪別・MAPPA 選定対象犯罪者の1年再犯率（1998-2004年）



3 精神障害等を有する犯罪者の処遇

英国では、精神障害を有する犯罪者は病院又は刑務所で収容されている。

司法精神医学施設として精神障害を有する犯罪者を受け入れる施設として、高度保安病院及び中度保安病院があり、その両者は保安設備の程度が異なっている。英国に、中度保安病院は50院あり、高度保安病院は4院（イングランドに3院）あり、病床数は約1,000床である。裁判により犯罪事実が認められ、精神障害のある者（精神障害の抗弁が認められた者）に対し、裁判所の判断によって、刑事処罰の代わりに病院治療命令が下され、司法精神医学施設（高度保安病院・中度保安病院）への入院が命じられる。高度保安病院か中度保安病院かは、精神障害の程度・内容、リスクの高低等を考慮して決定される。

DSPDプログラムは、労働党マニフェストに基づき、最も重大な暴力犯罪者及び性犯罪についての公衆の関心に対応するためにパイロット事業として始められた。従来、治療可能な精神病と診断されず、精神保健法の下で拘束できない危険な対象者に焦点を当てている。治療が不可能か困難と考えられ、ほとんど手当がされなかった者について、そのリスクを治療によって軽減できるか否かを研究し、その手法の開発を図ることを目的としている。

DSPDユニットは、2000年にホワイトモア刑務所に設立されたのが始まりであり、内務省（当時）と保健省の共同資金協定によって運営され、その後、高度保安ユニットが、同刑務所のほか、フラン克蘭ド刑務所、ブロードモア高度保安病院、ランプトン高度保安病院で運用されるに至った。そのほか、中低度保安のユニット、地域サービスが、国民保健サービス（NHS : National Health Service）の下で運用されている。

(1) ブロードモア高度保安病院

ブロードモア高度保安病院は、英国で最も古く設立された高度保安病院であり、現在、NHSにより運営されている。他者に危害を及ぼすリスクが高い精神障害者、パーソナリティ障害者に対し、高度の保安設備が整った環境で治療を行う高度保安病院である。

病床数は210床あり、精神障害を有する患者を扱う部門（140床）と、危険で重篤なパーソナリティ障害（DSPD）を有する患者を扱う部門（70床）に分かれている。職員数は、1,400人であり、精神科医16人（精神障害部門6人、パーソナリティ障害部門10人）、心理療法士15人（精神障害部門10人、パーソナリティ障害部門5人）、作業療法士14人（精神障害部門10人、パーソナリティ障害部門4人）、看護師約500人、ディケアサービス・職業訓練担当約70人、警備スタッフ73人のほか、事務職員がいる。

2012年3月時点で入院患者は約200人であり、年齢は18～65歳で平均年齢は約35歳である（18歳未満の者は原則として受け入れていない）。ブロードモア高度保安病院には、他害行為に及ぶリスクの高い者が送られる。対象者は、まず入院病棟に入り（通常は3か月だが、6か月まで延長可能）、病状の観察、診断が行われる（鑑定等の場合、裁判所に結果報告がなされる。）。この間においても、薬物治療のほか、急性期における電気療法が実施される。その後、入院して治療を行う場合、診断に応じて、精神障害部門、パーソナリティ障害部門に振り分けられる。回復状況、リスクの多寡・高低に応じて、高依存度者病棟^(注39)、中依存度者病棟、リハビリ病棟に移って、症状の軽快等によって退院となる。患者のリスクについては、HCR-20^(注40)、PCL-R^(注41)、VRS^(注42)等のリスクアセスメントツールを用いて評価している。

病棟では、医師、心理療法士、作業療法士、看護師などの多職種混合の臨床チームで治療するチーム治療体制を採っている。また、患者を交えた会議も行い、作業療法に当たっては患者の希望を考慮している。そのほか、マンツーマン又はグループワークによる心理療法を行っている。

パーソナリティ障害部門の患者は、刑務所からの移送患者が多く、患者間の序列付け等の刑務所文化が持ち込まれている。パーソナリティ障害の患者の処遇は困難な問題があり、患者同士が共謀したり、カリスマ性を持って他の患者を操ったり、脅迫する例がある（職員に対しても同様である。）。そのため、職員と患者との接触に当たっては一定のルールを

注39 高依存度者病棟は、より障害の程度が重く、リスクの高い患者を収容する。

注40 HCR-20は、司法精神科における患者の攻撃性の包括的評価を目的として、カナダの研究者・臨床家らによって開発された評価スケールである。

注41 サイコパス傾向又は反社会性パーソナリティ障害の臨床診断を行うために最も用いられているツールの一つである。

注42 VRS (Violence Risk Scale) は、暴力リスクの評価に用いられるツールであり、静的・動的リスクのアセスメントを行い、治療の必要な対象者を特定し、治療後のリスク変化のアセスメントを行うことができる。

作り、また、患者間の交流は職員の監視の下としている（患者間の交流自体は病状の回復に役立つと評価している）。なお、パーソナリティ障害の患者は、精神障害も同時に抱えている者が大半であり、従来の精神障害の患者にも、パーソナリティ障害部門の患者と同様の病状の者が含まれている。

入院期間は、短くて2～3か月、長い者であれば20～30年であり、平均で約6年となる。2000年～2004年の5年間の入院患者の統計によると、患者の75%は犯罪歴を有している。入院事由別の構成比を見ると、刑事裁判の判決前鑑定・治療のための入院が35%、刑務所受刑中の精神病の発症・悪化による入院が35%、中度保安病院の空き病床不足のための入院が25%、海外で犯罪を犯した英国人の移送が5%である。また、退院後の帰住先を見ると、保安度の低い他の病院への移送が75%、裁判審理への復帰（判決前鑑定終了等に基づくもの）が15%、刑務所への再収監が5%、死亡・外国移送が5%である。

英国では、危険で重篤なパーソナリティ障害（DSPD）を有する者から公衆を防護し、その者に対して効果的な治療を行うためのパイロット事業が4か所で始められ、その一つとしてブロードモア高度保安病院にパーソナリティ障害部門が設けられた。しかしながら、費用便益評価の結果、同病院での患者1人当たりの費用が年間40～50万ドル（米ドル）であるのに対し、中度保安病院で年間30万ドル、医療刑務所で年間8万ドルであったことから、2012年3月末、パーソナリティ障害部門が廃止されることとなった。

ブロードモア病院では、入院患者が外部に無許可で出ることがなく、また、施設内で犯罪が起きないように（過去に、患者同士の殺人事件、面会所において患者が児童の面会者に対して性的暴行を加えた事件等があった。）、厳重な警備体制を敷いており、警察経験者等の訓練を受けた警備スタッフが73人いる。高い塀で、周囲と病院を、また、病院内の各施設を隔離しており、病院内の施設間の出入口も常時施錠されている。病院への出入りにおいては、職員を含めた全ての人間が厳重な身体検査、所持品検査を受ける。病院内には約400か所に監視カメラが設置され、警備スタッフによって院内の監視が行われている。また、警報ボタンが設置されているほか、職員は無線警報機を携帯しており、緊急事態に対処し得るようにしている。さらに、患者が職員を籠絡したり、第三者を脅迫する事例もあることから、患者と家族の間の電話内容を常時聴取し、手紙内容をチェックするなど、情報活動、分析に重点を置いている。

高度保安病院では、医療刑務所では行い得ない強制的な治療を実施できるため（精神保健法に基づいて、患者の同意なく必要な治療を強制的に行うことができる。）、自殺、自傷、拒食等の問題を有して処遇が困難な患者であっても受け入れることができ、刑務所の負担を軽減し、刑務所職員の安全の確保、受刑者の自傷の防止に貢献するとともに、治療によって患者の有する犯罪リスクを低減し、公衆の保護にも寄与している。

ブロードモア高度保安病院でも大量殺人を犯した犯罪者を扱っている。その人物像は、交友関係の問題、家族間の問題を抱え、パーソナリティ障害、統合失調症等の精神障害等

を抱えている者が多いという印象を与える。患者自身及び社会の安全のために入院させており、退院の見込みは著しく低い。

(2) グレンドン医療刑務所

グレンドン医療刑務所は1962年に精神障害を有する受刑者、反社会性パーソナリティ障害を有する受刑者のための施設として開設された。その後、通常受刑者をも処遇するようになったが、現在、同刑務所は、性犯罪者及び暴力犯罪者に対する治療共同体 (Therapeutic Community)^(注43) の手法を用いた処遇を行う連合王国で唯一の刑務所である。

グレンドン医療刑務所の入所者は自発的に同刑務所への入所を希望する者に限られている。保安基準では、カテゴリーB^(注44) の男性受刑者が中心であるが、C及びDの者も受け入れることがある。受刑者のほとんど(2012年3月時点で93%)は、終身刑又は不定期刑の者であり、収容定員は238人である。入所基準があり、3か月以上薬物から離脱していること、通常刑務所で問題なく受刑できること、リスクが一定程度軽減されていることの要件を充たす必要がある。さらに、入所者は、グレンドン医療刑務所に24か月以上収容されるに十分な受刑期間を有している必要がある。入所者は、自己変革を希望し、自己変革のために行動する真摯な意思を有していなければならない。

入所者は、入所から12週間、導入棟に収容され、2週間ごとにアセスメントを受ける。アセスメントは、職員だけでなく他の受刑者によっても行われ、他の受刑者とのコミュニケーションについても評価される。最初のテストとして、犯行内容、リスク要因、支援ニーズ、本人の希望する処遇目標等について確認し、OASysを用いて処遇歴、プログラム受講歴を確認する。OASysでは、判決、家族関係、治療記録等も入力されており、リスク要因についての情報が得られ、OASysを用いてリスク管理がなされる。被害者との対応や、未成年や家族に対する犯行を行った者の子どもとの面会の可否等についても、アセスメントに基づいて決定される。

導入棟におけるアセスメントの結果、受刑者の適性、リスク、ニーズ等を踏まえて、処遇棟が決定される。治療共同体という手法の性質上、受刑者は、自己の犯罪行為に向き合い、対峙していく必要があり、それができない受刑者はグレンドン医療刑務所で受け入れることはできず、元の刑務所へ戻されることとなる。治療共同体として、受刑者が他の者に自己の犯罪行為を告白する必要があり、かつ、他者からの批判を受ける必要がある。その批判に耐えなければならず、自分も他者を批判していかなければならない。通常刑務所では、受刑者間の対立紛争を招くことから、このようなやり方には消極的であるが、グ

注43 薬物乱用者処遇における治療共同体モデルについて、法務総合研究所研究部報告27「アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究」72頁参照

注44 英国においては、成人(21歳以上)男性受刑者を必要な保安の程度に応じて四つのカテゴリーに分類している。カテゴリーは、主として犯罪の深刻さと逃走した場合のリスクの程度に応じて定まり、最も厳重な保安が求められるものがカテゴリーAであり、カテゴリーAからCまでは閉鎖刑務所に収容され、カテゴリーDは開放刑務所に収容される。

グレンドン医療刑務所では、このような相互の告白・批判を取り入れている。

アセスメントにおいては、PAI (Personality Assessment Inventory), EPQ (Eysenck Personality Questionnaire), RPM (Raven's Progressive Matrices), PROQ (Person's Relating to Others Questionnaire) 等を用いている。

処遇棟の最初のアセスメントで生育歴、家族関係、経歴等を基に治療目標を定め、半年ごとに見直しを行っている。見直しには、各棟の主任、セラピスト、心理療法士、刑務官、犯罪者監督官、犯罪者処遇官などである。OASysのデータベース、治療内容、家族関係等を踏まえて、リスク要因の現況を判定し、場合によってはカテゴリーの変更を行う。

刑期終了が近づくと、全ての結果を報告書にまとめ、仮釈放等を決定する公聴会を開催する。公聴会には、受刑者の弁護士も参加できる。開放刑務所への移送、仮釈放が相当とされた場合、裁判所が正式に決定を出す。いずれも不可とされた場合、グレンドン医療刑務所での受刑の継続又は他の閉鎖刑務所での受刑の勧告となる。有期刑の場合、帰住先の検討が必要となり、住居・就労・経済問題の検討が必要となる。その場合、受刑者がMAPPA対象者であれば、立入禁止区域の設定、住居地の設定等が定められる。

治療共同体の原則に基づき、精神科医、看護師、心理療法士、刑務官で構成されるチーム処遇を行い、改善更生と再犯抑止に取り組んでいる。個々人が、治療共同体というコミュニティを統合することがキーポイントとなり、信頼関係が根底となる。

調査時に面会した受刑者は「過去に親から虐待を受けた体験があり、対人関係がうまく築けないといった問題があり、暴力犯罪、性犯罪の繰り返しであったが、ここで自己の過去を告白し、人生をやり直そうとしている。」「以前の刑務所で受けたプログラムでは、理性として理解しても、感情として受け止められなかった。ここでは、同様の立場の者と一緒に話し合うことで、実感ができるようになった。」「これまでの自分の社会的スキルは、怒ること、怒鳴ることだけであった。ここでの処遇を受けて、他人を理解し、会話し、助けることができるようになった。」「グレンドン医療刑務所では、自分を見つめ直す必要があり、心理的にきつい部分もあるが、新しい自分になりたいという意思があれば耐えられるし、変わることができる。」などと述べており、グレンドン医療刑務所で治療共同体の処遇を受けていることを高く評価していた。

犯罪者に対しては、犯罪者処遇モデル (Offender Management Model)^(注45) に基づいて、複数の関係機関職員 (特に矯正職員と保護職員) から構成される犯罪者処遇ユニット (Offender Management Unit) で処遇計画が策定され、実行されている。受刑者のカテゴリーの分類も、同ユニットにおいて判断され、変更されることがある。OASysのデータベースを活用しており、判決後の受刑者データについてOASysに入力されており、グレンドン医療刑務所でも同データベースを処遇に活用している。受刑者の処遇に責任を有する犯罪者

注45 法務総合研究所研究部報告42「再犯防止に関する総合的研究」264頁参照

処遇官（Offender Manager）は、終身刑、不定期刑の者については刑務所の外部の地域所属の者（保護職員）であり、有期刑の者については刑務所内部の職員である。犯罪者監督官（Offender Supervisor）は、日常の受刑生活では受刑者と一対一で対応している。12か月ごとに、犯罪者処遇官や犯罪者監督官などが集まって会議を開き、処遇の見直しに関する審理を行っている。

性犯罪者については、一つの棟に集めず、各棟に分散させ、他の罪名の受刑者と交流させ、自己の犯罪との対峙をさせているが、児童に対する連続性犯罪者についてだけは、他の受刑者からのいじめ等の防止のため1か所に集めて隔離している。性犯罪者に関してはSOTPがあり、刑務所で行う性犯罪者処遇中核プログラム（Core SOTP）は、受刑中の中リスク、高リスクの性犯罪者のための主要なプログラムである。同プログラムは、心理テストによる測定の結果、ほとんど全ての対象者においてプログラムの標的とされた動的リスクを減少させる効果があったとされている。高リスクの性犯罪者については、性犯罪者処遇拡張プログラム（Extended SOTP）も実施される。暴力犯罪者については、怒りの制御・管理学習プログラム（CALM：Control Anger and Learning to Manage it）、思考法訓練（TSP：Thinking Skills Programmes）等が実施される。同刑務所の後期には、開放刑務所への移送や釈放への準備としてのブースタープログラム（Booster Programme）も実施される。

（3）ホワイトモア刑務所

ホワイトモア刑務所は、カテゴリーA及びBの男性受刑者を収容する最高度保安の刑務所であり、8か所の高度保安刑務所の一つである。収容定員は458人であり、4年以上の刑の者を受け入れている。

同刑務所は、受刑者に対する施設内処遇の充実と社会復帰の支援を重点目標としており、重大犯罪の受刑者の長期の受刑生活を有用なものに転換すること、アセスメント、作業、教育、犯罪行動プログラムを通して、再犯リスクを低減することに力点を置いている。

同刑務所は、DSPDユニットを設け、保健協定のDSPDプログラムを遂行し、アセスメントと十分に計算された治療モデルを開発している。

2000年当時、危険で重篤なパーソナリティ障害（DSPD）は治療不可能と思われており、刑務所においても病院においても、これらの問題に対応した処遇・指導はほとんどなされなかった。パイロットとして治療ユニット（ホワイトモアにおいてはFENS UNITと呼ばれている。）が作られ、病院2院と刑務所2庁で治療の可否についての試みが行われた。これらのユニットの目的は、①高品質で詳細なリスクアセスメントを行い、最も危険な対象者から公衆を保護すること、②これらの者に対して高品質の処遇・治療を提供し、精神状態を改善すること、③これらの者の有するリスクを低減し、社会復帰又は低保安施設への移送を可能とすることである。DSPD該当性の基準は、法務省と保健省の協議により策定されたが、4施設における治療の手法は異なっている。

パイロット事業が終わり、その評価の結果^(注46)、高度保安病院よりも刑務所の方が、費用面で約3分の1であるばかりでなく、そのリスク低減効果の面でも良い成績であるとされた。中でも、ホワイトモア刑務所が最も高い評価を受けた。政府としては、危険で重篤なパーソナリティ障害 (DSPD) を有する者の処遇について刑務所の活用を図ろうとしており、治療終了者に対する支援プログラム (PIPES: Psychologically Informed Planned Environments) を計画している。その支援は、治療を受けた者に対する、より低保安のプログラムであり、刑務所内、又は承認された施設内で、特に安全性を確保し、支援に適した個別の住居環境を提供するというものである。

FENS UNITについては、法務省と保健省が資金を拠出し、地域NHS (Cambridgeshire and Peterborough NHS Foundation Trust) も協力している。施設は、DSPDの治療ユニット専用に設計されたものではなく、通常の刑務所を改修したものである。全室個室であり、受刑者が治療を受ける際に発生する危機 (精神的な不安定・激情等) に対応するための危機室、自殺防止のための保護室があるほか、運動場もある。

スタッフは、刑務所職員として刑務官72人 (他の棟の2倍の人員である。)、拘禁管理官3人、監督官3人、非常勤所長1人がおり、地域NHSが雇用した者として、非常勤の精神科医1人、看護師5人、精神分析医・心理療法士20人 (補佐を含む。) である。2012年3月時点の対象受刑者 (患者) は、アセスメント・治療中の者が65人、治療終了後で移送待ちの者5人である。

対象者のアセスメントにおいては、暴力犯罪に関するリスクアセスメントツールとしてVRSとHCR-20を用いており、性犯罪に関するリスクアセスメントツールとしてRisk Matrix 2000, Static 99とSARNを用いている。パーソナリティ障害の診断に関してはIPDE^(注47)を、サイコパシーの診断に関してはPCL-Rを使用している。精神病についてはSCID-1、愛着スタイルの測定については、AAI^(注48)によっている。さらに、日常生活とグループワークの内容も資料となる。相手によって態度が異なり、臨床心理士相手とは異なる態度を刑務官にとる者もいるので、特に各グループの担当刑務官からの報告も重要となる。また、本人の供述が信用できるとは限らないので、アセスメント資料として病院、保護観察サービス等から対象者に関する情報を入手している。

注46 DSPDユニットに関する評価を行ったものとして、「危険で重篤なパーソナリティ障害者の包摂: アセスメントと治療の評価」(IDEA, Inclusion for DSPD: Evaluating Assessment and Treatment), 「危険で重篤なパーソナリティ障害者の管理, 組織, 職員配置 (MEMOS: Management, Organization and Staffing for DSPD)」がある。

注47 IPDE (International Personality Disorder Examination) とは、WHO (世界保健機構) とADAMHA (米国アルコール・薬物乱用・精神保健庁) の援助によって開発されたパーソナリティ障害のアセスメントのための標準的ツールであり、DSM-IVとICD-10の双方の基準を包含している。

注48 AAI (Adult Attachment Interview) とは、所要時間が1時間程度の半構造化された面接法によって思春期以降の愛着の個人差を測定するツールである。

FENS UNITで処遇する者の条件・基準は、①再犯リスクが高いこと（VRS, HCR-20, Risk Matrix 2000, Static 99, SARNのスコアによって判断される。）、②重篤なパーソナリティ障害を有すること（(i)PCL-R上のスコアが30以上であること、(ii) PCL-R上のスコアが28以上で、かつ、反社会性パーソナリティ障害以外のパーソナリティ障害を有すること、(iii) 2以上の深刻なパーソナリティ障害を有することのいずれかを満たすこと）、③パーソナリティ障害と犯罪に関連性があることである。

治療プログラムに参加するか否かは、受刑者の意思によって決定される。刑務所であって病院ではないので、治療を強制することはできない。

治療を受けている受刑者の罪名は、殺人、暴力犯、強姦・性犯罪がほとんどである。対象者は、パーソナリティ障害のみでなく、他の精神障害も併せ有している者が多い。ほとんどの者が、うつ病又は不安障害を伴うPTSD（特に少年時代に原因を有するものが多い。）の病歴を有している。その他の特徴としては、統合失調症、双極性障害の病歴、精神病エピソード、境界性学習障害（重篤な学習障害を有する者は治療プログラムの意義を理解できないことから受け入れていない。）、成人性注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害などが目立っている。FENS UNITでは、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラム障害の者が増えてきており、対応上の問題となっている。

処遇上の方針は、治療であって支配型の管理ではない。精神的・情緒的に不安定なままであると、感情の高ぶりに突き動かされ、犯罪行動に至る蓋然性が極めて高くなる。治療を行い、障害の要因に対処しなければならない。対象者は、通常は冷静であるが、何かのきっかけで感情の揺れが激しく、感情的に犯罪を行ってしまう。その犯罪の特徴は対人関係犯罪である。

治療の理論的基礎は、認知的対人関係モデルである。FENS UNITにおける治療プログラムは、パーソナリティ障害の要因の調査に基づいている。人格は、遺伝的素因と経験の相互作用の結果であり、パーソナリティ障害も過去の体験の作用部分が考えられる。愛着問題、家族の機能不全、（被虐待等の）トラウマ、社会環境が要因となり得る。治療は、共通的プログラムと共に、個人の心理特性に即した系統的臨床プログラムに基づいて行われる。最初に行われるべきであるのは、良い愛着体験をすること、トラウマに対処することである。愛着体験については、グループワークでいつも同じメンバーで話し合うことにより、家族のような関係を改めて築き、機能不全家族体験を解消させる。トラウマを受けた者の犯罪の治療では、そのトラウマを解決しなければならない。刑務官がグループワークの際に同席してサポートし、社会性を養わせる。そのため、刑務官の研修が重要であり、暴力でなく、会話による指導・対応を行う。臨床部門との連携が重要である。

FENS UNITにおける処遇は、原則として5年である。処遇プログラムは、個人療法とグループワークに分かれる。個人療法は、プログラムの開始から終了まで行われ、パーソナリティ障害の要因・ルーツを探るものである。グループワークとしては、導入期（当初の

6か月)に、パーソナリティ障害に関する認識を高め、また、人間関係に関する基礎を習得する。パーソナリティ障害は、人間関係の問題であって、グループワークでも人間関係を扱う。グループワークでは、人間関係不全についての対処、思考方法の誤りについての対処、怒りや恐怖以外の情動についての理解(対象者は怒りや恐怖以外の感情を理解していない。)などを行う。プログラムの後半になって、各人の犯罪行為に焦点を当てる。自分の感情を理解し、共感を理解していないと、被害者への共感もできない。対象者にとっての被害者を代表するような人物を刑務官として割り当て、対象者と対峙させて、被害者の感情・恐怖を理解させる。最後には、薬物、飲酒、自傷等の依存的行動についての療法と、健全な人間関係、友情、異性関係を学ぶ療法である。

7-2-4図 FENS UNITにおける認知対人治療プログラムの概要

期間(月)	0-6	6-12	12-18	18-24	24-30	30-36	36-42	42-48	48-54	54-60
個人療法	個人療法 (パーソナリティ障害の根源に焦点を当てる)									
グループワーク	障害認識 (0-3月)									
	人間関係 (4-6月)									
		認知対人グループ療法 (人間関係不全の問題に対処)								
		スキーマ集中グループ療法 (思考の誤りの問題に対処)								
			情動集中 グループ療法			犯罪集中 グループ療法				
									依存的行動 グループ療法	対人関係 グループ療法

治療プログラムでは、日常的な療法、相互作用が最も重要であり、臨床部門のスタッフよりも長い時間を受刑者と過ごす刑務官の役割が重要である。通常の刑務所での刑務官とは異なる任務であり、その研修が重要となる。

第1世代コホート(18人)が2010年に治療プログラムを修了した。それらの者の属性と治療プログラムの成果を分析した結果は次のとおりである。

まず、罪名としては、殺人と性犯罪が多い。IPDEによるパーソナリティ障害のアセスメントを見ると、反社会性パーソナリティ障害との診断が多くの人に成され、そのほか境界性パーソナリティ障害、妄想性パーソナリティ障害も多かった。治療前におけるRisk Matrix 2000の結果は、暴力犯罪のリスクについては全員が「高い」(high)又は「特に高い」(very high)であった。治療プログラムへの出席は任意であるが、出席率は高かった。

暴力事件の件数を比較すると、治療前は年間18.4件であるのに対し、治療後は2.4件と非常に低くなった。また、VRSのスコアもHCR-20のスコアも、治療前に比べて治療後は低くなっている。治療後の処遇は、治療共同体にいる者6人、カテゴリーB 5人(1人は現在カテ

ゴリーC), PIPE 1人, 釈放 1人, 病院 1人, 他の刑務所 4人 (1人は現在カテゴリーAからの緩和) である。

治療後の処遇コストは治療前の約半分に減少しており, また, 刑務所での治療コストは, 病院の2分の1以下に過ぎず, 費用面でも有利であるとの評価が出ている。

第8章 まとめ

第1節 無差別殺傷事犯の特徴

本研究における対象者・事件の調査結果に基づいて、無差別殺傷事犯の特徴を考察すれば、次のような特徴をうかがうことができる。

1 無差別殺傷事犯の特徴

無差別殺傷事犯者の多くは男性であり、年齢層は一般殺人と比べると低く、高齢者は少ない傾向がある。前科の有無で見ると、前科がない者で年齢の低い者が多く、また、動機別で見ると、「自殺・死刑願望」型、「殺人への興味・欲求」型で年齢の低い者が多い傾向がうかがえる。年齢層が低い者が一定の割合を占めるため、親と同居している者も多いが、それらの者を除くと単身で生活している者が多く、配偶者等と円満な家庭生活を送っている者は少ない。親等の家族との関係も、不良であったり、希薄である者が多い。異性との交際についても同様であり、過去に交際相手がいた者も異性関係が消滅し、犯行時に異性の交際相手がいる者はほとんどいない。

また、友人との交友関係についても、犯行時には友人がいなかったり、交友関係が希薄、陰悪である者が多数であり、この点は類型による差異がほとんど認められない。そして、そもそも学校や職場に在籍していた時点から適切な友人関係を築くことができなかつた者も多く、交友関係構築能力の問題が大きいと考えられる。在籍時から犯行時までの交友関係の悪化は、前科なしの者、大量殺人型の者の類型で認めやすいように思われる。

就労関係について見ると、就労経験はあるものの、長続きせず、犯行時には無職であったり、非正規雇用等の不安定な就労状況にある者がほとんどである。経済的にも、収入は少なく、経済活動は活発ではない者が多い。住居についても、住所不定であったり、社会福祉施設に居住するなど、長期にわたり居住できる安定した住居が得られていない者が相当の割合で見られる。

総じて、周囲との活発な人間関係がなく、社会的に孤立した中で、困窮型の生活を送っていた者が多いと言え、これらの生活状況が、無差別殺傷事犯者が抱いていた閉塞感、不満等の一つの要因となっていたと考えられる。

また、無差別殺傷事犯者の性格傾向は、敏感で自己批判・卑下しがちであり、自信がなく悩みやすく、ひがみがちな特徴を持つ者が多いと考えられ、また、犯行時にいらいらなどの精神的な不調、不安定な状態にあった者が多い。無差別殺傷事件を惹起するパターンとしては、恵まれない生活環境の中で希望や意欲を失い、その境遇に関して、視野狭窄的で偏った思考の下、不平不満を募らせるというパターンが相当程度にあると思われる。さらに、無差別殺傷事犯者においては、何らかの精神障害等のある者が多く、特にパーソナ

リティ障害の診断を受けた者が多く、その診断に示されるような人格傾向、行動・態度の偏りと無差別殺傷事犯との関連性がうかがわれる^(注49)。

無差別殺傷事犯者の約半数に前科があり、そのうち粗暴犯前科がある者が多く、また、無差別殺傷事犯者に特徴的な点として放火の前科を有する者の比率が一般殺人に比べて高い。他方、犯行時の不良集団に所属している者は少ない。

無差別殺傷事犯者では、犯行前に何らかの問題行動が認められる者が多く、その内容としては、自殺企図が多い（その時期も犯行時に近接している者が多い）。自殺企図歴が認められるのは、前科のない者が多く、また、「自殺・死刑願望」型の者の全員に同歴がある。そのほか、引きこもり、対人粗暴行為、対物粗暴行為、物質乱用（覚せい剤、シンナー、飲酒等）が見られる。その背景として、いじめ被害、対人的孤立、経済的困窮、仕事上の悩み、虐待被害等が認められるケースが多い。

無差別殺傷事犯の特徴を見ると、共犯のいない単独犯による犯行であることが挙げられる。これは、無差別殺傷事犯においては、分かりにくいという動機の特徴、交友関係の希薄さにより、他の者との動機・感情の共有がなされにくいことを反映していると考えられる。

被害者については、男女比は同程度であるが、一般殺人と比べて、女性と子どもの割合が高い。被害者の選定理由について見ると、女性、子ども、高齢者など弱者を攻撃対象として選定するケースが多いが、怨恨相手等の投影・代替として選定するケースもあり、このような理由は前科のない者、「自己の境遇への不満」型又は「特定の者への不満」型の者に多い。そのほか、全く選定がなされない場合もある。無差別殺傷事犯では、刃物を用いた刺殺・斬殺が多いが、未遂にとどまる比率は低くはない。被害者数が1人とどまった無差別殺傷事犯者が半数以上であるが、複数以上の被害者のいる事件の中では大量殺人型が多い。大量殺人型では、前科のない者が多く、また、前科のない者で大量殺人型の比率が高い傾向がうかがえる。

動機としては、「自己の境遇への不満」型が多く、次いで多いのが「特定の者への不満」型である。そのほか、「自殺・死刑願望」型、「刑務所への逃避」型、「殺人への興味・欲求」型がある。「自殺・死刑願望」型、「殺人への興味・欲求」型では、前科のない者が多い。

無差別殺傷事件の犯行を決意した時点は、犯行当日より相当前から決意していた者は少ないものの、犯行時にいきなり思い立ったものではなく、その前から犯行を決意した計画的犯行が多い（特に、大量殺人型、連続殺人型で、計画性のある犯行が多い）。また、犯行時に薬物等の使用、飲酒に及んでいた者は少ない。犯行以前において、医師等に対して、犯行に関する内的衝動を相談するなどしていた者も一定の割合で認められる。過去の無差別殺傷事件を明確に模倣して犯行を行った者は少なく、また、マスコミ報道によるアピールを明確に意図していた者も少なかった。刑事施設における受刑歴のある者のうち、前刑

注49 無差別殺傷事件においては、事案の重大性を踏まえて、他の事例に比べると、鑑定人において人格傾向等の偏りについてパーソナリティ障害との判断を付す傾向が強いのではないかとの意見もある。

の出所後1年未満に本件の無差別殺傷事件に及んだ者が半数を超えており、また、1か月未満に及んだ者も相当な割合に及んでおり、出所後に問題を抱えている者が多いことが推測される。

2 無差別殺傷事犯者の処遇

無差別殺傷事犯者は、現行犯人逮捕される者、自首する者が多く、裁判においても犯人性が争われることは少ない一方で、責任能力が争われることが多い。その量刑は、一般殺人に比べて重いものが多いが、起訴から第一審判決に至るまでの期間が2年を超える長期にわたるものは少なく、判決が第一審で確定するものも多い。

無差別殺傷事犯者の刑事施設における処遇については、精神・身体上の疾病・障害のため治療の必要性が認められる者の割合が高い。事案の性質上、被害者・遺族への慰謝が処遇目標として重要であるが、そのほか、自己の問題性の反省、ゆがんだ価値観の矯正などの資質の改善が目標として設定されることが多い。特別改善指導としても、被害者の視点を取り入れた教育がなされる場合が多い。

無差別殺傷事犯者の抱える精神障害等、性格傾向、対人関係の問題等によって、処遇上の配慮を要することが多く、居室、作業、職業訓練、その他の処遇において、本人の特性を踏まえた処遇が要求されることが多い。また、無差別殺傷事犯者の自殺企図歴の多さを反映して、自殺、自傷のおそれ等による要注意者・要視察者の指定がなされることが多く、受刑時においても自殺のおそれがなくなる者が相当程度に及んでおり、また、精神障害等の診断を受け、刑事施設において、診察・治療を受ける者も多い。

無差別殺傷事犯者は、反則行為により懲罰を受ける者が多く、しかも多数回にわたって懲罰を受けている者も散見される。その内容は、粗暴行為が多く、また、前科のある者の方が懲罰回数が多い傾向があり、粗暴的傾向が改善されていない者も多い。他方で、対人関係上の問題から怠役するなどの逃避的な反則行為も見受けられる。

出所時には、精神保健福祉法26条に基づく通知が行われる者が多いが、都道府県精神保健指定医の診断が統制された処遇環境下で治療を受けている状態にある対象者に対して行われることもあって、入院措置にまでは至らないことが多い。無差別殺傷事犯者については、家族との関係が不良な者も多く、また、事案の性質を反映して、家族による引受けについて問題が生じることが見られる上、更生保護施設における引受けについても無差別殺傷事犯者の犯罪傾向や心身の状況に鑑みて引受けに消極的な面がうかがわれるなどの問題があり、その社会復帰については困難な面が見られる。このような点も反映していると考えられるが、仮釈放者は少なく、満期釈放者が多い。

無差別殺傷事犯者の中には、刑事施設内で再犯に及んだり、あるいは出所後に再犯に及んだりする者が少なくない。再犯に及んだ者は前科がある者が多い。再犯の内容は全て粗暴犯であり、また、中には、無差別殺傷事犯と同様の動機による再犯を行う者もあり、無差別殺傷事犯者に対する指導・働き掛けの重要性と困難さを示している。

第2節 無差別殺傷事犯の防止と無差別殺傷事犯者の処遇

無差別殺傷事犯者は非常に多様であり、それぞれ固有の本人の特性と環境・事情に基づいて特有の思考過程を経て無差別殺傷事件を起こしており、すぐれて個別的な性格を有している。また、その結果は極めて重大であるが、発生頻度は低いため、無差別殺傷事犯のみに焦点を当てた施策を講じることは困難な問題を抱えている。このような問題を踏まえつつ、外国における危険な犯罪者の処遇方法をも参考にしながら、可能な限り無差別殺傷事犯を防止し、より効果的な処遇を行うための方策を検討したところ、次のような点に留意することが相当であると考えられた。

1 無差別殺傷事犯の防止

(1) 前科のある者に対する処遇

無差別殺傷事犯者のうち、相当の割合の者は、懲役前科を有しており、刑事施設で受刑した経歴を有している。しかも、その前科罪名には粗暴犯が多く含まれており、粗暴的な性向が改善されずに、無差別殺傷事犯に至っている例も多い。傷害・暴行については、1犯目の前科が傷害・暴行であった者がその後再犯に至る率が高いなど（平成19年版犯罪白書7-3-4-1図参照）、粗暴犯の再犯防止は刑事政策上の重要な課題であり、粗暴犯を処遇するに当たり、その粗暴的な性向を改善していくことは、一般的な再犯防止という観点からも重要である。また、平成22年版犯罪白書においても、殺人の事犯者について粗暴犯の有前科者率が約3割に及んでいることなどから、これらの事犯者が一般的に他人の生命や身体を尊重する意識が希薄であるなどの大きな資質上の問題を抱えていると指摘している。このように粗暴犯については、再犯率という量的な面からも、殺人等の重大な再犯という質的な面からも、再犯防止策は重要である。そして、粗暴犯の再犯防止がひいては無差別殺傷事犯の防止・低減につながるのであって、粗暴犯で受刑している者に対して、その粗暴的な犯罪性向等の問題性を改善するための処遇の充実を図ることが重要である。

粗暴性向の改善等を図るためには、まず、受刑者の粗暴性向等の問題性を正確に測定・把握することが必要である。粗暴犯による受刑者を中心として、その一般的な再犯リスクのみならず、重大・粗暴犯の再犯リスクを評価できるようなリスクアセスメントツールを開発することが求められる。なお、このリスクアセスメントは、一部の刑事施設だけではなく、全ての施設で利用可能なものであって、いずれの施設においても標準的な手続でリスクの評価ができるようなツール・体制の整備が望まれよう。また、精神障害等の有無についても、受刑者のスクリーニングを行って、その問題性の有無を把握し、精神科医等の診察・治療につなげられるような体制をできる限り整える必要がある。

そして、受刑者の問題性に応じた施設内処遇を進めていく必要がある。受刑者全員に濃密な処遇を行うことは現実的に困難であるから、リスク・問題性の程度・内容に応じた処

遇計画を策定し、実施するのが相当である。その際には、粗暴的性向の改善、パーソナリティ障害を始めとした精神障害等の治療等を中心的な課題とし、その改善・治療の効果を見極めながら、処遇の在り方の再検討を行うべきであろう。

他方で、これらの者に対する社会復帰支援も重要である。犯罪者が改善更生を遂げて、刑事施設から釈放され、健全な社会の一員として復帰することができれば、対象者にとっても、社会全体にとっても望ましい。しかし、そのような改善更生の道は容易なものではなく、刑事施設から釈放されて様々な環境の変化や刺激がある社会内で生活する中では、時にこれらの者の問題性は強まり、また、就労その他の面で困難な状況に直面して再犯リスクを高めていくおそれもある。特に粗暴的性向・対人関係上の問題等が大きい者にとってはこのようなおそれは高いものと言えよう。

そこで、施設内処遇から社会内処遇へ移行するに当たって、刑事施設等と社会内処遇を担う保護観察所等との間で一貫した処遇を行うことができるように連携を一層強化し、継続的な処遇となるように努めるべきである。

入出所時のリスクアセスメントの結果、精神障害等の有無、問題性の解消状況などの施設内における受刑者の情報はもちろん、基本的な属性、犯罪内容、刑事手続の各段階における対応等の情報（さらには、施設から釈放された後における再犯その他の問題行動の見通しに関する情報）についても、保護観察対象者の社会復帰を支援し、再犯を防止する上で有用なものであるから、刑事手続の最終段階に位置する保護観察所等においても利用可能なものとするのが重要である。このような観点を踏まえて、刑事司法機関の情報共有、データベースの構築とその運用の在り方について、検討を深めていくべきであろう。そして、社会復帰支援は、保護観察所等が中心となるものではあるが、医療・社会福祉機関を始め、多種多様な関係機関の関与の下で行われることで充実するものであり、対象となる者の問題性・リスクの程度・内容に応じて、必要な連携機関の範囲の広狭と連携の強弱を付けながら、対象者の釈放後の状況を見守り、必要な指導、介入と支援を行っていくべきであろう。

今後、刑務所出所者等の社会復帰支援と再犯防止に向けた関係機関の連携について、費用対効果等を踏まえながら、在るべき姿（モデル）の構築を図っていく必要があるように思われる。

（２）社会全体における方策

無差別殺傷事犯者は、無職、家庭不和、住居不安定等の犯罪リスクが高い者が多く、これらの犯罪リスクが凝縮されていることが、無差別殺傷事犯につながっていると考えられる。また、交友関係、異性関係も希薄であり、社会的に孤立していることが無差別殺傷事犯者の特徴であって、孤立した上で偏った思考等が先鋭化し無差別殺傷事犯に至っており、孤立を防ぐことは無差別殺傷事犯を防ぐ上で重要な意味を持つと考えられる。ところで、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日 犯罪対策閣僚会議決定）においても、再犯防止策として、社会における「居場所」と「出番」を作ることが大事であるとされ、

また、犯罪対策を離れても、我が国において成長力を高めていくために、国民全てが意欲と能力に応じ労働市場や様々な社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現する必要があるとされているところである。これらの居場所と出番を作るための各種施策は、ひいては無差別殺傷事犯の防止にも資すると考えられ、居場所と出番を作るための各種施策の推進を図るべきであると考えられる。

また、無差別殺傷事犯者においては、何らかの精神障害等を有している者が多数見られ、これらによる偏った思考・認知等が無差別殺傷事犯に影響していると思われるケースが多い。しかしながら、これらの精神障害等を有している者のうち、犯行時に精神科病院への入通院等を行って治療等を受けている者は少ない。全く治療を受けていなかったり、過去に治療経験があっても入通院を中止してしまっていた者がほとんどである。そして、無差別殺傷事犯に至る者と至らない者を問わず、精神障害等を有する者が適切な治療・療育を受けられることが本来的に望ましいが、精神障害等に関する知識等がないことから、本人又は周囲の者が治療・療育の必要性を認識しなかったり、あるいは、その必要性を感じつつも、偏見・差別をおそれるなどして、早期に治療・療育を受けないことも多い（無差別殺傷事犯者の中にも、自分の症状、言動に悩みつつ、犯行後に受けた精神鑑定によって障害名・内容を理解し、無用な葛藤等から解放され、精神状態が安定した者がいる。）。したがって、精神障害等に関する適切な知識・情報を社会に広め、これらの障害を有する者が早期に治療・療育等を受けられるよう進めていくことが望ましい。

無差別殺傷事犯者が、その犯行を行うに当たっては、何らかの問題行動、前兆的行動が見られることがある。その中で、最も多いのは、自殺企図である。「自殺・死刑願望」により無差別殺傷事件を惹起する者はもとより、それ以外の動機により無差別殺傷事件を惹起する者であっても、閉塞感・境遇に対する不満等を持ち、犯行に近接して自殺を企図することも多く、特に、年齢層が低い者、少年、若年者において、自殺企図歴のある者が多い。また、これらの自殺企図とその失敗が無差別殺傷事犯と何らかの関連性を持っていると見られることも多い。したがって、無差別殺傷事犯を防ぐに当たっては、そもそも自殺対策を推進し、自殺を企図する者を減らすことが一定の効果をもたらすと考えられる。自殺に関しては、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(平成24年8月28日閣議決定)が定められているところであり、これに基づく各種施策、取り分け少年・若年者に対する自殺防止策を推進することが無差別殺傷事犯の防止にも資すると考えられる。

そのほか、対人的引きこもり、各種の粗暴行為、薬物乱用といった問題行動が見られることも多く、これらの中には、専門家から見れば、無差別殺傷事犯を始めとした自傷・他害行動のおそれを示唆するサインであると解釈できるものも相当に含まれていると考えられる。専門家ではない一般人がその意味を正しく理解することは困難であるが、これらの行動の意味を理解するためのガイドライン等を作成し、配布すれば、周囲の者がこれらの

行動の意味を理解し、その前兆的意味に気付く可能性が増大されよう。さらには、無差別殺傷事犯者を始め、何らかの自傷・他害行為を行うことを着想している者については、丁寧に話を聞くなどの対応が重要であるが、これらの対応の方法も専門的知見に基づく適切なものである必要がある。また、医師等の専門家も、診断の過程で患者から犯罪的衝動に関する告白・相談を受けた際の対応、他機関への情報開示・相談の在り方についての明確な指針がないため、対応に窮していることがうかがえる。そこで、これらの言動の理解、周囲の対応方法について、各分野の専門家の知見をいかしたガイドライン等を作成、配布することが有用であろう。そして、これらのガイドライン等については、自傷・他害のリスクの高い者と接触する機会が多い者、例えば、捜査機関、更生保護機関等の刑事司法機関に配布するほか、社会全体での予防の観点から、医療・福祉関係者等にも配布すべきであると考えられる。

2 無差別殺傷事犯者の処遇

(1) 刑事司法制度に関する理解と説明

無差別殺傷事犯の裁判においては、犯人性が争点とされる事例は少なく、責任能力のほか、情状等を中心的な争点とした審理が行われることが多い。情状面について言えば、事案の性質上、一般に被害感情も強く、厳しい処分、量刑がなされることが多いが、それは一般国民感情からも是認されるものであると思われる。この場合において、無差別殺傷事犯者の性格・態度、物事に対する認知性向等の問題から、正当に運営された刑事司法制度に対して、誤った前提に立ち、あるいは偏った思考から不信感を抱くことがまま見られる。そのために、矯正施設での受刑を受け入れられずに、適切な受刑生活をなかなか開始できない事態や、刑事司法機関を始めとした社会に対する恨みを募らせ、無差別殺傷事犯へとつながる事態も見受けられる。したがって、刑事司法関係者は、それぞれの職責に沿った活動を行うことは当然ではあるが、それに対する被疑者・被告人の認知上の問題をも踏まえつつ、無用な不信感を惹起させないよう配慮し、また、本人に対する説明を可能な限り十分に行って、適切な理解を得るよう努めることが望ましいと考えられる。

(2) 刑事施設における特別な指導

無差別殺傷事犯者は、重大な犯罪を行ったにもかかわらず、その特異な思考様式等によって、罪障感を抱かない者、表明しない者も少なからずいる。しかも、一般殺人とはかなり動機に隔たりがある事犯であり、その動機の形成過程を踏まえると、通常の殺人事犯者等に対する処遇をそのまま行うことが適切であるか否かは再検討の余地があると思われる。

現在、無差別殺傷事犯者に対しては「被害者の視点を取り入れた教育」(R4)が比較的多くの者に行われているが、未遂にとどまっている場合等で刑事施設における体制、対象者の問題等から、このような指導が行われていない者もあり、しかもそのような場合で同種の再犯に至った事例も存在する。従って、未遂にとどまった事案であっても、事案の性質・

内容、対象者の特性を見極めて、これらの指導を行っていく必要があり、しかも、対象者の行った事案の内容、対象者の問題点に即した指導（個別的指導）を行う必要性が高いことに留意すべきであると考えられる。

（3）精神障害等の問題への適切な対応

無差別殺傷事犯者においては何らかの精神障害等を有している者が多く、無差別殺傷事犯者に限った問題ではないが、精神障害等の問題を有する者に対しては、その問題への適切な対応が必要である。

そのためには、まず、刑事施設、保護観察所等における処遇の担当者が、対象者の精神障害等の状況、問題内容を正確に理解することが必要である。無差別殺傷事犯においては、精神科医等の専門家による詳細な鑑定が行われていることも多く、その鑑定内容には一般に処遇上も有益な内容・知見が多数含まれているほか、その生育歴、犯行の動機とその形成過程、病歴等の有用な情報は、判決書等の刑事事件記録にも多数含まれている。これらの情報は、精神障害等の問題を有する者を適正に処遇し、その改善更生を図るために有用なものであるから、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所との間で適切な情報共有を図る必要がある。

刑事施設等においては、これらの情報を処遇計画の策定等に活用すべきであり、実際の処遇担当者においても十分にその内容を理解した上で処遇に当たるべきである。さらに、その後も、処遇担当の調査専門官、少年鑑別所技官（処遇共助による。）、精神科医師をして、対象者に面接、診察させることによって、精神状況を定期的に把握することが適当である。

また、これらの障害等を有する者に対する処遇に当たっては、通常の者と異なる難しい問題が生じることがあり得ることから、複数の担当職員（刑事施設においては、分類、教育、医務、処遇等の各部署の職員が考えられる。）によるチーム処遇の活用を行い、情報を共有した上で、事故・事象の発生を防止し、問題点の改善のための有用な処遇の検討を行うことが考えられよう。

さらに、パーソナリティ障害を有する者に対する処遇の適正化を図っていく必要がある。パーソナリティ障害について、その問題性の解消を図ることの困難性が指摘され、特別な処遇が行われている例は少ないが、その問題性を放置することは適当ではなく、医療機関における治療内容、海外の刑事施設等で行われている処遇技法等を参考にして、我が国のパーソナリティ障害を有する犯罪者に対する処遇プログラム又は処遇技術の開発を行うことを検討していくべきであろう。

加えて、矯正施設の長は、精神障害者等の出所に当たっては精神保健福祉法26条の通報が必要であるところ、この場合において都道府県知事が適正な判断を行い得るよう、対象者の施設内での言動、治療状況等その他の知事の判断に有益な情報の提供により一層努めるべきである（可能な限り、事前に都道府県側と調整し、必要な情報の内容等について調整を行っておくことが望ましいと考える。）。

このような施設内処遇における精神障害等の問題を有する者に対する対応を踏まえ、社会内処遇へと切れ目なくつなぎ、効果的な処遇を実現する必要がある。刑事施設入所前、受刑中の精神障害等の状況について、刑事施設と仮釈放を決定する地方更生保護委員会及び保護観察所との間で適切な情報共有を行い、釈放後、円滑に医療・福祉につながるよう保護観察所における生活環境調整の充実を図る必要がある。また、地方更生保護委員会における仮釈放審理等においては、釈放後の医療・福祉の必要性を適切に把握することができるよう、精神科医等の協力者の一層の活用が期待される。

また、保護観察所における社会内処遇においては、精神障害のある者については、類型別処遇^(注50)として、実務経験を踏まえて体系化された処遇指針や留意事項に沿った問題性に応じた処遇が行われており、複数の保護観察官や保護司による担当を行うなどしているが、より充実したものにしていく必要がある。

(4) 社会復帰に向けた支援

無差別殺傷事犯者は、就労、学歴、家庭状況、友人関係等の面で恵まれず、社会的弱者の立場にいる者が多く、一般の受刑者同様に、あるいはそれ以上に多重的な犯罪リスクを有しており、支援のニーズを抱えた存在ということが出来る。そして、無差別殺傷事犯者は、事案の重大性や対象者の抱える問題性、これによる受入先の乏しさ等の要因により、仮釈放となる者は多くはない。その結果、多くの者が満期釈放となって支援を受けられない状態で社会に復帰することとなり、犯罪のリスクが高められているという状態になりがちである。そこで、無差別殺傷事犯者の再犯を防止すべく、刑事施設及び社会内における社会復帰に向けた支援策を充実する必要がある。

そのためには、まず、適性等の問題はあるものの、可能な限り、刑事施設等においては、就労指導や教科指導等の社会復帰に向けた指導・教育を充実させる必要がある。そして、対象者の支援のニーズを正しく把握し、受け皿の確保、医療・福祉等機関との連携を図っていくことが重要である。

この点で、障害等を有する者については、法務省と厚生労働省が連携して行う特別調整の対象となり得るところ、その受入先となる医療・福祉機関等においても、無差別殺傷事犯者については、不安感等を抱くことは十分に想定されるところであって、受け皿確保を促進するための何らかの措置を検討する必要がある。帰住先が確保されて、仮釈放となった者については、保護観察所の関与により、医療・福祉機関等による受入れが容易となり得ると考えられる。満期釈放となった者については、本人の申出に基づく更生緊急保護^(注51)により保護観察所の関与が可能であるが、満期釈放者が必要な支援を受けられる場所や機会の更

^{注50} 覚せい剤事犯や、問題飲酒傾向のある者、暴力団関係者等、保護観察対象者が抱える類型的な問題性に応じて効果的・効率的な処遇を実施するため、処遇事例の蓄積から、体系化された処遇指針や留意事項に沿って処遇を行うもの。

^{注51} 満期釈放者等に対し、一定の期間、その者の申出に基づいて食事・衣料・旅費等の給貸与や更生保護施設への委託等の措置を講ずるもの。

なる拡充を図る方策を検討すべきではないかと考えられる（このことは、無差別殺傷事犯者に限らず、その他の満期釈放者にとっても、再犯リスクが低減され、円滑に社会復帰を遂げる上で望ましい結果となろう。）し、同様の方策は仮釈放期間が終了した者に対しても検討されるべきであろう。また、医療・福祉機関等との多機関連携を確保し、充実させるためには、従来のような個々の保護観察所ごとの連携の枠組みによるのではなく、心神喪失者等医療観察制度のように、統一的で整理された連携の枠組みを構築することも一つの在り方として検討されるべきであろう。

他方、出所後における対象者の再犯を防止しつつ、適切な支援を行うためには、刑事施設等と保護観察所やその他の機関との間で、情報の分断が生じることは相当ではなく、当該対象者の状況に関する情報の引継ぎを十分に行うことが重要である。そのためには、刑事施設入所中から対象者のリスクアセスメントを行い、そのリスクアセスメントの結果を踏まえて、刑事施設、地方更生保護委員会を中心に保護観察所やその他の医療・福祉機関との連携を図り、当該対象者に適した社会内処遇の在り方・支援の在り方を検討する場を構築することが必要である。そして、当該対象者に対するリスク評価の程度に応じて、かかる検討の場を用いて、当該対象者の状況に応じた適切な社会内処遇や支援の方針の検討を継続的に行う必要がある。その連携の実を上げるためにも、対象者の情報について関係機関で情報共有できる枠組み、データベースシステムの構築を検討すべきであろう。

（５）職員に対する研修・教育

また、無差別殺傷事犯者の抱える問題性は、その程度の大きさはともかく、通常の犯罪者と同様の問題性を抱える者が多い反面、通常とは異なる特異な面もある。そのため、通常の犯罪者と同様の対応をこれらの者に対して機械的に行うことは不適切となる場合もあるが、多くの刑事司法機関職員にとって経験のないタイプの対象者であると考えられる。したがって、無差別殺傷事犯者を取り扱う各刑事司法機関の職員が、これら事犯者の特性等を適切に理解しておくことが必要である。そのためには、本研究部報告等を利用した研修、あるいは、執務に際して担当職員が参照し得るように執務資料として各施設に配備することなどが望まれるほか、執務・取扱いにおける参考情報（各事例と執務上の工夫・手法等）等を共有する体制を整えることが望まれる。

第3節 おわりに

以上のとおり、本研究では無差別殺傷事件を対象とし、「分かりにくい動機」に基づいて無差別に人を殺傷する事件の背景や原因等を探った。冒頭に断ったとおり、本研究では、無差別殺傷事件を網羅的に抽出したことが担保できないし、また、例数も少ないなどの限界があり、その限界を踏まえて分析を行った。そのため、明確な結論を導き出すことに困難があるものの、一定の範囲で無差別殺傷事犯の実態を明らかにすることはできたと考える。

その過程において、無差別殺傷事犯者について幾つかの特徴的な点が示唆されるに至った。しかしながら、重要な点は、これらの特徴に当てはまる者が直ちに無差別殺傷事件を引き起こす者ではないということである。無差別殺傷事犯は、その結果は重大であるが、あくまでもまれに発生するものであって、これらの特徴に当てはまる者であっても、無差別殺傷事犯に及ぶ者は非常に少ない。したがって、学業・就労、交友関係、性格、精神障害等を始め、幾つかの特徴に当てはまる者に対して、いたずらな偏見を抱くことは厳に慎むべきである。他方で、無差別殺傷事犯に限らず、重大な犯罪等を予防し、低減するという観点からは、これらの点について、その問題性を改善することは有益である。このような観点から本研究は行われたものであって、その趣旨について誤解がないことを望んでいる。

そして、上記のとおり、本研究は、事例数が豊富とは言えない中で、これまで実証的な分析が乏しかった分野についてその実態を探ろうとしたものであるが、まだまだ十分な分析には至ることができていない。今後、同種事件のデータを積み重ねるなどした上で、研究の充実を図っていくべきであると考えます。

【調査対象事件一覧】

年齢層	責任能力	前科	被害者総数	死亡者総数	犯行動機	犯行方法
10歳代	限定	なし	3	1	不明	包丁で突き刺す
50歳代	限定	あり	1	1	不明	手で首を絞める
10歳代	完全	なし	1	-	飛び降り自殺を図るに当たって、飛び降りにより即死できるかどうかを試すため	高所から投げ落とす
40歳代	完全	あり	1	-	受刑を繰り返して社会全体を恨むようになり、社会への怨恨を晴らすため	包丁で突き刺す
20歳代	完全	あり	3	2	自己が不本意な生活を強いられていると思い、日本社会に対して強い不満を抱いたため	包丁で突き刺す
30歳代	完全	なし	15	5	自己の将来に絶望し、そのような状態になったのは社会に責任があると考えたため	包丁で突き刺す
20歳代	完全	なし	1	-	恐怖感等から自殺することができないので、死刑にしてみよう	ナイフで切りつける
20歳代	完全	なし	1	1	孤独感にさいなまれていたところ、別の無差別殺傷事件の犯人に共感したため	包丁で突き刺す
20歳代	限定	なし	2	2	学生時代にいじめを受けた体験を思い出し、やり場のないいら立ちを晴らすため	ナイフで突き刺す
50歳代	完全	あり	2	-	生活に行き詰まり、長く刑務所に入ろうと考えたため	包丁で突き刺す
40歳代	完全	あり	1	-	逮捕時の体験により警察官に恨みを抱き、他の警察官を殺害してその怨恨を晴らすため	牛刀で突き刺す
30歳代	完全	あり	23	8	不遇感等から憤まんを募らせ、自暴自棄となり、多くの人に苦しみを味わわせるため	包丁で突き刺す
30歳代	完全	あり	4	-	自己の不運な体験によりたまっていたうっ憤を晴らすため	包丁で突き刺す
50歳代	完全	あり	1	-	不明	炎の中に押し倒す
30歳代	完全	なし	1	1	人間関係等に悩み、刑務所に入ることで苦境から逃れようと考えたもの	鈍器を叩きつける
30歳代	完全	あり	4	-	憤まんの対象者を発見できなかったことから、その近隣で殺人を行って対象者に恐怖を覚えさせるため	包丁で切りつける
30歳代	完全	なし	1	1	自分の話が信用されず、親族等から見捨てられたという悔しさや怒りを他人に分からせるため	包丁で突き刺す
30歳代	完全	あり	1	-	生活に行き詰まり、刑務所に戻りたいと考えたため	小刀で突き刺す
50歳代	完全	あり	1	-	今後の生活に悩んだ挙げ句、刑務所に入ると考えたため	ナイフで突き刺す
30歳代	完全	あり	4	1	日々の生活が思い通りにならないと不満に感じ、人を殺すことによりうっ憤を晴らそうと考えたため	包丁で突き刺す
30歳代	完全	なし	2	1	自分だけが不幸だと感じ、幸福そうに見える人を殺害してうっ憤を解消するため	包丁で突き刺す
40歳代	完全	あり	4	1	経済的に行き詰まりから自暴自棄となり、自殺願望を強めて死刑になろうと考えたため	鈍器で殴打する
20歳代	完全	なし	1	1	かねてから有していた殺人への興味を実現しようと考えたため	鈍器で殴打する
20歳代	完全	なし	1	-	疎外感からいら立ちを募らせ、そのうっ憤を晴らすため	ナイフで突き刺す
30歳代	限定	なし	3	-	就職、家族・友人関係等がうまく行かず、経済的・精神的に追い詰められ、殺害を思いついたため	包丁で突き刺す
30歳代	完全	あり	1	-	物の貸借をめぐって知人との間で発生したトラブルによる怒りを紛らわせるため	ナイフで突き刺す
40歳代	限定	なし	2	-	不明	包丁の刃で叩く
30歳代	完全	あり	1	-	就職難等によるいら立ちから、殺人により憂さ晴らしをしようと考えたため	包丁で突き刺す

年齢層	責任能力	前科	被害者総数	死亡者総数	犯行動機	犯行方法
40歳代	完全	あり	1	1	借金苦から、生き延びる手段として刑務所に入ろうと考えたため	ナイフで突き刺す
20歳代	完全	なし	1	-	気分変調の症状にいら立ちを覚え、人を殺せばいら立ちから解放されると考えたため	手で首を絞める
10歳代	完全	なし	3	1	不明	包丁で突き刺す
30歳代	完全	あり	3	3	人を窒息死させて、興奮したいと考えたため	鼻孔等を塞ぐ
10歳代	完全	なし	1	-	ナイフで人を刺すことに興味を持っていたため	ナイフで突き刺す
50歳代	限定	あり	1	-	不明	ナイフで突き刺す
60歳代	完全	なし	3	-	区役所職員の対応に立腹して所在地を離れて行き詰まりを覚え、当該職員を困惑させようと考えたため	ナイフで突き刺す
20歳代	完全	なし	1	-	自殺願望を有していたことから、他人を殺害して、死刑になろうと考えたため	ナイフで突き刺す
20歳代	完全	なし	2	2	自分の将来に絶望し、他人を殺害して快感を得ようと考えたため	ナイフで突き刺す
40歳代	限定	あり	1	-	暴力団組員に対する恨みから、暴力団員を殺害して退治するという衝動を抱いたため	ナイフで突き刺す
10歳代	完全	なし	1	1	大人全体に対する嫌悪感から、自己の激しいいら立ちを解消するため	鈍器で殴打する
20歳代	完全	なし	1	-	親への怒りから、当て付けのため、他人を殺害して刑務所に入ろうと考えたため	ナイフで突き刺す
20歳代	完全	あり	2	-	不満やいら立ちを募らせ、同年代の人達を刺せば気持ちが晴れると考えたため	刃物で突き刺す
40歳代	限定	あり	1	-	周囲との人間関係に困り、大事件を起こして逮捕されれば、関係を解消できると考えたため	高所から投げ落とす
30歳代	完全	なし	1	1	勤務先の同僚に対するうっ憤を募らせ、八つ当たりで他人を殺害してうっ憤を晴らそうと考えたため	牛刀で突き刺す
60歳代	完全	あり	1	-	自分の境遇に対する不満を晴らすため、世間が驚く重大事件を起こそうとしたため	包丁で突き刺す
10歳代	完全	なし	1	1	自己の評価を落とすとともに、周りの環境を一変させて、自殺するための踏ん切りをつけるため	小刀で突き刺す
20歳代	完全	なし	1	-	闘病生活に対する不満から幸福そうな者に対するねたみを抱いたため	鈍器で殴打する
30歳代	限定	あり	1	-	不明	包丁で突き刺す
10歳代	完全	なし	1	1	肉親と距離を置くために、殺人を犯して刑務所に入ろうと考えたため	電車へ突き飛ばす
30歳代	完全	なし	1	-	不明	ナイフで突き刺す
20歳代	完全	なし	1	-	上司に対して不満を抱き、殺人事件を起こすことにより勤務先を辞めるとともに上司を苦しめるため	ナイフで突き刺す
20歳代	完全	なし	9	2	自殺願望を有し、多数人を殺害して死刑になることにより確実に死のうと考えたため	ナイフで突き刺す
30歳代	限定	あり	1	1	不明	ナイフで突き刺す

注 1 本表の内容は、判決書による。

2 同一の調査対象者が複数の事件を起こしている場合は、主たる無差別殺傷事件による。ただし、被害者については、全ての事件を計上している。

3 犯行時の年齢による。

4 「被害者」は、攻撃を受けた者全てであり、受傷者に限らない。

5 「犯行動機」は、無差別殺傷事件に至った動機のうち主なものであり、必ずしも全てではない。

6 「犯行方法」は、被害の程度が重いもの、被害者数が多いもの、先行して行われたものの順に、最も先に該当する犯行方法を計上している。